ISSN 2436-7907

龍谷大学
社会学部紀要

第　69　号

黒田浩一郎教授　退職記念号

黒田浩一郎教授の退職記念号によせて …… 吉　田　竜　司

黒田浩一郎教授 略歴 …… (1)

論　文

地域社会におけるムスリム墓地・埋葬への関心と対応
——地方紙における報道から—— …… 岩　倉　　洸 (3)

2012 年年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点
——「特例措置分」解消の根拠の不存在—— …… 田　中　明　彦 (25)

ソーシャルワーカーの支援の質に影響を与える要因
——中国の X 高齢者福祉施設におけるインタビュー調査から—— …… 張　　白　璐 (52)

「ペットの家族化」に伴う社会福祉の課題 …… 筒　井　のり子 (79)

公共社会学のようなオートエスノグラフィ
——2025 年度「基礎ゼミナール B」実践報告—— …… 古荘　匡義・湯田　直人 (91)

研究資料

洞川財産区の歴史的変遷と資源管理 …… 柴　田　和　子 (110)

翻　訳

エミール・レーデラー，エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第 7 章（その 1) …… 舟木　徹男・貫井　　隆 (124)

2026

龍谷大学社会学部学会

黒田浩一郎教授の退職記念号によせて

龍谷大学社会学部学会会長　吉　田　竜　司

黒田浩一郎教授は，2026 年 3 月 31 日をもって本学社会学部総合社会学科を定年退職されました。2001 年に本学部社会学科教授として赴任されて以来，じつに四半世紀の長きにわたって，研究教育のみならず学部運営にも多大なるご尽力を賜りました。

黒田先生のご専門は医療社会学で，社会の医療化を軸に，現代における「健康ブーム」と「健康至上主義」の広がりにまで至る研究に一貫して取り組んでこられました。その間，日本保健医療社会学会をはじめ，日本社会学会，関西社会学会で各種理事・委員を務められるとともに，学内では社会学研究科長（2009～2010 年度），社会学部長（2011～2012 年度）をはじめとする学部・大学院運営の要職を歴任してこられました。

個人的な話になりますが，私が黒田先生に初めてお目にかかったのは今から 35 年以上前，私がまだ学部生の頃でした。卒業論文の準備中で参考文献として先生の論文を読んでいた私は，その著者に会うというので緊張していたのを覚えています。学問の世界に憧れていた頃の「おぼこい」思い出です。トマス・シェフの逸脱論についての先生のご見解をうかがったのを覚えていますが，そのときの黒田先生の印象は「朴訥」かつ「冷静沈着」でした。

その後，どういうわけか龍谷大学社会学部で 25 年間も同僚として過ごすことになろうとは，当時は夢にも思いませんでした。ネットワーク論が指摘する「小さな世界」を実感するところです。そして先生が同僚となってからは，学部運営に関する業務や会議で数えきれないほどご一緒させていただきました。いつお見かけしても黒田先生は，初めてお会いしたときの印象から 1 ミリのブレもなくあくまで冷静沈着で，論理的かつ確実に仕事をこなされていたことにつねづね感服いたしておりました。

このように「浅からぬ縁」の黒田先生がご退職されたことに，あらためて時の流れを感じるとともに一抹の寂しさを禁じえませんが，これからもご健康で研究を続けられ，先生の医療社会学が着実に深化していくことを祈念いたしております。

黒田浩一郎　教授　略歴

黒（くろ）　田（だ）　浩一郎（こういちろう）



学　　歴

1981 年 3 月　　京都大学文学部哲学科社会学専攻　卒業
1983 年 3 月　　京都大学大学院文学研究科修士課程社会学専攻修了
1986 年 3 月　　京都大学大学院文学研究科博士後期課程社会学専攻学修退学

職　　歴

1986 年 4 月　　愛媛大学法文学部文学科講師
1987 年10月　　同　助教授に昇任（～1990 年 3 月）
1990 年 4 月　　神戸女学院大学文学部総合文化学科助教授
1994 年 4 月　　同　教授に昇任（～2001 年 3 月）
2001 年 4 月　　龍谷大学社会学部社会学科教授
2026 年 3 月　　同　定年退職

所属学会

日本社会学会，関西社会学会，日本保健医療社会学会，*International Sociological Association*

研究業績

1. 主な編著書（編集および章などの分担執筆）

佐藤純一，美馬達哉，中川輝彦，本郷正武，黒田浩一郎編『食と健康の医療社会学――〈食べること〉からのアプローチ（仮題）』ミネルヴァ書房，近刊（共編，序章「食は心身の健康にどう関係するか：社会学からのアプローチ」を執筆）

佐藤純一，美馬達哉，中川輝彦，黒田浩一郎編『病と健康をめぐるせめぎあい：コンテステーションの医療社会学』ミネルヴァ書房，2022 年（共編，序章「病をめぐる論争とはなにか」コラム 1「化学物質過敏症」，コラム 4「『買ってはいけない』対『「買ってはいけない」は買ってはいけない』」を執筆）

中川輝彦・黒田浩一郎編『［新版］現代医療の社会学－日本の現状と課題』世界思想社，2015 年（共編，第 11 章「健康」を執筆）

中川輝彦・黒田浩一郎編『よくわかる医療社会学』ミネルヴァ書房，2010 年（共編，「残余ルール違反－精神疾患の社会学」「ジェンダーと病」「健康至上主義」「医学知識・医療技術の社会的構築」「先端医療」「医師と連携する専門職」「アーヴィング・ゴッフマン」の章と「健康食品」「QOL」「DSM」「赤ひげ：医療不信の神話」のコラムを執筆）

佐藤純一・土屋貴志・黒田浩一郎編『先端医療の社会学』世界思想社，2010 年（共編，序章「先端医療，先端性，社会学」を執筆）

黒田浩一郎編『医療社会学のフロンティア－現代医療と社会－』世界思想社，2001 年（編集，第 1 章「医療社会学の前提」を執筆）

佐藤純一・黒田浩一郎編『医療神話の社会学』世界思想社，1998 年（共編，第 3 章「赤ひげ」，第 7 章「ホスピス」を執筆）

2. 主な著書（章の分担執筆）

須田木綿子，鎮目真人，西野理子，樫田美雄編『研究道－学的探求の道案内』東信堂，2013 年（第 6 章「英語文献の活用法」を執筆）

森田洋司・新藤雄三編『医療化のポリティクス－近代医療の地平を問う』学文社，2006 年（第 13 章「論説のなかの『健康ブーム』－健康至上主義と社会の医療化の『神話』」を執筆［中川輝彦と共同執筆］）

宝月誠・新藤雄三編『社会的コントロール論の現在－新たな社会的世界の構築をめざして－』世界思想社，2005 年（「病／医療と社会理論」を執筆）

佐藤純一編『文化現象としての癒し－民間医療の現在－』メディカ出版，2000 年（第 4 章「民間医療と正統医療の地勢学的『関係』」を執筆）

内田隆三編『イメージのなかの社会（情報社会の文化 2）』東京大学出版会，1998 年（第 4 章「大衆薬広告は何を語るか－医療の言説の政治学」を執筆）

3. 主な論文

「医療化，製薬化，生物医学化」『保健医療社会学論集』25 巻 1 号，pp.2-9, 2014 年。

「『健康食品』の社会学－序説－」『国際社会文化研究所紀要』9 号，pp.289-311, 2007 年

「保健医療社会学から社会学へ－保健医療社会学のための社会理論の構想」『保健医療社会学論集』14 巻 2 号，pp.9-18, 2004 年 3 月 25 日。

「我々の社会は『健康至上主義』の社会か（2）－既存研究のレビュー－」『龍谷大学社会学部紀要』24 号，pp.11-35, 2004 年。

「我々の社会は『健康至上主義』の社会か（1）－序説－」『龍谷大学社会学部紀要』23 号，pp.1-17, 2003 年。

「我が国における戦後の死亡場所の変化－その実態－」『神戸女学院大学論集』39 巻 3 号，pp.79-101, 1993 年。

「臨死患者の看護－技術志向と人間志向の葛藤－」生命科学振興会『ライフサイエンス』18 巻 2 号，pp.32-41, 1991 年。

「現代社会における民間医療－断食医療の事例－」『ソシオロジ』29 巻 3 号，pp.57-82, 1985 年。

〈論　文〉

地域社会におけるムスリム墓地・埋葬への関心と対応

――地方紙における報道から――

岩　倉　　洸

要旨：2020 年代以降宮城・大分を中心にムスリム墓地・埋葬が全国レベルの社会問題となりつつある。本稿は地方紙の記事から，当事者と日本社会の間に存在する地域社会における在日ムスリム墓地・埋葬の関心と対応を明らかにしていく。具体的にはムスリム墓地・埋葬に関係を有する地域の地方紙の記事を検討し，量的・質的な傾向を示す。検討の結果，各地方紙によって自他地域の墓地，戦争原爆，ムスリム社会等多様なテーマ関心を抱きつつ，2020 年代以降大分と宮城のムスリム墓地建設運動への関心に収斂していった。また，地方紙全体に共通して，国による地方への問題押しつけという意識，多様なアクターの賛否意見の掲載という特徴も見られた。一方で，墓地建設運動が現在進行形で発生している地域の地方紙ではムスリム墓地に中立的な立場を取り，墓地建設運動が現在発生していない地域の地方紙ではムスリム墓地に賛成する立場を取るという差も存在する。

はじめに

2024 年末，日本に居住しているイスラーム教徒（以後在日ムスリム）は，418413 人を超えた（外国人ムスリム 363413 人，日本人ムスリム 55000 人）（店田 2025: 19）。歴史的に見れば，1930 年代の 1000 人，1969 年の 3500 人，1984 年の 8000 人，1990 年の 29734 人，2006 年の 70000 人，2010 年の 110000 人，2020 年の 230000 人と増加してきたが，今や日本の総人口の約 0.3％ を占めている。さらに，東京，大阪，名古屋の三大都市圏居住割合が 1990 年では 82％ であったが，2023 年には 67％ に低下している（店田 2025: 13）。このことは在日ムスリムの地方への拡散を示す。

しかし，在日ムスリムの定着は，彼らの生存基盤の確保をめぐって日本社会との緊張や摩擦も生じさせている。モスクの建設，給食のハラール対応，学校や職場における礼拝スペースの設置等に加えて，ムスリムが宗教教義上不可欠とする土葬が可能な墓地や埋葬対応もその代表例である。墓地や埋葬に関して言えば，2020 年代以降大分県日出町ではムスリム墓地の建設が町長選挙の争点となり反対派が勝利し墓地建設計画が凍結され，宮城県では県知事選挙で墓地建設が争点となり賛成派だった知事は建設撤回に追い込まれた。さらに，参議院厚生労働委員会で土葬に関する質疑，地方自民党市議団による厚生労働省への火葬堅持の陳情も見られた。行政や議会ばかりではない。マスメディアや学術界では多文化共生の観点を強調し，在日ムスリムの墓地・埋葬の受け入れを表明する傾向にある。一方インターネットでは，「水質汚染や風評被害の恐れ」，「郷に入っては郷に従うべきだ」，「多文化共生の押しつけだ」，「火葬が伝統である」等在日ムスリムの墓地・埋葬の受け入れに反対・慎重言説が多数であるように見える。このように在日ムスリムの墓地・埋葬は特定の地域を超えて，全国レベルの社会問題として取り上げられつつある。

在日ムスリム墓地・埋葬に関する日本社会の言説研究は近年蓄積されつつある。墓地に直接かかわる霊園や地元住民の言説（藤本 2021，吉田 2024），全国レベルのマスメディアの言説（Wasegg2018，岩倉 2024）に関する研究は代表例である。しかし，ムスリムやムスリム墓地が全国に偏在しており（図 1 参照），その対応に複数の

市町村や都道府県がかかわっている(1)。そのことを考えるならば，墓地に直接かかわる人々や全国レベルだけでなく，その間に存在する都道府県レベルの「地域社会」の言説の分析も重要である。

そこで，本稿はこのような社会的・研究的状況を踏まえて，在日ムスリムの墓地・埋葬について，都道府県レベルの「地域社会」の関心と対応がいかなるものかを明らかにする。地域社会の関心・対応を探る材料として，一定の地域内で販売されている地方紙を取りあげて在日ムスリムの墓地・埋葬について検討していく。具体的には第 1 章では，先行研究において在日ムスリムの墓地・埋葬と日本社会がどのような言説で論じてきたかの成果と課題を整理し，課題を克服する手法の 1 つとしてフレーム分析にも言及する。第 2 章では分析対象となる地方紙の選定基準と概要を示し，量的・質的分析の手法を示していく。第 3 章では，各地方紙の量的な傾向を示し，第 4 章では各地方紙の記事の質的な特徴を明らかにする。第 5 章ではこれまでの分析を踏まえたうえで，いくつかの判断基準別に各地方紙における在日ムスリム墓地・埋葬に関する言説の特徴を提示する。

以下本稿において，「在日ムスリム」，「在日ムスリム墓地」，「埋葬」は在日ムスリムの墓地・埋葬研究を整理した岩倉（2025）を引用して，以下のように定義する。第一に「在日ムスリム」とは，短期滞在者を除き，改宗経緯や出身・国籍を問わず日本に一定期間（中長期の在留資格が必要な 90 日）以上居住しているイスラーム教徒を指す。第二に，「在日ムスリム墓地」は管理の主体や状況を問わず，一度でもムスリムの土葬を受け入れた墓地を指す。第三に，「埋葬」とは，イスラーム法で規定された洗体，死装束，葬儀礼拝，埋葬に加えてその後の墓参りや追悼・慰霊等も含める。なお，以下本稿で特定の新聞記事を示す際には，（新聞名．西暦年．月．日）と示し，必要がある場合，見出し・特集名も併記する。

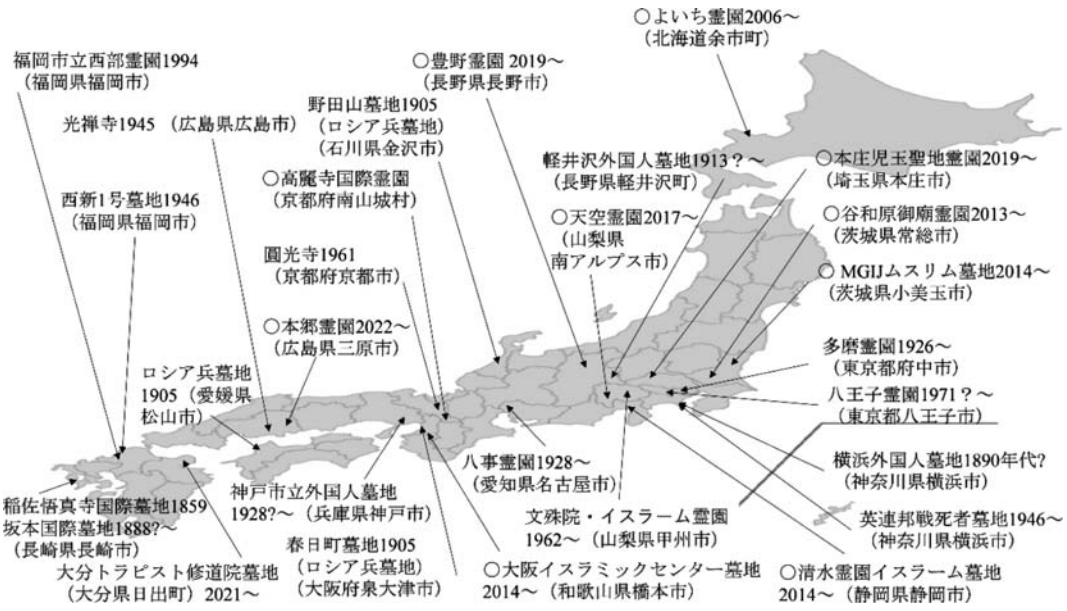


図 1　全国の在日ムスリム墓地

出典：筆者作成
年代は墓地建設あるいは確認できるムスリム埋葬の最古の年（　）内は墓地の所在地
現在もムスリムの埋葬がある程度可能な墓地には，名称の前に○をつけている

1. 先行研究における状況

1-1. 在日ムスリム墓地・埋葬と日本社会の研究

在日ムスリム墓地・埋葬について日本社会はどのような関心を有し，対応してきたのか。多くの蓄積を有するのが，ムスリム墓地の受け入れ賛否要因の研究である。藤本（2021）は，墓地（NIMBY）[2]，土葬，イスラームへの忌避を，日本社会がムスリム墓地を忌避する三大要因とし，その他賛否要因として「日本人主体交渉」，「区画購入の範囲」，「行政の引き延ばし」，「在来宗教者による土地提供や住民の説得」，「ネットワークによる寄付」等を提示した。土葬問題のルポを書いた鈴木（2025）も 3 つの忌避を指摘しつつ，「国際化を推進する行政への反発」，「日本人が死を向き合わないという死生観の変容」が背景にあると考察している。

個別の墓地やアクター事例研究も有用である。川﨑（2016）は，改宗日本人ムスリムが地元住民・遺族に適応した墓地を作り，外国人ムスリムが地元住民・遺族から見えない墓地を作る差異を指摘し，地域社会とのかかわり方や伝統的な土葬文化の有無がムスリム墓地への賛否イメージを形成すると指摘する。吉田（2024）は，このような地域社会との関係を宗教と人々の間を調整する「宗教コーディネーター」の議論を援用し，ムスリムが直接管理する墓地と墓地管理者がムスリムと地域社会の間を仲立ちする墓地とでは，後者の方が地域社会と顔の見える関係を構築できると結論付けた。また，ラフマンヌール（2024）は，東京の病院，葬儀社，区役所等の多くが土葬に関する正確な情報やノウハウを持たない[3]ことを示した。さらに，岩倉（2025）は，学術界において在日ムスリムの墓地・埋葬研究が在日ムスリムの受け入れを多文化共生の問題として理解し，多文化共生実現のために如何に受け入れるべきかに論点が集中する傾向を明らかにしている。

本稿の議論と関係が深いのは，マスメディアの報道研究である。Wasegg（2018）は，全国紙や全国テレビの報道内容を検討し，報道が一部墓地に限られ，土葬用墓地の土地不足という誤った認識を流していると論じた。その上で本質的に重要なのは墓地の偏在性とムスリム自身の墓地に関する情報不足であると指摘した。岩倉（2024）は全国紙の在日ムスリム墓地・埋葬の記事を検討し，1945 年以前のムスリム墓地埋葬への関心の勃興期，1990 年代の遺体の母国輸送方法検討期，2020 年代以降の多文化共生の観点から在日ムスリム墓地・埋葬を受け入れ論期といった論調の変容を示している。さらに，記事においてムスリム・研究者等が「宗教教義」，「多文化共生」，「人権」，「墓地・埋葬費用」から受け入れ賛成を掲げ，地元住民や保守活動家等が「環境汚染」，「風評被害」，「土葬忌避」から受け入れ反対を掲げていることも示した。こうした内容が実際には地方の外国人ムスリム問題として表象され，矮小化されているという指摘も重要であろう。

これらの先行研究は，多文化共生だけでなく，仲介者の存在，様々なモノに対する忌避や反発，情報入手状況によって変容するアクターの言説を明らかにしてきた。しかし，対象にした言説が個別のアクターや全国メディアに限られ，イメージや賛否の言説がどのような背景で生まれ，社会的な意味を有するかという検討は不十分である。より多くの言説を対象にしつつ，検討のための分析視点が必要であろう。

1-2. フレーム，フレーミング研究

では，言説を検討するためにはどのような分析視点が必要であろうか。言説分析とは，「言語（テクスト）の生産・流通・消費の過程を意識し，その過程でどのような表現をされたのか，生ずる意味ないし意図は何なのかを具体的に分析すること」（大石 2016）である。こうした言説分析に有効な手法の 1 つとして，社会学・心理学で用いられたフレーム／フレーミング概念[4]が存在する。フレームとは「社会の出来事を理解し，何が問題かを連想させる主要な体系的概念」を意味し，フレーミングとは「知覚された現実の幾つかの側面を選択し，伝達するテクストの中で際だたせるものであり，記述された項目に対して特定の方法での問題の定義，因果的解釈，道徳的評価，対処の推奨を促進すること」（Entman 1993）とされている。これをメディアに置き換えるならば「メディ

アが特定の社会的問題の争点や出来事をどのように枠づけ（取捨選択や強調・無視）して報じるか」（Gitlin 1980）と言えよう。

つまり，報道が在日ムスリム墓地・埋葬問題をどのように定義し，何が原因で，どのように道徳的に評価し，問題の解決方法はどのようなものを強調するかという枠組みが「フレーム」，過程が「フレーミング」である。フレームを抜き出す方法としては，事前に設定したフレームからキーワードを同定する「フレームリスト法」，単語の頻出頻度から同定する「多元的概念フレーミング」等が存在する。本稿は，在日ムスリムの墓地・埋葬フレーム研究がなく，多くの言説を掬いあげるために記事内から共通のキーワードを指標要素としてフレームを帰納的に同定する「メディア・パッケージ」（Gamson & Modigliani 1989）の手法を用いる。この手法は「何が問題になるのか」（フレーム）とその指標要素とが一定のパターンで組み合わさったものが「パッケージ」とされる。例えば以下の表 1 のように整理できる。

表 1　メディア・パッケージに基づくフレームの同定方法の例

フレーム	記事内のキーワード
人権	宗教の自由
	法の下の平等

すなわち記事内の「キーワード」を拾い上げ，どのような論点，評価，解決策を強調しようとしているのかという「フレーム」を発見することで，ムスリム墓地・埋葬に関する言説を背景も含めて提示できる。

2. 分析対象と手法について

2-1. どのような地方紙を分析するのか

本稿の分析は，特定の地域にのみ配布する地方紙を対象にする。日本の地方紙を研究した金（2020）によれば，地方紙は「地域密着型の情報を提供することで地域住民の世論形成や意識に影響を及ぼす」，「地域によっては全国紙に匹敵あるいは上回るシェアを持つ」と指摘されている。これに加えて，「社会的問題の経時的な分析や地域同士の比較も可能」という特徴もある。在日ムスリムや墓地の偏在性を考えると，有用な分析対象と言えよう。

では，どの地方紙を取り上げるべきだろうか。第一に，ブロック紙（複数県），県紙（県），地域紙（市町村）全てを採用し，配布範囲は問わない。これは，地域によって，地方紙の状況が異なることに加え，多くの言説を検討するためである。第二に，地方紙の配布地域とムスリム墓地・埋葬が何らかの関係を有していることである。具体的には，「歴史的にムスリムが埋葬された墓地がある地域」，「ムスリムが埋葬可能な墓地が存在している地域」，「墓地建設運動やトラブルが発生している（した）地域」の地方紙を取り上げる。

以下，表 2 において，上記基準で採用した地方紙 22 紙の「新聞名」，「データベースと開始年代」，「所在地とシェア」，「ムスリムとの関係」，「保守／リベラル論調」を示す。ムスリムとの関係については「歴史的な墓地がある（A）」，「現在も受け入れ可能な墓地がある（B）」，「墓地建設運動あるいは墓地・埋葬に関するトラブルが見られた（C）」とした。在日ムスリム墓地・埋葬問題が外国人問題の属性もあるため，保守／リベラルの違いも重要なファクターである。そのため，金子（2021）の研究の基準に従い，記事が存在する年代でリベラル，中庸，保守と分類した[5]。しかし，以降の検討において保守論調の地方紙に記事が存在せず，各地方紙の記事数に差があるため，本稿では保守／リベラルの観点からの検討は実施しない。

2-2. 対象記事の選別と分析手法

本稿は地方紙の 22 紙を，以下のようにムスリム墓地・葬送儀礼に関する記事を選別して，量的・質的な検討を行った。（表 3 参照）。ただし，北國新聞と紀伊民報は調査対象時期に記事が存在しなかった。そのため，以降の検討においてこの 2 紙の検討は原則省略する。

表2　分析対象紙と概要

新聞名	データベース 開始年代	所在地とシェア	ムスリムとの関係	保守／リベラル
北海道新聞 ※ブロック紙	どうしん記事データベース 1988～	北海道 28.8%　1 位	B	リベラル
河北新報	ELNET 1996～	宮城 35.4%　1 位	C	中庸
上毛新聞	ELNET 1992～	群馬 29.4%　1 位	C	中庸→リベラル
下野新聞	ELNET 1988～	栃木 31.2%　1 位	C	リベラル
茨城新聞	ELNET 2008～	茨木 9.13%　2 位	BC	中庸
埼玉新聞	ELNET 2008～	埼玉 3.3%　4 位以下	BC	中庸
神奈川新聞	ELNET 1998～	神奈川 7%　4 位	A	リベラル
東京新聞 ※ブロック紙	中日新聞・東京新聞記事データベース 1997～	東京　10% 未満 4 位以下	ABC	リベラル
山梨日日新聞	ELNET 1990～	山梨 45.4%　1 位	B	リベラル
静岡新聞	ELNET 1998～	静岡 29.8%　1 位	B	保守→リベラル
中日新聞 ※ブロック紙	中日新聞・東京新聞記事データベース 1987～	愛知 33.7%　1 位 静岡 6.38%　2 位	AB	リベラル
北國新聞	ELNET 1993～	石川 53.7%　1 位	A	保守
信濃毎日新聞	信濃毎日新聞データベース 1995～	長野 44.1%　1 位	AB	リベラル
京都新聞	日経テレコン PLUS 1998～	京都 20.4%　1 位	AB	リベラル
神戸新聞	日経テレコン PLUS 2000～	兵庫 14.2%　1 位	AB	リベラル
紀伊民報	ELNET 1998～	和歌山 6.5%　4 位以下	B	中庸
山陽新聞	ELNET 1998～	広島では不明	AB	中庸
中国新聞	ELNET 1996～	広島 34%　1 位	AB	リベラル
愛媛新聞	ELNET 1998～	愛媛 26.7%　1 位	A	リベラル
西日本新聞 ※ブロック紙	西日本新聞データベース 1989～	福岡 12.1%　1 位 長崎 4.51%　3 位	ABC	リベラル
長崎新聞	ELNET 2008～	長崎 25.3%　1 位	A	中庸→リベラル
大分合同新聞	ELNET 2000～	大分 29.4%　1 位	BC	リベラル

出典：日本 ABC 協会（2024），金子（2021）より筆者作成。

表3　対象記事の選定方法，量的・質的調査の手法

選定・分析手法の各項目	説明
対象時期	各データベース上もっとも古い年度～2025 年 5 月 1 日までの記事を対象とする
記事の抽出法	各社データベースの対象期間記事を，検索ワード①と②を AND 検索で全て抽出。さらに，目視で在日ムスリムの墓地・埋葬に関わる記事に選別する。
抽出に使用する検索ワード ①（イスラームを意味する用語）+②（墓地・埋葬用語）の組合せで実施	ワード①イスラーム，イスラム，ムスリム，回教，回々教，マホメット教，ムハンマド教 ワード②墓，墓地，霊園，葬，葬儀，葬式，埋葬，土葬，追悼，顕彰，慰霊
量的分析方法	各地方紙の記事において，記事総数，テーマ別記事数，言説ソース分布，地域別・独自記事割合，フレーム別記事数を数値で示す
質的分析方法	地方紙別に，各記事の報道内容のテーマ，論調，フレームの詳細内容や傾向を示す。

3. 量的傾向の検討

3-1. 年代別の記事総数

まず各社の記事総数を最古の記事が見られた 1990 年代から，2000 年代，2010 年代，2020 年代に分類し，さらに年代別の合計記事数と初出年を示す。分類した結果が，表 4 である。

地方紙ごとの差異もあるものの，地方紙全体に共通する点も伺える。初出年代について，1990 年代 3 社，2000 年代 3 社，2010 年代 8 社，2020 年代 6 社となっており，各地方においてムスリムの墓地・埋葬が明確に認識されたのは近年といえよう。また，記事量の経時的な傾向については，概ね年代が進むごとに増加している。1990 年代から 2000 年代にかけては地方紙によってどちらが多いか分かれるものの，2010 年代に記事が増加し，2020 年代に爆発的な記事量に増加している傾向は変わらない。

表 4　年代別記事数

新聞	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代	初出年
北海道	—	1	2	—	2002
河北	—	—	3	19	2012
上毛	—	—	2	3	2015
下野	—	—	—	1	2025
茨城	—	—	—	1	2025
埼玉	—	—	—	2	2023
神奈川	—	—	—	2	2020
東京	1	—	3	4	1998
山梨日日	—	—	1	4	2013
静岡	—	—	2	1	2020
中日	2	—	5	3	1990
信濃毎日	—	4	7	3	2000
京都	—	—	7	12	2013
神戸	—	3	4	5	2001
山陽	—	—	—	2	2022
中国	—	—	3	11	2015
愛媛	—	—	1	5	2019
西日本	3	—	9	16	1991
長崎	—	—	1	5	2019
大分合同	—	—	1	67	2018
年代合計	6	8	51	166	—

このような傾向は，2020 年代以降に大分と宮城においてムスリム墓地建設運動が本格化していった時期と重なっていることが要因であろう。しかし，それらの墓地建設運動が発生する前の 2010 年代以前において在日ムスリム墓地・埋葬に関する記事の蓄積が存在することには留意が必要である。

3-2. テーマ別記事数

それでは，各地方紙において一体どのようなテーマで在日ムスリム墓地・埋葬が論じられてきたのだろうか。そこで，年代別・地方紙別に各記事のテーマ分類を行う。具体的には，①在日ムスリム社会（在日ムスリム社会全体を報じた記事），②埋葬方法（イスラームの埋葬を報じた記事），③特定個人の訃報（特定の在日ムスリムの死亡記事），④ムスリム墓地問題（日本のムスリム墓地建設運動や墓地問題に関する記事），⑤追悼（ムスリムやその他イベントにおける追悼記事），⑥墓地言及（墓地の存在に言及したのみの記事），⑦その他に分類し，どのような傾向があるかを検討する。その結果が表 5・表 6 である。

表 5 の年代別テーマ記事数を見ていくと，1990 年代には追悼記事が多数を占め，2000 年代には在日ムスリム社会の生活課題の一つとして，墓地・埋葬が言及されてきた。2010 年代になると，原爆・戦争や東日本大震災等とムスリムの死が結び付けられる追悼，在日ムスリム社会の課題としての墓地・埋葬が語られるとともに，ムスリム墓地問題についても言及されようになる。そして，2020 年代になると墓地問題そのものが焦点となっていく。

しかし，表 6 の地方紙別テーマ記事数を見ていくと，各地方紙でテーマの言及具合が異なることが伺える。一定の記事量が存在する各地方紙の中心的テーマを分類すると，①墓地問題が中心である地方紙（河北新報，愛媛新聞，西日本新聞，長崎新聞，大分合同新聞），②追悼が墓地問題と匹敵するテーマである地方紙（京都新聞，中国新聞），③在日ムスリム社会自体が中心である地方紙（信濃毎日新聞），④埋葬方法が中心である地方紙（上毛新聞），⑤複数のテーマがバランスよ

く掲載される地方紙（東京新聞，中日新聞，神戸新聞）になる。

表5　年代別テーマ記事数

	1990年代	2000年代	2010年代	2020年代
在日ムスリム	—	5	7	2
埋葬方法	1	1	5	4
個人訃報	1	—	11	—
墓地問題	—	1	7	144
追悼	3	1	17	12
墓地言及	1	—	4	4

表6　地方紙別テーマ記事数

	在日ムスリム	埋葬方法	個人訃報	墓地問題	追悼	墓地言及
北海道	1	1	—	—	1	—
河北	1	—	1	19	1	—
上毛	—	3	—	2	—	—
下野	—	—	—	1	—	—
茨城	—	—	—	1	—	—
埼玉	—	—	—	2	—	—
神奈川	—	1	—	1	—	—
東京	—	1	3	3	1	—
山梨	—	—	—	3	—	2
静岡	1	—	—	2	—	—
中日	—	3	2	2	3	—
信濃	7	—	1	4	1	1
京都	—	—	2	6	10	1
神戸	2	1	1	5	2	1
山陽	—	—	—	1	1	—
中国	—	—	—	7	6	1
愛媛	—	—	1	4	—	1
西日本	2	1	1	16	7	1
長崎	—	—	—	5	—	1
大分	—	—	—	68	—	—

3-3. 記事言説ソース分布

記事量とテーマに続き重要なのは，記事内容の根拠は誰のどのような言説によるものかという点である。ここでは各社の記事の判断やデータの根拠となる言説について，記事1つの登場につき1回とカウントし，①記者，②専門家（研究者等），③ムスリム，④行政，⑤地元議会，⑥地元住民，⑦宗教者・霊園管理者（非ムスリム），⑧遺族（ムスリムの遺族），⑨その他（一般日本人，インターネット等），⑩特になしに分類したのが表7である。

各ソースの言説傾向を見ていくと，「記者＝個人の見解として多文化共生や国際化の視点から墓地・埋葬推進」，「専門家＝研究者や弁護士等。多文化共生や人権の観点から墓地・埋葬推進。地元に押し付けるなという意見も少数あり」，「ムスリム＝宗教的理由，人権，経済的負担等から墓地・埋葬推進」，「行政＝墓地建設運動に対して反対～賛成まで多様」，「議会＝墓地・埋葬に慎重」，「地元住民＝墓地・埋葬に慎重」，「宗教者・霊園管理者＝墓地や埋葬の仲介人。墓地受け入れ賛成の主張」，「遺族＝墓地受け入れを感謝」，「その他＝ネットや保守活動家の反対，または戦争や災害の追悼や慰霊関係者」となる。

全地方紙に共通する特徴を挙げると，ムスリム，専門家，行政が主要なソースであることが伺える。特に，ムスリムは全ての地方紙において採用される重要なソースである。これは記事の多数を占めるムスリムの埋葬方法・墓地問題の記事が似た構造を取っているためである。埋葬方法・墓地問題の記事は「なぜムスリムが土葬するのか，墓地が必要なのかというムスリムの話」からスタートし，「行政の反応」へと話題が移り，最後に「専門家やムスリムが受け入れ前提での対応策を論じ，今後の展望を語る」という言説が展開されることが多いためである。このパターンの言説においては，反対を唱える地元議会，地元住民，その他一般人の意見はまったく存在しないか，存在しても少数に限られる。

もっとも，いくつかの地方紙はそのようなソースのパターンを取っていない。第一のパターンとして，地元議会や地元住民のソース数が多い地方紙（河北新報，西日本新聞，大分新聞）がある。いずれも，現在進行形でムスリム墓地建設運動を抱える都道府県を配布地域としている。そのため，墓地・埋葬に慎重な立場である議会や地元住民の言説も取り込んでいる。第二のパターンとして，慰霊や追悼に参加したムスリムや日本人の声を載せた追悼記事が多数を占める地方紙（中国新

表 7 地方紙別・記事ソースの分布

	記者	専門家	ムスリム	行政	地元議会	地元住民	宗教霊園	遺族	その他	特になし
北海道	1	1	2	—	—	—	1	—	—	—
河北	1	2	8	10	5	—	4	—	3	2
上毛	—	2	5	—	—	1	3	1	—	—
下野	—	1	1	1	—	—	—	—	—	1
茨城	—	—	1	—	—	—	1	—	1	—
埼玉	1	1	1	1	—	—	1	—	—	—
神奈川	—	1	2	—	—	—	—	—	—	—
東京	1	2	5	3	—	—	1	—	1	3
山梨	1	2	4	2	—	—	2	1	—	—
静岡	—	1	1	—	—	1	—	—	1	—
中日	2	—	3	2	—	—	2	—	3	2
信濃	2	5	9	4	—	—	1	—	—	2
京都	1	3	7	2	—	1	2	—	8	3
神戸	2	3	6	1	—	1	—	—	1	2
山陽	1	—	1	1	—	—	—	—	—	—
中国	2	4	7	1	—	—	3	—	2	3
愛媛	1	2	5	1	—	2	3	—	—	—
西日本	—	8	17	8	2	5	6	—	4	4
長崎	—	1	3	—	—	—	1	—	—	2
大分	11	2	25	27	26	18	4	—	1	5

聞，京都新聞）である。このパターンは，太平洋戦争，原爆，震災等とムスリムを結びつけ，世界平和やムスリムとの友好を確かめるという構造となっている。

3-4. 地域別・独自記事割合

しかし，ここまでの検討について留意しなければならないのは，地方紙が一体どの地域のムスリム墓地・埋葬について論じているのかという点である。配布地域（＝自地域）であれば地域密着型情報提供による地域住民の意識形成に影響しているが，非配布地域（＝他地域）であれば非当事者の立場に留まり意識形成には限界がある。このことを踏まえて，各記事を配布地域（＝自地域），非配布地域（＝他地域），地域言及なしに分類して，各社の関心地域を探った。さらに，共同通信等の通信社や別新聞紙提供記事の割合も算定することで，独自情報の度合いも示す。以上の基準から分類した結果が表 8 である。

まず相当程度の地方紙に共通する傾向として，ムスリム墓地・埋葬に関する記事は通信社や他紙提供の情報に依存しており，地方紙によっては住民の意識形成への影響力は限定的である可能性がある。通信社への依存度が 5 割未満なのは 9 社であり，3 割未満となると 6 社になる。依存度が低いのは，ムスリム墓地建設運動が発生している地域・隣接地域の地方紙（河北新報，長崎新聞，大分合同新聞），自地域のムスリム埋葬事情に関心がある地方紙（北海道新聞，静岡新聞，上毛新聞，神戸新聞），自地域の原爆や戦争の追悼に関心がある地方紙（京都新聞，中国新聞）である。なお，この通信社や他紙記事の利用のテーマにはパターンがあり，①特定ムスリムの訃報記事，②ムスリムの死に関連する書籍紹介記事，③日露戦争や南方特別留学生[6]のムスリム墓に関する記事，④ムスリム墓地建設運動や墓地不足に関する記事が主要なものとなっている。

また，どの地域を報道しているかについては，

表 8　地方紙別取りあげ地域および他者記事割合

	自地域報道割合	他地域報道割合	地域無し割合	他社記事割合
北海道	33.3%	77.7%	—	0%
河北	77.2%	13.6%	18.1%	22.7%
上毛	66.6%	100%	—	20%
下野	—	100%	—	100%
茨城	—	100%	—	100%
埼玉	100%	100%	—	50%
神奈川	—	100%	—	50%
東京	12.5%	62.5%	37.5%	100%
山梨	40%	60%	20%	60%
静岡	66.6%	33.3%	33.3%	0%
中日	20%	50%	40%	50%
信濃	7.1%	35.7%	57.1%	50%
京都	57.8%	31.5%	10.5%	31.5%
神戸	16.6%	16.6%	66.6%	41.6%
山陽	50%	50%	—	50%
中国	28.5%	57.1%	14.2%	42.8%
愛媛	—	83.3%	33.3%	83.3%
西日本	85.7%	—	14.2%	53.5%
長崎	16.6%	83.3%	—	16.6%
大分	98.5%	1.4%	1.4%	4.4%

※一つの記事に複数出ていた場合は両方カウント　合計は 100% にならない。
※ブロック紙は複数の配布地域すべてを自地域と見なす

自地域優先が 5 紙，他地域優先が 11，地域優先無しが 4 であった。自地域優先はムスリム墓地建設運動が発生している地域・隣接地域の地方紙（河北新報，西日本新聞，大分合同新聞），自地域のムスリム墓地・埋葬に関心がある地域の地方紙（静岡新聞，京都新聞）と分類できた。そして，他地域優先の多数が大分・宮城を中心としたムスリム墓地建設運動や墓地事情に関心が集中していた。

つまり，通信社や他紙の記事依存度，どの地域の報道量が多いかは，ムスリム墓地・埋葬に関するテーマの選択および当事者意識を持った報道記事量に影響すると言えよう。

3-5. フレーム別記事数

記事内容に関連するのが，どのような論調で社会的問題の定義，解釈，評価，対処がされているのかであろう。これについては，1 章で紹介したフレーム分析の手法を用いて示していく。具体的には，全ての記事内のキーワードを収集し，その指標要素に共通する枠組みをフレームと登場回数を示した。その結果が表 9 である。

記事の整理から，8 つのフレームに分類できる。墓地賛成フレームはムスリム墓地の受け入れ立場から多くの理由を掲げる。「宗教教義上ムスリムは土葬が必須」，「信教の自由がある」，「外国人増加への対応が必要だ」，「埋葬や墓地費用負担がある」，「多文化共生として受け入れるべきだ」等の理由を組み合わせて，ムスリム墓地や土葬受け入れを前提に日本社会と在日ムスリムが互いに歩み寄るべきだという結論のフレームである。墓地中立フレームは事実や概要中心で立場表明しないものである。具体的には，「水質汚染」，「風評被害」，「郷に入っては郷に従え」，「火葬は伝統文化，土葬は禁止」等の理由も組み合わせて，墓地問題に対しての賛否を示さない結論のフレームである。ここで重要なのは，両フレームは互いの指標要素を含みつつも，賛成よりの指標要素を強調すれば賛成フレーム，反対よりの指標要素を強調すれば中立フレームになることである。さらに，賛成フレームは 3 章 3 節で検討したソースの分布とも一致しており，賛成フレームはムスリム，研究者，霊園管理者等の意見を重視し，中立フレームは地元議会，地元住民の意見を重視する傾向にあった。なお，明確にムスリム墓地・埋葬に反対する記事は存在しなかった。

他のフレームを確認していくと，戦争・原爆フレームは戦争・原爆で亡くなったムスリムを結びつける。このフレームではムスリムの死は平和，反原爆といった現代の諸問題に関する主張材料となっている。追悼フレームは在日ムスリムの死亡時，あるいはムスリムと共同で実施した追悼に関するものであり，場合によってテロや震災等の現代の諸問題と結び付けられる。埋葬葬儀トラブルフレームは，ムスリム墓地以外の埋葬・葬儀に関するトラブルを論じたものである。具体的には，ウサマ・ビンラディン遺体の水葬の是非，日本人と結婚したムスリムや改宗日本人ムスリムの仏教

表 9　ムスリム墓地・埋葬に関する地方紙記事で見られるフレームと指標要素

フレーム／説明	登場回数	主な指標要素
墓地賛成 ムスリム墓地・埋葬の受け入れに賛成・推進 ※中立フレームの指標要素が含まれることもある	50	宗教教義 多文化共生，寛容 宗教の自由，埋葬の自由 災害対応 高齢化 墓地不足 埋葬費用や墓参り費用負担 外国人の増加，国際化，難民，世界基準 環境への低負荷，科学検査は問題なし 土葬文化の伝統，土葬は禁止ではない 世界平和 国が対応すべき
墓地中立 ムスリム墓地・埋葬の手続きや事実などの報道，あるいは立場未表明 ※賛成フレームの指標要素が含まれることもある	98	水質汚染，衛生問題，再埋葬期間 風評被害 異文化拒否はイメージダウン，宗教差別ではない，ムスリムは話が通じない 火葬は伝統文化，土葬は法律上禁止 墓参りや管理の習慣がない 政教分離違反，平等に反する 条例上の基準，選挙での民意 財政負担，墓地運営の継続性 行政の独断，行政手続きへの不満 郷に入りては郷に従う，日本を乗っ取られる なぜこの場所なのか，地域がムスリムの受け入れの警戒 ムスリムに失礼 国が対応すべき
戦争原爆 ムスリムの死を戦争や原爆などと結びつけて平和や非核を主張	33	平和，反戦 慰霊，追悼 友好 原爆，被爆，空襲，非核 南方特別留学生，日露戦争
追悼 ムスリム個人への追悼，あるいはムスリムと共に追悼したもの	12	震災 テロ
埋葬葬儀トラブル 埋葬や葬儀のトラブルに関するもの	10	仏教式かイスラム式 感染症，疫病 人道的埋葬
ムスリム社会多文化共生 墓地・埋葬に限らず広く在日ムスリムと日本社会の関わりについて主張するもの	11	宗教教義 友好都市 ムスリム人口の増加 イスラームへの誤解，偏見，無知 日本が乗っ取られる，治安が悪化，ヘイトスピーチ
死生観 ムスリムの死を手がかりに，日本人の死生観を論じるもの	7	火葬は伝統文化か？ 墓と日本人の関係
その他	7	他宗教との交流

式葬式の開催や参加は許されるのかというテーマで論じられる。ムスリム社会多文化共生フレームは墓地・埋葬含めて，日本社会と在日ムスリムとの関係について論じられるものである。大まかに分類するとイスラーム諸国との友好関係強化，ハラール食品等生活基盤の確保，ムスリムに対するイメージ悪化への対応が主な論点となっている。死生観フレームは，ムスリムの死も材料としつ

つ，日本人の埋葬観念や墓との関係といった死生観の変容を説くものである。ここではムスリムの死への対応は，日本人の死生観変容を問題視するための補強材料となっている。

4. 質的傾向の検討

本章では，「記事が存在しない地方紙」，「記事が 1〜5 件の少数のみ存在する地方紙」，「記事が 6 件以上のある程度存在する地方紙」と記事数ごとに節を設けて，それぞれの地方紙の記事の特徴やフレームの用いられ方を整理して論じていく。

4-1. 記事が存在しない地方紙

・北國新聞と紀伊民報

石川県を配布地域とする北國新聞，和歌山県を配布地域とする紀伊民報ではいずれも本稿の対象時期において記事が存在しなかった。紀伊民報は墓地が存在する和歌山北部ではなく，和歌山南部に重点を置いた取材体制が影響していると考えられる。

4-2. 記事が 1〜5 件の少数のみ存在する地方紙

・北海道新聞

ムスリム墓地の 1 つであるよいち霊園を抱える北海道を配布地域とする北海道新聞は，墓地・埋葬を通じた在日ムスリム社会全般への関心をもっている。

改宗日本人ムスリム妻の葬式を，妻の両親が主張する仏教式かムスリム夫の主張するイスラーム式でトラブルが起きたとする記事（北海道新聞 2002. 1. 27 埋葬葬儀トラブルフレーム），日本全国のムスリムの状況と比較しつつ，北海道のムスリム受け入れ環境整備を主張する記事（北海道新聞 2018. 3. 5 ムスリム社会多文化共生フレーム）等は代表例である。いずれの記事もムスリムの存在を所与のものとしつつ，今後何が求められるかを論じている。通信社の記事利用がないためか，大分や宮城のムスリム墓地に関する情報は存在せず，よいち霊園をめぐるムスリム墓地の賛否についても論じられない。

・上毛新聞

関東でも有数のムスリムコミュニティを抱え，他県での埋葬トラブルも見られた群馬県を配布地域とする上毛新聞は，県内のムスリム事情を考慮した記事が展開されている。

具体的には，館林市に多く住むロヒンギャ(7)の埋葬に関する記事である（上毛新聞 2015. 6. 24, 2023. 10. 26, 2023. 12. 8 埋葬葬儀トラブルフレーム）。これらの記事では，ミャンマー政府による埋葬に必要な身元証明発行拒否，難民認定を受けられず収容中に亡くなる等の経緯を経て日本国内で土葬されるムスリムが描写される。また，ロヒンギャ以外でも，パキスタン人と内縁関係にあった改宗日本人ムスリムの埋葬事例，館林市内のムスリムの母国に遺体を輸送する事例から県内のムスリムの墓地・埋葬に困難があると指摘した記事（上毛新聞 2015. 6. 24 墓地賛成フレーム）も掲載している。

・下野新聞

2000 年代にムスリム墓地建設運動が発生し後に断念したという経緯を持つ栃木県を配布地域とする下野新聞は通信社提供記事 1 件のみである。

埼玉の本庄児玉聖地霊園におけるムスリム受け入れの経緯と現状を論じるもので，外国人の増加で埋葬者が増えていることに触れつつ，土葬可能な墓地が少ない事や少数者を排除しないという霊園管理者のコメントで締めくくる（下野新聞 2025. 4. 9 墓地賛成フレーム）。かつてのムスリム墓地建設運動による地域社会との摩擦や軋轢が描かれることはない。

・茨城新聞

県内に 2 つのムスリム墓地を抱える茨城を配布地域とする茨城新聞は通信社提供記事 1 件のみである。

下野新聞で見られた本庄児玉聖地霊園の記事が同様に掲載されている（茨城新聞 2025. 4. 30 墓地賛成フレーム）。関東有数のムスリム墓地を抱える地域ではあるが，それらの墓地や埋葬の経緯等は一切描かれない。

・埼玉新聞

ムスリム墓地の 1 つである本庄児玉聖地霊園を抱える埼玉を配布地域とする埼玉新聞は通信社提供記事を用いつつも，埼玉県の事情にも配慮した記事を配布している。

他地方紙に共通する記事としては下野・茨城新聞と同じ本庄児玉聖地霊園の記事が掲載されている（埼玉新聞 2025. 3. 6 墓地賛成フレーム）。もう 1 つは『ルポ日本の土葬』（鈴木 2023）を紹介する記事の中であり，埼玉県における外国人の多さ・土葬の伝統に触れている（埼玉新聞 2023. 3. 19 墓地中立フレーム）。この記事そのものは通信社提供のものであるが，埼玉の独自性を踏まえつつ移民社会に向き合わない日本社会という構成の記事は興味深い。

・神奈川新聞

県内に外国人墓地という形でムスリム墓地を抱える神奈川県を配布地域とする神奈川新聞は他県の事情のみを紹介している。

そのうちの 1 件は，通信社提供の「流転を生きる」と題された記事（神奈川新聞 2022. 8. 2 墓地賛成フレーム）で大分県におけるムスリム墓地建設運動の経緯を示したものである。独自のものとしては，新型コロナウイルスが蔓延する中でムスリムが土葬を求めるものがある（神奈川新聞 2020. 5. 8 埋葬葬儀トラブルフレーム）。ここでは外国人対応が遅れた日本という状況を前提に，感染症法が許可制で病死した遺体の土葬が認められることを引き合いに出して，新型コロナウイルスの遺体でも土葬受け入れを主張している。歴史的に古くからムスリムの埋葬を引き受けてきた経緯については論じられない。

・山梨日日新聞

日本で初めて大規模な民間ムスリム墓地が建設された山梨県を配布地域とする山梨日日新聞は，自地域と他地域をバランスよく報道している。

他地方紙と共通するものとして，大分ムスリム墓地建設運動を取りあげた記事から「埋葬の自由」と「多文化共生」を重視しつつ国の対応を求める記事（山梨日日新聞 2022. 5. 22, 2025. 2. 2 墓地賛成フレーム）が存在する。独自の記事としてはムスリム墓地である文殊院イスラーム霊園の墓地建設の経緯，全国的なムスリム墓地の不足，文殊院の埋葬限界を示したものがある（山梨日日新聞 2013. 9. 24 墓地賛成フレーム）。また，文殊院の墓地訪問がサウジアラビアの大使館との交流の始まりとした（山梨日日新聞 2024. 11. 13 ムスリム社会多文化共生フレーム）記事も存在する。これらの記事では，文殊院のムスリム墓地受け入れを多文化共生やムスリムとの友好関係の観点から好意的に捉えられている。

・静岡新聞

ムスリム墓地の 1 つである清水イスラーム霊園を抱える静岡県を配布地域とする静岡新聞は，静岡の在日ムスリムや墓地・埋葬事情に詳細を記している。

具体的には，県内におけるハラール食品認証と墓地の広まりからムスリム理解の浸透とみなす記事（静岡新聞 2013. 10. 8 ムスリム社会多文化共生フレーム），清水イスラーム霊園墓地内に存在した巨大仏像をめぐる動向記事（静岡新聞 2014. 8. 12 フレームなし），清水イスラーム霊園では飽き足らず県内の他地域に墓地を求めて宗教法人を獲得した静岡ムスリム協会の事例（静岡新聞 2020. 7. 4 墓地賛成フレーム）が載せられている。この中で，改宗日本人女性ムスリムによる墓地・埋葬に関する声が採用されているのは興味深い。

・山陽新聞

配布地域の一部である広島にムスリム墓地を抱えている山陽新聞は自地域と他地域両方の事情にバランスを取った記事を配布している。

他地域のものとしては『ルポ日本の土葬』（鈴木 2023）の紹介記事がある（山陽新聞 2023. 5. 4 墓地中立フレーム）。独自のものとしては，マレーシア出身の南方特別留学生を顕彰してきたマレーシア人准教授達による笠岡市表敬訪問記事がある（山陽新聞 2022. 10. 04 戦争・原爆フレーム）。ムスリム墓地に関係ない笠岡市が，死亡したムスリムと同じ国出身の人々により顕彰・慰霊活動をしてほしいとの要望を受け入れていく様子が描かれている。

4-3. 記事が 6 件以上のある程度存在する地方紙

・河北新報

2023 年以降ムスリム墓地建設運動が見られた宮城県を配布地域とする河北新報は，ほぼ全てを自地域である宮城県のムスリム墓地・埋葬状況の記事が占める。

東北の震災において慰霊祭に参加したムスリム

表 10　河北新報におけるムスリム墓地に関する主要なアクターの意見

賛成派意見
知事「人材確保に向けた環境整備」,「多文化共生」,「土葬が伝統文化」
（河北新報 2023. 6. 03 他多数　墓地賛成中立フレーム）
一般人「脱炭素社会推進のための土葬受け入れ」（河北新報 2023. 6. 01 墓地賛成フレーム），ムスリム「宗教教義上必須」,「埋葬費用の高さ」,「家族への安心」
（河北新報 2024. 10. 5, 2025. 2. 6 墓地賛成中立フレーム）
記者「多様化推進」,「地域の活力」（河北新報 2025. 2. 6, 2025. 3. 24 墓地賛成フレーム）

反対・慎重意見
県内市町村長「財政・衛生問題から不可能」,「条例で禁止」（2023. 9. 10 墓地賛成フレーム）
県議会議員「土葬になじみがない」,「日本の風習優先すべき」,「風評被害」,「押しつけの多文化共生」,「ムスリムにも失礼」,「行政の独断はやめるべき」
（河北新報 2025. 2. 20, 2025. 3. 9, 2025. 3. 15 墓地中立フレーム）
専門家「水質汚染リスク」（河北新報 2025. 2. 20，墓地中立フレーム）
ネット「土葬忌避」「売国」「水質汚染」
（河北新報 2025. 3. 24, 2025. 4. 16 墓地賛成中立フレーム）

に関する記事（河北新報 2015. 1. 31 追悼フレーム），埼玉の本条児玉聖地霊園の事例（河北新報 2025. 4. 30 墓地賛成フレーム）も存在するが，多くは宮城県のムスリム墓地に関する記事であり，知事，議会，一般人の意見を幅広く紹介している。これらのアクターの意見を整理したのが，表 10 である。

多くの意見が掲載されているが，ムスリムは自身が土葬すべき理由を語り，知事や一般人が土葬を受け入れるべき理由やメリットを脱炭素，国際化，多文化共生で補強するというのが賛成フレームの構造である。一方，反対・慎重意見としては財政・条例といった消極的な理由を行政が語り，県議会議員が文化・郷に入れば郷に従え等の理由で補強し，多文化共生や知事への反発も散見されるという構造である。注目すべきは，墓地賛成フレームが 2023 年まで優勢であったのに対して，2024 年以降は墓地中立フレーム優勢になってくることであろう。議論が進むにつれて反対・慎重意見が目立ってくるのである。

・東京新聞

関東・東海のムスリムコミュニティや墓地を抱える都道府県を配布地域とする東京新聞は，中日新聞や通信社提供記事が多く，関東のムスリム墓地・埋葬事情を論じない。

具体的には，日本人ムスリムの訃報記事（東京新聞 1998. 3. 19, 2014. 9. 14, 2019. 4. 5 追悼フレーム）がもっとも多く，大分県を中心としたムスリム墓地の記事（東京新聞 2022. 5. 10, 2024. 8. 18, 2025. 2. 10 墓地賛成フレーム），南方特別留学生と絡めた原爆平和に関する記事（東京新聞 2024. 8. 8 戦争・原爆フレーム）となっている。

東京新聞はムスリム墓地に関しては墓地賛成フレーム記事が多数であり，他紙掲載記事が存在しないことから社独自の意見は見えにくい。唯一，中日新聞と共通の社説である「週の初めに考える」では，ムスリム墓地賛成論の立場として人権や尊厳の立場から受け入れは当然であるとしつつ，「日本は自治体任せ」,「異文化に対する住民の不安解消に努めることは国の務めである」という記者コメントがある。ここから，在日ムスリム墓地・埋葬問題は国全体の課題であるとみなしていると言えよう（東京新聞 2024. 08. 18 墓地賛成フレーム）。

・中日新聞

ムスリム墓地がある長野県，静岡県，愛知県を配布地域とする中日新聞は，他地域が中心であるものの墓地，慰霊追悼，埋葬と多様な関心を抱き，独自の社説も掲載している。

通信社提供は，日本人ムスリムの訃報記事（中日新聞 2014. 9. 14, 2019. 4. 4 追悼フレーム），ウサマ・ビンラディンの水葬をめぐる記事（中日新

聞 2011. 7. 25 埋葬葬儀トラブルフレーム），南方特別留学生と原爆平和の記事（中日新聞 2024. 8. 14 戦争・原爆フレーム）等がある。

独自の記事として注目すべきは，外国人船員専門診療所を経営する医者に関する記事である（中日新聞 1990. 10. 10 埋葬葬儀トラブルフレーム）。この記事によれば，1990 年 8 月に日本で亡くなったムスリムのインド人船員に対して，船側が日本で土葬してほしいと希望があり，医者が愛知県を探し回ったものの行政から拒否，近隣市町村の土葬可能寺からは檀家や地域住民のみと回答があり，最終的に神戸市立外国人墓地で埋葬されたというものである。地方紙においても 1990 年時点でムスリムの墓地・埋葬問題を認識していた貴重な記事である。また，ムスリム墓地に関しては，東京新聞と同様の社説「週の初めに考える」（中日新聞 2024. 08. 18 墓地賛成フレーム）の記事の他，コラム「大波小波」において火葬伝統文化論を痛烈に批判し，骨壺に骨を入れる行為こそが最後の審判を信じる宗教との共通点であるとした記事も存在する（中日新聞 2023. 4. 13 墓地賛成フレーム）。

その他，比叡山の終戦関係慰霊祭へのムスリム参加記事（中日新聞 1995. 8. 6 戦争原爆フレーム），僧侶とシスターの対談でムスリム土葬問題が「年長者が軽視され年を取ることを老化と捉える文化の浸透」と述べた記事（中日新聞 2019. 5. 20 死生観フレーム）が存在する。

・信濃毎日新聞

ムスリム墓地がある長野県を配布地域とする信濃毎日新聞は多様なムスリム事情への関心と共に自地域のムスリム墓地事情についても関心を払っている。

通信社提供記事としては，日本人ムスリムの追悼記事（信濃毎日新聞 2019. 6. 29 追悼フレーム），大阪のロシア兵墓地の言及記事（信濃毎日新聞 2015. 2. 20 戦争・原爆フレーム），広島で被爆死したサイド・オマールと戦争反対記事（信濃毎日新聞 2017. 8. 3 戦争・原爆フレーム），『ルポ日本の土葬』（鈴木 2023）の紹介記事（信濃毎日新聞 2023. 5. 12 墓地中立フレーム），大分のムスリム墓地建設問題（信濃毎日新聞 2023. 3. 2, 2023. 6. 16 墓地賛成中立フレーム）が存在する。

独自記事で他地域を扱ったものとしては，埋葬の費用負担の高額さと墓地問題の記事（信濃毎日新聞 2000. 9. 7, 2002. 9. 20, 2007. 3. 29, 2015. 12. 8 ムスリム社会多文化共生フレーム），改宗日本人ムスリムが家族や隣人と良い関係を結ぶことはアッラーの命令として，読経以外の法事参加を許可したウラマーの記事（信濃毎日新聞 2014. 12. 8 埋葬葬儀トラブルフレーム），新潟と富山で土葬困難になっているムスリムの記事（信濃毎日新聞 2007. 3. 29 ムスリム社会多文化共生フレーム），千葉県のムスリム墓地開設の失敗理由を日本人の無知にも求めるムスリムのコメント（信濃毎日新聞 2002. 9. 20 ムスリム社会多文化共生フレーム）等は 2000～2010 年代のムスリム墓地状況を示したものである。

また，1 記事のみだが，長野県の豊野霊園においてムスリム用墓地の永代使用権獲得記事（信濃毎日新聞 2019. 6. 23 墓地賛成フレーム）も存在する。ここでは，長野県のムスリムの墓地建設過程が整理されており，長野県内の行政や霊園が「条例や水質汚染」の理由で土葬を拒否したこと，ムスリムが「家族の負担軽減や遺体の腐敗させないため」という理由で墓地を求めたこと，霊園が個人のムスリムが墓地を持っていた関係でモスクに墓地を打診したことが伺える。「同様の取り組みを続けば社会が多文化を尊重する方向へ変化していく可能性がある」の研究者コメントは多文化共生の観点から受け入れ賛成を示す。

・京都新聞

歴史的なムスリム墓地と受け入れ可能なムスリム墓地も抱える京都府を配布地域とする京都新聞は，被爆死した南方特別留学生サイド・オマールと戦争・原爆関連記事が多い。

具体的には国策留学生であったサイド・オマールの被爆死を，「反戦争・原爆」，「平和教育」の材料としつつ，マレーシア人との友好を主張する記事群はその典型例であろう（京都新聞 2013. 5. 9, 2015. 9. 4, 2019. 8. 11, 2022. 9. 4, 2024. 9. 6 戦争原爆フレーム）。南方特別留学生の墓を抱える京都新聞ならではの記事である。

ただし，ムスリム墓地の記事もいくつか存在す

る。通信社提供の大分のムスリム墓地問題から墓地受け入れすべきだという論調や事実経過が展開されている（京都新聞 2020. 7. 31, 2021. 6. 18, 2023. 5. 10, 2023. 7. 24 墓地賛成中立フレーム）。さらに，1 記事のみだが府内の土葬を受け入れている高麗寺国際霊園に関する記事も存在する（京都新聞 2022. 10. 7）。この記事では地元住民との良好な関係で土葬墓地が認められたこと，埋葬の自由や差別をなくすために土葬を受け入れる霊園管理者と高麗寺を好意的に描いている。

・神戸新聞

ムスリム墓地を抱える兵庫県を配布地域とする神戸新聞は，自地域におけるムスリム事情を描きつつも，2020 年代以降は他地域のムスリム墓地・埋葬事情に関心が移行している。

具体的には，2010 年代までは太平洋戦争時の神戸空襲におけるムスリムとの慰霊祭記事（神戸新聞 2001. 3. 14, 2014. 3. 16 戦争原爆フレーム），関西のムスリムが墓地不足・土葬に悩む記事（神戸新聞 2002. 9. 14, 2008. 1. 18, 2013. 6. 28 墓地賛成中立フレーム），日本人ムスリムの追悼記事（神戸新聞 2019. 6. 30 追悼フレーム），神戸市立外国人墓地に関する記事（神戸新聞 2019. 10. 8 フレームなし）が載せられている。この中で，重要なのは関西のムスリムの土葬に関して述べた（神戸新聞 2008. 1. 18 墓地賛成フレーム）記事である。そこでは都市圏では条例で土葬が禁止，神戸市立外国人墓地が神戸市在住者に限られること，衛生や環境面から土葬墓地実現の目途が立たず，安心して暮らせるために墓地を求める関西在住ムスリムの声が掲載されており，2000 年代のムスリム墓地状況を知る手がかりとなっている。

2020 年代以降になると，通信社の記事を引用して共同通信の記事の引用を活用した大分，宮城，広島，北海道のムスリム墓地や埋葬状況を報じつつ，多文化共生の観点から国に受け入れ対応すべきだという記事が目立ってくる（神戸新聞 2020. 7. 30, 2023. 6. 20, 2025. 2. 13 墓地賛成フレーム）。2020 年代唯一独自の記事は，兵庫県のハラール肉加工をめぐる文脈においてマレーシア出身のムスリムが家畜の屠殺を「死は先の世界に行くイメージで遠ざけるものではない。価値観が違う」，「死後天国へ行くために今生で徳を積む。屠殺した牛を他のムスリムが食べるから徳が回ってくる誇りをもって仕事している」とコメントしたもので，土葬以外の死生観が伺える貴重な回答である（神戸新聞 2023. 9. 13 死生観フレーム）。

・中国新聞

歴史的なムスリム墓地と受け入れ可能なムスリム墓地も抱える広島県を配布地域とする中国新聞は，南方特別留学生と戦争・原爆を結びつける記事と全国のムスリム墓地・土葬に関する記事で占められている。

南方特別留学生については京都で亡くなったサイド・オマール，広島で亡くなったニック・ユソフの 2 人の追悼・慰霊から，「反戦争・原爆」，「平和教育」の重要性を訴えつつ「マレーシア人との交流」を訴えている（中国新聞 2015. 11. 14, 2018. 12. 24, 2022. 3. 27, 2024. 7. 1 戦争原爆フレーム）。この構造は基本的に京都新聞と変わることはないが，被爆経験した都市を抱える事情もあってか他の日本人被爆死者の記事と併記される形であり，南方特別留学生は日本人と同じ戦争犠牲者であるという論調が強調されている。

一方で，他の記事については，通信社の記事を活用した茨城，名古屋，静岡，宮城のムスリム墓地や運動の動向紹介（中国新聞 2022. 5. 27, 2022. 12. 7, 2025. 1. 31 墓地賛成中立フレーム），『ルポ日本の土葬』（鈴木 2023）の紹介記事（中国新聞 2023. 6. 8 墓地中立フレーム），大分のムスリム墓地建設運動（中国新聞 2023. 5. 10 墓地中立フレーム）が存在している。

・愛媛新聞

歴史的なムスリム墓地を抱える愛媛県を配布地域とする愛媛新聞では，多くの記事は通信社提供の記事を採用している。

具体的には，大分県のムスリム墓地建設運動の動向（愛媛新聞 2022. 5. 11, 2022. 11. 6, 2023. 6. 28 墓地賛成フレーム），埼玉県の本条児玉聖地霊園の事情（愛媛新聞 2025. 4. 30 墓地賛成フレーム）記事が多数を占める。愛媛県におけるムスリム事情や墓地は記載されない。

・西日本新聞

長崎，大分，福岡とムスリム墓地やムスリム墓

地建設運動地域を配布地域とする西日本新聞は九州におけるムスリム墓地・埋葬事情に記事が集中している。

2010 年代までは南方特別留学生の慰霊記事（西日本新聞 1992. 12. 22 戦争原爆フレーム），長崎における原爆慰霊祭のムスリム参加（西日本新聞 2011. 7. 30 等戦争原爆フレーム），イスタンブールにおける戦争に関する共同礼拝（西日本新聞 2016. 3. 9 等戦争原爆フレーム）等戦争，原爆，平和とムスリムを絡めた記事が多数出現する。広島や中国新聞等の射程外にある地域の戦争や原爆記事を多く掲載している。

2010 年代後半になると大分県におけるムスリム墓地建設運動開始の記事（西日本新聞 2018. 1. 12）を皮切りに，大分県のムスリム墓地に集中して記事を載せるようになる。そこでは通信社からの記事利用の場合は墓地賛成フレーム，独自記事の場合は議会や住民の反対意見を強調する墓地中立フレームという傾向に移り変わる。多くの賛否意見が載せられるが，新聞社としては中立の立場である。ただし，在日外国人をめぐるヘイトスピーチに関する記事については，大分県日出町で見られた抗議電話・メールにおける「日本がイスラムに乗っ取られる」，「治安が悪化する」という意見を根拠に乏しい差別的・偏見的発言だとして批判している（西日本新聞 2024. 5. 1 ムスリム社会多文化共生フレーム）。

・長崎新聞

国内最古のムスリム墓地を抱える長崎県を配布地域とする長崎新聞は，自地域のムスリム墓地は論じないで他地域のムスリム墓地を論じる傾向が強い。

自地域については，歴史的な文化遺産として稲佐悟真寺国際墓地が抱える墓地にムスリムが埋葬されていることが論じられるのみである（長崎新聞 2019. 6. 17 その他フレーム）。その他の記事は，愛知や静岡のムスリムの土葬状況の紹介したもの（長崎新聞 2022. 11. 6 墓地賛成フレーム），大分県におけるムスリム墓地運動の動向を論じたものである（長崎新聞 2020. 6. 20, 2023. 5. 9, 2023. 5. 10, 2024. 9. 6 墓地賛成中立フレーム）。年代が進むごとに墓地賛成フレームから中立フレームへと移り変わっていることが特徴である。

・大分合同新聞

2020 年代ムスリム墓地建設運動が発生していた大分県を配布地域とする大分合同新聞は，ほぼ全てが自地域の大分県における墓地建設運動を論じている。

初出の 2018 年 8 月からムスリム墓地建設運動の動向を詳しく論じており（大分合同新聞 2020. 6. 9 墓地中立フレーム），その後も大分県日出町におけるムスリム墓地建設に関する動向を論じている。他紙と違うのは，第一に，ほとんどが独自記事であること，第二に，論調自体は事実経過論じる墓地中立フレームが多数であり，墓地賛成フレーム記事は 3 件（大分合同新聞 2018. 8. 23, 2021. 7. 3, 2025. 1. 26 墓地賛成フレーム）の少数しかない。墓地賛成フレームは他紙の通信社引用記事と同じ構成だが，墓地中立フレームはムスリム墓地の動向や賛否の意見を詳細に記している。これらのアクターの意見を整理したのが表 11 である。

河北新報と同じく多様なアクターの賛否意見を墓地中立フレーム多数記事の中で示しているといえる。ムスリムが土葬を希望する理由を述べ，宗教者や記者がその意見を補強するのが賛成派，水質汚染や風評被害を一義的な理由としつつも，政教分離，土葬やイスラームへの忌避，ムスリム遺体殺到の恐れを地元住民や地元議会が主張し，地域外の人々がムスリムや土葬そのものへの批判をする構造となっている。宮城県と似通っている部分もあるが，行政が中立～反対よりの立場であること，宮城に見られた行政の手法そのものへの批判はほとんど見られないことが特徴と言えるだろう。また，賛成派も反対派も結論として国が対応すべき問題であると強調するのは興味深い現象であろう。

表 11　大分合同新聞におけるムスリム墓地に関する主要なアクターの意見

賛成派意見
ムスリム「宗教教義」,「母国輸送できない」,「法律は守っている」,「世界基準である」
「宗教の自由」,「外国人対応をすべきだ」,「科学的に大丈夫だ」,「昔は日本も土葬」
（大分合同新聞 2018. 8. 23, 2020. 9. 16, 2020. 10. 21, 2021. 7. 3 墓地賛成中立フレーム）
宗教者「死ねば同じ人間」
（大分合同新聞 2023. 1. 4 墓地中立フレーム）
記者「土葬は禁止されていない」,「日本人ムスリムへの対応が必要」,「多文化共生が必要」
（大分合同新聞 2018. 8. 23, 2021. 7. 3 墓地賛成中立フレーム）

中立意見
行政（～2024. 9）「条例・ガイドライン優先」,「墓地の運営状況が課題」
（大分合同新聞 2021. 7. 3 墓地賛成フレーム）
地元議会「相互理解が必要」,「宗教民族差別はしない」,「国際化に対応する必要性」
（大分合同新聞 2020. 12. 5, 2021. 12. 4 墓地中立フレーム）
専門家「地域に押し付けず国が対応すべきだ」
（大分合同新聞 2018. 8. 23, 2021. 7. 3 墓地賛成フレーム）
記者「ムスリムには墓参りや墓管理の風習はない」
（大分合同新聞 2020. 6. 9 墓地中立フレーム）

反対・慎重意見
地元議会「水質汚染」,「異文化への抵抗感」,「風評被害」,「他の場所でしてほしい」,
「国や県が対応すべき」
（大分合同新聞 2020. 10. 21, 2020. 12. 25 墓地中立フレーム）
行政（2024. 9～）「政教分離の憲法違反」,「国で対応すべき問題」,「選挙の民意」
（大分合同新聞 2024. 9. 19, 2024. 10. 18 墓地中立フレーム）
地元住民「水質汚染」,「風評被害」,「土葬忌避」,「イスラム忌避」,「特定法人優遇」
「九州外からの殺到の恐れ」「一部住民と宗教法人で決めることではない」
（大分合同新聞 2020. 6. 9, 2022. 7. 18, 2024. 2. 28, 2024. 4. 16 墓地中立フレーム）
ネット・保守活動家「ムスリムは話が通じない」,「日本を乗っ取られる」
「土葬は法律上禁止されている」
（大分合同新聞 2023. 12. 24 墓地中立フレーム）

5. 考　　察

ここまでの量的・質的検討に，墓地へのかかわり方，全国紙との相違の観点から考察したうえで，地方紙におけるムスリム墓地・埋葬に関する特徴を整理していく。

5-1. 墓地へのかかわり方による相違

ここまでの検討の中で，記事の内容やフレームを決定する重要要因として，自地域／他地域，ムスリム墓地問題／ムスリム墓地問題以外のいずれを重視するのかという点であることが判明した。この 2 つの枠組みの組み合わせにより，地方紙のムスリム墓地・埋葬に関する大まかな方向性を示すことが可能となる。自地域／他地域を縦軸，ムスリム墓地問題／ムスリム墓地問題以外を横軸にして，いずれを重視するかによって各地方紙の立ち位置を示して 5 つのグループ分けしたのが図 2 である。以下各グループに共通する傾向を整理して述べていく。

・自地域ムスリム墓地建設運動報道タイプ（河北新報，西日本，大分合同）

これらのグループは自地域の「ムスリム墓地問題」を中心的なテーマとする記事が大半を占め，現在進行形でムスリムによる墓地建設運動が発生している。主な記事の論調としては，「墓地中立

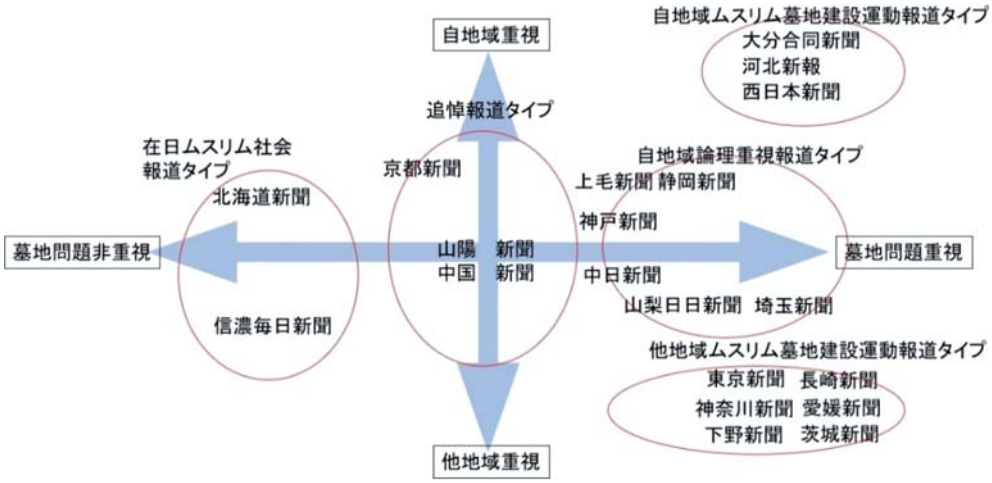


図 2 報道タイプによる地方紙の分類

フレーム」記事を多く含み，行政，議会，地元住民，ムスリムといった多様なアクターの言説や動向を詳細に描く。ただし，自社としての意見を示すことは少ない。また，河北新報と西日本新聞は戦争・原爆，震災という特殊な事情を抱えているため，それらの記事も 2020 年代に入るまでは見られる。

・他地域ムスリム墓地建設運動報道タイプ（東京，神奈川，茨城，下野，長崎，愛媛）

これらのグループは自地域のムスリム墓地事情に関係なく，他地域のムスリム墓地運動にのみ関心を示す。具体的には大分や宮城県におけるムスリム墓地建設運動における受け入れの議論を紹介し，賛成の立場を示すものが多い。それらの多くは通信社や他紙の記事利用によるものであり，他社の意見表明の引用である。

・追悼報道タイプ（京都，中国，山陽）

このグループは，配布地域における追悼・慰霊記事を多く掲載する。具体的には，被爆死した南方特別留学生に関する記事がメインとなる。被爆死したムスリムの追悼や慰霊をテーマに，「平和」，「反戦争」，「反原爆」というワードとの結びつけや死者の母国であるマレーシアとの友好関係を強調する傾向にある。ただし，これらのグループもムスリム墓地問題のことを全く報じないわけではなく，いくつか掲載されている「ムスリム墓地記事」は他地域ムスリム墓地建設運動報道タイプと同様の傾向を示す。

・在日ムスリム社会報道タイプ（北海道，信濃毎日）

このグループは在日ムスリム墓地を抱えつつも，より広く在日ムスリム社会に関心を持つ。それぞれ 1 件以上は自地域のムスリム墓地やムスリムの埋葬事情の記事があるものの，地域内のムスリムの事情にも目を配る（食事，礼拝，仕事等）。ただし，2020 年代以降の「ムスリム墓地記事」は他地域ムスリム墓地建設運動報道タイプと同様の傾向を示す。

・自地域論理重視報道タイプ（上毛，埼玉，山梨日日，静岡，中日，神戸）

これらのグループは，少なからず他地域のムスリム墓地事情等に触れつつも，自地域独自の事情の掲載にも関心がある。上毛のロヒンギャの埋葬問題，埼玉の本条児玉聖地霊園，山梨の文殊院イスラーム霊園，静岡の清水イスラーム霊園，中日の外国人船員埋葬問題，神戸の神戸市立外国人墓地は独自の情報であり，地域のムスリム事情を伝えている。

5-3. 地方紙全体の共通点

ここまで各地方紙ごとの特徴と相違点を検討してきたが，それでは地方紙全体の特徴としてはどのようなことが言えるだろうか。岩倉（2024）が示した全国紙の特徴との比較も踏まえて地方紙全

体の特徴を述べたい。

第一に，ムスリムの死に関する歴史との関連・墓地の数と記事量は，必ずしも比例しない。ムスリム墓地・埋葬等に関する報道量は2020年代以降伸びているが，そのいずれも大分や宮城等ムスリム墓地建設運動にかかわる記事が多い。それ以外の地域は対象年度にムスリム墓地ができても，それらの墓地について全く報道しない，あるいは少数である。記事量が伸びるとしても墓地以外の追悼等の要因によるものである。

第二に，地方紙の関心は，1990年代には各地域における戦争関係の追悼慰霊および外国人ムスリムの埋葬方法にあり，2000年代にはムスリムが墓地不足を訴えていることを意識しつつも在日ムスリム社会全体の動向に傾き，2010年代には埋葬方法，戦争原爆等にも関心が広がり，2020年代以降に大分と宮城県の動向を中心にしたムスリム墓地の是非へと移り変わっている。2010年代までの多様なムスリムの死への関心がムスリム墓地問題に収斂している。報道される墓地も大分と宮城のムスリム墓地が多く，埼玉・山梨・静岡・京都等のムスリム墓地もいくつか言及されているにすぎない。残る墓地は配布地域とする地方紙が限定的に語っているのみであり，それも2020年代以前に論じられていることが多い。このことは岩倉（2024: 17）が示した「（全国紙では）2020年代に顕在化したムスリム墓地問題が，大分・宮城のムスリム墓地建設運動に繋がってくる」の記述に一致している。

第三に，地方紙はムスリム墓地問題に正面から反対するものがないものの，各アクターの意見も豊富に含まれている。岩倉（2024: 17-18）によれば，全国紙においても賛否の意見は受け入れ賛成のムスリム，専門家，宗教者・霊園管理者，反対者の地元住民の意見が盛り込まれていたが，反対派の人々は多文化共生に反する存在として描かれてきた。しかし，地方紙では多様な反対・慎重意見を否定せずに比較的中立的な立場である。これは大分合同新聞や河北新報等ムスリム墓地建設運動を抱えている地域の地方紙に特に目立つ特徴である。

第四に，地方紙はムスリム墓地・埋葬をどのように捉えているかという問題意識において，国による地方への問題押しつけであり，国が解決すべきという主張が強いことである。岩倉（2024: 18）によれば，全国紙は多くの記事を地方欄に掲載し多文化共生の観点を強調することで，問題は日本社会の歪みであり地域住民の外国人受け入れの姿勢であるとする傾向があった。しかし，地方紙の多くはムスリムの死＝日本社会の歪みという意識は全国紙と共通しつつも，解決方策は国が主導的に対応すべきだという結論を導き出す。ここに，墓地行政や外国人問題を国に押し付けられたという意識が強く現れている。

第五に，地方紙において，在日ムスリムとは外国にルーツがある人々を想定している。確かに，日本人ムスリム自身による墓地に関する意見，結婚によって改宗日本人ムスリムもこの問題の範疇にあることを指摘する（上毛新聞 2015. 6. 24，静岡新聞 2020. 7. 4等）記事も存在する。しかし，それらの記事も外国人ムスリムの存在に付随的なムスリム日本人妻としての記述であり，2世・3世ムスリムの存在も希薄である。このことは，岩倉（2024: 18）が「（全国紙の記事は）外国人問題としてのみ内部化されたに過ぎず，ムスリムの多様性は見過ごされている」と示した全国紙の状況とも変わらない。

第六に，歴史的なムスリムの死は現在のムスリム墓地とは無関係に描かれていることである。地方紙では南方特別留学生や日露戦争のロシア兵等が言及されるが，彼らは戦争被害者，原爆，各国との友好関係の表象として消費されている。ムスリムも日本社会も現在とはまったく結びつけない。これは岩倉（2024: 17）が言う「（全国紙では）歴史的なムスリムの埋葬は，現代の問題とは切り離されて別個の問題として存在しており，日本社会・日本人とムスリム墓地問題観には影響していない」の記述と一致する。

お わ り に

以上，本稿では地方紙22紙における在日ムスリム墓地・埋葬に関する記事の分析から，地方社会における関心・対応の傾向を明らかにすることができた。整理して述べるならば，各地方紙はそ

れぞれの関心に従って，ムスリム墓地，戦争・原爆，在日ムスリム社会，埋葬についての記事を載せている。しかし，年代的には 1990 年代の戦争関係の追悼慰霊および外国人ムスリムの埋葬方法関心期，2000 年代の在日ムスリム社会全体関心期，2010 年代の多様な死への関心期，2020 年代の大分と宮城中心のムスリム墓地動向関心期へと移っているという傾向を有している。

地方紙は全国紙と共通する意識は持ちつつも，通信社や他紙記事を活用する場合は墓地受け入れ賛成に，独自記事を活用する場合は墓地受け入れ中立になりやすい。地方紙は全国紙と比べて記者等の取材リソースが限られている以上，全国や海外レベルの地方外のニュースは通信社や他紙の記事を利用することが多い。大分や宮城県のムスリム墓地建設運動も多くの地方紙にとっては独自の取材をすることができない対象であると考えるならば，通信社や他紙の意向が地方紙の中でも反映されていると見るべきだろう。もっとも，賛成にせよ中立にせよ解決策は国が対応すべきであるという結論が導かれやすいのは，地方による中央への反発という側面があるからだろう。

本稿は地方紙を対象にした検討・考察であり，先行研究の全国紙の記事との検討とも合わせるとある程度の言説状況を明らかにできた。しかし，新聞というメディアが事実報道中心でキャッチーさという点では乏しい上に，近年の活字離れの状況も見逃せない。そうであるならば，雑誌やテレビというキャッチーさをウリにするメディア，あるいは動画サイトや SNS 等を対象にすることで，元々は在日ムスリムの墓地・埋葬に無関心であった人々がメディアとの接触の中でどのような言説を持つかについては今後の検討課題としたい。

謝辞

本稿の内容は「宗教と社会学会」第 33 回学術大会での発表およびコメントを受けて修正加筆したものである。また，龍谷大学 2025 年度国際社会文化研究所研究プロジェクト「公共インフラとしての在日ムスリム墓地・葬儀の研究－主体間の連携構築に着目して」を活用して実施したものです。ここに感謝の意を表します。

註

(1) 墓地埋葬の基本法である「墓地，埋葬等に関する法律」は市町村に埋葬や墓地建設許可等の権限を認めている。しかし，実際には都道府県にも許可権限は残されている。また，大分県日出町のように，隣接自治体での交渉や住民説明会実施のケースも存在する。

(2) Not In My Backyard（我が家の裏庭には置かないで）の頭文字を取った用語。施設の必要性を認めるが，自分の居住地の近くには建てないでほしいという住民や態度を指す。具体的には宗教，医療，風俗，遊戯場，軍，公害や環境破壊等の施設等を指す。

(3) 「土葬に関する情報は分からない，承知していない」（病院），「日本では土葬が禁止になっている」（葬儀社・霊園管理者），「火葬許可証と埋葬許可証の混同，マニュアルや対応策の不備」（行政）等の対応が見られたという（ラフマンヌール 2024: 35-52）。

(4) 報道を用いたフレーム分析には多くの蓄積がある。例えば，新聞報道における事例として川西（2022），松嶋（2021）を参照。また，在日外国人に関する日本人の言説フレームとしては樋口（2014）の研究も有用である。

(5) 金子（2021）が示した新聞紙の保守／リベラルの基準は，主に憲法問題を中心に分類した物であり，在日ムスリム墓地・埋葬問題の場合と態度が異なるのではないかという考え方もできる。しかし，金子は記事に表象されたイデオロギーとして「基本的人権との公共秩序の対立」，「福祉と経済的利益の対立」等も判断基準としている。このことから，在日ムスリム墓地・埋葬問題においても金子の基準は適用可能である。

(6) 1943～1944 年に日本が東南アジアの各地（現在のマレーシア，シンガポール，インドネシア，ミャンマー，タイ，フィリピン，ブルネイ）から招いた国費留学生のこと。彼らは現地で日本語を学んだうえで，日本各地の大学に配属された。日本で死亡した一部の学生は東京，京都，広島，福岡で墓が建立された。

(7) ミャンマー西部ラカイン州に居住している多様なルーツを持つ民族の呼称で，多くはムスリム。1960 年代以降のミャンマーの政治情勢から難民化していき，日本にも少数ながら居住しており，群馬県館林市に集中している。

参考文献

日本語文献

岩倉洸．2024.「日本社会におけるムスリム墓地への関心と対応－主要新聞紙の報道から－『龍谷大学社会学部紀要』65: 2-21.

岩倉洸．2025.「在日ムスリムの死を巡る研究動向と展望」『社会システム研究』50: 129-148.

金子智樹．2021.「日本の新聞の左右論調：1970 年～2019 年」『選挙研究』37(1)：33-46.

川西勝．2022.「災害報道のメディア・フレーム分析によるジャーナリズム活動の検証－2021 年 7 月静岡県熱海市土石流災害の新聞記事を題材に－」『自然災害科学』41: 151-171.

金恵柱．2020.「日本の地方新聞における紙とインターネットのジレンマ－地方紙電子版普及における課題と展望－」『日本文化學報』85: 45-58.

川﨑のぞみ．2016.「ムスリム墓地取得活動と地域社会の変化－日本ムスリム協会と大塚マスジドの事例－」『宗教学・比較思想学論集』17: 95-103.

鈴木貫太郎．2023.『ルポ日本の土葬－99.97% の遺体が火葬されるこの国の 0.03% の世界』合同会社宗教問題.

鈴木貫太郎．2025.『ルポ日本の土葬増補版－99.97%の遺体が火葬されるこの国の 0.03% の世界』合同会社宗教問題.

店田廣文．2025.『世界と日本のムスリム人口 2025 年』多民族多世代社会研究所.

樋口直人．2014.『日本型排外主義：在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会.

藤本一輝．2021.「滞日ムスリムの墓地取得運動の定性的分析－別府ムスリム協会の「権利運動」への展開に着目して－」『東京大学修士論文』.

松嶋祐子．2021.「犯罪事件報道におけるメディア・フレーミングについて：交通事犯を取り上げて」『専修人間科学論集．心理学篇』11: 1-9.

吉田全宏．2024.「日本におけるムスリム墓地展開と外部アクター」三木英編『ニューカマー宗教の現在地－定着する移民と異教』七月社，155-176.

ラフマンヌール瑠美花．2024.「在日ムスリムの直面する困難－火葬大国日本における在日ムスリムの土葬と多文化共生の考察－」『東京大学　修士論文』.

日本 ABC 協会．2024.『新聞発行社レポート 2023 年下半期平均部数』ABC 協会.

英語文献

Entman, R. M. 1993.“Framing: Toward clarification of a fractured paradigm,”*Journal of Communication*, 43(4)：51-58.

Gamson, W. A. and Modigliani, A. 1989.“Media Discourse and Public Opinion on Nuclear Power: A Constructionist Approach,”*American Journal of Sociology*, 95(1)：1-37.

Gitlin, Todd. 1980. *The Whole World is Watching*, Barkeley. University of California Press, California.

オンライン文献

京都新聞データベース plus　日経テレコン〈https://telecom.nikkei.co.jp/public/guide/kyoto/〉.（2026 年 3 月 1 日閲覧）

神戸新聞データベース plus　日経テレコン〈https://telecom.nikkei.co.jp/public/guide/kobe/〉.（2026 年 3 月 1 日閲覧）

信濃毎日新聞データベース〈https://db.shinmai.co.jp/〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）.

どうしん記事データベース〈https://db.hokkaido-np.co.jp/〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）.

西日本新聞データベース〈https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMN0F11.do/nishinippon〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）.

中日新聞・東京新聞記事データベース〈https://www.chunichi.co.jp/info/database〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）

ELNET〈https://www.elnet.co.jp/〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）.

Wasegg．2018.「生きた地で眠る自由－日本におけるムスリム墓地の今－」『早稲田大学政治経済学部瀬川ゼミ Web マガジン』〈https://wasegg.com/archives/1013〉（2026 年 3 月 1 日閲覧）.

Concerns and Reaction to Muslim Cemeteries and Burials in Local Communities: Based on Reports in Local Newspapers

Ko Iwakura

Since the 2020s, Muslim cemeteries and burials have been emerging as a social issue, particularly in Miyagi and Oita. This paper analyzes articles from local newspapers to shed light on the concerns and reactions to Muslim cemeteries and burials in Japan, within the local communities situated between the parties concerned and the Japanese society. Specifically, it examines articles from local newspapers in regions connected with Muslim cemeteries and burials to identify the quantitative and qualitative trends.

The study revealed that while each local newspaper covered a diverse range of thematic interests including cemeteries in their own and other regions, war and atomic bombing, and the Muslim community, concerns have converged since the 2020s to focus on movements to build Muslim cemeteries in Oita and Miyagi. Furthermore, it was observed that all local newspapers shared the perception that the national government was shifting the burden of the problem onto local governments, and that they published both supportive and opposing opinions from diverse actors. On the other hand, there was also a clear distinction: local newspapers in regions with ongoing cemetery construction movements adopted a neutral stance toward Muslim cemeteries, while local newspapers in regions where such movements were not currently occurring demonstrated a supportive stance.

〈論　文〉

2012年年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点

――「特例措置分」解消の根拠の不存在――

田　中　明　彦

要旨：本稿は，2000～2002年度各物価スライド特例法により物価下落に対して年金額を据え置いた額を「特例措置分」と称して，その特例措置分に該当する2.5%の年金額の減額を内容とする2012年年金改正法案について，同法案立案当時の年金財政状況からみて，「特例措置分」解消の根拠が存在するか否かを，厚生労働省の統計・報告書，社会保障審議会年金部会の審議資料の検討等を通して論じたものである。

2012年年金改正法立案当時の年金財政状況とその後の年金財政状況について，年金積立金の推移およびその運用状況，社会保障審議会年金部会の審議を踏まえて，年金財政が危機でないことを明らかにした。また，公的年金の財政方式について，その変遷を踏まえて現在の公的年金の財政方式が政府の主張する賦課方式ではなく，修正積立方式であることを解明した。毎年1兆円の給付増の解消，年金財政の安定，世代間の公平の維持のためという2012年年金改正法の立法理由は，すべて根拠がないことを明らかにした。

Ⅰ　はじめに

政府は，1999年から2001年にかけての消費者物価指数による物価の下落に対して，景気対策と高齢者の厳しい生活実態への対応として，2000年度～2002年度について各前年度の年金額に据え置くことを内容とする各年度の物価スライド特例法を成立させた。にもかかわらず，10年以上経った2012年になって，政府は，2000年度～2002年度各物価スライド特例法による据え置き分を法律が本来予定している水準よりも支給額が2.5%高くなっている「特例水準」と称して，2013年10月，2014年4月にそれぞれ1%，2015年に0.5%減額という形式で年金支給額を3年間で段階的に2.5%引き下げる内容を旨とする「国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第99号。以下，「2012年改正法」という）を成立させた。さらに，政府は，2013年10月分から2014年3月分の年金支給額を1%減額することを具体的に決定する2013年政令，2014年4月分から2015年3月分を0.7%減額することを具体的に決定する2014年政令，2015年4月分から2016年3月分について0.5%減額し，マクロ経済スライドを適用することを具体的に決定する国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第86号）を定めた。厚生労働大臣は，2012年改正法および2013年政令にもとづき，2013年10月から2014年3月分までの年金額を減額する決定を行った。

この厚生労働大臣の年金減額決定に対し，2015年2月17日，鳥取県で24人の原告らを嚆矢とし，2019年4月3日時点において44都道府県で5279人の原告らが39の地方裁判所に，年金減額処分の取消等を求めて集団で提訴した。いわゆる年金引下げ違憲訴訟であり，同集団訴訟は社会的に注目を集めた。しかしながら，最高裁判所から東京高等裁判所に審理が差し戻された神奈川訴訟（東京地方裁判所・東京高等裁判所で原告側が敗訴し最高裁に上告していた）を除き，すべてが原告側の敗訴に終わった。2012年年金改正法により，裁判の原告・すでに年金を受給している既裁定の年金受給者のみならず，今後，年金を受給す

ることになる年金受給権者・被保険者，さらには，今後，被保険者となる者は，年金支給額を生涯にわたり2.5% 削減され続けることになる。

年金引下げ違憲訴訟が原告側敗訴という形で終わりに近づいた今，改めて，政府が称する「特例措置分」2.5% の解消，すなわち年金支給額の2.5%減額の根拠に合理的理由があるか否かの検討が不可欠となる(1)。

その根拠は，国会での厚生労働大臣の答弁によると，毎年1兆円の給付増の解消，年金財政の安定，世代間の公平の維持等である(2)。

そこで，本稿では，「特例措置分」解消を理由とした2.5% の年金支給額の減額を内容とする2012年年金改正法案の立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点について，「特例措置分」解消の根拠が存在するか否かを，厚生労働省の統計・報告書，社会保障審議会年金部会の審議資料の検討等を通して論じることとする。

これまでの公的年金財政に関する研究は，公的年金の財政方式を賦課方式と断定し，年金財政危機論を訴えるものがほとんどで，公的年金制度の財政方式の変遷と年金財政状況を踏まえて，科学的に論じた分析は皆無に等しい。この点に本稿の意義がある。

本稿(3)は，まず，これまで筆者が検討した年金積立金の運用収益についての研究を補足する。次に2012年年金改正法立案当時の年金財政状況とその後の年金財政状況について年金積立金およびその運用状況，社会保障審議会年金部会の審議から明らかにする。さらに，公的年金の財政方式について，その変遷を踏まえて現在の公的年金の財政方式について検討する。以上を踏まえ，2012年年金改正法による「特例措置分」解消をうたった年金額2.5% 削減には合理的根拠が存在するか否かについて論じることとする。

Ⅱ　年金積立金の運用収益についての金沢地方裁判所における証言の補足

金沢地裁において2020年1月24日に行われた「平成27年（行ウ）第5号，平成29年（行ウ）第7号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件」に係る原告側としての証人尋問の際，筆者は，年金積立金の運用収益（運用益）について，「年金特別会計に納付された金額」のみを取り上げて証言をし，その証言記録を公表した(4)。「年金特別会計に納付された金額」とは，年金積立金管理運用独立法人（以下，「管理運用法人（GPIF）」という）が行った年金積立金の運用収益のうち，年金特別会計に納付した金額のことである。

年金積立金の管理および運用は，2006（平成18）年度以降，管理運用法人（GPIF）(5)と年金特別会計(6)で行われており，その大部分を管理運用法人（GPIF）が行っている。したがって，「年金特別会計に納付された金額」は，年金積立金の運用収益全体からみると，ほんの一部に過ぎないのである。本稿では，まずは，この点を補足する。

厚生労働省「平成30年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」（2019年10月，以下，「平成30年度年金積立金の運用状況について」という）11頁および36頁によると，2012（平成24）年度から2014（平成26）年度の積立金運用収益は以下のようになっている（表1参照）。

2012（平成24）年度における積立金全体の収益額は11兆2000億円となっている。その内訳は，管理運用法人（GPIF）の収益額が11兆1983億円（うち管理運用法人から年金特別会計への納付金が6291億円），年金特別会計の収益額が17億円である。

2013（平成25）年度における積立金全体の収益額は10兆1951億円である。その内訳は，管理運用法人（GPIF）の収益額が10兆1938億円（うち年金特別会計への納付金が2兆1116億円），年金特別会計の収益額が13億円となっている。

2014（平成26）年度における積立金全体の収益額は15兆2627億円となっている。その内訳は，管理運用法人（GPIF）の収益額が15兆2619億円（うち年金特別会計への納付金が3兆2710億円），年金特別会計の収益額が8億円である。

表 1　年金積立金の運用収益の状況

（単位：億円）

	積立金全体		GPIF（平成17年度までは旧基金）		うち、年金特別会計へ納付	年金特別会計（財政融資資金への預託）	
	収益額	収益率	収益額	収益率		収益額	収益率
平成13年度	27,787	1.94%	△ 13,084	△ 1.80%	4年度　133	40,870	2.99%
14年度	2,360	0.17%	△ 30,608	△ 5.36%	0	32,968	2.75%
15年度	68,714	4.90%	44,306	8.40%	0	24,407	2.41%
16年度	39,588	2.73%	22,419	3.39%	0	17,169	2.06%
17年度	98,344	6.83%	86,811	9.88%	8,122	11,533	1.73%
18年度	45,669	3.10%	37,608	3.70%	19,611	8,061	1.61%
19年度	△ 51,777	△ 3.53%	△ 56,455	△ 4.59%	13,017	4,678	1.45%
20年度	△ 93,176	△ 6.86%	△ 94,015	△ 7.57%	17,936	839	0.57%
21年度	91,554	7.54%	91,500	7.91%	0	54	0.09%
22年度	△ 3,263	△ 0.26%	△ 3,281	△ 0.25%	2,503	19	0.03%
23年度	25,863	2.17%	25,843	2.32%	1,398	20	0.03%
24年度	112,000	9.56%	111,983	10.23%	6,291	17	0.03%
25年度	101,951	8.23%	101,938	8.64%	21,116	13	0.02%
26年度	152,627	11.62%	152,619	12.27%	32,710	8	0.01%
27年度	△ 53,498	△ 3.64%	△ 53,502	△ 3.81%	2,750	4	0.00%
28年度	78,930	5.48%	78,925	5.86%	2,907	5	0.01%
29年度	100,293	6.52%	100,290	6.90%	9,096	3	0.00%
30年度	23,462	1.43%	23,459	1.52%	7,300	3	0.00%
合計（平均収益率）	767,428	（平均）3.11%	626,757【609,867】	（平均）3.03%	144,890	140,671	（平均）0.87%

（注１）管理運用法人の収益率は、運用手数料及び借入金利息等を控除する前のものである。

（注２）平成13年度から平成22年度までの積立金、管理運用法人の収益額及び収益率には承継資産の損益を含んでいる。これは、承継資産は年金積立金そのものではないが、承継資産の運用実績を年金積立金の運用実績の一部と捉え、各年度の収益に反映させたものである。

（注３）管理運用法人（平成17年度までは旧基金）の平成13年度からの収益額の合計は62兆6,757億円であるが、これに旧事業団から承継した累積利差損（△1兆7,025億円（平成12年度末））を減じ、平成4年度の年金特別会計への納付金（133億円）を加え、平成18年4月の管理運用法人の設立に際し資産の評価替えに伴う評価増（3億円）を加味したものが、旧事業団、旧基金及び管理運用法人の累積収益額【60兆9,867億円】である。

出所）厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第 28 条に基づく公開資料）」（2019 年 10 月）11 頁

以上のとおり，2012 年年金改正法による年金支給額の減額が段階的になされた 2012（平成 24）年度から 2014（平成 26）年度の 3 年度間に限っても，36 兆 6578 億円というきわめて多額の積立金運用収益が得られているのである。

Ⅲ　2012 年年金改正法立案当時の年金財政状況とその後の年金財政状況－年金積立金およびその運用状況について

1 「現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない」とする社会保障年金審議会資料の存在

2012 年改正法案立案当時の年金財政状況について，第 7 回社会保障審議会年金部会（2011 年 12 月 1 日）の資料 1「社会保障審議会年金部会に

おけるこれまでの議論の整理（骨子案）」では，「直近の平成21年度の厚生年金基金の代行部分を含む収支状況は，年度末積立金は見込みよりも増加。平成22年度は見込みよりも若干下回ることが想定。現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない」としていた（2頁）。第7回社会保障審議会年金部会の審議を受けて，修正されて第8回社会保障審議会年金部会（2011年12月16日）に提出された資料1「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理（案）」（同資料は，第9回社会保障審議会年金部会（2012年1月23日）にも参考資料1として提出された）でも，「財政検証後の財政状況について，直近の平成21年度の収支状況（厚生年金基金の代行部分を含む）をみると，運用状況は良好であったことから，年度末積立金は見込よりも，約4兆円上回っている。一方，平成22年度については，現在集計中であるが，運用状況が悪かったことや賃金上昇率が伸び悩んでいることなどから，年度末積立金は見込みよりも若干下回ることが予想される。このように，直近2年の実績を見るとプラス方向に乖離している年もあれば，マイナス方向に乖離している年もあり，現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない」と記載されていた(7)。

2 年金積立金の運用実績

(1) 2009（平成21）年度の年金積立金の運用実績

2009（平成21）年度の年金積立金の運用実績は，厚生労働省「平成21年度年金積立金運用報告書」（2010年8月）によると，「管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた，年金積立金全体の平成21年度の運用実績は，プラス7.5%（約9.2兆円）」（2頁）であり，「年金積立金の自主運用開始（平成13年度）からの平均では，プラス1.8%（累積約22.9兆円）」（2頁）であった。また，同報告書は，「年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響」について「賃金上昇率に対する実質的な運用利回りのこれまでの実績は，平成21年度では10.67%，年金積立金の自主運用開始からの過去9年間では年平均1.67%，第一期中期目標期間の過去4年間では年平均0.50%，いずれも財政再計算及び財政検証の前提を上回っており，年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えている」（3頁）と評価しているほどである。

ちなみに，年金積立金の運用実績は，2009（平成21）年度では名目賃金上昇率を12.09% も上回っており，2001（平成13）年度からの9年間の平均では名目賃金上昇率を2.51% 上回っている（同報告書3頁）。すわち，「公的年金の年金給付額は，長期的にみると名目賃金上昇率に連動して増加することとなるため，運用収入のうち賃金上昇率を上回る分が，年金財政上の実質的な収益となる」と評価される（同報告書3頁）。このため，同報告書は，「運用実績の評価は，名目運用利回りから名目賃金上昇率を差し引いた『実質的な運用利回り』について，運用実績と，財政再計算及び財政検証上の前提を比較して行う」（同3頁）としている。

「実質的な運用利回り」の実績は，2009（平成21）年度で12.09%，年金積立金の自主運用が開始された2001（平成13）年度～2009（平成21）年度平均（過去9年）で2.51%，第1期中期目標期間とされた2006（平成18）年度～2009（平成21）年度平均（過去4年）で1.03% であり，それに対して，2009（平成21）年度財政検証における前提はそれぞれ1.42%，0.84%，0.53% と，「実質的な運用利回り」はすべてで2009（平成21）年度財政検証上の前提を上回る実績をおさめているのである（同3頁および表2参照）。なお，「実質的な運用利回り」と「2009（平成21）年度財政検証上の前提」との差は，それぞれ10.67%，1.67%，0.50% である（同3頁および表2参照）。

表 2　2009（平成 21）年度の年金積立金の運用実績と財政検証との比較

	実　績			財政再計算及び財政検証上の前提	差（①－②）
	実質的な運用利回り①	名目運用利回り	名目賃金上昇率	実質的な運用利回り②	
① 平成 21 年度	12.09%	7.54%	−4.06%	1.42%	10.67%
② 平成 13～21 年度平均（自主運用開始から（過去 9 年））	2.51%	1.77%	−0.72%	0.84%	1.67%
③ 平成 18～21 年度平均（第一期中期目標期間（過去 4 年））	1.03%	−0.10%	−1.11%	0.53%	0.50%

（注）平成２１年財政検証における経済前提は、足下の平成２７（2015）年度までは、内閣府の「経済財政の中長期方針と１０年展望試算」（平成 21 年１月）に準拠して設定しており、平成２１年度の実質的な運用利回りは１．４２％となっている。
なお、平成２８（2016）年度以降の長期の経済前提は、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会における検討結果で示された範囲の中央値を取って設定したものであり、実質的な運用利回りを１．６％（平成３２（2020）年度以降）としている。

出所）厚生労働省「平成 21 年度年金積立金運用報告書」（2010 年 8 月）3 頁

（2）2010（平成 22）年度の年金積立金の運用実績

2010（平成 22）年度の年金積立金の運用実績は，厚生労働省「平成 22 年度年金積立金運用報告書」（2011 年 8 月）によると，「管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた，年金積立金全体の平成 22 年度の運用実績は，マイナス 0.26%（約マイナス 0.3 兆円）」（2 頁）とマイナスであったものの，「年金積立金の自主運用開始（平成 13 年度）からの平均では，プラス 1.5%（累積約 22.6 兆円）」（2 頁）とプラスであった。また，同報告書は，「年金積立金の運用実績が年金財政に与える影響」について「年金積立金の運用実績は，財政再計算・財政検証の前提を上回っており，（平成 22 年度では，0.65%，平成 13 年度からの 10 年間の平均では 1.56%），年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えている」（3 頁）と評価しているのである。なお，年金積立金の運用において 3263 億円のマイナス（前掲「平成 22 年度年金積立金運用報告書」2 頁）を出した 2010（平成 22）年度でさえ，2009（平成 21）年度財政検証の前提を 0.65% 上回っていることに注意を要する（表 3 参照）。

ちなみに，実質的な運用利回りは，2001（平成

表 3　2010（平成 22）年度の年金積立金の運用実績と財政検証との比較

	実　績			財政再計算及び財政検証上の前提	差（①－②）
	実質的な運用利回り①	名目運用利回り	名目賃金上昇率	実質的な運用利回り②	
① 平成 22 年度	−0.93%	−0.26%	0.68%	−1.58%	0.65%
② 平成 13～22 年度平均（自主運用開始から（過去 10 年））	2.16%	1.57%	−0.58%	0.60%	1.56%
③ 平成 18～22 年度平均（管理運用法人設立から（過去 5 年））	0.63%	−0.13%	−0.75%	0.10%	0.53%

（注）平成２１年財政検証における経済前提は、足下の平成２７（2015）年度までは、内閣府の「経済財政の中長期方針と１０年展望試算」（平成 21 年１月）に準拠して設定しており、平成２２年度の実質的な運用利回りは−１．５８％となっている。
なお、平成２８（2016）年度以降の長期の経済前提は、社会保障審議会年金部会経済前提専門委員会における検討結果で示された範囲の中央値を取って設定したものであり、実質的な運用利回りを１．６％（平成３２（2020）年度以降）としている。

出所）厚生労働省「平成 22 年度年金積立金運用報告書」（2011 年 8 月）3 頁

13）年度から 2010（平成 22）年度の 10 年間の平均で 2.16％と 2009（平成 21）年度財政検証の前提の 0.6％を 1.56％上回り，管理運用法人が設立されて同法人による積立金の運用が始まった 2006（平成 18）年度～2010（平成 22）年度平均（過去 5 年）0.63％と同財政検証の 0.10％を 0.53％上回っているのである（同報告書 3 頁および表 3 参照）。

（3）2018（平成 30）年度の年金積立金の運用実績

年金引下げ違憲訴訟が各地方裁判所に係属していた当時の最新のデータである 2018（平成 30）年度の年金積立金の運用実績は，「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」によると「管理運用法人で管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせた，年金積立金の平成 30 年度の運用実績は，1.43％」，2 兆 3462 億円となっている（2 頁）。

厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」は，「年金積立金の自主運用開始（平成 13 年度）からこれまでの運用実績は，財政再計算・財政検証上の前提を上回っており，年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている」（3 頁）と評価している状況である。また，年金積立金の運用実績は，2018（平成 30）年度では名目賃金上昇率を 0.48％上回っており，2001（平成 13）年度からの 18 年間の平均では名目賃金上昇率を 3.27％上回っている（3 頁・表 4 参照）。

「実質的な運用利回り」と 2014（平成 26）年度財政検証上の前提を比較すると，「実質的な運用利回り」の実績は 2018 年度で 0.48％，自主運用が開始された 2001（平成 13）年度～2018（平成 30）年度平均（過去 18 年）で 3.27％，管理運用法人が設立されて同法人による積立金の運用が始まった 2006（平成 18）年度～2018（平成 30）年度平均（過去 13 年）で 3.10％であるのに対して，財政検証上の前提はそれぞれマイナス 0.65％，0.11％，マイナス 0.28％と，「実質的な運用利回り」はすべてで財政検証上の前提を上回る実績をおさめているのである（「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」3 頁および表 4 参照）。

（4）2018（平成 30）年度までの年金積立金の運用実績

年金積立金の自主運用が始まった 2001（平成 13）年度から 2018（平成 30）年度までの 18 年間における収益額は，厚生年金が 71 兆 9881 億円，

表 4　2018（平成 30）年度の年金積立金の運用実績と財政検証との比較

	実績			財政再計算及び財政検証上の前提	差（A－B）
	実質的な運用利回り(A)			実質的な運用利回り(B)	
		名目運用利回り	名目賃金上昇率		
①　平成 30 年度	0.48%	1.43%	0.95%	△0.65%	1.13%
②　平成 13～30 年度平均（自主運用開始から（過去 18 年））	3.27%	3.11%	△0.16%	0.11%	3.16%
③　平成 18～30 年度平均（管理運用法人設立から（過去 13 年））	3.10%	3.04%	△0.06%	△0.28%	3.38%

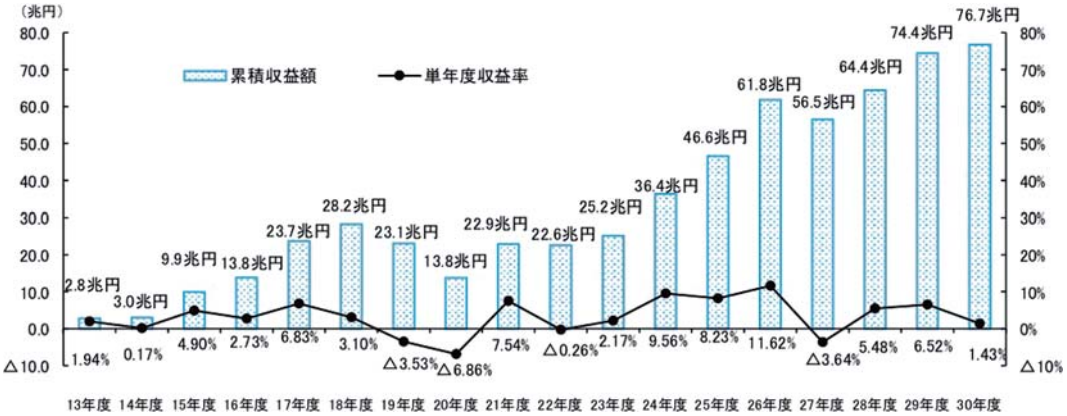
（注１）名目賃金上昇率は、第１号厚生年金被保険者のみのデータ（平成２６年度以前も同様の範囲）から求めたものであり、年金額改定の算出のもととなるものと異なる。

（注２）平成２６年財政検証上の実質的な運用利回り等の前提は、女性や高齢者の労働市場への参加が進み日本経済が再生するケースを用いている。

（注３）運用手数料等控除後の運用実績である。

出所）厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第 28 条に基づく公開資料）」（2019 年 10 月）3 頁

図 1　2001（平成 13）年度（自主運用開始）からの累積収益額，収益率の推移



出所）厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第 28 条に基づく公開資料）」（2019 年 10 月）2 頁

国民年金が 4 兆 7547 億円，合計 76 兆 7428 億円にも及んでおり，18 年間の平均収益率[8]は厚生年金が 3.11%，国民年金が 3.04%，合計で 3.11%である（「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」11 頁。表 1，図 1 参照）。

また，1986（昭和 61）年度以降の旧年金福祉事業団，旧年金資金運用基金および管理運用法人の累積収益は，60 兆 9867 億円となっている（「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」4, 11 頁および表 1 の注 3）。

ちなみに，2012 年年金改正法案の立案が準備された 2011（平成 23）年度から 2017（平成 29）年度の年金積立金の運用実績は，各年度とも，自主運用開始された 2001（平成 13）年から各年度までの平均，管理運用法人による積立金の運用が始まった 2006（平成 18）年度から各年度までの平均のすべてにおいて，「財政検証上の前提を上回っており，年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている」[9]と評価されているのである。

(5) 旧年金福祉事業団の資金運用業務・承継資金運用業務による損失とその評価

2018（平成 30）年度までの年金積立金の運用実績は，旧年金福祉事業団（以下，「旧事業団」という）が旧大蔵省資金運用部（以下，「旧資金運用部」という）から資金を借り入れて行っていた資金運用事業を継承した「承継資金運用業務」[10]が終了した 2010（平成 22）年度におけるマイナス 2 兆 9907 億円の損益（「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」7 頁）を含んだものである。マイナス 2 兆 9907 億円という巨額の累積損益が生じた要因について，厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について」は，「旧事業団が実施した資金運用事業は，年金積立金を直接運用する現在の仕組みとは異なり，有利子で借り入れた資金及びその利息を償還しつつ運用するものであり，いわゆる逆ざやを生じるリスクのある仕組みであり，この間国内株式等が低迷したこと等によるものと考えられる」（7 頁）としている。以下，この点を敷衍する。

2000（平成 12）年度までは，年金積立金は，全額を旧大蔵省資金運用部（現財務省財政融資資金）への全額預託が義務づけられており，しかも，資金運用事業を開始した 1986（昭和 61）年度以降，旧事業団は，いわば自らの年金積立金が原資であるにもかかわらず，旧資金運用部から還元融資として有利子で資金を借り入れて運用をし，旧資金運用部へ利息を償還するという不合理な仕組みであった。そのうえ，1986（昭和 61）年以降，急速な円高を背景に，日本の市場金利はこれまでにない低い水準（低金利）に陥り，預託金利も相次いで引き下げられた。また，バブル経済が崩壊したことで株価が暴落するなど運用環境が悪化するとともに，超低金利時代に入り，運用

する資金が旧資金運用部からの長期固定金利の借入金であり，その借入金が市場金利と比べ割高になったため，2000（平成12）年度末には累積で1兆7025億円もの利差損（いわゆる逆ざや）が生じる結果となった(11)。旧事業団の資金運用業務や旧基金・管理運用法人の承継資金運用業務を通じて，借入資金の返済利子を上回る運用収益が得られず，2010（平成22）年度末で承継資金運用勘定の累積利差損益はマイナス2兆9907億円となったのである。

年金積立金は，「第2の国家予算」ともいわれる財政投融資の財源に使われ，いわゆる逆ざやの結果，最終的に3億円弱もの損失を被ったのである。いわば，政府の経済政策・公共事業に年金積立金が利用された結果，3億円弱も年金積立金を減らされたといえる。他方で，2004（平成16）年年金改正法が，厳しい経済状況と高齢者の厳しい生活実態（個人消費の低迷，厳しい家計状況，可処分所得の減少）を踏まえて2000（平成12）年度から2002（平成14）年度の各物価スライド特例法が年金額を据えおいた(12)特例措置分1.7%を物価上昇により解消すると定めたにもかかわらず，その10〜12年後に制定された2012年年金改正法は，2000（平成12）年度から2002（平成14）年度の各物価スライド特例法によって据え置かれた特例措置分が解消されていないことのみを理由に年金額の減額を定めた。このことは，政府の経済政策，景気回復策の失敗を棚に上げ，その失策を公的年金制度のみに肩代わりさせるものと言わざるを得ない。

このように，公的年金制度は，一方で財政投融資という形で政府の経済政策・公共事業に年金積立金を利用されて年金積立金を減らされ，他方で物価が上昇しないという政府の経済政策の失敗を肩代わりさせる形で年金が減額されるということが行われたのである。

3 第8〜9回社会保障審議会年金部会審議時（2011〜2012年）の年金の財政状況とその評価

第8〜9回社会保障審議会年金部会（2011〜2012年）で事務局から提出された資料1による「直近2年の実績を見るとプラス方向に乖離している年もあれば，マイナス方向に乖離している年」もあるという評価は，あくまでこの2年間に限ってのことに過ぎず，前掲「平成21年度年金積立金運用報告書」が「年金積立金の自主運用開始からの過去9年間では年平均1.67%，第一期中期目標期間の過去4年間では年平均0.50%，いずれも財政再計算及び財政検証の前提を上回っており，年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えている」（3頁）と評価していることからすれば，年金積立金の運用実績全体の評価としては妥当しない。

さらに結果論になるが，年金積立金の運用で，運用収益がマイナスになったのは，2009（平成21）年度以降では，第8〜9回社会保障審議会年金部会で「平成22年度については，現在集計中であるが，運用状況が悪かったことや賃金上昇率が伸び悩んでいることなどから，年度末積立金は見込みよりも若干下回ることが予想される」として取り上げられた2010（平成22）年度と2015（平成27）年度のみであり，しかも，2010（平成22）年度・2015（平成27）年度ともに「年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えて」いた（前掲「平成22年度年金積立金運用報告書」3頁，厚生労働省「平成27年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」（2016年10月）3頁。表5参照）とされている点でも妥当しないといえる。

むしろ，当時の巨額の年金積立金の存在，すなわち，2010（平成22）年3月末の厚生年金保険の積立金は時価ベースで114兆1532億円，国民年金の積立金は時価ベースで7兆7394億円の計121兆8926億円（厚生年金の積立金は特別会計の積立金であり，厚生年金基金の代行部分が含まれておらず，国民年金の積立金には基礎年金勘定分が含まれていない。表11参照）(13)，これに厚生年金基金の積立金（純資産額）17.6兆円（「厚生年金基金の財政状況等（平成20年度〜平成24年度）」5頁），基礎年金勘定の積立金7246億円（厚生労働省年金局数理課「平成26年度財政検証結果レポート」付属資料347頁。表6参照）を加えると計140兆2172億円，2011（平成23）年3

表 5　年金積立金全体の運用実績（年金特別会計の厚生年金勘定と国民年金の合計）

	実績					財政検証上の前提			実質的な運用利回りの実績と財政検証上の前提との差	差額
	実質的な運用利回り (A)	名目運用利回り (B)	名目賃金上昇率 (C)	年度末積立金（※） (D)	運用収益 (E)	実質的な運用利回り (F)	名目運用利回り (G)	名目賃金上昇率 (H)	(I)=(A)−(F)	
	%	%	%	兆円	兆円	%	%	%	%	兆円
【平成11年財政再計算との比較】										
平成13年度	2.22	1.94	△ 0.27	144.3	2.8	0.98	3.50	2.50	1.24	1.78
平成14年度	1.34	0.17	△ 1.15	141.5	0.2	0.96	3.48	2.50	0.38	0.54
【平成16年財政再計算との比較】										
平成15年度	5.18	4.90	△ 0.27	145.6	6.9	1.98	1.98	0.00	3.20	4.48
平成16年度	2.94	2.73	△ 0.20	148.0	4.0	1.07	1.68	0.60	1.86	2.71
平成17年度	7.01	6.83	△ 0.17	150.0	9.8	0.50	1.81	1.30	6.51	9.38
平成18年度	3.09	3.10	0.01	149.1	4.6	0.21	2.21	2.00	2.88	4.24
平成19年度	△ 3.46	△ 3.53	△ 0.07	138.6	△ 5.2	0.21	2.51	2.30	△ 3.67	△ 5.38
平成20年度	△ 6.62	△ 6.86	△ 0.26	123.8	△ 9.3	0.29	3.00	2.70	△ 6.91	△ 9.39
【平成21年財政検証との比較】										
平成21年度	12.09	7.54	△ 4.06	128.3	9.2	1.42	1.47	0.05	10.67	12.96
平成22年度	△ 0.93	△ 0.26	0.68	121.9	△ 0.3	△ 1.58	1.78	3.41	0.64	0.81
平成23年度	2.39	2.17	△ 0.21	119.4	2.6	△ 0.72	1.92	2.66	3.11	3.71
平成24年度	9.33	9.56	0.21	126.0	11.2	△ 0.76	2.03	2.81	10.09	11.82
平成25年度	8.09	8.23	0.13	132.1	10.2	△ 0.36	2.23	2.60	8.45	10.47
【平成26年財政検証との比較】										
平成26年度	10.53	11.62	0.99	145.9	15.3	0.34	1.34	1.00	10.19	13.39
平成27年度	△ 4.12	△ 3.64	0.50	142.7	△ 5.3	△ 0.59	1.88	2.47	△ 3.53	△ 5.19
平成28年度	5.45	5.48	0.03	153.4	7.9	△ 0.35	2.17	2.52	5.80	8.36
平成29年度	6.09	6.52	0.41	164.1	10.0	△ 0.99	2.57	3.56	7.08	10.89
平成30年度	0.48	1.43	0.95	166.5	2.3	△ 0.65	3.08	3.73	1.13	1.85
平成13～30年度平均	3.27	3.11	△ 0.16	−	4.3	0.11	2.26	2.14	3.16	−
平成18～30年度平均	3.10	3.04	△ 0.06	−	4.1	△ 0.28	2.17	2.44	3.38	−
平成26～30年度平均	3.56	4.16	0.58	−	6.0	△ 0.45	2.21	2.65	4.00	−

（※）年度末積立金は時価で表示しており、
年度末積立金 ＝ 前年度末積立金 ＋ 運用収益 ＋ 歳入（運用収益、積立金より受入を除く）等 － 給付費等　　という関係になっている。（［　　］は平成30年度の数値）
［166．5兆円］　［164．1兆円］　［2．3兆円］　［51．2兆円］　［51．2兆円］

（注1）運用利回りは運用手数料控除後のものであり、名目賃金上昇率は性・年齢構成の変動による影響を控除した名目標準報酬上昇率である。
（注2）実質的な運用利回りの実績値は、（1＋名目運用利回り÷100）÷（1＋名目賃金上昇率÷100）×100－100により求めている。
（注3）平成13年度から平成22年度までについては、承継資産の損益を含んでいる。
（注4）名目賃金上昇率は、第1号厚生年金被保険者のみのデータ（平成26年度以前も同様の範囲）から求めたものであり、年金改定率の算出のもととなるものとは異なる。
（注5）平成26年以降の財政検証上の実質的な運用利回り等の前提は、女性や高齢者の労働市場への参加が進み日本経済が再生するケースを用いている。

出所）厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第 28 条に基づく公開資料）」（2019 年 10 月）28 頁

月末の厚生年金保険の積立金は時価ベースで111兆4990億円，国民年金の積立金は時価ベースで7兆9025億円の計119兆4015億円（厚生年金の積立金は特別会計の積立金であり，厚生年金基金の代行部分が含まれていず，国民年金の積立金には基礎年金勘定分が含まれていない。表11参照）[14]，厚生年金基金の積立金（純資産額）16.9兆円（「厚生年金基金の財政状況等（平成20年度～平成24年度）」5頁），これに基礎年金勘定の積立金7246億円（厚生労働省年金局数理課「平成26年度財政検証結果レポート」付属資料347頁。表6参照）を加えると計137兆261億円もの積立金が存在すること，さらに，年金積立金の運用実績が年金財政にプラスの影響を与えていることからすれば，「現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない」ということの方が重要な事実であるのである。

なお，2007（平成19）年度・2008（平成20）年度は，実質的な運用利回りがマイナスとなり，しかも，実質的な運用利回りが2004（平成16）年財政再計算上の前提よりも下回った（表5参照）。

この点について，厚生労働省「平成19年度年金積立金運用報告書」（2008年8月）は，「年金積立金の運用は，長期的な視点から安全かつ効率的に行うこととされており，運用実績の年金財政に与える影響についても，長期的な観点から評価することが重要である」（23頁）としているところである。そのうえで，「年金積立金全体の運用実績と，財政再計算上の実質的な運用利回りを比較すると，平成19年度単年度では3.67%（金額換算5.4兆円）財政再計算上の前提を下回っているものの，平成16年財政再計算の推計初年度（平成15年度）からの5年間では2.10%（金額換算累積15.4兆円），年金積立金の自主運用を開始した平成13年度からの7年間で1.73%，それぞれ財政再計算上の前提を上回っており，年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている」（同報告書27頁）と評価している。

また，2008（平成20）年度の年金積立金運用実績についても，厚生労働省「平成20年度年金積立金運用報告書」（2009年8月）は，「年金積立金全体の運用実績と，財政再計算上の実質的な運用利回りを比較すると，平成20年度単年度では6.91%（金額換算9.4兆円）財政再計算上の前提を下回っているものの，平成16年財政再計算の推計初年度（平成15年度）からの6年間では0.53%（金額換算累積6.0兆円），年金積立金の自主運用を開始した平成13年度からの8年間で0.59%，それぞれ財政再計算上の前提を上回っており，年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている」（同報告書27頁）と評価しているのである。

以上，年金積立金の自主運用が開始された2001（平成13）年度以降の18年間で実質的な運用利回りの実績は，2007（平成19）年度・2008（平成20）年度・2015（平成27）年度の3年間（表5参照）を除き，15年間は財政再計算・財政検証上の前提を上回っているのである。しかも，財政再計算・財政検証上の前提を下回った2007（平成19）年度・2008（平成20）年度・2015（平成27）年度も，厚生労働省自らが「年金積立金の運用が年金財政にプラスの影響を与えている」と評価しているのである。

Ⅳ　公的年金の財政方式

ここでは，現在の公的年金制度の財政方式について検討する。とりわけ，2004年年金改正法制定以降，政府は，公的年金の財政方式を賦課方式だと説明し，2012年年金改正法案も公的年金が賦課方式であるとの前提で立法化されたからである。

1　公的年金の財政方式－積立方式と賦課方式

社会保険方式による公的年金の財政方式には，大別すると積立方式と賦課方式がある（図2参照）。

積立方式は，将来の年金給付に必要となる原資を，保険料により積み立てていく財政方式である。この場合，将来にわたって大きく水準の変わらない保険料である平準保険料（率）が設定される（図2参照）。以上を完全積立方式という。当初は，給付費よりも保険料収入が大きいため積立金が形成されるが，制度が成熟するとともに給付

費が増大し，給付費が保険料収入を上回る時点以降になると，積立金の利息収入を含めた収入で支出をまかなうようになる。積立方式には，完全積立方式以外に，修正積立方式がある。修正積立方式は，平準保険料方式によらず，保険料を給付費に必要な保険料（率）を平準保険料（率）よりも低く設定し，それを段階的に引き上げていく段階保険料を設定して運営する方法である（図 2 参照）。積立方式は，拠出された保険料とその積立金の運用収入により決まるため，少子高齢化の進行等による人口構造の変動を受けにくいという長所がある反面，想定を超えたインフレや賃金変動があった場合には，年金の実質的価値を維持できないという短所がある。

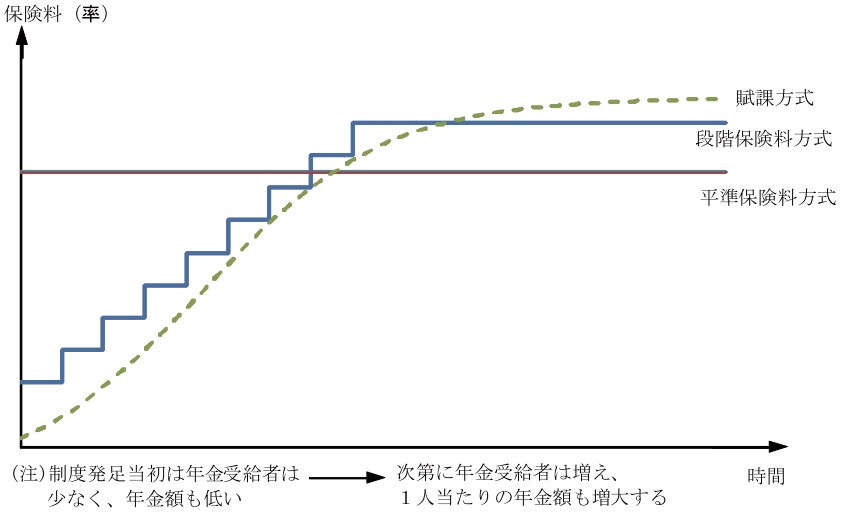
賦課方式は，一定の短い期間（多くの場合 1 年間）のうちに支払うべき給付費を，その期間内の保険料の収入によってまかなう財政方式である。この方式では，収入源として利息収入を考えないから，積立金をまったく保有しないか，保有しても支払準備金的な役割しか果たさない程度の金額である。以上を完全賦課方式という。近年，一定程度の積立金を有する場合で，収支が均衡している場合を修正賦課方式とよぶようになった（ただし，修正積立方式との違いが曖昧である）[15]。賦課方式は，保険料を納める被保険者である現役世代と老齢年金給付を受給する高齢者世代という図式になることを理由に，政府は世代間扶養と称している。賦課方式による保険料は，基本的には被保険者と年金受給者の比率で決まるため，人口変動の影響を受け，保険料負担が増大するというデメリットがある反面，積立金を基本的には持たないため，インフレに影響を受けにくく，年金の実質的価値を維持しすいこと，賃金上昇率が利子率を上回る場合には，積立方式に比べて保険料率が低くすむというメリットがある。

公的年金制度では，当初，完全積立方式で出発したとしても，経済社会環境等の変化により，年金の実質的価値を維持するために年金額を改定した場合に，それに見合う保険料（率）の引上げを行うと完全積立方式は維持されるが，保険料（率）が据え置かれた場合等は，積立金の不足が生じるので，財政方式は次第に賦課方式に近づいてくる。これが，完全積立方式と完全賦課方式との中間に位置する修正積立方式である。なお，先に言及したとおり，この状態を修正賦課方式とよぶ場合もある[16]。

2　公的年金制度の財政方式の変遷

1942（昭和 17）年に発足した厚生年金（当初は労働者年金保険，1944（昭和 19）年の法改正

図 2　財政方式と保険料（率）のイメージ

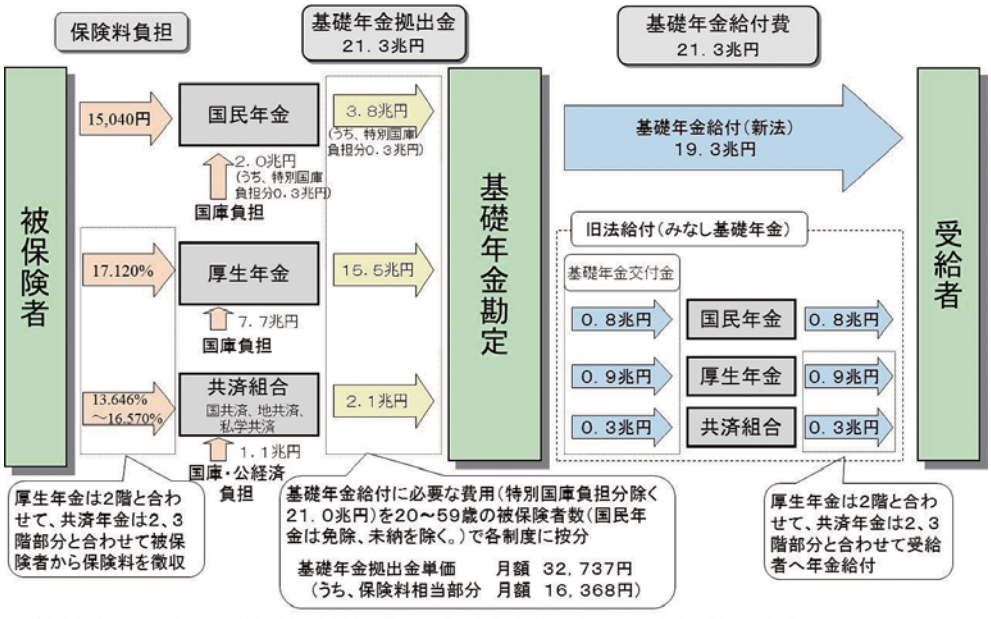


出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）157 頁

で厚生年金に改称），1961（昭和 36）年に発足した拠出制国民年金は，それぞれ平準保険料による完全積立方式でスタートした。厚生年金は 1954（昭和 29）年の厚生年金保険法の全面改正により，国民年金は 1966（昭和 41）年の第 1 回財政再計算に伴う法改正により，段階保険料方式を採用し，修正積立方式に移行した[17]。1973（昭和 48）年の法改正で自動物価スライド制と賃金スライド制（過去の標準報酬の再評価）を採用したことにより，修正積立方式の修正度を深めた（なお，平準保険料についても，引き続き 1999（平成 11）年財政再計算まで参考として算定された）。1985（昭和 60）年の法改正による基礎年金の導入により，基礎年金の財政運営は単年度賦課方式[18]となったものの（図 3 参照），基礎年金は，段階保険料方式が採用され，ほぼ毎年，収入が支出を上回るという収支残が残る運営が行われ，さらに特別会計に関する法律の改正により 2012（平成 24）年度以降，収支残の一部が積立金として積み立てられるようになり，同年度末で 2 兆 3223 億円と大幅に積立金が増加し，2018（平成 30）年度末では 3 兆 3355 億円に及んでいること（表 6 参照）から，実質的には修正積立方式としての財政運営であるといえる。国民年金は，多額の積立金を国民年金勘定に有し，毎年積立金を増やす財政運営がされていたので，実質的には修正積立方式としての財政運営であったといえる。この点，厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート」は，「基礎年金給付を行うのに必要な費用は，毎年度，各公的年金制度からの拠出金で賦課方式的に賄うこととなっているが，厚生年金，国民年金（自営業者等の第 1 号被保険者に係る国民年金勘定等）の各制度は，将来の支出に備え，完全な賦課方式ではなく段階保険料方式によりその費用を準備している」[19]として，厚生年金および国民年金の財政方式を段階保険料方式＝修正積立方式であることを認めているのである。

国民年金について，その収支状況を時価でみると，2002（平成 14）年度，2004（平成 16）年度から 2012（平成 24）年度まで支出が超過するときがあり，修正賦課方式ともいえる状態だった

図 3　基礎年金の収支の構造（2003（平成 25）年度）



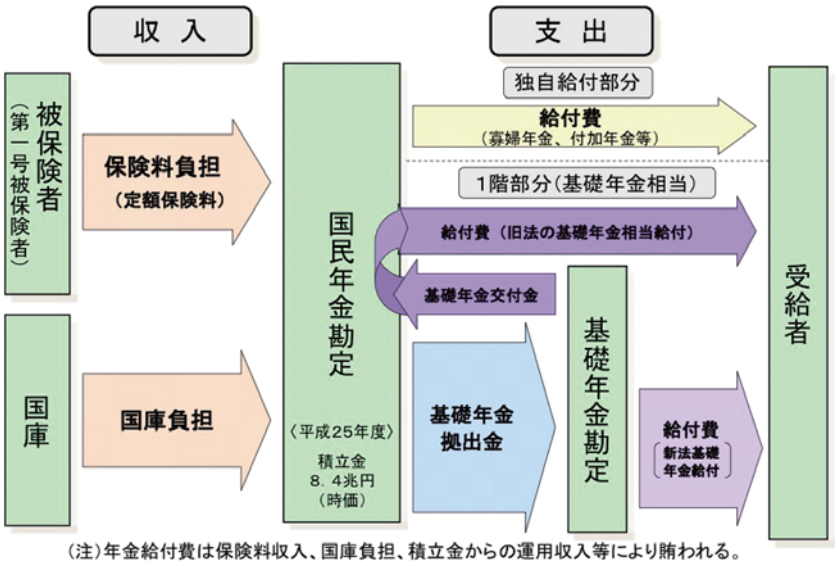
（注）特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。

出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）114 頁

（表 7 参照。国民年金の収支の概要については図 4 参照）。ただし，巨額な積立金（2012（平成 24）年度末において時価ベースで 8 兆 1466 億円）があり，前年度末積立金が当該年度の実質的な支出額のうち保険料拠出によって賄う部分の何年分に相当するかを示す積立比率[20]が 3.6～4.8 であったので修正積立方式と評価するのが妥当といえる（表 7, 8 参照）[21]。

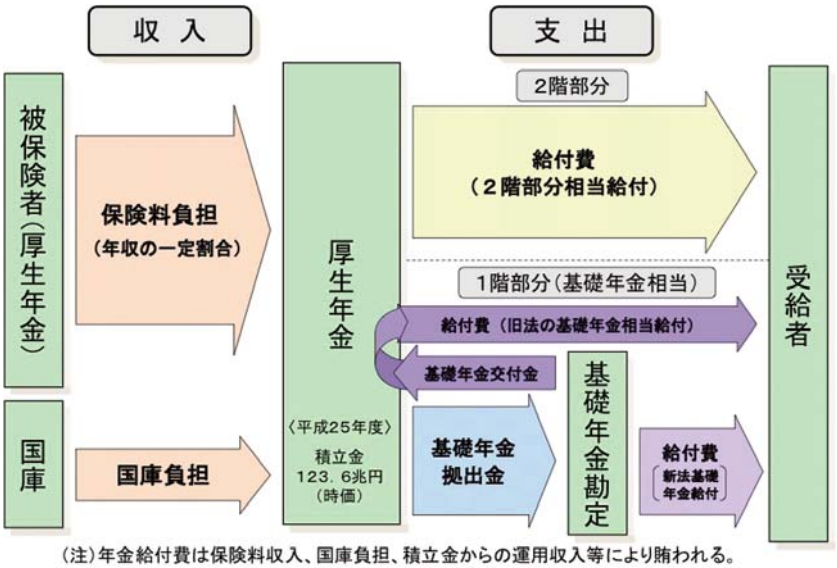
厚生年金は，修正積立方式として運用されているが（図 5 参照），時価ベースでみると，2001

図 4　国民年金の収入と支出の概要



出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（詳細版）－」（2015 年 9 月）121 頁

図 5　厚生年金の収入と支出の概要



出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）116 頁

表 6　基礎年金勘定の収支残および年度末積立金の推移等

年度		収入							支出				収支残	年度末積立金
		拠出金等収入			運用損益	積立金より受入	その他収入	合計	基礎年金給付費	基礎年金交付金	その他支出	合計		
		基礎年金拠出金	特別国庫負担相当額	計										
	(西暦)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 61	(1986)	4,688,883	352,853	5,041,737	53,775	・	2	5,095,514	452,061	4,549,056	2	5,001,119	94,395	724,608
62	(1987)	5,863,292	398,164	6,261,457	52,071	・	95,612	6,409,140	661,972	5,484,377	689	6,147,038	262,102	724,608
63	(1988)	5,978,630	458,809	6,437,439	62,775	・	263,599	6,763,814	777,915	5,457,942	456	6,236,314	527,500	724,608
平成 元	(1989)	5,948,464	446,831	6,395,295	65,580	・	530,135	6,991,010	940,125	5,370,869	132	6,311,126	679,884	724,608
2	(1990)	6,563,995	422,061	6,986,056	66,036	・	683,477	7,735,568	1,089,080	5,973,074	64	7,062,217	673,351	724,608
3	(1991)	7,285,732	460,491	7,746,223	70,515	・	676,730	8,493,468	1,354,890	6,394,731	108	7,749,729	743,739	724,608
4	(1992)	8,228,323	446,915	8,675,238	74,817	・	747,284	9,497,339	1,954,815	6,671,688	209	8,626,712	870,627	724,608
5	(1993)	8,990,817	450,121	9,440,938	58,485	・	874,670	10,374,093	2,596,833	6,777,531	224	9,374,588	999,505	724,608
6	(1994)	9,565,915	468,856	10,034,771	92,209	・	1,004,245	11,131,225	3,335,146	6,634,391	232	9,969,769	1,161,456	724,608
7	(1995)	10,542,701	487,790	11,030,491	76,670	・	1,166,950	12,274,111	4,169,510	6,837,772	183	11,007,465	1,266,646	724,608
8	(1996)	11,015,122	499,918	11,515,040	69,970	・	1,272,522	12,857,532	4,945,478	6,679,046	197	11,624,721	1,232,811	724,608
9	(1997)	11,365,366	497,294	11,862,660	61,551	・	1,238,879	13,163,091	5,769,042	6,254,371	1,222	12,024,635	1,138,456	724,608
10	(1998)	12,159,012	489,780	12,648,792	38,457	・	1,144,093	13,831,342	6,711,387	6,078,054	393	12,789,834	1,041,508	724,608
11	(1999)	12,782,826	477,756	13,260,582	38,620	・	1,047,041	14,346,244	7,614,619	5,769,469	126	13,384,215	962,029	724,608
12	(2000)	13,300,151	481,568	13,781,719	30,441	・	967,652	14,779,812	8,477,441	5,296,171	103	13,773,716	1,006,096	724,608
13	(2001)	13,705,264	482,764	14,188,028	20,910	・	1,011,262	15,220,200	9,363,319	4,710,667	82	14,074,067	1,146,133	724,608
14	(2002)	14,321,906	475,681	14,797,587	17,463	・	1,151,446	15,966,496	10,249,367	4,349,885	73	14,599,325	1,367,171	724,608
15	(2003)	14,889,711	475,479	15,365,190	7,899	・	1,372,889	16,745,977	11,073,549	4,143,793	108	15,217,450	1,528,528	724,608
16	(2004)	15,542,696	473,595	16,016,291	8,257	・	1,532,930	17,557,478	11,811,815	4,196,666	78	16,008,559	1,548,919	724,608
17	(2005)	16,380,029	488,513	16,868,542	8,303	・	1,553,335	18,430,181	12,638,647	4,377,272	80	17,015,999	1,414,181	724,608
18	(2006)	17,209,375	498,591	17,707,966	11,476	・	1,418,659	19,138,101	13,490,924	4,214,853	94	17,705,871	1,432,231	724,608
19	(2007)	17,999,928	508,070	18,507,998	16,870	・	1,436,199	19,961,067	14,461,840	3,931,607	71	18,393,517	1,567,550	724,608
20	(2008)	18,736,473	519,375	19,255,848	17,191	・	1,571,767	20,844,806	15,445,794	3,806,742	49	19,252,585	1,592,221	724,608
21	(2009)	20,235,710	242,999	20,478,710	12,554	・	1,597,497	22,088,761	16,426,880	3,760,662	151	20,187,692	1,901,068	724,608
22	(2010)	20,828,944	256,506	21,085,450	9,324	・	1,907,796	23,002,569	16,969,603	3,566,870	409	20,536,882	2,465,688	724,608
23	(2011)	21,052,004	382,374	21,434,378	10,814	・	2,471,882	23,917,074	17,435,643	3,464,658	504	20,900,805	3,016,269	724,608
24	(2012)	20,567,104	352,820	20,919,923	10,571	・	3,020,924	23,951,419	18,303,551	2,953,227	452	21,257,230	2,694,188	2,322,277
25	(2013)	20,636,312	341,408	20,977,720	9,726	－	1,100,982	22,088,428	19,270,289	2,160,679	446	21,431,414	657,014	2,979,291
26	(2014)	21,513,384	315,300	21,828,684	9,469	503,871	4,518	22,346,542	19,986,019	1,646,103	600	21,632,722	713,820	3,189,241
27	(2015)	22,157,198	324,565	22,481,763	5,055	801,362	4,799	23,292,979	20,934,891	1,527,468	394	22,462,753	830,226	3,218,104
28	(2016)	22,791,479	346,274	23,137,754	4,911	858,470	4,393	24,005,527	21,683,300	1,489,054	246	23,172,599	832,928	3,192,563
29	(2017)	23,127,429	359,976	23,487,405	1,546	982,884	5,005	24,476,840	22,408,942	1,190,544	325	23,599,810	877,029	3,086,709
30	(2018)	23,728,046	375,031	24,103,077	1,545	985,548	8,639	25,098,809	22,904,720	959,367	354	23,864,442	1,234,367	3,335,528

注1　「基礎年金勘定の積立金」は、基礎年金制度が導入された昭和61(1986)年度より、国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく基礎年金等の給付財源として、国民年金勘定の積立金の一部を、この勘定の積立金としたものであるが、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）の改正により、平成24(2012)年度以降、収支残の一部又は全部を積立金として積み立てている。

注2　簿価ベースの数値である。

出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）付属資料 347 頁

（平成 13）～2002（平成 14）年度，2006（平成 18）～2008（平成 20）年度，2010（平成 22）～2011（平成 23）年度は支出が超過しており，修正賦課方式ともいえる状態だった（表 9 参照）。ただし，巨額な積立金（2011（平成 23）年度末で 111 兆 4990 億円）があり，その積立比率が 3.9～5.9 だったので修正積立方式と評価するのが妥当といえる（表 8, 9 参照）[22]。

1985（昭和 60）年年金法改正以降，政府は，年金の財政方式は世代間扶養である賦課方式であると称するようになり，とりわけ，2004（平成 16）年年金法改正前後から，そのことを強調するようになった[23]。さらに，「平成 29 年度　厚生労働白書」からは日本の年金制度を「賦課方式」としている[24]。2004（平成 16）年の法改正により，保険料水準固定方式を採用し，その負担の範囲内で給付を行うために，いわゆるマクロ経済スライドを導入したうえで，将来に向けて積立金水準を抑制していくことを基本とし，100 年程度の財政均衡期間において給付と負担の均衡を図り，財政均衡期間の最終年度における積立金水準を支払準備金程度（給付費の 1 年分程度）とする有限均衡方式が導入された。財政均衡期間の最終年度において「完全」賦課方式に移行することになったとされている（ただし，給付費の 1 年分程度もの積立金は，支払準備金としては過大であるので，厳密には「修正」賦課方式といえる。完全賦課方式を採用しているドイツ，フランスでは積立水準（前期末積立金÷期中支出）はそれぞれ 0.96 か月（2010 年），0.13 年すなわち 1.56 か月（2009 年）となっている[25]）。この改正で導入された保険料水準固定方式は，保険料水準の引上げをあらかじめ想定して財政運営を行うことから，段階保険料方式の 1 つといえる[26]。国民年金の保険料は 2017（平成 29）年度で上限に達して月額 1 万 6900 円に，厚生年金の保険料率は 2017（平成 29）年 9 月に上限に達して 18.30％ に固定された（なお，2016（平成 28）年の法改正による第 1 号被保険者の産前産後期間の保険料免除の導入（2019 年 4 月施行）により，その財源として，第 1 号被保険者の保険料が 2019（平成 31）年度から月額 100 円引き上げられて月額 1 万 7900 円となっている）。

3　現在の公的年金の財政方式

以下，現在の公的年金の財政方式が修正積立方式といいうることについて詳述する。

第 1 に，少なくとも，政府・厚生労働省は，2001～2002 年頃までは，厚生年金の財政方式については，修正積立方式と言っていたことがあげられる。すなわち，『厚生年金保険法解説』（法研，2002 年。同書は，厚生省保険局厚生年金保険課編集であった『厚生年金保険法解説』（社会保険法規研究会，1958 年）の改訂版であるので厚生労働省の見解を示したものといえる）は，「事業主と被保険者が拠出する保険料は，短期保険の場合のように，年々の諸経費をその年だけの保険料でまかなうといういわゆる賦課方式の保険料と異なり，長期保険の特性に従い，将来にわたって財政の均衡を保つことができるように設定されなければならないこととされており，具体的には制度の成熟化に応じて保険料率を段階的に引き上げ，最終的な成熟段階に恒常的な保険料率となるいわゆる段階保険料方式が採用されている（アンダーラインは引用者）」としたうえで，「厚生年金保険制度の発足時には，実質二十年間は老齢年金の支給が本格的に行われないから，その間の支出が少ないことは明らかである。しかし，その後当分の間は老齢年金等の受給権者は飛躍的に増加するとともに，平均加入期間も漸増することから，仮に完全に賦課方式の保険料をとるとすれば，最初は低い保険料率は，やがて制度の存続を危うくするほどの過重な保険料率になるであろう」（992 頁）とする。さらに，「現在の厚生年金保険では完全な賦課方式をとらず，当初は一定の積立金を保有し，その積立金から生じる運用利子等によって，将来の保険料負担の軽減等を図りうるような保険料率を設定し，漸次増額して最終的な制度成熟時に，賦課保険料率に到達していく方式がとられることになっている（法第八十一条六項）。この最終的に賦課保険料に達するいわゆる段階保険料の方式がとられているのは，制度の成熟化による負担の急激な上昇の緩和，国民の負担能力，わが国の経済及び社会の状態等を考慮して

の措置である」としている。前掲書『厚生年金保険法解説』の 1996 年版である厚生省年金局年金課＝社会保険庁運営部企画・年金課＝社会保険庁運営部年金指導課＝社会保険業務センター監修『厚生年金保険法解説』（法研，1996 年）は 914 頁で，上記とまったく同じ記述をしたうえで，保険給付費は「修正積立方式で保険料を徴収する建前から，最終的にはその年に徴収する保険料，国庫負担，船員保険特別会計及び国民年金特別会計からの受入金及び積立金から生ずる利子収入とでまかなっていかなければならないことになり，保険経済の平衡を保つ上から積立金を取りくずすことはできない（アンダーラインは引用者）」（942 頁）として，修正積立方式であることを明記している。そして，「これはすなわち，将来のぼう大な保険給付費を後世代の保険料負担の急激な増大を避けながらまかなっていくためには，それに相応しい巨額の積立金を必要とするのであり，年々保険料から一定の額を積立金として蓄積していかなければならないのである（アンダーラインは引用者）」（943 頁）としている。これは，まさに現在の積立金を増やす運用と同じである。

厚生省・厚生労働省の見解を紹介している厚生統計協会『保険と年金の動向』（2011 年 4 月 1 日に厚生労働統計協会に改称）は，『保険と年金の動向　2000 年版』（厚生統計協会，2000 年）までは，「厚生年金保険及び国民年金両制度は，いわゆる積立方式と呼ばれる財政方式で運営されている。現在は，年金給付の容体である老齢年金受給者が少ないので，年々の収支残は，将来の給付に備え，積立金として累積されている」（224 頁）と，明確に積立方式としている。なお，厚生統計協会『保険と年金の動向　2001 年版』（厚生統計協会，2001 年）になると，「公的年金は，現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養の考え方で運営している。このため，年金給付を行うために必要な全ての資金を予め積み立てているわけではない。保険料拠出者の方々から納められた保険料は，年金給付のための資金として用いられ，残る部分が積立金となる。この積立金は，積立金を運用した収益とともに，今後の年金給付に充てることによって，子や孫の世代，即ち，将来の現役世代の保険料負担を軽減するために活用される」（224 頁）と記述が変化している。

第 2 に，1999（平成 11）年の財政再計算までは平準保険料（率）をも算定し，保険料水準固定方式（2004（平成 16）年年金改正法により導入）による保険料・率が固定された 2017（平成 29）年度までは段階保険料が採用されていた点があげられる。段階保険料方式は，修正積立方式に適合的な保険料方式である。

第 3 に，積立金（時価）が増加していることに加えて，政府が修正積立方式としていた時期である 2002 年度と 2004 年改正法「賦課方式（毎年度の年金給付等に要する費用をその年度の保険料収入等で賄う財政方式をいう。）を基本とした方式である」[27]と小泉首相が答弁した 2004 年度と比較しても，国民年金，厚生年金の積立比率が簿価・時価ともに 2002 年度と大きく変わらない点があげられる。表 8 にみられるように，国民年金の積立比率は，2002 年度において簿価で 4.9，時価で 4.8 に対して 2004 年度において簿価で 4.7，時価で 4.6，厚生年金の積立比率は，2002 年度において簿価で 5.6，時価で 5.5 に対して 2004 年度において簿価で 5.2，時価で 5.2 となっているのである。

以上のことから，少なくとも，保険料が固定された 2017（平成 29）年度までは修正積立方式であったといえる。また，保険料（率）固定後も，国民年金，厚生年金ともに，2018（平成 30）年度末にそれぞれ 9 兆 1543 億円，157 兆 3302 億円の計 166 兆 4845 億円（時価）という巨額の積立金を有し（表 10，表 11 参照），その積立比率は，表 8 にみられるように 2014（平成 26）年度末にそれぞれ 4.1，5.0（時価）に及んでいることからして，実質的には修正積立方式といい得る状況にある（もちろん，修正賦課方式も完全積立方式と完全賦課方式の中間に位置すると評価できるので，修正賦課方式ともいえるが，現在の政府は，「修正賦課方式」をあたかも「完全賦課方式」のような意味で使用していること，巨額の積立金があることから，「修正積立方式」という表現が妥当であると考える）。

表 7　国民年金の収支状況の推移

（単位：億円）

年度	収入合計（実質）	保険料収入	国庫負担	運用収入	支出合計（実質）	収支差引残	年度末積立金
昭和３６　(1961)	305	184	116	5	0	305	305
４０　(1965)	497	248	146	103	19	478	1,946
４５　(1970)	1,849	1,064	394	391	163	1,686	7,271
４６　(1971)	2,362	1,224	632	506	259	2,103	9,390
４７　(1972)	2,866	1,503	717	645	495	2,371	11,761
４８　(1973)	3,516	1,747	969	798	807	2,709	14,470
４９　(1974)	4,653	2,808	878	957	2,217	2,436	16,906
５０　(1975)	6,938	3,690	2,133	1,093	4,623	2,315	18,147
５１　(1976)	7,547	4,111	1,200	1,108	7,178	369	18,421
５２　(1977)	9,950	6,293	2,391	1,108	9,526	425	18,466
５３　(1978)	13,968	8,324	4,076	1,124	11,582	2,386	20,526
５４　(1979)	16,915	10,059	5,214	1,253	13,587	3,328	23,596
５５　(1980)	19,077	11,824	5,420	1,507	15,976	3,101	26,387
５６　(1981)	20,601	12,404	5,996	1,824	18,662	1,939	28,093
５７　(1982)	23,866	13,761	7,905	1,915	20,946	2,921	30,699
５８　(1983)	21,789	14,604	4,895	1,926	22,839	△　1,049	29,276
５９　(1984)	24,226	15,007	6,957	1,841	24,616	△　390	27,633
６０　(1985)	27,323	15,762	8,431	1,827	26,882	441	25,939
６１　(1986)	22,209	12,127	6,567	1,332	16,621	5,588	21,912
６２　(1987)	23,652	12,621	7,259	1,338	17,008	6,644	26,197
６３　(1988)	25,947	12,844	9,197	1,497	20,378	5,569	29,409
平成　元　(1989)	26,458	12,841	9,700	1,514	21,300	5,157	32,216
２　(1990)	26,737	13,053	9,548	1,737	20,297	6,440	36,317
３　(1991)	29,631	14,505	10,683	2,057	20,046	9,585	43,572
４　(1992)	31,900	15,416	11,550	2,551	21,875	10,025	51,275
５　(1993)	34,011	16,466	12,382	2,789	24,510	9,501	58,468
６　(1994)	33,584	17,296	10,889	3,043	26,811	6,773	63,712
７　(1995)	34,861	18,251	11,846	3,184	28,049	6,813	69,516
８　(1996)	38,240	19,209	14,679	3,296	28,752	9,488	78,493
９　(1997)	36,738	19,453	13,322	3,405	30,548	6,190	84,683
１０　(1998)	36,393	19,716	13,265	3,368	31,456	4,936	89,619
１１　(1999)	36,529	20,025	13,227	3,236	31,531	4,998	94,617
１２　(2000)	36,187	19,678	13,637	2,828	32,596	3,591	98,208
１３　(2001)	36,143 [　35,126]	19,538	14,307	2,263 [　1,246]	34,861	1,282 [　265]	99,490 [　97,348]
１４　(2002)	35,453 [　33,184]	18,958	14,565	1,897 [△　371]	35,834	△　382 [△　2,650]	99,108 [　94,698]
１５　(2003)	36,142 [　39,101]	19,627	14,963	1,523 [　4,482]	36,639	△　497 [　2,462]	98,612 [　97,160]
１６　(2004)	35,633 [　37,244]	19,354	15,219	1,044 [　2,654]	37,253	△　1,620 [△　10]	96,991 [　97,151]
１７　(2005)	37,873 [　42,966]	19,480	17,020	1,357 [　6,451]	43,350	△　5,478 [△　384]	91,514 [　96,766]
１８　(2006)	39,228 [　40,143]	19,038	17,971	1,965 [　2,879]	43,082	△　3,853 [△　2,939]	87,660 [　93,828]
１９　(2007)	38,466 [　34,281]	18,582	18,436	1,113 [△　3,073]	43,435	△　4,968 [△　9,153]	82,692 [　84,674]
２０　(2008)	37,545 [　30,528]	17,470	18,558	1,093 [△　5,924]	43,317	△　5,772 [△　12,789]	76,920 [　71,885]
２１　(2009)	37,813 [　43,106]	16,950	20,554	3 [　5,296]	39,911	△　2,098 [　3,195]	74,822 [　75,079]
２２　(2010)	34,010 [　33,812]	16,717	16,898	3 [△　194]	31,498	2,511 [　2,314]	77,333 [　77,394]
２３　(2011)	34,701 [　36,348]	15,807	18,660	15 [　1,662]	34,717	△　15 [　1,632]	77,318 [　79,025]
２４　(2012)	38,616 [　45,566]	16,124	21,938	343 [　7,293]	43,145	△　4,529 [　2,421]	72,789 [　81,446]
２５　(2013)	39,178 [　44,067]	16,178	21,119	1,733 [　6,622]	41,021	△　1,844 [　3,046]	70,945 [　84,492]

（注）１　支出合計（実質）は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。
２　昭和61年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、基礎年金交付金の額を除いたものである。また、平成17年度以降の収入合計（実質）は、積立金より受入の額を除いたものである。
３　平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17年度は年金資金運用基金納付金）を含むものである。
４　上記の［　］内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものである。

出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）96 頁

表 8　厚生年金，国民年金の積立比率の推移

年度	厚生年金		国民年金	
	簿価	時価	簿価	時価
1986（昭和 61）	6.8		2.7	
1987（昭和 62）	6.8		2.4	
1988（昭和 63）	8		2.4	
1989（平成 1）	6.8		2.6	
1990（平成 2）	6.7		3.1	
1991（平成 3）	6.6		4.1	
1992（平成 4）	6.7		4.4	
1993（平成 5）	6.8		4.4	
1994（平成 6）	6.6		3.8	
1995（平成 7）	6.3		4.1	
1996（平成 8）	6.2		5.2	
1997（平成 9）	6.1		4.8	
1998（平成 10）	6		4.9	
1999（平成 11）	6.2		5.1	
2000（平成 12）	6.1		5.2	
2001（平成 13）	5.9	5.9	5.1	
2002（平成 14）	5.6	5.5	4.9	4.8
2003（平成 15）	5.5	5.2	4.8	4.6
2004（平成 16）	5.2	5.2	4.7	4.6
2005（平成 17）	5.2	5.2	4.3	4.3
2006（平成 18）	4.9	5.2	3.8	4.0
2007（平成 19）	4.7	5.0	3.7	3.9
2008（平成 20）	4.5	4.6	3.5	3.6
2009（平成 21）	4.3	4.1	4.3	4.0
2010（平成 22）	4.1	4.1	5.6	5.7
2011（平成 23）	3.9	3.9	5.2	5.2
2012（平成 24）	3.8	3.9	3.9	3.9
2013（平成 25）	3.6	4.0	3.9	4.3
2014（平成 26）	3.5	4.1	4.2	5.0

出所）2012（平成 22）年度までは，厚生労働省・公的年金各制度の財政状況ホームページの「公的年金各制度の積立比率の推移」（2020 年 4 月 24 日閲覧），2011（平成 23）～2014（平成 26）年度は厚生労働省「平成 25 年版　厚生労働白書（資料編）」～「平成 28 年度　厚生労働白書（資料編）」より作成。「平成 29 年版　厚生労働白書（資料編）」以降は，積立比率は掲載されていない。

表 9　厚生年金の収支状況の推移

（単位：億円）

年度	収入合計（実質）					支出合計（実質）	収支差引残	年度末積立金	積立度合
		保険料収入	国庫負担	運用収入	その他				
昭和４０（1965）	3,815	2,974	57	784	1	398	3,418	14,414	29.2
４５（1970）	10,264	7,479	278	2,496	10	1,602	8,662	44,202	23.0
５０（1975）	31,161	22,020	1,589	7,510	43	9,701	21,460	122,869	10.6
５５（1980）	70,393	47,007	5,466	17,846	73	34,073	36,319	279,838	7.5
６０（1985）	117,599	75,053	9,135	33,294	116	64,613	52,986	507,828	7.3
６１（1986）	138,390	86,018	15,880	36,410	82	93,405	44,985	552,813	5.6
６２（1987）	143,559	89,142	16,436	37,877	104	100,351	43,208	599,638	5.6
６３（1988）	162,490	94,505	29,619	38,268	98	106,002	56,488	656,126	5.8
平成元（1989）	161,103	104,910	16,943	39,159	91	115,055	46,048	702,175	5.8
２（1990）	194,205	130,507	21,442	42,152	105	127,776	66,430	768,605	5.6
３（1991）	212,636	142,141	23,739	46,652	104	141,270	71,366	839,970	5.5
４（1992）	225,391	149,550	26,060	49,554	227	154,021	71,370	911,340	5.5
５（1993）	232,748	153,476	28,377	50,772	123	165,383	67,365	978,705	5.6
６（1994）	245,929	163,398	29,791	52,621	119	179,316	66,613	1,045,318	5.5
７（1995）	270,624	186,933	28,295	55,268	128	197,831	72,793	1,118,111	5.4
８（1996）	275,059	193,706	25,169	56,061	123	208,591	66,468	1,184,579	5.4
９（1997）	297,001	206,832	27,115	55,637	7,418	224,020	72,981	1,257,560	5.4
１０（1998）	290,696	206,151	28,302	52,164	4,079	239,810	50,886	1,308,446	5.3
１１（1999）	291,035	202,099	36,356	47,286	5,294	251,493	39,542	1,347,988	5.3
１２（2000）	283,137	200,512	37,209	43,067	2,349	262,320	20,817	1,368,804	5.2
１３（2001）	278,198 [266,131]	199,360	38,164	38,607 [26,541]	2,067	273,068	5,130 [△ 6,937]	1,373,934 [1,345,967]	5.1 [5.0]
１４（2002）	290,775 [262,436]	202,034	40,036	31,071 [2,731]	17,635	287,686	3,089 [△ 25,250]	1,377,023 [1,320,717]	4.8 [4.7]
１５（2003）	293,543 [334,890]	192,425	41,045	22,884 [64,232]	37,188	296,855	△ 3,312 [38,036]	1,374,110 [1,359,151]	4.7 [4.5]
１６（2004）	309,140 [329,948]	194,537	42,792	16,125 [36,934]	55,686	306,631	2,509 [23,317]	1,376,619 [1,382,468]	4.5 [4.5]
１７（2005）	300,685 [374,280]	200,584	45,394	18,298 [91,893]	36,408	353,284	△ 52,598 [20,997]	1,324,020 [1,403,465]	4.4 [4.4]
１８（2006）	297,954 [315,036]	209,835	48,285	25,708 [42,790]	14,126	320,994	△ 23,040 [△ 5,958]	1,300,980 [1,397,509]	4.1 [4.4]
１９（2007）	299,463 [234,176]	219,691	51,659	16,582 [△ 48,705]	11,531	329,875	△ 30,412 [△ 95,699]	1,270,568 [1,301,810]	4.0 [4.3]
２０（2008）	309,480 [204,546]	226,905	54,323	17,682 [△ 87,252]	10,570	339,860	△ 30,380 [△ 135,314]	1,240,188 [1,166,496]	3.8 [3.8]
２１（2009）	320,463 [406,671]	222,409	77,983	50 [86,258]	20,020	365,599	△ 45,136 [41,072]	1,195,052 [1,207,568]	3.4 [3.2]
２２（2010）	319,356 [313,768]	227,252	84,326	2,518 [△ 3,069]	5,259	379,804	△ 60,448 [△ 66,036]	1,134,604 [1,141,532]	3.2 [3.2]
２３（2011）	326,080 [348,878]	234,699	84,992	1,403 [24,201]	4,986	375,420	△ 49,341 [△ 26,542]	1,085,263 [1,114,990]	3.0 [3.0]
２４（2012）	333,206 [431,948]	241,549	80,583	5,965 [104,707]	5,109	368,115	△ 34,909 [63,833]	1,050,354 [1,178,823]	3.0 [3.0]
２５（2013）	357,754 [433,686]	250,472	83,058	19,396 [95,329]	4,827	376,371	△ 18,617 [57,316]	1,031,737 [1,236,139]	2.8 [3.3]

（注）1　支出合計（実質）は、業務勘定から積立金への繰入の額を除いたものである。

2　昭和61(1986)年度以降の収入合計（実質）と支出合計（実質）は、基礎年金交付金、制度間調整交付金、船員保険特別会計、労働保険特別会計より受入及び職域等費用納付金の額を除いたものである。
また、平成17年度以降の収入合計（実質）は、積立金より受入の額を除いたものである。

3　平成17年度以降の運用収入は、年金積立金管理運用独立行政法人納付金（平成17年度は年金資金運用基金納付金）を含むものである。

4　上記の［］内は、年金積立金管理運用独立行政法人における市場運用分について、株式等の評価損益も運用収入に含める時価ベースで評価したものであり、現金ベースの収支を示す厚生年金の特別会計の決算とは異なる。
（ただし、平成15年については、さらに厚生年金基金の代行返上による物納399億円を含む。）

出所）厚生労働省年金局数理課「平成 26 年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015 年 9 月）93 頁

表10　厚生年金および国民年金の収支残・年度末積立金の推移

年度		厚生年金		国民年金	
		収支残	年度末積立金	収支残	年度末積立金
	（西暦）	百万円	百万円	百万円	百万円
昭和 45	(1970)	支残 〈866,194〉	年度末積立金 〈4,420,194〉	残 〈168,824〉	〈727,124〉
50	(1975)	〈2,148,115〉	〈12,286,886〉	〈231,404〉	〈1,814,683〉
51	(1976)	〈2,632,496〉	〈14,915,679〉	〈36,715〉	〈1,842,112〉
52	(1977)	〈3,064,349〉	〈17,973,979〉	〈42,350〉	〈1,846,562〉
53	(1978)	〈3,137,413〉	〈21,108,090〉	〈238,550〉	〈2,052,622〉
54	(1979)	〈3,246,807〉	〈24,351,864〉	〈332,629〉	〈2,359,573〉
55	(1980)	〈3,633,917〉	〈27,983,796〉	〈309,956〉	〈2,638,731〉
56	(1981)	〈4,297,688〉	〈32,279,649〉	〈193,713〉	〈2,809,334〉
57	(1982)	〈4,284,722〉	〈36,562,874〉	〈291,976〉	〈3,069,932〉
58	(1983)	〈4,379,936〉	〈40,941,635〉	〈△105,051〉	〈2,927,573〉
59	(1984)	〈4,544,476〉	〈45,484,260〉	〈△39,192〉	〈2,763,292〉
60	(1985)	〈5,303,421〉	〈50,782,832〉	〈43,948〉	〈2,593,854〉
61	(1986)	〈4,503,585〉	〈55,281,343〉	〈558,713〉	〈2,191,212〉
62	(1987)	〈4,323,028〉	〈59,963,820〉	〈663,807〉	〈2,619,652〉
63	(1988)	〈5,648,356〉	〈65,612,647〉	〈556,794〉	〈2,940,880〉
平成 元	(1989)	〈4,604,646〉	〈70,217,477〉	〈515,693〉	〈3,221,582〉
2	(1990)	〈6,642,781〉	〈76,860,463〉	〈643,846〉	〈3,631,712〉
3	(1991)	〈7,135,806〉	〈83,997,040〉	〈958,432〉	〈4,357,171〉
4	(1992)	〈7,117,243〉	〈91,134,023〉	〈1,000,423〉	〈5,127,519〉
5	(1993)	〈6,734,985〉	〈97,870,541〉	〈949,491〉	〈5,846,811〉
6	(1994)	〈6,657,768〉	〈104,531,827〉	〈675,988〉	〈6,371,211〉
7	(1995)	〈7,275,991〉	〈111,811,139〉	〈678,956〉	〈6,951,616〉
8	(1996)	〈6,638,099〉	〈118,457,902〉	〈944,366〉	〈7,849,328〉
9	(1997)	〈7,290,965〉	〈125,755,992〉	〈615,115〉	〈8,468,289〉
10	(1998)	〈5,080,099〉	〈130,844,587〉	〈487,099〉	〈8,961,937〉
11	(1999)	〈3,948,196〉	〈134,798,756〉	〈495,210〉	〈9,461,724〉
12	(2000)	〈2,077,896〉	〈136,880,413〉	〈352,657〉	〈9,820,796〉
13	(2001)	△699,905 〈506,736〉	134,596,695 〈137,393,381〉	16,670 〈118,397〉	9,734,832 〈9,949,015〉
14	(2002)	△2,533,286 〈300,687〉	132,071,672 〈137,702,330〉	△275,328 〈△48,481〉	9,469,806 〈9,910,835〉
15	(2003)	3,796,807 〈△337,948〉	135,915,131 〈137,411,035〉	245,878 〈△50,011〉	9,716,031 〈9,861,172〉
16	(2004)	2,316,730 〈235,889〉	138,246,828 〈137,661,892〉	△9,628 〈△170,680〉	9,715,059 〈9,699,148〉
17	(2005)	8,326,717 〈967,215〉	140,346,485 〈132,402,046〉	402,314 〈△107,063〉	9,676,646 〈9,151,357〉
18	(2006)	2,810,346 〈1,102,130〉	139,750,912 〈130,098,005〉	△27,931 〈△119,391〉	9,382,776 〈8,766,011〉
19	(2007)	△5,590,869 〈937,817〉	130,181,044 〈127,056,823〉	△777,863 〈△359,332〉	8,467,428 〈8,269,194〉
20	(2008)	△10,179,460 〈313,950〉	116,649,617 〈124,018,806〉	△1,121,647 〈△419,944〉	7,188,490 〈7,691,959〉
21	(2009)	7,847,392 〈△773,368〉	120,756,799 〈119,505,228〉	304,167 〈△225,066〉	7,507,942 〈7,482,179〉
22	(2010)	△268,232 〈290,500〉	114,153,229 〈113,460,390〉	219,458 〈239,187〉	7,739,360 〈7,733,325〉
23	(2011)	2,910,571 〈630,763〉	111,498,981 〈108,526,333〉	197,965 〈33,266〉	7,902,515 〈7,731,781〉
24	(2012)	10,269,196 〈394,974〉	117,882,315 〈105,035,445〉	722,561 〈27,584〉	8,144,589 〈7,278,878〉
25	(2013)	7,918,356 〈325,080〉	123,613,891 〈103,173,746〉	563,269 〈74,323〉	8,449,174 〈7,094,516〉
26	(2014)	13,039,086 〈1,763,695〉	136,665,567 〈104,950,029〉	804,583 〈89,037〉	9,266,689 〈7,196,485〉
27	(2015)	△2,744,876 〈2,263,597〉	133,931,087 〈107,224,022〉	△500,930 〈115,751〉	8,776,801 〈7,323,279〉
28	(2016)	10,503,134 〈3,096,018〉	144,446,232 〈110,332,051〉	243,997 〈49,300〉	8,966,800 〈7,318,580〉
29	(2017)	10,447,912 〈1,588,109〉	154,903,495 〈111,929,511〉	272,826 〈13,272〉	9,220,981 〈7,313,206〉
30	(2018)	2,409,435 〈596,364〉	157,330,173 〈112,543,118〉	△77,183 〈119,969〉	9,154,281 〈7,443,658〉

注１　昭和61(1986)年4月に船員保険の年金部門が厚生年金に統合された。
注２　平成9(1997)年4月に旧三共済が厚生年金に統合された。
注３　平成14(2002)年4月に農林年金が厚生年金に統合された。
注４　昭和46(1971)年度の年度末積立金は、旧琉球政府特別会計から承継した積立金54億円を含む。
注５　昭和62(1987)年度以前は、厚生保険特別会計の年金勘定の決算額に業務勘定の決算額中の厚生年金保険に関するものを含む。
注６　昭和62(1987)年度の年度末積立金は、船員保険特別会計の積立金から厚生保険特別会計の積立金とされた額3,616億円を含む。
注７　平成26(2014)年度に国民年金勘定に福祉年金勘定が統合されたが、ここでは旧福祉年金勘定分を含まない。
注８　〈　〉内は、簿価ベースである。

出所）厚生労働省年金局数理課「平成26年度財政検証結果レポート−『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』(詳細版)−」(2015年９月)付属資料332および346頁より作成

表 11　年金積立金額（簿価，時価）の推移（1989（平成元）年度～2018（平成 30）年度）

（単位：億円）

年　度	厚生年金 （括弧内は時価ベース）	国民年金 （括弧内は時価ベース）	合　計 （括弧内は時価ベース）
平成元年度末	702,175	32,216	734,391
平成２年度末	768,605	36,317	804,922
平成３年度末	839,970	43,572	883,542
平成４年度末	911,340	51,275	962,615
平成５年度末	978,705	58,468	1,037,174
平成６年度末	1,045,318	63,712	1,109,030
平成７年度末	1,118,111	69,516	1,187,628
平成８年度末	1,184,579	78,493	1,263,072
平成９年度末	1,257,560	84,683	1,342,243
平成10年度末	1,308,446	89,619	1,398,065
平成11年度末	1,347,988	94,617	1,442,605
平成12年度末	1,368,804	98,208	1,467,012
平成13年度末	1,373,934 （1,345,967）	99,490 （97,348）	1,473,424 （1,443,315）
平成14年度末	1,377,023 （1,320,717）	99,108 （94,698）	1,476,132 （1,415,415）
平成15年度末	1,374,110 （1,359,151）	98,612 （97,160）	1,472,722 （1,456,311）
平成16年度末	1,376,619 （1,382,468）	96,991 （97,151）	1,473,610 （1,479,619）
平成17年度末	1,324,020 （1,403,465）	91,514 （96,766）	1,415,534 （1,500,231）
平成18年度末	1,300,980 （1,397,509）	87,660 （93,828）	1,388,640 （1,491,337）
平成19年度末	1,270,568 （1,301,810）	82,692 （84,674）	1,353,260 （1,386,485）
平成20年度末	1,240,188 （1,166,496）	76,920 （71,885）	1,317,108 （1,238,381）
平成21年度末	1,195,052 （1,207,568）	74,822 （75,079）	1,269,874 （1,282,647）
平成22年度末	1,134,604 （1,141,532）	77,333 （77,394）	1,211,937 （1,218,926）
平成23年度末	1,085,263 （1,114,990）	77,318 （79,025）	1,162,581 （1,194,015）
平成24年度末	1,050,354 （1,178,823）	72,789 （81,446）	1,123,143 （1,260,269）
平成25年度末	1,031,737 （1,236,139）	70,945 （84,492）	1,102,683 （1,320,631）
平成26年度末	1,049,500 （1,366,656）	71,965 （92,667）	1,121,465 （1,459,323）
平成27年度末	1,072,240 （1,339,311）	73,233 （87,768）	1,145,473 （1,427,079）
平成28年度末	1,103,321 （1,444,462）	73,186 （89,668）	1,176,506 （1,534,130）
平成29年度末	1,119,295 （1,549,035）	73,132 （92,210）	1,192,427 （1,641,245）
平成30年度末	1,125,431 （1,573,302）	74,437 （91,543）	1,199,868 （1,664,845）

（注1）厚生年金の積立金には、厚生年金基金の代行部分が、国民年金の積立金には、基礎年金勘定分が含まれていない。

（注2）平成１３年度末以降には、管理運用法人（平成１７年度までは旧基金）への寄託分を含んでいる。
　　また、（　）は、管理運用法人（平成１７年度までは旧基金）における運用収益（承継資産の損益を含む。）を加えた時価ベースの積立金の額である。

（注3）四捨五入のため、合算した数値は一致しない場合がある。

出所）厚生労働省「平成 30 年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第 28 条に基づく公開資料）」（2019 年 10 月）36 頁

Ⅴ　2012 年年金改正法による「特例措置分」解消の根拠の不存在

2012 年年金改正法は，毎年 1 兆円の給付増の解消，年金財政の安定，世代間の公平の維持，マクロ経済スライドの発動を根拠として「特例措置分」2.5% を 3 年間で解消するとした[28]。

しかし，Ⅰ章からⅢ章でも検討したとおり，①2012 年年金改正法案立案時および同改正法案審議当時，年金財政は悪化しておらず，むしろ積立金は増加していたこと（表 7，表 9〜11 参照），②巨額の積立金（厚生年金・国民年金の積立金（厚生年金の代行部分・基礎年金勘定分を除く）に厚生年金基金の積立金（純資産額）と基礎年金勘定の積立金を加えた合計額は 2011（平成 23）年度，2012（平成 24）年度でそれぞれ 137 兆 261 億円，146 兆 2492 億円）[29]が存在していたこと，③社会保障審議会年金部会に出された資料[30]でも「現時点で年金財政が大幅に悪化しているわけではない」としており，実際の積立金の運用実績は 2009（平成 21）年度財政検証の前提を大きく上回っており（表 2〜表 4 参照），「年金積立金の運用は年金財政にプラスの影響を与えている」（厚生労働省「平成 21 年度積立金運用報告書」〜「平成 24 年度積立金運用報告書」）と評価されていること，④同じく社会保障審議会年金部会に提出された同資料でも人口動態は「高位推計よりも高い水準で推移」していたこと[31]，⑤毎年 1 兆円の増加も積立金の運用収益で十分賄えること（2011（平成 23）年度，2012（平成 24）年度でそれぞれ 2 兆 5863 億円，11 兆 2000 億円に及ぶ。表 1 参照），仮に運用収益で賄えないとしても莫大な積立金を一時的に取り崩せば十分対応できること，⑥公的年金の財政方式は実質的には修正積立方式といいうる状況であり，「完全賦課方式」を前提とした世代間の公平維持論は妥当しないこと，仮に「修正賦課方式」であるとしても，2011（平成 23）年度および 2012（平成 24）年度で厚生年金が 3.9, 3.9，国民年金が 5.2, 3.9 という高い積立比率（時価。表 8 参照）からすると，一時的に積立金を取り崩して対応することが十分可能であることからして，2012 年年金改正法による「特例措置分」解消の根拠は存在していなかったと評価せざるを得ない。にもかかわらず，きわめてわずかな審議時間でもって，2.5% の削減を内容とし，年金受給者・被保険者に多大な影響を与える 2012 年年金改正法が可決成立した。2012 年年金改正法による「特例措置分」解消をうたった年金額 2.5% 削減には合理的根拠がないことが明白になったのである。

Ⅵ　おわりに

年金引下げ違憲訴訟は，現在，最高裁判所から東京高等裁判所に差し戻された神奈川訴訟を除き，すべての訴訟が敗訴となったものの，年金額の 2.5% 削減を内容とする 2012 年年金改正法の立法理由は，第Ⅴ章で述べたように，すべて根拠がないことが明らかになった。2012 年年金改正法による年金額の 2.5% 削減は，国民皆年金体制を採用する日本において，年金受給者・受給権者のみならず，現在の被保険者，今度の被保険者となるすべての国民・住民に関係する生存権保障上の重要な問題である。仮に，神奈川訴訟が敗訴に終わったとしても（判例・裁判例の傾向から敗訴が濃厚），2012 年年金改正法の問題は継続する。したがって，2012 年年金改正法の問題点を指摘し続け，廃止させることが肝要である。そのための研究および実践を継続していきたい。

なお，2012 年年金改正法を含む年金額改定の現状と問題点については本稿では検討できなかった。この問題については，和歌山訴訟に関して，そのことを論じた「平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件に係る意見書（2）」を 2021 年 1 月 12 日付けで和歌山地方裁判所に提出した。今後，同意見書を加筆修正して論文として公表する予定である。

謝辞

本稿は，2025 年度龍谷大学社会学部特別研究員および龍谷大学国際社会文化研究所・清家プロジェクト（2024〜2025 年度）としての研究成果の一部である。

注

(1) 筆者は，2012 年年金改正法の問題・年金引下げ違憲訴訟について以下の通り継続的に検討してきた。①「年金の引下げは憲法 25 条 1 項，2 項違反である－違憲訴訟の意義と理論的課題」藤原精吾・井上英夫ほか編著『社会保障レボリューション－いのちの砦・社会保障裁判』（高菅出版，2017 年）207～219 頁，②「年金の持続可能性と皆年金－年金制度改革をめぐる対抗と課題」医療・福祉問題研究会編（茹昭三・井上英夫ほか）『医療・福祉と人権』（旬報社，2018 年）153～168 頁，③「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（1）－金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録－」『龍谷大学社会学部紀要』57 号（2020 年）51～66 頁，④「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（2）－金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録－」『龍谷大学社会学部紀要』57 号（2020 年）67～75 頁，⑤「2012 年年金改正法案における基礎年金と基礎的生活保障，年金水準との関わりでの審議－年金引下げ違憲訴訟との関係で－」『龍谷大学社会学部紀要』58 号（2021 年）43～51 頁，⑥「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」『賃金と社会保障』1783・1784 号（2021 年）4～88 頁，⑦「2012 年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018 年 10 月 30 日付『平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」『賃金と社会保障』1783・1784 号，89～102 頁，⑧「高齢者・年金受給者の生活実態を正確に反映しない消費者物価指数の問題点と 2000～2002 年度の各物価スライド特例法の意義」『賃金と社会保障』1783・1784 号，103～115 頁，⑨「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（1）－2012 年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』59 号（2021 年）1～14 頁，⑩「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（2）－2012 年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』60 号（2022 年）38～56 頁，⑪「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（3）－2012 年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』61 号（2022 年）1～23 頁，⑫「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（4）－2012 年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』62 号（2022 年）1～25 頁，⑬「皆年金の意義と高齢者・障害のある人の年金受給権保障（5）－2012 年年金改正法の違憲性－」『龍谷大学社会学部紀要』63 号（2023 年）34～45 頁，⑭「年金額の改定と年金の実質的価値維持保障－和歌山地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 28 年（行ウ）第 10 号年金差額請求等事件）に係る証言記録－」『龍谷大学社会学部紀要』60 号（2022 年）87～104 頁。

(2) 小宮山洋子厚生労働大臣の答弁（『第百八十回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録』11 号（2012 年 5 月 30 日）30 頁，田中・前掲「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成 27 年（行ウ）第 5 号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」68 頁参照。

(3) 本稿は，2020 年 5 月 29 日付けで金沢地方裁判所に提出した「2012 年年金改正法案立案当時の年金財政状況からみた同改正法の問題点－『特例措置分』解消の根拠の不存在」と題する意見書を加筆修正したものである。

(4) 田中・前掲「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（1）－金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録－」62 頁，同・前掲「年金引下げと高齢者の年金受給権保障（2）－金沢地方裁判所における年金引下げ違憲訴訟（平成 27 年（行ウ）第 5 号，平成 29 年（行ウ）第 7 号）に係る証言記録－」72 頁。

(5) 年金積立金は，厚生労働大臣から，直接，管理運用法人（GPIF）に寄託され，管理運用法人（GPIF）が管理・運用する仕組みとなっている（厚生年金保険法 79 条の 3 第 1 項，国民年金法 76 条 1 項）。

(6) 年金保険料収入等の収納と年金給付費等の支払いの時点にずれがあることから，一時的に資金が不足するため，年金特別会計は，管理運用法人とは別に積立金を管理し，給付費の支払いに用いている。また，資金繰り上，現金に余裕が生ずる場合などには，財政融資資金に預託することができることとなっている（特別会計に関する法律 11 条，財政融資資金法 6 条 2 項，厚生年金保険法 79 条の 3 第 2 項，国民年金法 76 条 2 項）ことから，短期的な財政融資資金への預託による運用を行っている（厚生労働省・前掲「平成 30 年度年金積立

金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料」6〜7頁参照）。

⑺ 詳しくは，田中・前掲「2012年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018年10月30日付『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」90〜91頁を参照されたい。

⑻ 年金積立金収益率とは，「管理運用法人が管理する積立金と年金特別会計で管理する積立金を合わせて，積立金全体の運用元本平均残高（｛前年度末資産額＋（当年度末資産額－収益額）｝÷2で算出。）を求め，これに対する積立金全体の収益額の収益率」（厚生労働省・前掲「平成30年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料」30頁）をいう。

⑼ 厚生労働省「平成23年度年金積立金運用報告書」（2012年8月）3頁，同「平成24年度年金積立金運用報告書」（2013年8月）3頁，同「平成25年度年金積立金運用報告書」（2014年8月）3頁，同「平成26年度年金積立金運用報告書」（2015年8月）3頁，同「平成27年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」（2016年10月）3頁，同「平成28年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」（2017年10月）3頁，「平成29年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」（2018年10月）3頁。

⑽ 年金積立金の運用は，2000（平成12）年度までは，全額を旧大蔵省資金運用部（以下，「旧資金運用部」という）に預託することによって運用されていたが，2000（平成12）年の資金運用部資金法等改正による財政投融資制度の抜本的な改革により，2001（平成13）年度以降，厚生労働大臣から直接，旧年金資金運用基金（以下，「旧基金」という）に寄託され，旧基金により管理・運用される仕組みとなっていた。さらに，特殊法人等整理合理化計画にもとづき，年金積立金の運用組織について，専門性を徹底し，責任の明確化を図る観点から制度改革が行われ，2006（平成18）年4月に，旧基金が解散され，年金積立金の管理・運用は，新たに設立された管理運用法人で行われることとなった。加えて，従来，旧年金福祉事業団（以下，「旧事業団」という）が旧資金運用部から資金を借り入れて行っていた資金運用事業は旧基金に，旧基金が解散後は管理運用法人に承継された（以上，「平成30年度年金積立金の運用状況について」4頁を参照した）。

⑾ 厚生労働協会『保険と年金の動向2019/2020』（厚生労働統計協会，2019年）115〜116頁，厚生労働省・前掲「平成30年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」7頁および表1の注3，吉原健二・畑満『日本公的年金制度史－戦後七〇年・皆年金半世紀－』（中央法規出版，2016年）305頁参照。

⑿ 田中・前掲「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」52〜61頁参照。

⒀ 厚生労働省・前掲「平成30年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）」36頁。

⒁ 厚生労働省・前掲「平成30年度年金積立金の運用状況について（年金積立金管理運用独立法人法第28条に基づく公開資料）36頁。

⒂ 厚生統計協会『保険と年金の動向1993年』（厚生統計協会，1993年）は，修正賦課方式について，「収支のバランスをはかる原則的な考え方は賦課方式と同じであるが，いくらかの積立金を保有しその利息を収入として見込む財政方式である。この方式による財政計画の一つとして，10年から20年程度の期間を単位として，その期間内で収支のバランスがとれるように保険料（率）を定めることがある。この場合，給付費が将来に向かって増大する傾向にあるときには，計画期間の前半に積立金が形成される。そのため，計画期間を長くとった場合には，実質的に修正積立方式と大差のない財政計画となる（アンダーラインは引用者）」（355頁）とする。

⒃ 堀勝洋『年金保険法（第4版）－基本理論と解釈・判例』（法律文化社，2017年）88，90，534頁。公文昭夫・庄司博一『年金のはなし』（新日本出版，1990年）166頁。

⒄ なお，有泉亨・中野徹編・喜多村悦史著『厚生年金保険法（全訂社会保障関係法1）』（日本評論社，1980年，9頁）は，「戦後の急激なインフレーションにより，年金給付は，実際に役立つ水準を維持することができず，また，積立金は日々にそ

の価値を失っている状況の中で，事業主や被保険者の間には厚生年金保険無用論が台頭してきた」状況に対して，1948年に応急的に改正された厚生年金保険法は，暫定保険料として，一般被保険者の保険料率を1000分の30に引下げ，これに伴う財源不足については，当分発生しない養老年金等の標準報酬の最低額によってのみ計算することとして，数理上のつじつまを合わせたとし，「実際には，この時点で年金財政の平準保険料方式が放棄され，修正積立方式に移行したものと理解すべきである」としている。

⑱　基礎年金の費用は，毎年度の給付費はその年度の各公的年金制度からの基礎年金拠出金（国庫負担を含む）により，すべて賄うという単年度賦課方式の考え方を採用している。すなわち，基礎年金の給付に要する費用を第1号被保険者に係る負担分と，第2号被保険者および第3号被保険者に係る負担部分とに，それぞれの被保険者の人数割合に応じて按分し，第2号被保険者および第3号被保険者に係る負担分については，被用者年金保険者が負担する拠出金によって賄うのである。実際には，厚生年金の管掌者たる政府が基礎年金拠出金を基礎年金勘定に拠出し，国民年金については国民年金勘定から基礎年金勘定に拠出金相当額を拠出するという方法で行われている。

⑲　厚生労働省・前掲「平成26年度財政検証結果レポート－『国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し』（詳細版）－」（2015年9月）152頁。

⑳　より正確には，「積立比率とは，前年度末に保有する積立金が，実質的な支出（実質的な支出総費用額から追加費用及び職域等費用納付金を控除し，被用者年金制度間の各種拠出金収入・支出を調整したもの）のうち，保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す指標である」（厚生労働省「平成27年度厚生労働白書（資料編）」239頁の国民年金制度の注8，被用者年金制度の注8）。

㉑　積立比率に似た概念として積立度合がある。積立度合とは「前年度末に保有する積立金が，国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額の何年分に相当しているかを表す」概念である（厚生労働省「平成27年度厚生労働白書（資料編）」239頁の国民年金制度の表の注8，被用者年金制度の表の注8）。「積立比率は，積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し，積立度合は，積立金の水準を給付面から見る指標」（社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告－平成18年度」（2008年11月21日）76頁）である。

図式で示すと以下のようになる。

積立度合＝前年度積立金／実質的な支出（国庫・公費負担を含む）＋追加費用

積立比率＝前年度積立金／実質的な支出－国庫・公費負担

積立比率は，①「世代間扶養を基本として運営される年金制度において急激な保険料負担増あるいは給付減を回避するために保有する積立金について，その規模を把握するための指標の一つである」（社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告――平成30年度」（2020年3月30日）371頁）とされていること，②「前年度末積立金を総合費用で除して得られる比率で，積立金が総合費用の何年分に相当するかを表し，これが大きいほど積立金に余裕があることを示している」（社会保障審議会年金数理部会「公的年金財政状況報告――平成17年度」（2007年11月29日）132頁）こと，③「国庫・公経済負担」は国の義務的経費であり，必ず負担されることから，年金財政の持続可能性を検討するうえで，積立度合よりも積立比率を取り上げる方が妥当であると考える。社会保障審議会年金数理部会・前掲「公的年金財政状況報告－平成18年度」も，「財政状況をみるという観点から，『法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き，その制度が自前で財源を調達している費用と比べて，どの程度積立金をもっているか』を示す積立比率で分析を行っている」（76頁）ところである。なお，積立度合は，2005（平成17）年度で2.6（厚生労働省年金数理課「厚生年金・国民年金平成16年度財政再計算結果」（2005年3月）27頁），2009（平成21）年度で2.1（厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し－平成21年度財政検証結果－」（2009年2月23日）10頁），2014（平成26）年度で2.8（厚生労働省年金局年金数理課・前掲「平成26年度財政検証結果レポート」43頁）である。

㉒　なお，同時期の積立度合は3.0～5.0であった（表9参照）。

㉓　古川元久衆議院議員（民主党・無所属クラブ）による公的年金制度の財政方式についての「〇四年改正年金法では年金給付の下限を定める一方で，保険料の上限を定めている。これは年金の財政方式として，『賦課方式』なのか，『積立方式』なの

か。また従来政府は，わが国の公的年金制度の財政方式を『修正積立方式』としてきたが，この定義は何か」との質問主意書（2004年7月30日提出「公的年金制度等に関する質問主意書」（質問15号））に対して，小泉純一郎内閣総理大臣は「平成十六年改正法により，厚生年金保険及び国民年金については，将来の保険料水準を固定する一方，おおむね百年間の収支を均衡させる期間の終了時において給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金を保有しつつ，当該期間にわたって財政の均衡を保つよう給付の調整を行う仕組みが導入されたが，公的年金制度は，引き続き，その時代の高齢世代をその時代の現役世代が社会的に扶養するとの考え方に立っており，その財政方式は賦課方式（毎年度の年金給付等に要する費用をその年度の保険料収入等で賄う財政方式をいう。）を基本とした方式であると考えている。『修正積立方式』については，明確な定義はないが，積立方式（将来の年金給付等に必要となる原資をあらかじめ保険料で積み立てる財政方式をいう。）の考え方を念頭に置き，保険料率を当初低く設定しその後段階的に引き上げて，平準保険料率（所定の給付に要する費用を賄うために必要な保険料率であって，将来にわたって一定となるように算出した保険料率をいう。）に近づけていく財政方式を指しているものと考えており，かつては，公的年金制度について政府としてそのような説明をしてきたことはあるが，『積立方式』を基本とした方式であるとの誤解を与えかねないため，現在ではそのような説明は行っていない」と答弁している（2004年8月5日付「衆議院議員古川元久君提出公的年金制度等に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質160第15号））。

⑵④ 厚生労働省「平成29年度　厚生労働白書」資料編241頁。

⑵⑤ 厚生労働省年金局年金数理課・前掲『「平成26年度財政検証結果レポート』241頁。平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件において2018年10月30日付で金沢地裁に提出された山家悠紀夫「意見書」（甲84号証）は「『積立金若干（フランス）』，『1か月程度（ドイツ）』，『2か月程度（イギリス）』」（14頁）としている。

⑵⑥ 厚生労働省年金局年金数理課・前掲「平成26年度財政検証結果レポート」は，「平成16年年金制度改正では，保険料水準を段階的に引き上げて，平成29（2017）年度以降，一定の水準で固定し，給付水準を自動調整するという保険料固定方式がとられたが，この財政方式についても，保険料水準の引上げをあらかじめ想定し財政運営を行うという観点からは，段階保険料方式の一形態と考えることができる」（160頁）とする。同旨のものとして，江口隆裕『変貌する世界と日本の年金－年金の基本原理から考える』（法律文化社，2008年）32頁。

⑵⑦ 小泉首相による前掲「衆議院議員古川元久君提出公的年金制度等に関する質問に対する答弁書」。

⑵⑧ 詳しくは，田中・前掲「皆年金と高齢者の年金受給権保障－平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書」68頁を参照されたい。

⑵⑨ 厚生年金および国民年金の積立金（厚生年金の代行部分・基礎年金勘定分を除く）が2011（平成23）年度，2012（平成24）年度でそれぞれ119兆4015億円，126兆269億円（表11参照）に加え，厚生年金基金の積立金（純資産額）がそれぞれ16.9兆円，17.9兆円（前掲「厚生年金基金の財政状況等（平成20年度～平成24年度）」5頁），基礎年金勘定の積立金がそれぞれ7246億円，2兆3223億円（表6参照）となっている。ちなみに，2011（平成23）年度および2012（平成24）年度の一般会計予算の規模92兆4116億円，90兆3339億円（財務省「平成23年度財政法第46条に基づく国民への報告，同「平成24年度財政法第46条に基づく国民への報告」）を大きく上回る金額である。

⑶⓪ 第7回社会保障審議会年金部会（2011（平成23）年12月1日）の資料1「社会保障審議会年金部会におけるこれまでの議論の整理（骨子案）」2頁。詳しくは，田中・前掲「2012年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018年10月30日付『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」90頁を参照されたい。

⑶① 田中・前掲「2012年年金改正法による年金減額とその前提とされた代替措置の欠如・手続上の問題点－2018年10月30日付『平成27年（行ウ）第5号・年金支給基準引下違憲処分取消請求事件に係る意見書』の補充書」90頁参照。

Problems with the 2012 Pension Amendment Bill from the Perspective of the State of Pension Finances at the Time the Bill was Drafted:

The Absence of a Basis for Eliminating the “Special Measures Portion”

TANAKA Akihiko

This paper examines the state of pension finances at the time of the drafting of the 2012 pension amendment bill, which proposed a 2.5% reduction in pension benefits corresponding to the “special measure portion”-the amount by which pension benefits would be frozen in response to falling prices under the special acts of 2000 to 2002 suspending price indexation. From the perspective of the state of pension finances, this paper discusses whether there is a basis for eliminating the “special measure portion,” drawing on statistics and reports from the Ministry of Health, Labour and Welfare, and materials related to deliberations by the Pension Subcommittee of the Social Security Council.

Regarding the state of pension finances at the time the 2012 pension amendment bill was drafted as well as the subsequent state of pension finances, based on trends in pension reserves and their investment performance, as well as deliberations by the Pension Subcommittee of the Social Security Council, the analysis revealed that the pension finances were not in a state of crisis. Furthermore, regarding the financing system for public pensions, this study elucidated, based on its historical evolution, that the current system is not a pay-as-you-go system as asserted by the government, but rather, a modified funded system. The following reasons had been cited to justify the 2012 pension amendment bill: to eliminate the annual increase in benefits amounting to 1 trillion yen, stabilize pension finances, and maintain inter-generational equity; however, this study showed that all of these had been without basis.

〈論　文〉

ソーシャルワーカーの支援の質に影響を与える要因

――中国の X 高齢者福祉施設におけるインタビュー調査から――

張　　白　璐

要旨：本研究は，中国のある高齢者福祉施設に勤務するソーシャルワーカーを対象に，彼らの教育背景および専門知識の修得過程を把握し，それらが支援の質に関わる要因としてどのように関与しているのかを検討することを目的とした。調査は 2022 年 8 月に，8 名のソーシャルワーカーに対するオンライン半構造化インタビューにより実施し，得られたデータを SCAT によって分析した。分析の結果，異分野経験の統合による専門職形成，理論と実践の往還，共感と感情労働，実践経験を通じた専門職能力の形成，専門職アイデンティティの形成と揺らぎ，社会的認知と組織的制約，という 6 つの概念が抽出された。これらの結果から，中国におけるソーシャルワーカーの支援の質は，教育背景や学習経験のみならず，実践経験，自己覚知，感情調整，組織的条件との関連の中で形成されていることが示唆された。

Ⅰ　はじめに

近年，中国においてソーシャルワークは重視されており，多くの分野，特に高齢者分野において重要な位置を占めている。しかし，その教育体制には依然として多くの課題が存在している。先行研究では，大学間の教育水準に差があり，実践力を備えた人材養成が十分ではないこと（劉・查，2024），教員の質が不均衡であること，ソーシャルワーク組織の独自性が十分ではなく，自主的な活動展開が困難であること（韓，2008），さらにソーシャルワーク専門教育を受けた卒業生の就職先限られていること（包，2005），大学における実習重視度が低いこと（包，2012）などが指摘されている。

加えて，現場においてソーシャルワークに従事する人の多くは，必ずしもソーシャルワーク専門教育を受けておらず，非専門分野出身者が多く含まれている。このような状況は，専門職としてのソーシャルワーカーの育成および支援の質の確保に影響を与えていると考えられる。

以上のような背景を踏まえ，本研究では，高齢者福祉施設に勤務するソーシャルワーカーを対象に，その教育背景および専門知識の修得過程を明らかにするとともに，それらが支援の質に関わる要因としてどのように作用しているのかを検討することを目的とする。

Ⅱ　倫理的配慮

本研究は，龍谷大学研究倫理審査委員会の承認を得た上で実施した（承認番号：2022-24 である。）。調査対象者には，研究の目的，インタビューの方法および所要時間，記録方法，分析方法，結果の使用目的について，文書および口頭で説明を行った。あわせて，施設責任者にも研究の概要を説明した。

インタビューの実施に先立ち，個人情報の保護，回答を拒否する自由，途中で中止する自由，参加・不参加による不利益が生じないことについて説明した。さらに，対象者が勤務上の都合により利用者等への緊急対応を要する場合には，インタビューを中断または中止できることについても説明した。これらの説明を行った上で，研究協力に関する口頭同意を得た。

なお，分析および結果の提示に際しては，個人情報の保護に配慮し，対象者および施設名を匿名化し，A から H の記号で示した。

Ⅲ　方　　法

1. 調査方法

本研究では，新型コロナウイルスの影響により対面での調査が困難であったため，オンラインによる半構造化インタビューを実施した。インタビューにあたっては，「①仕事内容　②ソーシャルワーカーはどのような職だと考えているか　③ソーシャルワーク専門知識の修得手段　④ソーシャルワーカーの自己評価　⑤ソーシャルワーカーとして重要と考えること」の 5 項目を中心に質問項目とした。自由な語りからのデータも得られる半構造化インタビュー調査である。面接時間は 1 人当たり 60 分程度を想定し，実際には 50-80 分以内に終了した。面接内容は対象者の同意を得て録画し，逐語録を作成した。

対象者は，中国のある高齢者福祉施設に所属するソーシャルワーカーから，同施設で勤務する他のソーシャルワーカーを紹介してもらうという機縁法により選定した。研究協力への同意が得られた 8 名のソーシャルワーカーを対象とし，2022 年 8 月に調査を行った。中国では，資格の有無にかかわらず高齢者福祉施設においてソーシャルワーカーとして従事している実態があるため，本研究では有資格者と無資格者の両者を対象に含めた。

表 1 は，今回の調査におけるインタビュー対象者の属性である。

2. 分析方法

得られたデータの分析には SCAT（Steps for Coding and Theorization）を用いた。SCAT とは，質的研究における質的データ分析手法の一種である。SCAT では，マトリクスの中にセグメント化したデータを記述し，それぞれに，〈1〉データの中に着目すべき語句，〈2〉それを言い換えるためのデータ外の語句，〈3〉それを説明するための語句，〈4〉そこから浮き上がるテーマ・構成概念の順にコードを付けしていく 4 ステップのコーディングと，〈4〉のテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述し，そこから理論を記述する手続きとからなる分析手法である。本文の〈1〉データの中に着目すべき語句は筆者（聞き手）が設定した質問項目に基づいて抽出したものである。

Ⅳ　分 析 結 果

本研究では，中国の高齢者福祉施設に勤務するソーシャルワーカー 8 名（A〜H）へのインタビューを対象に，SCAT による内容分析を行った。8 名のインタビューから作成した SCAT 分析表を表 2 から表 9 に示す。

分析の結果，各対象者の語りに共通して現れた理論記述として，主に以下の六つが抽出された。すなわち，①異分野経験の統合による専門職形成，②理論と実践の往還，③共感と感情労働，④実践経験を通じた専門職能力の形成，⑤専門職アイデンティティの形成と揺らぎ，⑥ソーシャルワークの社会的認知と組織的制約である。これらの概念は個別に独立したものではなく，異分野からの参入を契機として，現場経験を通じて理論と実践が往還し，その中で共感や感情労働の調整が求められ，最終的に専門職アイデンティティの形成あるいは揺らぎへと接続していく一連の過程と

表 1　対象者属性

対象者	性別	学歴	出身専攻	sw 資格証取得有無	sw 資格証	指導者身分有無	sw 経験年数
A	女	大学院	心理学	あり	中級	スーパーバイザー（指導者）	6 年
B	女	大学	都市・農村計画学	あり	中級	なし	9 年
C	女	専門大学	看護学	あり	初級	なし	5 年
D	女	短期大学（実習生）	高齢者サービスとマネジメント	なし	なし	なし	0.8 年（10 月）
E	女	短期大学	高齢者サービスとマネジメント	なし	なし	なし	2 年
F	女	大学	看護学	あり	中級	なし	3 年
G	女	大学院	心理学	なし	なし	なし	1 年
H	女	大学	中国語学	あり	中級	スーパーバイザー（指導者）	1 年

表2　A の SCAT 分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	ソーシャルワーカーとしてどれくらい働いてますか？大学卒業後すぐに始めたのですか？					
2	A	この話は少し長いです。私は元々ソーシャルワークを学んでいたわけではなく，以前は教員をしており，16年間教師として働いていました。ただ，心理学専攻だったので，児童・思春期の家族療法など，心理学の領域ではずっと活動してきました。 その後，体調の関係で異動し，高齢者支援の現場に入ることになりました。そこでは心理学のスキルが多く求められる場面があり，心理学の知識は活かされましたが，ソーシャルワークや老年学に関しては後から学び直しました。 ソーシャルワークの仕事としては，2016年10月からです。	元々ソーシャルワークを学んでいたわけではなく；16年間教師；心理学専攻だった；児童・思春期の家族療法；体調の関係で異動し；高齢者支援の現場，心理学の知識は活かされました。	非ソーシャルワーク出身；教職経験と心理療法の経験ある；身体関係による転職	実務経験；転職背景；	非ソーシャルワーク出身者の職業転換経路と動機	非ソーシャルワーク出身者はいかにして専門性を構築するのか。教職や心理学の経験は，ソーシャルワーク実践にどのように活かされるのか。
3	聞き手	ソーシャルワーク専門知識はどのように勉強したのですか？					
4	A	読書や研修，そしてネット上の専門情報（特にWeChatの公式アカウントなど）を活用して学びました。 この5〜6年間で，ソーシャルワークに関するアカウントはほぼすべてチェックしており，投稿はすべて目を通しています。 なぜなら，私は支援者であるだけでなく，スーパービジョンも行っているからです。教える立場に立つことで，逆に自分の学習が促されるという「教えながら学ぶ」があるのです。 もしスーパービジョンをしていなければ，心理のテクニックばかりを学んでいたかもしれません。	読書や研修；ネット上の専門情報；支援者であるだけでなく，スーパービジョンも行っている；スーパービジョンをしていなければ，心理のテクニックばかりを学んでいたかもしれません。	自学自習；多様な情報活用；スーパービジョンの教育機能；スーパービジョンを行うため，ソーシャルワーク専門知識を学習；スーパービジョンを行わなければ，心理テクニックのみを学習	専門知識の修得手段；能動的	転職者の専門知識の修得手段	スーパーバイザーとして，自学自習中心の学習は教育の質にどのような影響を与えるのか。
5	聞き手	心理学とソーシャルワークにはどのような違いを感じました。					
6	A	大きな違いがあります。転職したばかりの頃は，価値観や倫理観に大きな衝撃を受けました。現場では，環境に適応せざるを得ず，従来のようなカウンセリングスタイルではありませんでした。結果として，ソーシャルワークの実践に馴染み，徐々にその価値観に慣れていきました。	大きな違いがあります；価値観や倫理観に大きな衝撃を受けました；従来のようなカウンセリングスタイルではありませんでした。	視点の相違；価値観の違い；支援のあり方の違い	異分野からの転職に伴う適応困難；支援方法，価値観や倫理観の調整	転職初期の心理的課題と価値観の変容	価値観や倫理観はどのように調整されるのか。
7	聞き手	施設内のソーシャルワーカーは，大学でソーシャルワークを学んだ人たちですか？					
8	A	以前は何人がいましたが，健康上の理由で退職した方や，公務員に転職された方もいました。現在残っているのは，学部でソーシャルワークをした職員が1人だけで，他は高齢者サービスや管理系出身です。	以前は何人がいました；健康上の理由で退職；公務員に転職された。	専門職としての学歴があっても業界に残らない場合がある	職業的安定性の問題；離職	ソーシャルワーク職の流動性と定着率	ソーシャルワーカーの職業的安定性はどのように確保されるのか。
9	聞き手	ソーシャルワークを学んだ人より，非ソーシャルワークの職員たちの理論知識が不足しているを感じることはありますか。					
10	A	スーパービジョンの際，「この人たちは基本的なことも分かっていない」と感じることはありません。むしろ，高齢者に支援する時に新人のほうがサービス意識が高く，共感力もあります。経験のある人は考え方が固定化されていることもあり，新人のほうが柔軟に学べる傾向があります。正直言って，ソーシャルワークは実践が大事です。ある大学の授業では，社会福祉制度が重視されてます。そのため，大学でソーシャルワークを学んだ学生が実習に来ると，福祉制度がわかりますが，現場での実践は違います。	スーパービジョンの際，「この人たちは基本的なことも分かっていない」と感じることはありません；新人のほうがサービス意識が高く，共感力もあります；ソーシャルワークは実践が大事です大学の授業では，社会福祉制度が重視されます；福祉制度がわかりますが，現場での実践は違います。	スーパービジョンの際，基本的なものがわかる；新人の柔軟性；現場実践必要；多くの大学は理論や制度重視で実践不足	スーパーバイザーの立場なので，違う視点である；理論と実践のギャップ；教育と現場の乖離	ソーシャルワーク教育の理論・実践バランス；現場での再構築	理論と実践の乖離をどのように埋めるべきか。
11	聞き手	スーパーバイザーの立場から見て，施設内の職員による援助はどうですか？					

12	A	多くの人が，ソーシャルワーク視点を持っていないように感じます。自分をリーダーのように思い込んでいて，視察のような冷たい態度をとることもあります。	ソーシャルワーク視点を持っていない；視察のような冷たい態度。	ソーシャルワーク視点の欠如；管理職の立場からの支援	支援姿勢の不一致；専門意識の欠如	ソーシャルワーク視点と職業的自覚	実践現場における視点や姿勢はどのように育成されるのか。
13	聞き手	ケースが終わったときに，達成感を感じますか？					
14	A	はい，達成感あります。特に高齢者の中には，誰も助けられないような困難なケースがあるかもしれません。そうした方に対して，私はソーシャルワーク専門職としての自覚と信念から，責任を持って，支援すると感じています。	達成感あります；ソーシャルワーク専門職としての自覚と信念から，責任を持って，支援する。	やりがいの実感；専門職としての自己認識	職業的アイデンティティ；自己効力感	専門職としての自己認識と達成感	ソーシャルワーカーはどのように専門性と達成感を高めていくのか。
15	聞き手	援助後に，もっと良い方法があったのではないかと振り返ることはありますか？					
16	A	あります。ケースにはそれぞれの個別性があり，最初から正解が分かっているわけではありません。失敗もありますが，それは複数の要因が絡んだ結果だと思います。もちろん，命に関わる問題や高齢者の権利を侵害するような問題がなければ，大丈夫だと思います。失敗から学びます。	失敗もあります；命に関わる問題や高齢者の権利を侵害するような問題がなければ，大丈夫だ；失敗から学びます。	命や権利を侵害しない限りの判断失敗は成長の一部分となる	判断力の形成；失敗からの学習	実践を通じた成長と配慮	判断ミスをどのように捉え，成長につなげることができるのか。
17	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
18	A	だいたい 8 点くらいだと思います。残りの 2 点は，環境的な制約や課題に起因するものです。	8 点；環境な制約や課題。	外部環境の制約が存在する	構造的・制度的制約	外部要因による支援への影響	構造的な環境制約をどのように改善・緩和できるのか。
19	聞き手	より良い支援を行うために，ソーシャルワーカーとして大切なことは何だと思いますか？					
20	A	私は，ソーシャルワークの教育よりも，その人の価値観が重要だと思っています。価値観は，家庭環境や人生経験の中で育まれるものであり，それが支援の質に大きく影響します。	ソーシャルワークの教育よりも，その人の価値観が重要だ。	教育背景よりも価値観が本質的に重要	価値観の形成と維持	支援における価値観の重要性	支援における価値観をいかに維持し続けることができるのか。
21	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか？					
22	A	人を支援する仕事であり，予防的かつ包括的な人生のプロセスに関わる職業だと思います。	予防的かつ包括的な人生のプロセスに関わる。	問題予防，複合的ニーズへ対応	総合的支援	ソーシャルワーカーの定義	ソーシャルワーカーとは何か。その再定義は必要なのか。
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	本調査においては，非ソーシャルワーク出身者がソーシャルワーク領域へと転職する際の経路および動機が多様であることが示唆された。転職初期には，理論的基盤の不十分さが顕在化し，それに伴い独自の知識補完方法を模索する傾向が認められた。また，転職後には価値観の再構築や心理的葛藤が生じやすく，同時に，実践現場における人材の不足や職業的安定性の確保も課題として浮上している。 さらに，現場における教育体制の不足や，実践において共通の「ソーシャルワークの視点」の欠如が，専門職としての統一性の形成を困難にしている実態も確認された。 実践におけるソーシャルワーカー自身の価値観や立場が，援助方法や対象者との関係性に影響を及ぼすことから，「中国ではソーシャルワーカーとは何か」という概念そのものの再考を促す契機ともなっている。
理論記述	非ソーシャルワーク出身者の専門職転入は，単なる職業転換ではなく「専門化」の過程である。また，教育・実践・支援体制の連携が不可欠である。 理論的基盤が不足しているため，転職者は実践経験を通して専門知識を身につけている。
さらに追究すべき点・課題	・非ソーシャルワーク出身者はいかにして専門性を構築するのか。また，教職や心理学などの異分野の経験はどのようにソーシャルワーク実践に活かされるのか。 ・理論教育と実践経験の乖離をどのように埋め，現場で求められる視点や実践姿勢をどのように育成できるのか。 ・スーパービジョンや教育体制は，専門職形成や教育の質にどのような影響を与えるのか。 ・ソーシャルワーカーは，価値観や倫理観をどのように調整し維持しながら，専門性や達成感を高めていくのか。 ・判断ミスや実践上の困難をどのように捉え，自己成長につなげることができるのか。 ・構造的な環境制約や職業的不安定性の中で，ソーシャルワーカーの専門性や職業的安定性をどのように確保できるのか。また，ソーシャルワーカーという専門職の再定義は必要なのか。

表3　Bの SCAT 分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	具体的にどのような仕事をされていますか？					
2	B	現在は看護病棟の臨床業務をやっています。看護主任です，高齢者と交流することもソーシャルワークの一部分と思います。	現在は看護病棟の臨床業務；看護主任です；高齢者と交流することもソーシャルワークの一部分。	臨床の現場職（責任者，主任など）；高齢者との関係構築は福祉実践である	医療・介護現場のリーダーの役割；広義の社会福祉活動	ソーシャルワークと他職種の協働	看護・介護職とソーシャルワークの限界はいかに規定されるのか。
3	聞き手	大学はソーシャルワーク専攻でしたか？					
4	B	大学は都市・農村計画専攻でした。	都市・農村計画専攻。	社会福祉とは無関係の学科	他分野からのソーシャルワーク転向	非福祉出身者の参入	異分野出身者はいかに福祉実践へ適応していくのか。
5	B	以前は，高齢者や職員向けのイベントの企画を担当していました。また，外部ボランティアとの連携や，事務所内の文書処理も行っていました。その後，ポジションの異動に伴い介護業務に関わるようになり，さらにソーシャルワーカーとしての業務も担当するようになりました。	以前は，高齢者や職員向けのイベントの企画，外部ボランティアとの連携や，事務所内の文書処理；ポジションの異動に伴い介護業務に関わるようになり，さらにソーシャルワーカーとしての業務も担当する。	現場の活動と事務業務の兼務；業務内容の多様性	実践経験を通じた専門性形成	現場での経験学習と専門性発展	多様な職務経験は専門性形成にどのような影響を与えるのか。
6	聞き手	ソーシャルワーク専門知識の修得手段を教えてください					
7	B	情報が発達している現在では，資格取得などを通して多くの知識を学ぶことができます。私は介護に関する技術競技大会を参加していたため，ソーシャルワークの知識や理論の基礎を活かす部分でもあります。 さらに，SNS やサロンなどで他者の取り組みを知ることも学びになります。しかしやはり，現場での実践が最も重要です。現場経験を積むことで，以前より成熟した対応ができるようになり，高齢者の理解も深まります。	情報が発達している；資格取得などを通して；ソーシャルワークの知識や理論の基礎を活かす部分；SNS やサロン。	自ら・多方面的な学習	専門職教育過程	転職者の専門知識の修得手段	自己研鑽の継続はいかに専門性を支えるのか。
8	聞き手	ソーシャルワーク経験年数は？					
9	B	ここ2年間は事務の仕事をしていました。文化や娯楽活動などの企画や運営もソーシャルワーカーの仕事の一部ですので，事務・文化や娯楽活動も含む，私の勤務年数としてはすでに9年になります。	事務・文娯活動も含む9年の勤務経験。	多様な業務形態による経験蓄積	職務経験の長期化と多層性	実践経験の深化	経験年数は専門性にどのような質的変化をもたらすのか。
10	聞き手	ソーシャルワーカーという職業をどのようなものだと思いますか？あるいは，どんな仕事をする職業だと思いますか。					
11	B	ソーシャルワークという職業は非常に専門性が高いというよりも，むしろ「総合的な職業」と言えると思います。たとえば，福祉の知識が必要なこともあれば，コミュニケーション能力や心理学の知識，さらに社会福祉の知識なども求められます。他の専門背景があれば，それも活かせます。 つまり，ソーシャルワークというのは幅広く，さまざまな知識や学問をつなぐような職業だと思います。心理の専門職としての役割も，福祉職としての役割も，ソーシャルワークの中に含まれることがあります。私の理解では，ソーシャルワークは「人と人，人と制度等つなぐ存在」であり，多くの専門分野を集約した職業だと思います。	総合的な職業；他の専門的な背景があれば，それも活かせます；「人と人，人と制度等つなぐ存在」であり，多くの専門分野を集約した職業。	包括的，総合的専門職	ソーシャルワークの統合的役割	ソーシャルワーカーの職業的アイデンティティ	ソーシャルワーカーの職域はいかに拡張されるべきか。
12	聞き手	援助後に，もっと良い方法があったのではないかと振り返ることはありますか？					

13	B	ありますね。たとえば，その時はある問題をみんなで解決したとしても，次に同じような場面にあったときに，別のやり方で解決できると「あのとき，どうしてこの方法を思いつかなかったんだろう」と思うことがあります。 これは，自分の成長にも関係していると思います。その時点ではその方法を思いつけなかったり，もっとスムーズに，うまくコミュニケーションできなかったりすることもあります。	同じような場面にあったときに，別のやり方で解決できると「あのとき，どうしてこの方法を思いつかなかったんだろう」と思う。	方法の再考；個人の成長	自己覚知と自己成長	専門職としての自己覚知	自己覚知は専門性の向上にどのように寄与するのか。
14	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
15	B	6点くらいだと合格という感じです。8-10点くらいになると優秀な人というイメージですね。もちろん，人によって点数の判断は違うと思います。私は，合格より少し上くらいで十分だと思います。特に「すごく優秀」というわけではなく，そこまでではないですね。	6点；合格；「すごく優秀」というわけではなく。	自己評価；適度な自己肯定	専門職の自己評価	専門職としての自己評価	自己評価はいかに実践的成長を促進するのか。
16	聞き手	ケースが終わったときに，達成感を感じますか？					
17	B	達成感あります。特に，利用者から感謝の言葉をもらったときですね。自分の仕事の大変さを理解してくれて，気にかけてもらえると，「ああ，成果を出せたんだな」と感じられて，すごく意味があるなと思います。	達成感あり；特に，利用者から感謝の言葉をもらったとき。	他者承認による満足	承認の相互作用	実践の自己承認	感謝や評価は専門職の動機づけにどのような影響を与えるのか。
18	聞き手	普段，高齢者の支援をしているときに，手に負えないと感じることはありますか？					
19	B	あると思います。高齢者のケアというのは，その人にはその人なりの考えや生活のペースがあって，家族も簡単に変えられるものではありません。解決できないことも多く，時間がかかることが多いです。そういうとき，力不足を感じることもあります。 また，今の高齢者は自分の権利やケアに対する意識が昔よりもずっと強くなっていて，私たちよりも先に考えていることもあります。なので，仕事はだんだん難しくなってきていると感じます。	その人なりの考えや生活のペースがあって，家族も簡単に変えられるものではありません。；解決できないことも多く，時間がかかることが多い；力不足を感じる。	高齢者の固有性；無力感；援助限界への気づき	援助関係の限界	援助者の心理的負担	援助の限界への対応力はいかに形成されるのか。
20	聞き手	ソーシャルワーク出身ではないので，理論や知識が不足しているを感じることはありますか。					
21	B	でも，私は社会福祉の理論的な背景があるからといって，それだけで仕事がうまくいくとは思っていません。確かに理論は仕事にプラスになる部分はありますが，それは絶対ではなく，やはりこれまでの現場経験の積み重ねが大事です。理論だけあっても，現場で働かずに単にグループ活動を行っているだけでは，社会福祉の専門性を実感することはできません。	社会福祉の理論的な背景があるだけで仕事がうまくいくとは思っていません；現場経験の積み重ねが大事；理論だけあっても，現場で働かずに社会福祉の専門性を実感することはできません。	理論より実践経験重視	理論と実践の関係	現場の専門職教育の重要性	理論教育はいかに現場実践と統合されるべきか。
22	聞き手	高齢者を支援するときに，どの点が一番大切だと思いますか？					
23	B	私は，実践経験が特に重要だと思います。そして性格も非常に大事です。自分の性格がこの仕事に向いているかどうかは，サービスを提供する上で大きく影響します。実践経験と性格はほぼ同じくらい重要で，どちらが重要ということもないと思います。 その次に，ある程度の理論的な知識があると，仕事に良いことになります。そして最後に，政策や外部資源も役立つと思います。	実践経験が特に重要だ；性格も非常に大事。	性格と専門性	パーソナリティー・実践能力	援助職としての基本姿勢	
24	聞き手	ソーシャルワーカーの認知度はと思いますか？					

25	B	今の高齢者の方々は，ソーシャルワークの概念について少し誤解があると思います。ソーシャルワーカーを頼むというよりも，看護主任に相談する感覚に近いです。「何かあったら担当看護士に相談する」というイメージですね。 確かに，私たちのソーシャルワーカーとしての役割と看護主任の役割は重なる部分もありますが，高齢者の方々のソーシャルワーカーのイメージは，どちらかというと「活動をやってくれる人」「グループ活動や集団のサポートを担当する人」といった感じのようです。	少し誤解がある；看護主任に相談する。	ソーシャルワークに誤解；看護との混同	ソーシャルワーク理解の不足	福祉専門職の社会的認知	ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるためには何が必要か。
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	B さんは都市・農村計画という福祉とは無関係の専攻出身であり，イベント企画や事務職を経て福祉の現場に従事した。異動や実践経験の積み重ねを通して，多様な専門分野を統合した総合的な職業であると考える。現場経験を基盤として，彼女は資格取得や自己研鑽を重ねながら，「学び続ける専門職」としての自覚を深めていく。また，理論や資格だけではなく，現場経験と人間的特性の重要性を強調し，援助の実践を覚知に見直す姿勢を持つようになっている。
理論記述	福祉分野以外の専門からの転入は，異分野の知識や経験を統合する「越境学習」を伴う専門職の過程である。 「学び続ける専門職」という姿勢は，自己覚知の深化および専門職アイデンティティの形成において重要な位置づけにある。
さらに追究すべき点・課題	・看護・介護職とソーシャルワークの限界はいかに規定されるのか。 ・異分野出身者はいかに福祉実践へ適応していくのか。 ・多様な職務経験は専門性形成にどのような影響を与えるのか。 ・自己研鑽の継続はいかに専門性を支えるのか。 ・経験年数は専門性にどのような質的変化をもたらすのか。 ・ソーシャルワーカーの職域はいかに拡張されるべきか。 ・自己覚知は専門性の向上にどのように寄与するのか。 ・自己評価はいかに実践的成長を促進するのか。 ・感謝や評価は専門職の動機づけにどのような影響を与えるのか。 ・援助の限界への対応力はいかに形成されるのか。 ・理論教育はいかに現場実践と統合されるべきか。 ・ソーシャルワーカーの社会的認知を高めるためには何が必要か。

表4　C の SCAT の分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	ソーシャルワーカー始めたのきっかけは？					
2	C	私がソーシャルワーカーをしているのは，実は偶然のきっかけなんです。もともとはこの分野の仕事をしていたわけではありません。うちの施設は高齢者施設なのですので，前は看護科に所属していました。うちの施設はいくつかの部署に分かれていて，例えば看護科や，今私が所属しているソーシャルワーク科などがあります。	偶然のきっかけ；もともとはこの分野の仕事ではありません；部署に分かれていて，今所属しているソーシャルワーク科。	偶然の転機によるキャリア形成	偶発的キャリア形成；越境学習	専門職への転換	非福祉系出身者はいかに専門職化していくのか。
3	聞き手	お仕事の内容を教えてください。					
4	C	今は私，ソーシャルワーク科に所属していまして，主に高齢者の方々に向けたさまざまなイベントを行っています。また，一部の利用者さんとは，ソーシャルワークに関する課題にも取り組んでいて，例えば訪問活動をしたり，ケースワークのような支援を行ったりもしています。	高齢者の方々に向けたさまざまなイベント；訪問活動；ケースワーク。	イベント企画と直接支援の併用	実践の多層性；包括的支援	多方面的実践	ソーシャルワークはいかに「支援活動」を包括するのか。
5	聞き手	大学の専攻は？					
6	C	いいえ，私は大学には通っていません。私はオンラインの通信教育で学んで，看護の専門学校を卒業しました。	大学には通っていません；通信教育で学んで，看護の専門学校を卒業。	オンライン・非ソーシャルワーク教育による学習	非伝統教育	柔軟な制度	
7	聞き手	ソーシャルワーク科での経験年数は？					
8	C	ソーシャルワーク科に所属して 5 年目です	5 年。	5 年の実践経験	経験年数	実践経験の深化	経験年数は実践力の質にどのような影響を与えるのか。
9	聞き手	ソーシャルワーク専門知識の修得手段を教えてください					
10	C	私は基本的に自学自習で勉強していました。それから資格を取るために，特にその時は完全にオンラインで勉強していました。講座もひとつ受けていて，その頃はけっこう真剣に取り組んでいました。というのも，当時の私はまったくの初心者でしたから。うん，初心者でした。それでネットで勉強していました。 実際に仕事を始めてからは，やはりスーパービジョンの存在がとても重要だと思います。なぜなら，普段の業務の中でも，無意識のうちにソーシャルワーク的な考え方が入り込んでいたことが多いからです。自分では意識して「いまソーシャルワークをしている」と思っていなかったんですが，スーパービジョンを受けていくうちに，「あ，私たちが日常的にしていることの中にもソーシャルワークの理念が含まれているんだ」と少しずつ実感するようになりました。	自学自習；オンライン；講座；スーパービジョン；スーパービジョンを受けていくうちに，「あ，私たちが日常的にしていることの中にもソーシャルワークの理念が含まれているんだ」と少しずつ実感するようになりました。	スーパービジョンや現場実践経験から学習	自学学習と現場実践経験の相互作用；スーパービジョンの教育機能	自学自習やスーパービジョンによる専門性形成	理論学習と現場実践経験はいかに統合されるのか。
11	聞き手	ソーシャルワークとはどのような職業だと思いますか？					

12	C	最初のころはソーシャルワークという仕事についてあまりよく分かっていませんでした。でもだんだんと，この仕事はとても偉いものだと感じるようになりました。そうですね，「人助けと自助，さらに自己成長」という考え方があって，人を支援することで相手も変わり，また自分も何かを得られる。直接ではなくても，励ましたり，間接的に支えたりして，その人が自分の考え方や行動を少しずつ良い方向に変えていく，そんな希望を与えられる仕事だと思います。さらに，自分も実践経験から成長することができます 灯台のような存在でも言います。私はそんなに立派な人間ではありませんが，高齢者に支援する中，最初は理解されなかったり拒まれたりしても，少しずつ心を通わせていって，何か一つでも問題を解決できたときに「やっていてよかった」と感じるんです。	最初のころあまりよく分かっていませんでした：だんだんと，この仕事はとても偉いものだと感じる；「人助けと自助，さらに自己成長」；直接ではなくても，励ましたり，間接的に支えたりして，その人が自分の考え方や行動を少しずつ良い方向に変えていく，そんな希望を与えられる仕事だ；灯台のような存在；最初は理解されなかったり拒まれたりしても，少しずつ心を通わせていって，何か一つでも問題を解決できたときに「やっていてよかった」と感じる。	支援を通じて自己と他者が変化・成長する；希望を与える仕事；信頼関係形成	ソーシャルワークの支援関係；相互成長；関係築く	ソーシャルワークの概念	援助関係の中で，ソーシャルワーカー自身はいかに変容するのか。
13	聞き手	利用者さんに拒まれたとき，どのようにそれを乗り越えましたか？					
14	C	最初はどうしても相手に少し拒否感を持たれることがあります。やはりお互いにまだ親しくないですし，自尊心がありますから。「私は大丈夫，あなたの助けはいらない」と言われることもあります。でも実際には支援を必要としている場合が多いんです。多くの方は，自分が年を取ったことを認めたくなかったり，私たちが支援すると「弱者扱いされた」と感じたりするんですね。 それを乗り越えるには，「関係づくり」が大切だと思います。最初から無理に手を差し伸べるのではなく，急を要さない場合にはゆっくりと距離を縮めるようにしています。たとえば，落ち込んでいるときや何かうまくいかないときに，少しずつ話を聞いて，そうやって信頼関係を時間をかけて築いていくことが大事だと思います。	どうしても相手に少し拒否感を持たれることがあります；「関係づくり」が大切；少しずつ話を聞いて，そうやって信頼関係を時間をかけて築いていく。	信頼構築による関係形成	援助関係	信頼関係づくりのプロセス	拒否を乗り越える援助関係はいかに構築されるのか。
15	聞き手	ソーシャルワーカーとして人を支援する立場のとき，特に大切だと思うスキルは何ですか？					
16	C	人格魅力もとても大事だと思います。それからコミュニケーションですね。言葉の持つ魅力もすごく大切だと思います。そして共感力です。私は仕事としてだけでなく，自分の感情をしっかり込めて関わるようにしています。これもまた，一つの人格魅力に含まれると思います。	人格魅力もとても大事；言葉の持つ魅力もすごく大切；そして共感力。	対人援助に必要なパーソナリティー	対人援助職のパーソナリティー	援助職の感情と共感	
17	聞き手	こうしたスキルは自分に備わっていると思いますか？					
18	C	自分では備わっていると思いますが，実践や理論ではまだまだ足りない部分が多いと思っています。いまも勉強中です。	実践や理論ではまだまだ足りない部分が多い；勉強中。	自己評価；自ら学習	専門職としての自己評価と成長意識	自己覚知と成長	専門職意識はいかに形成されるのか。
19	聞き手	支援を終えたあと，「もっと良い方法があったのでは」と振り返ることはありますか？					
20	C	そういうことは確かにあると思います。人の感情は常に変化しますからね。ただ，その場その時の状況の中で「方法 1，方法 2，方法 3」と頭の中で順番に並べて考える，というのは現実的ではないです。でも，効果がありそうな方法があれば，試してみようとは思います。	確かにある；人の感情は常に変化します；「方法 1，方法 2，方法 3」と頭の中で順番に並べて考える，というのは現実的ではないです；効果がありそうな方法があれば，試してみよう。	状況把握力	実践的思考・実践経験から学習	現場対応の柔軟性	援助現場における「把握力」はいかに養成されるのか。
21	聞き手	ソーシャルワークの経験が 5 年になりますが，高齢者との関係はどのように感じていますか？					

22	C	今では少しずつ自分なりのやり方が見えてきたと思います。以前はただ「優しい気持ち」でやっていただけで，あまり目的や意識はありませんでした。ただ単に「一緒にいられればいい」「そばにいればいい」と思っていたんです。 でも今では，利用者さんともだいぶ良い関係を築けています。私はお年寄り方とおしゃべりするのが好きなので，ほとんどの方が私のことを覚えていてくださっています。	やり方が見えてきた；以前はただ「優しい気持ち」で「一緒にいられればいい」「そばにいればいい」；今では，利用者さんともだいぶ良い関係；私はお年寄り方とおしゃべりするのが好き。	感情的支援から計画的支援への転換	専門化過程	実践経験による意識変化	
23	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
24	C	自分には厳しくて，点数をつけるなら 3 点くらいです。私はずっと勉強中だと思っています。まず理論では，専門学校や大学で専門的に学んだ人たちほど知識はありませんし，経験面でもまだまだだと思います。 経験というのはやはり自分の力ともつながっていて，私のような積み重ね方だと少し時間がかかるかもしれません。でも，他の人たちはもっと早く成長できる人もいると思います。理論でも実践でも，まだ足りないところが多いです。それは個人の理解力にも関係していると思います。	3 点；知識はありませんし，経験でもまだまだだ；個人の理解力にも関係している。	自己評価；限界	専門性の主観的評価	自己覚知による成長意欲	自己評価の低さはいかに成長動機へと転化されるのか。
25	聞き手	ソーシャルワークを専門として学んだ人たちとの間に，支援時に違いを感じますか？					
26	C	けっこうあります。私の表現力や文章力は彼らほどではありません。でも，実際に行動する力はあると思っています。	けっこうあります；実際に行動する力はある。	理論と実践的優・劣位	実践経験と理論のギャップ	実践経験と理論のバランス	実践経験は理論の不足をいかに補完し得るのか。
27	聞き手	共感について教えてください。					
28	C	共感があります。しかし，利用者の感情に強く影響されることはありませんが，高齢者の方々から「自分の気持ちを理解してもらえている」と感じてもらえるように心がけています。	共感があります；利用者の感情に強く影響されることはありません；気持ちを理解して。	感情のコントロール	共感の理解	対人関係の共感的側面	共感はいかなる程度において介入効果に影響を与えるのか。
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	C さんは，もともとソーシャルワーク分野ではなかったが，勤務先の高齢者施設での部署異動をきっかけにソーシャルワークに関わり始めた。この「偶然のきっかけ」が，C さんの職業的アイデンティティ形成の出発点となった。C さんは，通信教育・オンライン講座・スーパービジョンを通じて知識を習得した。現場での経験と照らし合わせながら，「学びながら働く」実践学習の姿勢を身につけていく。高齢者との関わりの中で，最初は拒まれることがあったが，時間をかけた信頼関係の構築を重視するようになる。その過程で，「人格魅力」「言葉の力」「共感力」がソーシャルワーカーにとって不可欠であると実感する。C さんにとって援助とは「人助けと自助」，すなわち他者を支援することで自分も成長する相互的行為である。この段階では「無意識にソーシャルワークをしていた」ことに気づき，実践経験と理論のつながりを体感している。ソーシャルワーカーを「灯台のような存在」「希望を与える仕事」と表現するようになる。
理論記述	自学自習・スーパービジョン・自己覚知を重視し，経験を通じて学ぶ姿勢が明確にされた。
さらに追究すべき点・課題	・非福祉分野からソーシャルワークに転入した人々が，どのように専門職意識・専門性を形成していくのか。「キャリア形成」や「現場経験による学習」などの視点から，職業的発達モデルを再構築する必要がある。 ・援助者と利用者の関係性において，ソーシャルワーカー自身がどのように変化，成長するのかを検討する。 ・援助現場での判断力や倫理的意思決定がどのように育まれるのかを明らかにする。実践経験・倫理観・人間的洞察を統合した「実践的判断力」の育成手法を構築することが課題である。 ・共感の深さが介入効果や援助成果にどのように影響するかを明らかにする必要がある。 ・多様な学習者に対応できる柔軟なソーシャルワーク教育体制を確立する必要がある。 ・高齢者を含む一般社会におけるソーシャルワーカーの認知度を高め，専門職の社会的意義を再定義することが求められる。

表5　DのSCAT分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	学校にいるときに何か実習のような経験はありましたか？それとも，本格的に事例に触れたのは実習に入ってからですか？					
2	D	私たちの支援対象はとても特殊であり，高齢者と関わる仕事，つまり高齢者ソーシャルワークを携わるためには，ある程度の感情的な基盤が必要だと考えてます。なぜなら，今の高齢者の方々は警戒心が強く，信頼関係を築くためにはしっかりとした土台が求められるからです。 学校にいる間は，本来であれば短期の一日，二日だけインターンシップがあり，老人ホームでアンケート調査などを行う機会があります。しかし，コロナ禍があって，インターンシップのは限られました。その結果，個別支援やグループワークなどの実際のソーシャルワークに触れることはほとんどできず，本格的に経験できたのは，実際にこの施設に現場実習に入ってからでした。	信頼関係を築くためにはしっかりとした土台が求められる；本来であれば短期の社会実習があり，コロナ禍があって，実際の実習の機会は限られました；本格的に経験できたのは，実際にこの施設に現場実習に入ってから。	信頼関係を築くには基礎が必要；コロナ禍で実習機会が少なかった；実践的な経験は実習に入ってから	高齢者支援には感情的基盤が必要；環境による学内実習機会の制限	感情的理解と信頼形成；環境による教育制約	理論教育と現場実践経験のバランスはいかに補完されるのか。
3	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか？					
4	D	正直に言うと，ソーシャルワーカーという職業は，ある意味では「代わりのきく仕事」だと感じることがあります。私が現在携わっている仕事は現場であり，日常業務の範囲で見れば，他の人でも対応できる部分が多いからです。つまり，誰かに代われる部分も多いということです。これは，私が関わっているソーシャルワークがまだ浅いことに影響しているのかもしれません。 しかし，以前ある先輩から「高齢者福祉の仕事は『心』がなければできない，いわば『良心の仕事』だ」と言われたことがあります。それを聞いて，私はソーシャルワークもまさに同じだと感じました。強い共感力がなければ続けるのは難しいと思います。 一方で，感情に流されず，冷静さや理性的な判断も必要です。私はもともと感情に影響されやすいタイプで，利用者の気持ちに引きずられてしまうことも多かったのですが，これまでいくつかの個別支援やグループワークを経験する中で，やはり冷静な判断力の重要性を強く実感してきました。 感情に振り回されてしまうと，支援が前に進まなくなります。ソーシャルワークには本当に幅広く知識やスキルが求められます。入り口は簡単ですが，「良いソーシャルワーカー」になるのはとても難しく，複雑でありながらもやりがいのある仕事だと思います。	「代わりのきく仕事」だ。日常業務の範囲で見れば，他の人でも対応できる部分が多いから；高齢者福祉の仕事は『心』がなければできない，いわば『良心の仕事』だ；感情に流されず，冷静さや理性的な判断も必要；幅広く知識やスキルが求められます；入り口は簡単ですが，「良いソーシャルワーカー」になるのはとても難しい，複雑だでありながらもやりがいのある仕事だ。	現場では代替可能性もあるが，内面的ものが求められる；幅広く，冷静や理性，知識や技術が必要；入り口は簡単が，複雑ややりがいのある仕事	職業的アイデンティティ；ソーシャルワーク概念の理解	ソーシャルワークの概念	ソーシャルワーカーが「代替可能な仕事」と誤解される要因は何か。
5	聞き手	共感について教えてください。					
6	D	以前の私は，相手が悲しんでいると自分も同じように悲しくなってしまうほど，人の感情に強く影響されやすいタイプでした。今の私は，まず「その悲しみは自然な反応であり，悪いことではない」ということを相手に伝えるようにしています。つまり，相手の感情が理解され，受け止められているという前向きなフィードバックを返すことを大切にしています。そのうえで，相手との距離を適切に縮めるために，親近感を示すことが大切だと考えています。たとえば，相手が強い悲しみを抱えている場合，まず「なぜ悲しいのか」を理解しようと努めます。理由を把握したうえで，慰めの言葉をかけたり，悲しみの原因に対処する支援をしたりします。とはいえ理性的に考えることが非常に重要で，今では，以前よりずっと冷静に対応できるようになってきたと感じています。	以前，相手が悲しんでいると自分も同じように悲しくなってしまうほど，人の感情に強く影響されやすい；相手との距離を適切に縮めるために，親近感を示すことが大切だ；今では以前よりずっと冷静に対応できるようになってきました。	情動的相互作用；感情管理；関係築く；利用者の感情を受容し，共感する；	感情の状態；信頼関係；共感的理解	信頼関係構築；対人支援関係の共感的側面；感情労働	過度な共感は支援関係にどのような影響を及ぼすのか。

7	聞き手	仕事の内容について教えてください。					
8	D	私はソーシャルワーク科で実習を行っています。この部署はソーシャルワーク業務を担当しており，主に高齢者を対象とした活動やイベントを行っています。私の主な業務は，日常的な文化や娯楽活動の企画や運営です。それ以外には，以前に短期間ではありますが，終末期ケア（看取りの支援）に関わったことがありあます。しかし，実習期間の関係で，まだ深く関わる機会は多くありません。	高齢者を対象とした活動やイベント；文化や娯楽活動の企画や運営など；終末期ケア（看取りの支援）。	高齢者福祉施設での生活支援と終末期支援	ソーシャルワーク；文化や娯楽活動；終末期支援	高齢者の支援の多様性と限界	ソーシャルワーカーが終末期ケアにおいて担う関与の範囲と役割はいかに規定されるのか。
9	聞き手	いまの実習では，どのように指導を受けていますか？					
10	D	本来であれば実習計画に沿って指導を受ける形で，実習担当の先生（スーパーバイザー）がいます。ただ，その先生は文章作成や記録のような文書業務に強い一方で，ソーシャルワーク実践そのものについてはあまり多く教わる機会がありませんでした。 なので，実際に現場でどう動くかは自分で試行錯誤しながら学びました。もちろん分からないときには他の先生にも相談しながら進めていきました。	本来は実習計画に沿って指導を受ける形；実習担当の先生（スーパーバイザー）がいます；先生は文章作成や記録のような文書業務に強い一方で，ソーシャルワーク実践そのものについてはあまり多く教わる機会がありません；自分で試行錯誤しながら学びました；他の先生にも相談。	スーパーバイザーの指導現状；自ら学習	現場教育；自己学習；	実習指導のジレンマが学生の成長に与える影響	スーパービジョンの質は専門性にどのような影響を及ぼすのか。
11	聞き手	理論と実践，どちらがより重要だと思いますか？					
12	D	どちらも同じくらい大切だと考えています。いずれかがを欠けてしまうと，この仕事では安定した成長が難しくなります。高齢者福祉分野に限られず，ソーシャルワーク全体にいえることですが，現場での経験がなければ理論は活かせませんし，理論がなければ実践を深めることもできません。そのため，理論と実践の両方を循環しながら成長していくことが重要だと思います。	同じくらい大切だ；経験がなければ理論は活かせませんし，理論がなければ実践を深めることもできません。	経験と理論の相互補完	実践経験と理論を結ぶ；実践経験学習	ソーシャルワーク教育において，実践と理論を結びつける。	学校教育と実習現場はいかに連携されるべきか。
13	聞き手	ソーシャルワーカーとして必要だと思うスキルは何ですか？					
14	D	問題解決能力ですね。ただ，それは単に「解決する力」というだけではなく，実際には多くの要素を含んでいます。たとえば，資源を適切に調整する力です。利用者である高齢者にとって，どのような支援や資源が最も適しているのかを見極め，それを結びつけて実際の問題解決に繋げていく力が必要だと感じています。	問題解決能力；単に「解決する力」というだけではなく，実際には多くの要素を含んでいます；資源を適切に調整する力；実際の問題解決に繋げていく力。	利用者に適した資源を調整，連携する力	アセスメント力；コーディネーション能力	ソーシャルワークにおける実践的スキル	
15	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
16	D	8 点です。減点した 2 点は，主に普段の事務・管理・運営の業務が忙しすぎることにあります。ソーシャルワークでは，ケースに十分な時間をかけ，専門的に取り組む必要があります。これが一つ目の減点理由です。二つ目の理由は，ケースに十分に向き合えないことによる，自分自身の力不足へのつらさです。私は物事をきちんとやり遂げたいタイプですが，思うように支援を進められず，「心はあっても力が及ばない」という状態になって，それがとてもつらく感じます。	8 点；事務・管理・運営業務が忙しすぎる；ケースに十分な時間をかけ，専門的に取り組む必要；ケースに十分に向き合えないことによる，自分自身の力不足へのつらさ；「心はあっても力が及ばない」という状態になって，それがとてもつらく感じます。	事務等の負担の大きさ；能力不足；感情と能力のギャップ；	専門職ストレス；現場の制約；自己効力感	理想と現実の乖離	専門職のストレス軽減のために，いかなる支援体制が必要とされるのか。

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	D さんは，資格取得前の実習生として，現場経験を通じて専門職としての基礎を形成している。コロナ禍によって学内実習の機会が限られたため，実際の支援経験は現場に入ってから本格的に始まった。 高齢者支援の現場では，信頼関係を築くために「心」と「理性」の両立が不可欠であると実感し，冷静に対応する姿勢を身につけつつある。 一方で，日常業務の多忙であるため，支援に十分な時間を割くことができず，「心はあっても力が及ばない」という葛藤を抱えているが，利用者の感情を受容し，適切な共感のあり方を模索しながら，理論と実践を往還しつつ問題解決力や資源調整力を高めている。その過程において，ソーシャルワーカーとしての自覚と成長意欲を深めている。
理論記述	実習における専門職形成は，現場実践経験を通じた実践的学習によって促進される。 学内実習の制限は，理論と実践の乖離を生じさせ，現場での実践経験学習の重要性を高める。 ソーシャルワーク支援において，「心」と「理性」の両立が求められ，利用者の感情の受容とソーシャルワーカーの共感の調整が重要である。 現場環境の制約は，「心はあっても力が及ばない」という葛藤を生じさせ，ソーシャルワークの発展に影響を及ぼしている。
さらに追究すべき点・課題	・ソーシャルワークが「代わりのきく」として誤解されやすい背景には，専門性の可視化の困難であることが示唆される。 ・終末期ケアにおける関与の範囲や役割の明確化，スーパービジョンの質の向上，学校教育との連携も重要な課題である。 ・問題解決能力や資源調整力の育成・評価方法，現場を支える支援体制の整備，そして共感と感情とのバランスが求められる。

表6　E の SCAT 分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	ソーシャルワークの資格証はお持ちですか？					
2	E	私は看護系の資格を多く持っています。ソーシャルワークの資格については，まだ実務年数が足りません。2 年以上の実務経験が必要なので，まだ受験資格がないです。	看護系の資格を多く持っています；ソーシャルワークの資格については，まだ受験資格がないです。	資格取得条件	ソーシャルワーク出身者の専門職化の課題	専門職のプロセス	
3	聞き手	現場で支援を行う際，大学で学んだ知識と違いを感じることはありますか。					
4	E	大きな違いはありませんが，実際の現場で高齢者と直接関わると，より高い柔軟性が求められると感じます。教科書では事例として理解するだけにとどまりますが，現場では，その人を本当に支援する立場として向き合わなければなりません。その時に，「自分には何ができるのか」を深く考えるようになりますし，感情的にも多くのことを感じ取るようになります。	大きな違いはありません；より高い柔軟性が求められる；教科書では事例として理解するだけにとどまりますが，現場では，その人を本当に支援する立場として向き合わなければなりません。	理論から実践への転換；実践における柔軟性	現場柔軟性；理論と実践の融合；実践経験を重ねる	理論と実践の統合	現場実践における「柔軟性」はいかに形成されるのか。
5	聞き手	今の仕事内容について教えてください。					
6	E	高齢者と直接関わり，相談を受けたり，支援を提供したりしています。最近では「終末期ケア（看取り支援）」のプロジェクトにも携わり，人生の最期を迎える高齢者の願いを叶えることを支援します。たとえば「最後にやりたいこと」を一緒に実現したり，尊厳を保ちながら旅立てるように支えたりすることです。さらに，亡くなられた後には，ご家族の悲しみを和らげるためのグリーフ支援も行っています。	高齢者と直接関わり，相談を受けたり，支援を提供；終末期ケア（看取り支援）人生の最期を迎える高齢者の願いを叶えることを支援します。尊厳を保ちながら旅立てるように支えたりすることです；ご家族の悲しみを和らげるためのグリーフ支援。	利用者との関係形成；人生最終段階の支援；グリーフ支援	終末期ケア；尊厳支援；グリーフ支援	高齢者支援と終末期ケア実践	ソーシャルワーカーは終末期ケアにどこまで関わるべきか？
7	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか。					

8	E	ソーシャルワーカーという仕事の魅力は，相手に満足感や安心感を与えられる点にあると思います。高齢者の中には，誰にも言えない悩みや思いを抱えている方も多く，それを受け止めて支えることが大切な役割です。 介護士が主に生活面での支援を担うのに対して，ソーシャルワーカーは心理的・情緒的なケアにも深く関わります。例えば，同室の利用者の人間関係のトラブルや，新しい環境への不適応など，心理面での問題に寄り添い，感情を調整しながら安定した生活が送れるよう支援する仕事だと考えています。	相手に満足感や安心感を与えられる；言えない悩みや思いを抱えている方も多く，それを受け止めて支えることが大切な役割です；ソーシャルワーカーは心理的・情緒的なケアにも深く関わります；心理面での問題に寄り添い，感情を調整しながら安定した生活が送れるよう支援する仕事。	心理的支援・感情的サポート	精神的援助関係；心理的ケア技術	精神・心理的支援における専門性	ソーシャルワーカーに求められる心理的・社会的支援の役割とは何か。
9	聞き手	共感について教えてください					
10	E	相手の気持ちを理解するだけで，冷静に対応することは，人を助けるためにとても大切です。 例えば，高齢者が泣いているときに，自分も一緒に泣いてしまうと，高齢者は安心感を失い，ソーシャルワーカーへの信頼が薄れてしまうかもしれません。 「あなたも泣いてしまったら，どうやって私を助けてくれるの？」と感じてしまうのです。	相手の気持ちを理解するだけで，冷静に対応することは，人を助けるためにとても大切；自分も一緒に泣いてしまうと，高齢者は安心感を失い，ソーシャルワーカーへの信頼が薄れてしまう。	情動的相互作用；感情管理；利用者の感情を受容し，共感する；信頼関係の維持	感情の状態；信頼関係；共感の理解	信頼関係構築；対人支援関係の共感的側面；感情労働	対人支援過程において重要な役割を果たす共感を，どのように高めることができるのか。
11	聞き手	ソーシャルワーク専門知識の修得手段を教えてください					
12	E	最近は，本を読んだり，指導先生からスーパービジョンを受けたりしています。毎月テーマが決まっていて，そのテーマに沿って皆で話し合いを行います。 また，オンラインでソーシャルワーク関連の講座や事例検討会も多く開催されており，私は参加しています。講座や検討会を聴いた後には，指導先生から意見を求められ，それぞれが感じたことを共有しています。	本を読んだり；スーパービジョンを受けたり；オンラインでソーシャルワーク関連の講座や事例検討会；感じたことを共有しています。	自ら学習；継続教育	専門職教育	学習意欲と自学自習	ソーシャルワーカーの自己成長は，自ら学習によって促進されるのか。
13	聞き手	ソーシャルワーカーとして大切なことは何だと思いますか？					
14	E	以前は主に事務，管理や運営の仕事をしていましたが，ソーシャルワークを始めてからは，相手の立場に立って考えることの大切さを強く感じるようになりました。	以前は事務，管理や運営の仕事；ソーシャルワークを始めてから，相手の立場に立って考えることの大切さを強く感じる。	共感的理解；他者の立場	共感・他者理解の深化	対人援助における共感	
15	聞き手	支援したあと，「もっと良い方法があったのではないか」と振り返ることはありますか？					
16	E	たまにあります。そう感じたときは，別の方法も試してみるようにしています。	たまにあります。別の方法も試してみる。	自己覚知；実践改善	支援調整	振り返りと自己修正のプロセス	
17	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
18	E	6点です。まだ学ぶべきことが多く，今後さらに成長していかなければならないと思います。高齢者に支援の経験も少ないからです。	6点；まだ学ぶべきことが多く；高齢者に支援の経験も少ない。	自己評価の低さ；経験不足	自己認識・成長意識	自己覚知と成長意欲	自己評価は成長意欲をいかにして形成するのか。
19	聞き手	ソーシャルワーカーとして大切なのは何だと思いますか？例えば，実践経験，性格，理論や知識などどう考えますか？					
20	E	実践経験が一番大切だと思います。もちろん理論や知識も重要ですが，現場での経験が豊富だと，高齢者との会話や関わり方に深みが出て，コミュニケーションがよりスムーズになります。	実践経験が一番大切だ；理論も重要ですが，現場での経験が豊富だと，よりスムーズになります。	理論や知識の重要さ：実践経験的学習の重要さ	実践知識と理論や知識の相互補完	実践知識と理論や知識の関係	実践経験はどのように理論や知識の理解を深化させるのか。

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	E さんは高齢者サービスとマネジメントを専攻しており，福祉分野出身で，ソーシャルワークに関する知識を有している。 理論よりも現場実践経験の重要性を強調し，利用者の尊厳や感情への配慮を重視している。 また，スーパービジョンや実践経験学習を通して専門性を深化させる，共感の重要性や自己覚知の必要性を認識した。
理論記述	学内教育で得た理論や知識を基盤としつつも，実践経験によって深化する。 共感は支援過程における関係構築において重要な役割を果たしている。
さらに追究すべき点・課題	・現場での「柔軟性」はどのように育まれるのか。 ・対人支援過程において重要な役割を果たす共感を，どのように高めることができるのか。 ・ソーシャルワーカーは終末期ケアにどこまで関わるべきか。 ・ソーシャルワーカーはどのように自己成長を図っているのか。 ・実践経験はどのように理論理解を深化させるか。

表 7　F の SCAT 分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	ソーシャルワークの経験は何年くらいですか？					
2	F	私の「ソーシャルワーク」という概念は少し違うかもしれません。私は高齢者施設でずっと現場の看護の仕事をしてきました。もしソーシャルワークだけ数えるなら，資格を取得してからだいたい 3 年くらいになります。	ずっと現場の看護の仕事をしてきました；ソーシャルワークだけ数えるなら，3 年くらい。	看護職出身；ソーシャルワーク経験は浅い	キャリア形成・職業移行	看護職からソーシャルワークへの転換	非ソーシャルワーク出身者はいかにして専門性を高めるか？
3	聞き手	今の仕事内容について教えてください。					
4	F	主に高齢者の日常生活の介助やケアを担当しています。看護も含まれます。	日常生活，介助やケア；看護。	介護と看護の融合的実践	多職種連携・包括ケア	現場における支援者の多種性	多職務を担当する場合，ソーシャルワーク能力をどう向上させるのか？
5	聞き手	専攻は変わりましたか？					
6	F	専門学校のときは看護を専攻していましたが，大学に進学してからは高齢者看護専攻していました。	専門学校のときは看護；大学に進学してからは高齢者看護専攻。	看護；高齢者看護；老年学	専門領域の深化	専門領域の深化過程	
7	聞き手	ソーシャルワーク専門知識の修得手段を教えてください					
8	F	ソーシャルワークの知識は，主に研修を通じて学んできました。私は大学で専門ソーシャルワークを学んだわけではなく，仕事を通じて少しずつ実践的に理解を深めていく形です。現在も学び続けています。	研修を通じて学んできました；仕事を通じて少しずつ実践的に理解を深めていく形です；現在も学び続けています。	職場内教育；実務経験から学習	継続教育	現場実践学習と専門職成長	現場での学びは，理論教育をどのように補完し得るのか。
9	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか。					
10	F	多方面の知識や分野を幅広くカバーする必要のある仕事だと思います。そして，利用者の生活の質や幸福感を高めることに貢献できる仕事です。	多方面の知識や分野を幅広くカバーする必要；人々の生活の量や幸福感を高める。	多分野；生活援助；QOL 向上	全人的支援・包括的支援	ソーシャルワークの役割	ソーシャルワーカーの役割は何か。
11	聞き手	共感について教えてください					
12	F	共感は十分にあると思います。利用者の話を聞いていると，自分自身の経験と重なることも多く，気持ちを理解できると感じます。	共感は十分；気持ちを理解できる。	利用者の感情を受容し，共感する	感情の状態；共感の理解	対人支援関係の共感的側面；感情労働	共感力はどのように高めることができるのか。

13	聞き手	ソーシャルワーカーとして大切なことは何だと思いますか？例えば，理論や知識，実践経験など。					
14	F	実践経験の方が重要であると考えています。理論はどうしても理想的な側面があり，目標設定の指針にはなりますが，現場ではその通りに進まないことも多くあります。実際の状況に応じて，目標や支援方法を柔軟に調整していく必要があります。また，ソーシャルワークのアプローチが必ずしも期待どおりの効果を発揮するとは限りません。利用者によって求められる支援は異なるため，状況に応じた対応が求められます。そうした柔軟な関わりによって，思いがけず良い結果につながることもあります。	実践経験の方が重要；理論はどうしても理想的な側面があり；現場ではその通りに進まないことも多く；目標や支援方法を柔軟に調整していく必要；期待どおりの効果を発揮するとは限りません；状況に応じた対応が求められます；そうした柔軟な関わりによって，思いがけず良い結果につながることもあります。	理論の理想的な側面；現場の実践経験重視；柔軟な対応が必要	実践経験と理論の関係；適応な支援方法	理論と実践経験の融合；支援方法	現場における支援の柔軟性は，どのようにして育まれるのか。
15	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
16	F	7点で，自分は理論面の知識がまだ不足していると感じています。理論の理解や応用には，少し苦手意識があります。勤務先では，完全にソーシャルワーカーとして働いているわけではなく，主に現場の看護業務に携わっています。ただし，ソーシャルワークの資格を持っているため，日常業務の中でもソーシャルワークの理念を意識しながらケアを行うようにしています。	理論面の知識がまだ不足；理論の理解や応用には少し苦手；完全にソーシャルワーカーとして働いているわけではなく，主に現場の看護業務に携わっています；日常業務の中でもソーシャルワークの理念を意識しながらケアを行う。	理論と実践の融合の困難さ；ソーシャルワークの立場で支援	自己覚知；支援の立場	専門職としての自己成長	理論や知識の不足，そして理論と実践の融合の困難を，どのように克服していくことができるのか。
17	聞き手	ソーシャルワーカーとして支援を行った際，達成感を感じることはありますか。					
18	F	ソーシャルワーカーの立場で高齢者を支援し，その問題が解決に向かったとき，大きな達成感を感じます。	ソーシャルワーカーの立場，その問題を解決に向かったとき，大きな達成感を感じます。	達成感	内面的満足	自己効力感	達成感や自己覚知を通じたどのように自己成長の形成につながるのか。
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	F さんは大学で高齢者看護を学び，研修や実践を通じて知識を積み重ねる中で，理論と現場実践との違いを実感しつつ，柔軟な対応力の重要性を認識するようになった。一方で，ソーシャルワーク理論の理解には苦手意識があるものの，日常業務ではソーシャルワークの理念を意識的に取り入れており，自己覚知の面でも成長が見られる。さらに，利用者の感情を受容し共感しながら支援を行う。支援が効果を上げた際には達成感を感じている。
理論記述	実践現場における柔軟な対応力が専門職としての実践経験を深化させる。 支援の成果が達成感として内面化されることで，自己効力感と成長意欲が強化される。
さらに追究すべき点・課題	・非ソーシャルワーク出身者が，いかにして専門性を高めていくのか。 ・多職務を担当する場合，ソーシャルワーク能力をどう向上させるのか。 ・現場での学びは，理論教育をどのように補完し得るのか。 ・現場における支援の柔軟性は，どのようにして育まれるのか。 ・ソーシャルワーカーの役割は何か。 ・理論や知識の不足，そして理論と実践の融合の困難を，どのように克服していくことができるのか。 ・共感力はどのように高めることができるのか。 ・達成感や自己覚知を通じてどのように自己成長の形成につながるのか。

表8　GのSCAT分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	今の仕事内容について教えてください。					
2	G	施設内の管理・運営やソーシャルワークです。	管理・運営やソーシャルワーク。	組織運営とソーシャルワーク支援の両立	管理的役割を担う実践者像	組織と支援をつなぐソーシャルワーク実践	管理・運営業務と支援業務をいかに統合し，両立させるのか。
3	聞き手	ソーシャルワークの経験について教えてください。					
4	G	以前は主に心理カウンセリングやグループカウンセリングに関わっていました。しかし，心理学とソーシャルワークは共通点が多いだと思いますので，心理分野での経験も含めるのであれば，大学時代から関わってきたことになります。大学や大学院では，学校での実習や学生相談，また心理相談やグループ活動などのボランティアにも参加していました。	心理分野での経験も含めるのであれば，大学時代から関わってきたことになります；学校での実習や学生相談，また心理相談やグループ活動などのボランティアにも参加。	心理学知識を基盤とした対人援助	心理学知識を土台にした実践的援助能力	心理学とソーシャルワーク支援の関係	心理学的知識はソーシャルワークにどのように応用されるのか。また，その利点と限界は何か。
5	聞き手	心理学の知識とソーシャルワークの知識の共通点は多いと感じますか？					
6	G	おそらく5〜6割ほどは重なっていると思います。大学時代には，心理学とソーシャルワークの学生が一緒に活動するサークルに所属していました。 心理カウンセリングは，主に個別・プライベートな関係が中心で，利用者から相談を受ける形ですが，ソーシャルワークの範囲は広いです。 ただし，心理分野にもグループカウンセリングのような「グループ支援」があり，テーマに沿って一緒に話し合う点などはソーシャルワークと非常に似ています。	おそらく5〜6割ほどは重なっている；ソーシャルワークの範囲は広い；心理分野にもグループカウンセリングのような「グループ支援」があり，ソーシャルワークと非常に似ています。	支援範囲，異分野共通性，個別支援とグループ支援	異分野の連携；個人やグループの支援範囲	異分野の融合による包括的支援	学際的支援モデルはどのように構築されるのか
7	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか。					
8	G	ソーシャルワークは「人を助け，自らも助かる」仕事であると考えています。例えば，ソーシャルワーカーは利用者を支援し，その人が持つ力を引き出し，セルフケアができるように援助します。その過程で，ソーシャルワーカー自身も経験を重ねながら成長していくことができます。 一方で，これまでの実践を通して，支援の焦点が「他者を助ける」側面に偏りがちであると感じています。しかし，目的は同じであり，問題を解決できるよう支えていくことにあります。	人を助け，自らも助かる：「他者を支援する」側面に偏りがちである；問題を解決できるように支えていくこと。	他者支援と自己成長の関係，支援の目的	支援関係の相互性；自己覚知；援助の目的構造	他者援助と自己成長の相互性；支援目的の再認識；自己覚知を伴う専門職性の深化	
9	聞き手	共感について教えてください					
10	G	共感はうまく取れていると思います。過度に感情移入することはありません。私自身に同じ人生経験がないとしても，相手の話から「この決断がどれほど大変なものか」は理解することはできます。 心理学を学んできたことも影響しています。心理カウンセリングでは，「相手の代わりに決めない」こと，そしてあくまで「支援・誘導・励まし」を与えることが大切だと学びました。	人を助け，自らも助かる：「他者を支援する」側面に偏りがちである；問題を解決できるように支えていくこと。	感情管理；利用者の感情を受容し，共感する；心理学の経験を用いた	感情の状態；信頼関係；共感の理解；心理学知識を土台にした実践能力	対人支援関係の共感的側面；感情労働；異分野経験の利点	
11	聞き手	ソーシャルワーカーとして大切なことは何だと思いますか？例えば，理論や知識，実践経験など。					

12	G	実践経験のほうが大切だと思います。以前はソーシャルワーク専攻ではありませんでしたが，心理学とかなり共通する部分があります。 本では「この理論はこう使う」「この尺度はこう用いる」と説明されていますが，実際の現場では本の通りにいくことはほとんどありません。現実の状況に応じて柔軟に対応する必要があります。	実践経験のほうが大切だ；本では「この理論はこう使う」「この尺度はこう用いる」と説明されていますが，実際の現場では本の通りにいくことはほとんどありません。現実の状況に応じて柔軟に対応する必要。	理論や知識の限界；実務経験の重要性；現場で柔軟に対応する	理論や知識と現場実践のズレ；支援の柔軟性	現場実践経験に伴う専門職性の深化	現場実践経験からの学びは理論教育をどのように補完するのか。
13	聞き手	達成感について教えてください。					
14	G	達成感はかなりあります。特に，ご家族や利用者の方から「ありがとう」と言われるときはとても嬉しいです。また，多くの利用者やご家族がいる中で，時間が経って，私の名前を覚えていて呼んでくれると，「自分は必要とされているんだ」と感じます。	達成感はかなりあります。「ありがとう」と言われるときはとても嬉しいです；自分は必要とされているんだ。	内面的満足感	承認を通じた自己効力感	自己効力感と専門職アイデンティティの関係	自己効力感はどのように職業アイデンティティの形成に寄与するのか。
15	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
16	G	7.5 点くらいだと思います。仕事には真剣に取り組んでいて，できるだけ丁寧に対応するようにしていますが，他の方のほうが効率が良いと思います。	7.5 点；仕事には真剣に取り組んでいて，できるだけ丁寧に対応する。	専門性維持；自己評価	職業的責任意識；自己覚知	職業的責任意識を通じた専門性の向上；自己成長	
17	聞き手	支援の際に，自分の力が及ばないと感じたときは，どのように対応しますか？					
18	G	チームの仲間に助けを求めます。同僚やソーシャルワークのチームに相談し，協力を得るようにしています。	チームの仲間に助けを求めます；協力を得る。	相互支援	チームアプローチの重要性	協働による問題解決と支援効率化	
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	G さんは心理学を専攻し，心理カウンセラーとしての経験を経てソーシャルワークへと転換した。心理的支援に関する知識を活かしつつ，施設における管理運営と支援業務の両立を図っている。 実践を通して柔軟性の重要性を学び，利用者からの感謝がソーシャルワークとしてのアイデンティティの深化につながっている。 総じて，心理学的視点を基盤としつつ実践経験を積み重ねることで，利用者の感情を受容し，共感をもって支援を行っている。また，職業的責任を自覚し，困難な場面ではチームと協働して対応している。
理論記述	管理運営と対人支援を両立させる実践は，ソーシャルワーカーに組織的能力と実践的能力の統合を求める。 現場での実践経験を重ねる中で，柔軟な対応力が不可欠である。 利用者からの感謝は自己効力感を高め，専門職アイデンティティ深化を支える要因となっている。
さらに追究すべき点・課題	・異分野のスキルをどのように福祉現場で活かし，専門性の向上につなげていくかが重要な課題である。 ・管理・運営業務と支援業務をいかに統合し，両立させるのか。 ・異分野の知識をソーシャルワークに応用する際の利点と限界を明確化し，学際的支援モデルを体系化する必要がある。 ・現場での実践経験を理論教育とどのように結びつけ，実践から得られた知識をどのように体系化するのか。また，ソーシャルワーカーが自己覚知を通して自己成長にどのような影響を及ぼすのか。 ・達成感はどのように職業アイデンティティの形成に寄与するのか。

表9　H の SCAT 分析表（SCAT（Steps for Coding and Theorization）を使った質的データ分析）

番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題
1	聞き手	今の仕事内容について教えてください。					
2	H	ソーシャルワーク，事務，管理・運営などを行っています。	ソーシャルワーク，事務，管理・運営。	組織運営とソーシャルワーク支援の両立	管理的役割を担う実践者像	組織と支援をつなぐソーシャルワーク実践	管理・運営業務と支援業務をいかに統合し，両立させるのか。
3	聞き手	大学ではソーシャルワークを専攻されましたか？経験年数はどのくらいですか？					
4	H	大学では中国語を専攻しており，ソーシャルワークの経験は 1 年 3 か月です。特別な経歴ですが，実際にソーシャルワーカーとして働き始めたのは 2022 年からですが，資格は 2012 年に取得しており，もう 10 年ほど経っています。 当時は別の機関で勤務しており，地域コミュニティでの業務に従事していました。その仕事が資格取得のきっかけとなりました。 地域での業務経験は 6 から 7 年ほどありますが，主な業務は管理や運営であり，ソーシャルワーク実践の機会はそれほど多くありませんでした。	中国語を専攻；ソーシャルワークの経験は 1 年 3 か月です；資格は 2012 年に取得しており，もう 10 年ほど経っています；地域での業務経験は 6 から 7 年ほどありますが，主な業務は管理や運営であり，ソーシャルワーク実践の機会はそれほど多くありません。	管理・運営の経験；ソーシャルワーク実践の機会は少ない	管理・運営と管理の両立課題；ソーシャルワークの発展制約	キャリア転換・多職種経験；環境によるソーシャルワークのジレンマ	施設の管理や運営業務とソーシャルワーク支援業務は，どのようにバランスさせるのか。
5	聞き手	ソーシャルワーカーとは，どのような職業だと思いますか。					
6	H	ソーシャルワーカーは「橋渡し」や「つなぎ役」であると考えています。 支援を必要とする人に新たな環境を与えるのではなく，すでに利用可能な支援や制度を「どのようにすれば受けられるのか」を伝える役割に担っています。 多くの人は支援や制度の仕組みを知らない，あるいは十分に理解していないため，ソーシャルワーカーはその間に立ち，適切につなぐ橋渡しの役割を果たします。	「橋渡し」や「つなぎ役」；新しい条件を作って与えるのではなく，その人がすでに利用できる支援や制度を「どのようにすれば受けられるのか」を伝える役割；適切につなぐ橋渡しの役割を果たします。	支援や制度と利用者の媒介	支援や制度の理解・利用促進	社会資源の活用支援	
7	聞き手	共感について教えてください。					
8	H	スーパーバイザーから「しばしば共感しすぎ」と言われたことがあります。 相手が悲しみに沈んでいるとき，私自身も感情移入しすぎてしまい，自分の経験や家族の出来事を思い出してしまうのです。その結果，一緒に落ち込んでしまうことがあります。 同じような体験をある時，専門職としての冷静さ，倫理的配慮などをすべて忘れてしまうこともあります。	しばしば過剰共感している；同じような体験をある時，専門職としての冷静さ，倫理的配慮などをすべて忘れてしまう。	過剰共感；感情管理	過剰共感の影響；感情の状態；共感の理解	対人支援関係の共感の影響；感情労働	共感に過・不足をどのように調整するか。
9	聞き手	共感し過ぎたことで支援に影響が生じた経験はありますか。					
10	H	影響はかなり大きいと思います。 共感しすぎて適切に対応できないと，相手の悲しみを受け止めるだけで終わってしまい，問題を解決できません。 気持ちや思いを伝えることで一時的にストレスを解消できても，後になって状況が複雑になることもあります。私はこの点があまり得意ではなく，それは自分の性格が大きく影響していると感じています。	かなり大きい；共感しすぎて適切に対応できないと，問題を解決できません；一時的にストレスを解消できても，後になって状況が複雑になる；この点ではあまり得意ではなく，それは自分の性格が大きく影響していると感じています。	過剰共感により問題解決が困難；情緒的反応の偏り；性格特性が影響	過剰共感の影響；情緒的負担；対人援助の限界；自己効力感の低下	共感力の重要性；過剰共感が支援の質に与える影響；感情労働	過剰共感や共感不足を避けるために，共感力をいかに高めることができるのか。
11	聞き手	ソーシャルワーカーとして大切なことは何だと思いますか？例えば，理論や知識，実践経験など。					

12	H	理論と実践を結びつけることが最も大切だと考えています。 理論を「覚えているだけ」では意味がなく，実際の支援現場でどのように活用するかが重要です。その点において，理論と実践の融合こそがソーシャルワークの本質であると思います。	理論と実践を結びつけることが最も大切だ；理論を「覚えているだけ」では意味がなく，実際の支援現場でどのように活かすかが重要；理論と実践の融合がソーシャルワークの本質。	実践経験と理論や知識の融合	実践経験と理論や知識の関係	実践経験と理論や知識の結びつきに伴う専門職性の深化	現場実践経験からの学びは，理論教育とどのように結びつくのか。
13	聞き手	達成感はありますか？					
14	H	達成感多少はありますが，まだ十分に助けられていないと感じることも多く，むしろ無力感，職業倦怠感のほうが強いときもあります。	達成感多少はあります；十分に助けられていないと感じることも多く；無力感，職業倦怠感のほうが強い。	自己評価の低下；達成感より倦怠感が強い	ストレス反応；自己効力感の低下	職務ストレスと感情ストレスの重ねる；達成感と倦怠感の揺れ動く	達成感と職業倦怠感は，どのように相互に影響を与えるのか。
15	聞き手	ソーシャルワークの認知度について教えてください。					
16	H	私の職場でも，訪問支援に行く際に自分の職種を名乗ることはほとんどありません。 高齢者の方々だけではなく，私の知り合いも「ソーシャルワーカー」という職業をよく知らない人が多く，何をしている職業なのか説明するのが難しいためです。 「人を助ける仕事です」と簡単に伝えることはできますが，実際に業務内容がとても広いです。 私自身，大学に通っていた頃にはソーシャルワークという専攻がなく，この仕事を知ったのもかなり後になってからでした。	訪問支援に行く際に自分の職種を名乗ることはほとんどありません；「ソーシャルワーカー」という職業をよく知らない人が多く，何をしている職業なのか説明するのが難しい；「人を助ける仕事」だと簡単に伝えることができますが，実際は業務内容がとても広い；大学に通っていた頃にはソーシャルワークという専攻がなく。	ソーシャルワークの認知度の低下	専門職の社会的認知	専門職の社会的理解の欠如	社会的認知はいかに高めるのか。
17	聞き手	自分に点数をつけるとしたら，何点くらいですか？					
18	H	自己評価は 6 点です。最低限の合格ラインという感じです。 一番の問題は自分の職業アイデンティティ，つまり専門職としての自覚だと感じています。この根本的な壁を越えられない限り，自己評価は上がることはないと思います。 日常生活で何か問題に直面したとき，無意識のうちにソーシャルワーク以外の方法を選んでしまうことがあります。ソーシャルワークの視点で考えることは，私にとってまだ「後から思い出す選択肢」にとどまっています。	6 点；最低限の合格ライン；問題は自分の職業アイデンティティ，つまり専門職としての自覚；，無意識のうちにソーシャルワーク以外の方法を選んでしまう；後から思い出す選択肢。	自己評価の低さ；ソーシャルワークの職業アイデンティティの弱さ	自己認識；職業アイデンティティ	自己覚知；職業アイデンティティの形成問題	職業アイデンティティはいかに確立されるのか。また，どのように高められるのか。さらに，職業アイデンティティの弱さは自己成長にどのような影響を及ぼすのか。
番号	発話者	テクスト	〈1〉テクスト中の注目すべき語句	〈2〉テクスト中の語句の言いかえ	〈3〉左を説明するようなテクスト外の概念	〈4〉テーマ・構成概念（前後や全体の文脈を考慮して）	〈5〉疑問・課題

ストーリー・ライン	H さんは中国語を専攻し，管理・運営業務を経てソーシャルワークの道へ進んだ。資格取得からの年月は長いが，実践経験は 1 年 3 ヶ月である。現場経験を通して理論と実践の融合を重視している。 ソーシャルワーカーを「橋渡し」や「つなぎ役」という役割を捉え，利用者が既存の制度を活用できるよう支援することを目的とする。 一方で，H さんが職業アイデンティティの弱さや過剰共感への対応に課題を感じており，共感しすぎると問題解決に至らないことを自覚している。
理論記述	共感力の向上は，対人援助専門職にとって不可欠である。 職業アイデンティティの未確立や，過剰共感は支援に影響を与える。
さらに追究すべき点・課題	・非ソーシャルワーク出身者はいかに専門性を高めるのか。 ・管理・運営業務と支援業務をいかに統合し，両立させるのか。 ・達成感と職業倦怠感は，どのように相互に影響を与えるのか。 ・過剰共感や共感不足を避けるために，共感力をいかに高めることができるのか。 ・現場実践経験からの学びは，理論教育とどのように結びつくのか。 ・ソーシャルワーカーの社会的認知はどのように高めるのか ・職業アイデンティティはいかに確立されるのか。また，どのように高められるのか。さらに，職業アイデンティティの弱さは自己成長にどのような影響を及ぼすのか。

して理解できる。以下，それぞれのテーマごとに，SCAT 表の理論記述に基づきながら，具体的な語りを引用しつつ分析する。

1. 異分野経験の統合による専門職形成

まず，A・B・C・F・G・H の SCAT 表に共通していたのは，中国におけるソーシャルワーク専門職形成が，福祉専門教育のみを経由する過程ではなく，異分野経験を有する者がその経験を活かしつつ福祉実践へ移行する過程として進行している点である。

A はもともと教員であり，心理学分野での実務経験を有していた。A は，「私は元々ソーシャルワークを学んでいたわけではなく，以前は教員をしており，16 年間教師として働いていました」と語り，さらに「心理学の知識は活かされましたが，ソーシャルワークや老年学に関しては後から学び直しました」と述べている。ここからは，既存の職業経験が断絶されるのではなく，心理的支援の知識を基盤としながら高齢者福祉の実践の中で活用されていることが確認できる。

B は「大学は都市・農村計画専攻でした」と語り，その後，イベント企画，文書処理，外部ボランティアとの連携，介護業務などを経てソーシャルワークに関与するようになった。B がソーシャルワークを「多くの専門分野を集約した職業」と表現したことは，それを単一の専門領域にとどまらず，複数領域を接続する統合的職業として捉えていることを示している。

C は「もともとはこの分野の仕事ではありません」「前は看護科に所属していました。部署に分かれていて，今所属しているのはソーシャルワーク科です」と語っており，計画的な職業選択というよりも，組織内部の異動を通じて専門職に接続していったことが分かる。ここでは，専門職形成の起点そのものが偶発的でありうることが示されている。

F は「ずっと現場の看護の仕事をしてきました」「もしソーシャルワークだけ数えるなら，資格を取得してからだいたい 3 年くらいになります」と語っている。F においては，看護経験とソーシャルワーク実践が断絶されるのではなく，連続的に積み重なっていることが示唆される。G は心理学専攻であり，「心理分野での経験も含めるのであれば，大学時代から関わってきたことになります」と述べている。H は中国語専攻であり，「資格は 2012 年に取得しており，もう 10 年ほど経っています」が，「ソーシャルワークの経験は 1 年 3 か月です」と語っている。ここには，資格取得と実践経験が必ずしも一致しないというキャリア上のずれが見られる。

以上より，ソーシャルワーク専門職形成は，資格・専攻・実践経験が順序立って一致する過程ではなく，異分野経験を福祉実践の中で活かしながら，ソーシャルワーク経験と結びつきつつ形成される過程であることが示された。

2. 理論と実践の往還

A・D・E・F・G・H の語りに共通していたのは，理論と実践が相互に作用しながら結びつくものとして理解されている点である。SCAT 表では，「理論と実践の乖離」，「理論と実践の融合」，「実践経験学習」といった概念が抽出されていた。

A は，大学でソーシャルワーク学んだ学生について「福祉制度はわかりますが，現場での実践は違います」と述べている。これは，理論や制度が現場においてそのまま実践力として活用されるわけではないことを示している。他方で A は，自らについて「スーパービジョンも行っているからこそ，逆に自分の学習が促される」と述べており，現場実践と指導経験が理論学習を促進する循環が生じている。

D は「コロナ禍があって，実際の実習の機会は限られました」「本格的に経験できたのは，実際にこの施設に現場実習に入ってからでした」と語っている。さらに D は，「現場での経験がなければ理論は活かせませんし，理論がなければ実践を深めることもできません」と述べ，理論と実践を相互補完に捉えている。ここには，新型コロナウイルス感染症の影響による教育制度上の制約が，理論と実践の分断を強める一方で，現場経験を専門職形成の中心的契機として位置づけている実態が示されている。

E は福祉分野出身であり，理論的基盤を比較的

有しているが，それでも「現場では，その人を本当に支援する立場として向き合わなければなりません」と語っている。つまり，教科書上の事例理解は，現場で実際に支援責任を担う経験を通して初めて実践経験へと転化するのである。

F と G は，ともに理論よりも実践経験の重要性を強調していた。F は「理論はどうしても理想的な側面があり，現場ではその通りに進まないことも多くあります」と述べ，G も「本の通りにいくことはほとんどありません」と語っている。H は「理論と実践を結びつけることが最も大切」と述べ，「理論を『覚えているだけ』では意味がない」としている。

これらの語りを踏まえると，ソーシャルワークにおける理論とは，現場にそのまま適用される知識ではなく，実践の中で再解釈され，反省的に用い直される知識として理解されていることが明らかとなった。このような実践の過程は，反省的実践としての自己覚知を伴うものである。したがって，理論と実践は対立するものではなく，往還的な関係にあると考えられる。

3. 共感と感情労働

多くの語りにおいて，共感は援助関係の基盤でありながら，同時に感情労働としての困難を伴うものとして描かれていた。SCAT 表では，「感情の状態」「信頼関係」「感情労働」「過剰共感」などが主要概念として抽出されていた。

D は「以前の私は，相手が悲しんでいると自分も同じように悲しくなってしまうほど，人の感情に強く影響されやすいタイプでした」と語っている。しかし現在では，「その悲しみは自然な反応であり，悪いことではないと伝える」「前よりずっと冷静に対応できるようになってきました」と述べている。ここでは，共感が単なる感情共有ではなく，相手の感情を受容しつつも，支援者自身の感情を調整する専門的能力として変容していく過程が示されている。

E も「高齢者が泣いているときに，自分も一緒に泣いてしまうと，高齢者は安心感を失い，ソーシャルワーカーへの信頼が薄れてしまうかもしれません」と語っている。つまり，共感はその深さに意義がある一方で，支援においては冷静な判断に基づき感情を適切にコントロールすることが重要である。F は共感を「十分にある」と述べ，「自分自身の経験と重なることも多く，気持ちを理解できる」としている。H は「スーパーバイザーから『しばしば共感しすぎ』と言われたことがあります」と述べ，「共感しすぎて適切に対応できないと，問題を解決できません」と語っている。さらに，「専門職としての冷静さ，倫理的配慮などをすべて忘れてしまうこともあります」と述べており，過剰共感が専門職としての判断力に影響を及ぼすことを自覚している。

以上より，共感はソーシャルワークにおいて不可欠な要素であるが，それは単なる情緒的一体化ではなく，感情の受容と調整，信頼関係の作りや維持，問題解決への接続を同時に担う感情労働として理解される。SCAT 分析において，「共感」は「感情労働」の一側面として整理されていた。したがって，共感は自己経験を通じて理解を深める契機となる一方で，感情的負荷を伴う両義的側面を有すると考えられる。

4. 実践経験を通じた専門職能力の形成

SCAT 表では，「問題解決能力」「資源調整力」「柔軟な対応力」「判断力」「自己修正」など，実践を通じて形成される専門職能力が多く抽出されていた。

D はソーシャルワーカーに必要なスキルとして「問題解決能力」を挙げ，それを単なる解決力ではなく「資源を適切に調整する力」と説明している。ここでは，ソーシャルワーク能力が単に技術ではなく，アセスメント，資源調整，コーディネーションを含む複合的能力として理解されている。

F は，理論よりも実践経験が重要であると強調し，「目標や支援方法を柔軟に調整していく必要があります」と述べている。G も同様に，現場では教科書の通りにいかない以上，「現実の状況に応じて柔軟に対応する必要があります」と語っている。E は「現場では，その人を本当に支援する立場として向き合わなければなりません」と述べ，事例理解と具体的支援責任との違いを強調し

ている。

また，B や C の語りからは，自己学習と実践経験を通じて「成熟した対応」が可能になることが示されていた。B は「現場経験を積むことで，以前より成熟した対応ができるようになります」と述べ，C は「今では少しずつ自分なりのやり方が見えてきた」と語っている。ここでは，専門職能力が一挙に獲得されるものではなく，試行錯誤と振り返りを通して形成されることが示唆される。

したがって，ソーシャルワークにおける専門職能力とは，理論知識を有するだけではなく，現場状況に応じた柔軟な判断，資源の調整，関係形成，振り返りと自己覚知を含む実践的能力として捉えられる。

5. 専門職アイデンティティの形成と揺らぎ

SCAT 表では，「自己効力感」「自己評価」「専門職としての自覚」「職業アイデンティティの弱さ」など，専門職アイデンティティに関わる語りが各対象者に見られた。

A は「私はソーシャルワーク専門職としての自覚と信念から，責任を持って支援すると感じています」と述べている。G は「『ありがとう』と言われるときはとても嬉しい」，「自分は必要とされているんだと感じます」と語っており，利用者・家族からの承認が自己効力感を高め，専門職としての自己認識を強めていることがうかがえる。F も「問題が解決に向かったとき，大きな達成感を感じます」と述べている。

一方で，H は「自己評価は 6 点です」，「一番の問題は自分の職業アイデンティティ，つまり専門職としての自覚だと感じています」と述べている。さらに，「無意識のうちにソーシャルワーク以外の方法を選んでしまう」，「ソーシャルワークの視点は『後から思い出す選択肢』にとどまっています」と語っており，専門職としての視点が必ずしも内面化されているとは言えないことを自覚している。

D もまた，「代わりのきく仕事」と感じることがある一方で，「良いソーシャルワーカーになるのはとても難しい」と述べており，専門職の独自性と代替可能性の間で揺れている。B は「学び続ける専門職」としての自覚を深めていく姿勢を示し，C は「人助けと自助，さらに自己成長」としてソーシャルワークを再定義していた。

これらの語りから，専門職アイデンティティは資格取得によって直ちに成立するのではなく，実践経験，他者からの承認，自己覚知，理論と実践の統合の積み重ねを通して形成される一方，役割の曖昧さや実践不足によって揺らぎうるものであることが明らかとなった。

6. ソーシャルワークの社会的認知と組織的制約

SCAT 表では，ソーシャルワークの社会的認知の不足と，組織的制約が実践を規定していることも共通して示されていた。

H は「『ソーシャルワーカー』という職業をよく知らない人が多い」「何をしている職業なのか説明するのが難しい」と語っている。B は「少し誤解がある」と述べており，高齢者や一般市民がソーシャルワーカーの仕事を理解しにくいと感じている。この点は，ソーシャルワークが「人を助ける仕事」としては理解されても，その専門性や独自性が社会的に可視化されていないことを示している。

また，A・D・G・H などは，管理・運営業務と支援業務の両立に関して語っていた。H は「ソーシャルワーク，事務，管理・運営などを行っています」と述べ，G も「施設内の管理・運営やソーシャルワークです」と語っている。D は「普段の事務・管理・運営の業務が忙しすぎる」と述べ，「ケースに十分に向き合えないことによる，自分自身の力不足へのつらさ」を語っている。ここには，組織的役割の多重性が，ソーシャルワーク本来の実践に割ける時間とエネルギーを制約している実態がある。

このように，ソーシャルワーク実践は個人の能力や意欲の問題に説明できず，社会的認知の不足や職務の多重化などの組織的・制度的条件の影響を受けていることが示唆された。

Ⅴ　考　　察

本研究は，中国の高齢者福祉施設に勤務する

ソーシャルワーカーを対象として，その教育背景および専門知識の修得過程の実態を把握し，それらが支援の質に関わる要因としていかなる影響を及ぼしているのかを明らかにすることを目的として実施したものである。中国においては，大学間の教育水準の差や実践力の人材養成の弱さ，教員の質の格差，実習機会の不足などが指摘されている。さらに，現場で従事する人の中には非ソーシャルワーク専攻者が多く含まれており，専門職形成の在り方そのものが再検討を迫られている。このような状況を踏まえ，本研究では，ソーシャルワーカーの教育背景および学習経験と支援実践との関係について検討を行った。

本研究からは，第一に，ソーシャルワーカーの専門職形成は単一の教育経路によって規定されるものではなく，異分野経験，現場実践，自己学習を含む多様な過程として成立していることが明らかとなった。ここで重要なのは，異分野経験そのものよりも，それらの経験が福祉実践の中でいかに再構成されているかという点である。すなわち，中国におけるソーシャルワーカーの専門職形成は，制度的教育による一方向的な知識伝達ではなく，既有の知識や経験を再解釈しながら実践の中で生成される過程であるといえる。ただし，異分野経験はそのまま専門性に転化するわけではなく，制度理解や資源調整能力の不足といった限界も伴っていることから，今後はこうした経験を体系的に専門職形成へと接続する教育的枠組みの構築が課題となる。

第二に，本研究は理論と実践の関係が単線的ではなく，往還的構造を有していることを示した。分析で確認されたのは，理論と実践のどちらか一方が優位にあるのではなく，両者が相互に意味づけ合う関係にあるということである。しかしながら，現在の教育体制においては，理論と実践の接続が制度的に十分担保されておらず，その乖離が個人の試行錯誤によって埋められている状況が見られる。したがって，支援の質を個人の経験にのみ委ねるのではなく，理論と実践の往還を制度的に支える教育体制を整備する必要がある。そのためには，理論教育，実習，振り返り，ケース検討に加え，自己覚知の育成を含めた学習プロセスを構築し，理論と実践の往還を意図的に設計することが求められる。

第三に，本研究はソーシャルワークにおける共感の位置づけを再検討する必要性を明らかにした。従来，共感は援助関係の基盤として肯定的に捉えられてきたが，本研究の結果は，統制されていない共感がいずれも支援の質に影響を及ぼすことを示している。特に，過剰共感は感情的巻き込みを引き起こし，問題解決志向の支援を困難にする一方，共感不足は関係形成を阻害する要因となる。したがって，ソーシャルワーカーに求められるのは，共感そのものではなく，「共感を調整する能力」である。この能力は感情労働としての側面を持ち，自己覚知と密接に関連している。ゆえに，ソーシャルワーク教育は知識や技術の伝達にとどまらず，感情調整能力および自己覚知の育成を含むことが必要である。

第四に，本研究は，現場教育およびスーパービジョンの質が実践力形成に関与していることが示唆された。現場においては教育の体系化が十分に進んでおらず，指導内容が指導者個人の力量に依拠しているため，実践力の形成に一定のばらつきが生じている。また，記録や文書指導に偏重した教育は，関係形成や問題解決といった実践の中核的側面に対応しきれていない可能性がある。その結果，ソーシャルワーカーは現場での試行錯誤を通じて学習を深めている状況がうかがえる。一方で，自学自習を通じて専門性を高めようとする姿勢も確認されたが，これは教育の一部が個人に委ねられている状況を示していると考えられる。したがって，現場教育は単なる業務指導にとどまらず，専門職形成の中核として位置づけられることが求められ，スーパービジョン，ケース検討，振り返りの制度的整備が重要である。第五に，本研究は支援の質が個人の専門性のみならず，組織的・制度的条件によっても規定されていることを明らかにした。対象者の語りにおいては，業務の多忙さにより個別支援に時間を割けない状況が繰り返し指摘されており，「心はあっても力が及ばない」という葛藤が共有されていた。このことは，支援の限界が個人の能力不足ではなく，構造的制約によって生じていることを示している。し

たがって，支援の質の向上を個人の努力の問題に還元することは適切ではなく，業務配分，人員配置，職業的安定性といった制度的条件を含めて検討する必要がある。また，ソーシャルワーク組織の独自性が必ずしも明確ではなく，自主的な活動展開が困難であるという先行研究の指摘は，本研究の結果からも一定程度裏づけられた。支援の質は，個人・教育・組織の相互作用の中で形成されるものであり，これらを包括的に捉える視点が不可欠である。

第六に，本研究は専門職アイデンティティが実践経験の中で形成される動的過程であることを示した。対象者は，達成感と無力感の間で揺れ動きながら，自らの役割を再定義していた。利用者からの感謝は自己効力感を高め，専門職としての自覚を強化する一方で，支援の限界や失敗経験は無力感や職業倦怠感を生じさせていた。しかし，このような揺らぎは専門職形成に内在するものであり，それをどのように意味づけ，成長に結びつけるかが重要である。したがって，専門職アイデンティティは，知識や資格の取得によって自動的に成立するものではなく，実践経験と自己覚知を通じて形成されるものである。この意味において，ソーシャルワーカーは「学び続ける専門職」として位置づけられる。

Ⅵ　ま　と　め

以上の考察から，本研究においては，ソーシャルワーカーの支援の質に関わる要因は，単一ではなく，複合的かつ動的な構造を有していることが明らかとなった。すなわち，支援の質は，教育によって一方向的に規定されるものではなく，実践経験，感情調整能力，専門職アイデンティティ，さらには組織的・制度的環境との相互作用の中で生成されるものである。このことは，従来のように教育内容の充実のみをもって支援の質の向上を図るアプローチの限界を示すものであり，ソーシャルワーク教育をより包括的に捉え直す必要性を示唆している。

また，非ソーシャルワーク出身者が多く含まれる中国の現状において，専門職形成が制度的教育に限定されるものではなく，異分野経験を基盤とした越境的学習と現場実践の往還を通じて構築される動的過程であることを示した点に意義がある。このことは，専門職性を固定的な属性としてではなく，実践の中で継続的に再構築されるプロセスとして理解する必要性を示している。また，共感の調整や自己覚知といった感情的側面が支援の質に深く関与していることは，ソーシャルワーク教育において感情労働の視点を組み込む必要性を強く示唆している。

さらに，現場教育およびスーパービジョンの未整備，業務負担の偏在といった構造的制約が，個々のソーシャルワーカーの実践力発揮を制限していることが明らかとなった。このことは，支援の質を個人の能力や努力の問題に還元するのではなく，組織的・制度的環境との関係において再検討する必要性を示している。すなわち，支援の質の向上には，教育の充実と同時に，実践を支える環境整備が不可欠である。

以上を踏まえると，中国におけるソーシャルワーカーの支援の質を高めるためには，第一に，理論と実践の往還を可能にする教育体制の構築，第二に，共感調整能力や自己覚知を含む専門職教育の強化，第三に，現場教育およびスーパービジョンの制度化，第四に，業務配分や人員体制の見直しを含む構造的環境の改善が求められる。これらを統合的に推進することによってはじめて，持続的かつ安定的な専門職形成と支援の質の向上が可能となる。

最後に，本研究は単一施設を対象とした質的研究であるため，その結果を中国全体に一般化するには限界がある。しかしながら，本研究は，支援の質の関係を，個人・教育・組織の相互作用という観点から理論的に捉え直した点において意義を有する。今後は，複数施設・地域を対象とした比較研究や量的研究を組み合わせることにより，より普遍的な知見の蓄積が期待される。

参考文献

大谷尚（2011）「SCAT: Steps for Coding and Theorization－明示的手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法－」『感性工学』10 155-160。

韓栄芝（2008）「中国におけるソーシャルワークの現状と課題（その 1）」『長崎国際大学論叢』8，227-233。

包敏（2005）「中国におけるソーシャルワーク専門教育の現状と課題」『広島国際大学医療福祉学科紀要』（広島国際大学）創刊号，69-76。

包敏（2012）「中国の実習教育の現状－BSW のプログラムを中心に－」『広島国際大学医療福祉学科紀要』（広島国際大学）8, 63-77。

兪秀娟（2009）「中国における福祉専門職の養成教育の現状に関する研究」『日本社会福祉学会第 57 回秋季大会』
https://www.jssw.jp/archives/event/abstract/2010-58/independent-research/H13_2_3.pdf（2025 年 10 月 5 日閲覧）。

柚井孝子・陳立行（2008）『転換期中国における社会保障と社会福祉』明石書店。

劉艶霞・査媛（2024）「西部欠発达地区学校社会工作的実践困境与突破策略」『社会工作与管理』24（1），53-60。

Determinants of the Quality of Social Work Practice:
Insights from an Interview-Based Study in an Elderly Welfare Facility in China

Bailu Zhang

This study examines how the educational backgrounds and processes of acquiring professional knowledge among social workers employed in an elderly welfare facility in China are related to the quality of their social work practice. The study was conducted in August 2022 through online semi-structured interviews with eight social workers, and the collected data was analyzed using the Steps for Coding and Theorization (SCAT) method. The analysis identified six key concepts: (1) professional development through the integration of interdisciplinary experiences; (2) the interaction between theory and practice; (3) empathy and emotional labor; (4) the development of professional competence through practical experience; (5) the formation and fluctuation of professional identity; and (6) social recognition and organizational constraints. The findings suggest that the quality of social work practice in China is shaped not only by educational background and learning experiences, but also through the interplay of practical experience, self-awareness, emotional regulation, and organizational conditions.

〈論　文〉

「ペットの家族化」に伴う社会福祉の課題

筒　井　のり子

要旨：近年，日本社会では「ペットの家族化」が急速に進んでいる。犬猫の飼育頭数は 15 歳未満の子供の数を上回り，飼い主の約 9 割以上がペットを「家族」と見なしている。背景には単身世帯の増加や親密性の変容があり，ペットは孤独感を癒やす「純粋な関係」の対象となっている。

こうした変化に伴い，社会福祉の実践現場では新たな課題が顕在化している。高齢者の入院・入所拒否や死後のペットの処遇，多頭飼育崩壊，不衛生な飼育環境など，従来の福祉枠組みでは対応しきれない問題が支援者を悩ませている。一方で，ペット飼育が高齢者のフレイル予防や認知症リスクの低減，介護費の抑制に寄与するという大きな効用も研究で示されている。

今後の方向性として，環境省のガイドラインに基づき，社会福祉専門職が「人の生活」と「動物の福祉」を一体的に捉える視点が不可欠となっている。自治体による社会福祉部局と動物愛護管理部局との連携の仕組みや，重層的支援体制の中での分野横断的な検討が求められる。また，介護保険外サービスの活用や一時預かりの仕組みづくりなど，飼い主が安心して最後まで共に暮らせる社会基盤の整備が急務となっている。

は　じ　め　に

近年，地域の社会福祉実践において，「家族同然のペットがいるので入院や入所を拒否している」「認知症でペットの世話ができず不衛生な状況になっている」等のペットに関わる問題が顕在化してきている。以前から稀に，いわゆる「ネコ屋敷」と呼ばれるような多頭飼育崩壊のケースは見られた。最近は多頭飼育まではいかないものの，ペットをめぐるより多様な課題が生まれている。

これまで社会福祉の制度やサービスにおいて動物との関わりは極めて限定的であり，ペットとの接点はほぼなかった。そのため，社会福祉の支援者は悩みを深めている。

そこで，本稿では，日本社会においてペットの位置付けや意味合いが変化していることを探るとともに，社会福祉の実践現場でどのような問題がどの程度生じているかを明らかにする。その上で，今後，社会福祉領域で求められる「ペット」との関わりを検討することを目的とする。

1. 日本社会における ペットの位置付けの変化

(1) 日本におけるペット飼育の現状

まず，日本におけるペット飼育の状況を見ておこう。ペット飼育の有無を全国的に調査したものとしては，2010 年 9 月に内閣府が実施した「動物愛護に関する世論調査」(1)がある。これによると，ペットを「飼っている」と答えたのは 34.3%（内訳：犬 58.6%，猫 30.9%，魚類 19.4%，その他）であった。2023 年に公益財団法人アニマル・ドネーションが実施した「2023 年度犬や猫の飼養に関する全国調査」(2)によると，「犬または猫」の飼養率は 25% であった。内閣府の調査は 15 年以上前のものであるが，犬猫以外も含めていることを考えると，概ね傾向は変わらないと思われる。ペットを飼育しているのは 3〜4 人に一人ということになるが，ペットの実数はどうだろうか。

一般社団法人ペットフード協会の「令和 7（2025）年度全国犬猫飼育実態調査」(3)によれば，犬の飼育頭数は約 682 万頭で世帯飼育率は減少が

続いているものの，平均飼育頭数が増加している。猫の飼育頭数は，約884万7千頭でここ数年横ばい状況である。犬猫合わせると1566万7千頭となり，2025年4月現在の子どもの数（15歳未満人口）1366万人を大きく上回っていることがわかる。ちなみに，犬は狂犬病予防法に基づき登録が義務付けられており，その数は2009年度末の688万頭をピークに，2024年度末では604万8725頭と減少し続けている（厚生労働省）。

(2)「ペットの家族化」の進展

ペット数の増加もさることながら，その存在の意味や捉え方の変化について注目しなければならない。

日本社会において，ペットの位置付けや意味合いが変化してきていることをいち早く指摘したのは家族社会学を専門とする山田（1989）である。家族の定義を論じるにあたって，「ネコは家族か？」という投げかけを行ない，長野県で実施した「家族の範囲に関する調査」[4]などから，家族の境界線が曖昧になり「主観化」してきていることを論じた。その調査の一項目「“愛情を込めて育てているペットを”家族とみなすか」という問いには65%が「みなす」と回答（家族だと思う36%，どちらかというと家族だと思う29%）したことが紹介されている。

その後，「ペットの家族化」は急速に進む。最近では，ペット関連の企業がさかんに「ペットの家族化に関する調査」を行なっている。たとえば，「サンセルモ sorae 調べ」（2023年）[5]によると，72.9%がペットは家族（ヒト）と「全く同等」「ほぼ同等」の存在だと回答している。また，MOFFM（ペット保険相談サービス）が行なったアンケート（2024年）[6]では，なんと99.6%が家族と回答（「人間と同等の家族」61.3%，「人間の方が優先されるが家族」32.5%）している。いずれの調査も対象がペットを飼っている人に限定されているとはいうものの，ペットを家族とみなして関係を築く人々が確実に増えていることがわかる。

こうした背景には「家族形成の困難」と「親密性の変容」という2つのトレンドがあるとされる（山田2022）。

1990年代以降，生涯未婚率や離婚率の上昇，長寿化により単独世帯の増加が著しい。2024年の国民生活基礎調査によれば，「単独世帯」は全世帯の34.6%（1899万5千世帯）で最も多く，ついで「夫婦のみの世帯」が24.7%となっている。また世帯類型では「高齢者世帯」が全世帯の31.4%に上っている。さらに2000年以降，非正規雇用や労働環境の悪化により生活困窮者が増加したこともこうした傾向に拍車をかけている。

一般的に「家族」の基準として，①親族（血縁や婚姻関係）である，②活動を一緒にしている（住む，食事をする，子育てするなど），③情緒的な愛着がある，ということが言われるが，一人暮らしが増える中で，②と③の部分，すなわち生活を共にして愛情があるという観点からペットが大きな存在となり，家族とみなされるようになったと考えられる。

「親密性の変容」とは，ギデンズが提唱した概念で，伝統的な結婚や家族は外部の社会的・経済的要因（役割）によって支えられてきたが，現代化に伴い「純粋な関係性」に置き換わるというものである。現代家族は，「親密性（パーソナルな関係）」と「共同性（生活の共同）」の二面で捉えられるが，野口（2013）は，特に日本社会においては，その二つは分離する傾向にあることを指摘している。日本社会では，家族は共同性の場であっても家族関係が親密であるとは限らないという。

これらのことから山田（2022）は，独身者（配偶者がいない）が増えていることと，家族で親密性を感じることが少なくなっていることから，純粋な関係を築く一つの対象としてペットが選ばれているのではないかとの仮説を立て，ネットモニターへの調査から，独身者や夫婦関係に不満足な人の方がペットと親密関係を築いているという結果を紹介している。

2. ペットと社会福祉の新たな接点

(1) これまでの動物と社会福祉の接点

このように見てくると，「ペット」が社会福祉の領域で重要な意味を持ち始めていることがわか

る。しかし，これまで社会福祉領域での「動物」との接点といえば，主に①動物介在介入，②補助犬の 2 つのみであった。

まず「動物介在介入」（Animal Assisted Interventions）（AAI）だが，これは日本では一般的にアニマルセラピーと呼ばれることが多い。しかし日本で作られた和製英語であるため，最近は「動物介在介入」と表されることが増えている。動物介在介入には，「動物介在活動（AAA）」や「動物介在療法（AAT）」などいくつかの種類がある（IAHAIO 2018）。「動物介在活動」は高齢者福祉施設や病院などに動物と飼い主，ボランティア，獣医師などがチームを組んで訪問する活動であり，利用者や患者が動物と触れ合うことで癒され元気になるなど，施設・病院内での生活をより豊かなものにすることが狙いとされる。それに対して，「動物介在療法」は，目標を持って計画，構築された治療的介入であり，医療，教育，心理学者やソーシャルワーカーが行う。

補助犬については，2002（平成 14）年に「身体障害者補助犬法」が成立するまで，日本には補助犬同伴による社会参加に対する差別を禁止した法律がなった。それまでは道路交通法でしか規定がなかった盲導犬と，法的位置付けがなかった聴導犬と介助犬の 3 種類を総称して身体障害者補助犬とし，障害者が補助犬を同伴して社会参加することを保障しようという法律である。しかし 20 年以上経過した現在も，同伴拒否（入店拒否）や実働頭数の不足，育成・運営資金の不足など多くの課題を抱えている。

（2）ペットと社会福祉の接点　～二つの側面

こうした取り組みに加えて，社会福祉の施策やソーシャルワーク実践に「ペット」を視野に入れる必要が生じている。

すでに見てきたように，単身者（未婚，離婚，死別，単身赴任など）など家族を形成しない人々や，あるいは家族に親密性を求められない人々が増加する中，孤独・孤立の問題が深刻な社会問題となっている。新型コロナウィルス感染拡大の影響もあり事態が深刻化する中，政府は 2021 年 3 月に内閣官房孤独・孤立対策担当室を設置し，孤独・孤立の実態把握に関する全国調査[7]を毎年実施してきた。2023 年には孤独・孤立対策推進法が成立し，2024 年 4 月からは内閣府の孤独・孤立対策推進室が設置されている。

2024（令和 6）年の調査結果を見ると，孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人が 4.3%，「時々ある」15.4%，「たまにある」19.6%，合計すると 4 割近くになる。年齢別に見ると，男女とも 20 歳代と 30 歳代で割合が高い。

これらの人々に「現在の孤独感に影響を与えたと思う出来事」を聞いたところ，「家族との死別」24.6% が最も高く，ついで「一人暮らし」18.8%，「天候・転職・離職・退職」14.7% となっている。山田（2022）は，特に独身者の孤立感を低下させるという意味で，社会福祉において「ペットの飼育」が有効であることを示唆している。

改めて，社会福祉領域においてペットに目を向ける際，そこには二つの側面がある。一つは「ペット」と暮らすことの効用をどのように活かしていくか。もう一つは，「ペット」と暮らすことで生じる問題にどのように対応していくのか，ということである。

まず，ペットと暮らすことの効用についてであるが，すでに，いくつかの研究データがある。例えば，東京都健康長寿医療センターの社会参加とヘルシーエイジング研究チームは，ペットを飼育する高齢者はフレイルや自立喪失が発生するリスクが大幅に低いことを報告している（谷口 2023）。また同センターの社会参加と地域保健研究チームによる「ペット飼育と社会保障費の関連性」についての研究において，ペット飼育者は非飼育者と比べて介護費が約半額に抑制されていることが示されている[8]。また「ペット飼育と認知症発症リスク」に関する研究では，犬の飼育者は非飼育者に比べて認知症発症リスクが 40% 低いことが報告されている[9]。

こうした研究等も踏まえて，櫻井（2024）は，高齢者がペットと暮らすことの効用を次の 5 点にまとめている。①運動不足の解消，②認知機能の維持・向上，③孤独感の軽減と心の支え，④周辺住民との交流，地域活動参加の促進，⑤生活リズムの改善と規則正しい生活。

一方，高齢者（特に独居）がペットと暮らすことの課題として，①心身の状況次第で適切な世話ができなくなる，②高齢者が長期入院・施設入所などにより世話ができなくなる，③高齢者が亡くなった後，ペットが放置される，④飼育費用が高齢者の生活を経済的に圧迫する，⑤災害時など，緊急事態発生時のペット対応，⑥ペットが先に亡くなった場合に心身に大きな悪影響を与える，⑦日常のペットの世話が心身の過度な負担となる，の 7 点を挙げている。

これらのペットと暮らすことの効用と課題を見ると，高齢者の地域生活を支援する際，ソーシャルワーカーなどの支援者は，人とペットを切り離して考えるのではなく，共に生活を営むいわば「家族」として見る必要が生じていることがわかる。このことは高齢者に限ったことではない。若い世代の単身者や生活困窮者も同様のことが言えるだろう。

そこで，次に，実際に社会福祉実践の現場でペットとの関わりや問題がどのような形で顕在化してきているのかを確認しておきたい。

3. 社会福祉実践における ペットをめぐる現状と課題

(1) 高齢者に関わる状況

市町村単位で地域包括支援センターに対して行われた調査はいくつかあるが，ここでは，全国的に実施された「在宅療養者におけるペットの関する諸問題とその対応方法についての調査研究」（2025 年 3 月）の結果を紹介する。

この調査は，全国の国民健康保険診療施設（以下，国保直診）789 施設と人口 1 万人未満の市町村に所在する地域包括支援センター 529 カ所を対象に実施されたアンケート調査である。回収率は，国保直診 27.2%（215 件），地域包括支援センター 19.5%（103 件）である。地域包括支援センター調査で人口 1 万人以下の市町村としたのは，小規模自治体の方が，ペットの処遇について取り扱う団体や事業者などの支援が少なく対応が困難と考えられたためである。

まず，国保直診では，ペット飼育に関する問題への課題が「ある」75 件（34.9%），「ない」140 件（65.1%）だった。課題の内容は〈表 1〉のとおりである。【同居家族の居ない飼い主の入院・入所や死去による残されたペットの処遇】が最も多く（62.7%），次いで【ペット飼育を理由にした治療拒否（入院・入所拒否等）】となっている。

地域包括支援センターでは，ペット飼育に関する問題への課題が「ある」との回答が 68 件（66.0%）で，「ない」35 件（34.0%）を大幅に上回っている。課題の内容は〈表 2〉のように，【多頭飼育・虐待などの不適切飼育】が 46 件（67.6%）で最も多い。次いで【療養環境の衛生上の問題】44 件（64.7%），【同居家族の居ない飼い主の入院・入所や死去による残されたペットの処遇】38 件（55.9%）が多くなっている。

ペット飼育問題について相談できる機関や団体の有無を問う質問においては，約 4 割が【ない】【わからない】と回答している。さらに，ペットに関する問題の解決に向けた工夫の有無について

表 1 「国保直診」アンケート
患者や地域におけるペット飼育に関する問題や課題（複数回答）

選択肢	施設数	割合*
1. 療養環境の衛生上の問題	38	50.7%
2. ペット飼育を理由にした治療拒否（入院・入所拒否等）	42	56.0%
3. ペットによる訪問サービス提供困難（支援者へ威嚇や攻撃により脅威を感じる等）	23	30.7%
4. 多頭飼育・虐待など不適切飼育	33	44.0%
5. 同居家族の居ない飼い主の入院・入所や死去による残されたペットの処遇	47	62.7%
6. ペット由来感染症の増加	8	10.7%
7. ペットの予防接種や避妊などの未実施	17	22.7%
8. 糞尿等による地域でのトラブル	21	28.0%
9. その他	5	6.7%

*割合は本設問の対象者（問2（1）の設問で「1. ある」と回答した75施設）に占める割合を示している。

（出典：「在宅療養者におけるペット飼育に関する諸問題と対応方法についての調査研究」）

表2 「地域包括支援センター」アンケート
地域におけるペット飼育に関する問題や課題（複数回答）

選択肢	施設数	割合*
1. 療養環境の衛生上の問題	44	64.7%
2. ペット飼育を理由にした治療拒否（入院・入所拒否等）	34	50.0%
3. ペットによる訪問サービス提供困難（支援者へ威嚇や攻撃により脅威を感じる等）	14	20.6%
4. 多頭飼育・虐待など不適切飼育	46	67.6%
5. 同居家族の居ない飼い主の入院・入所や死去による残されたペットの処遇	38	55.9%
6. ペット由来感染症の増加	3	4.4%
7. ペットの予防接種や避妊などの未実施	31	45.6%
8. 糞尿等による地域でのトラブル	30	44.1%
9. その他	0	0.0%

*割合は本設問の対象者（問2（1）の設問で「1. ある」と回答した68施設）に占める割合を示している。

（出典：「在宅療養者におけるペット飼育に関する諸問題と対応方法についての調査研究」）

は，95％が【特に工夫・取り組みは行なっていない】ことがわかった。

次に介護支援専門員（ケアマネージャー）を対象に行われた調査を見てみよう。筆者も参加している「人と動物の福祉を考える会議」[10]（以下，考える会議）が2021年9月に滋賀県大津市内で実施し，75人から回答が寄せられた[11]。90.3％が「支援先でのペット飼育」について困った経験があると回答している。内容は【ペットの世話が行き届かないことによる住環境の衛生面悪化】や【利用者が在宅での生活ができなくなった後，残されたペットの対応】【躾が出来ていない（噛まれた，吠えられたなど）ことにより，十分なサービスが提供できない】が多かった。また，【餌やりなど動物の世話を頼まれた】という回答もあり，介護保険サービスを遂行する上で，業務外である動物の問題も含めて検討しなければならない実態があることがわかる。

しかし，困った経験があると回答した人の半数は【どこにも相談しなかった】ということが判明した。理由は【相談先がわからなかった】が36％と最も多く。【相談することを思いつかなかった】24％と続く。

本調査は，自由回答の記述が非常に多く，全体を通して「利用者（飼い主）のペットに対する思いを尊重したい」という姿勢と「動物にとって良い状態を守りたい」という姿勢の両方が読み取れる。家庭を訪問し，高齢者とペットの暮らしをより間近に見ているからこそ，人の福祉と動物の福祉は切り離せないことをリアルに捉えていることがわかる。具体的な要望として，【ペットを一時的に預かってくれる仕組み】を望む声が多かったのも興味深い。

（2）障害者に関わる状況

高齢者とペットについては，上記のようにここ数年各地で実態把握が試みられているが，障害者とペットをめぐる状況についての取り組みはまだほとんど見られない。現時点では，先に紹介した「考える会議」が2025年に実施した調査「障害のある飼い主のペット問題についてのアンケート」[12]が先駆的な取り組みと言える。

これは，「考える会議」において，動物愛護団体や社会福祉協議会スタッフから障害者とペットをめぐる事例が紹介されたことから，大津市自立支援協議会の協力を得て障害支援にかかわる事業所対象に実施したものである。63人から回答があった。

「単身世帯」の場合も「家族等同居世帯」の場合も，回答者の約半数がペット飼育おいて支援の必要性を感じたことがあるとしている。その内容は，どちらも【毎日のトイレ交換など糞尿処理ができておらず不衛生な環境】が最も多い。単身世帯の場合は，【入院・入所拒否など福祉サービスの利用を拒否するケース】が見られる。また同居世帯の場合は【多頭飼育】や【家族への介入の難しさ】が特有の課題として浮かび上がっている。また，事業所内で「ペット問題」は業務外であるとされ，外部との連携が取れなかったという回答もあり，社会福祉実践現場で「ペット」に関わる

ことの是非が定まっていないことが読み取れる。

本調査では，「障害のある人にとってのペットのプラス効果」についても多くの記述（自由記述）あった。だからこそ支援者自身が情報をもち，多機関・団体と連携して関与していくことの必要性についての記述も多く見られた。

(3) 生活困窮者に関わる状況

生活困窮者とペットに関する調査としては，人と動物の共生に向けて先駆的に活動を展開してきた認定NPO法人「人と動物の共生センター」（2012年設立）が2022年秋に実施した「生活困窮者のペット飼育問題概況調査」がある(13)。法人が開設した「動物相談ホットライン」に寄せられる相談内容などから，生活困窮者とペットの課題に注目し，実態把握を目指したものである。しかし，この調査は対象が地域包括支援センターであるため，相談事例は高齢者及び高齢者が含まれる世帯に限られており，また背景として生活困窮（経済的問題）があるか否かは明確にされていない。そのため，高齢者世代以外も含めた生活困窮者とペットをめぐる実状は把握できない。

ペットと暮らす生活困窮者への支援活動としては，一般社団法人「反貧困ネットワーク」内に2020年6月に立ち上げられた「反貧困犬猫部」(14)の取り組みがある。反貧困ネットワークは2007年10月に結成され，リーマンショック以降の日本に広がる貧困問題に対して様々な提言活動を展開してきた。そのような中，新型コロナウィルスの感染拡大に伴い住まいや仕事を失う人が増え，ペットを連れた生活困窮者の問題がより顕在化してきたという。そこで家を失った飼い主とペットの宿泊費やペットフード代を支援する活動が始められた。しかし，ここで「ペットと共に住まいを失った生活困窮者」特有の課題が浮かび上がった。宿泊費を提供しても犬や猫と一緒に泊まれるホテルはほとんどなく，ネットカフェにも泊まれない。また公的な困窮者向け施設もペットと一緒には入れない。

そこで，立ち上げメンバーの一人でもある稲葉氏が代表を務める一般社団法人「つくろい東京ファンド」は，不動産業者の協力を得て，ペットと一緒に泊まれる個室シェルター「ボブハウス」を2020年7月に開設している。

実は「ペットと共に住まいを失う」という問題は，生活困窮者に限られたことではなく，災害時の避難所での課題につながる。人とペットの災害対策については，加藤（2022）などの研究があり具体的な対策（避難所の工夫など）も進みつつあるが，本稿では触れない。

以上，高齢者，障害者，生活困窮者をめぐる状況を見てきたが，社会福祉実践現場において「ペット」の問題は避けて通れない状況になってきていることは明らかである。しかし，たとえば介護保険制度において，掃除や料理などの「生活援助」はできるが，ペットの世話は認められていない。明らかにニーズがあるにもかかわらず，業務外であることのジレンマを抱えている介護支援専門員やヘルパーはたくさんいる。また，地域包括支援センター調査からは，ペット問題の解決に向けての工夫や取り組みを行なっているところはほぼないことがわかった。

また複数の調査から，問題を感じつつも「相談先がない・わからない」ため，どこにも「相談しなかった」という人が多いことがわかり，支援者が一人で抱え込んで疲弊しかねない状況にあることが推測できる。

そこで，次に，今後求められるペットをめぐる社会福祉領域における対応策について考えたい。

4. 社会福祉領域に求められる「ペット」に関する対応の方向性

(1) 多頭飼育対策における社会福祉専門職の役割

先述した調査結果からもわかるように，高齢者や障害者とペットをめぐる問題の一つに多頭飼育問題がある。この問題については，動物愛護の観点からすでに10年以上前から取り組みが始まっている（打越2022）。2012年の「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下，動物愛護法）の改正で，法の目的として「人と動物の共生する社会の実現」が明記されたことを受けて，環境省は「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を実施してきた。多頭飼育問題の普及啓発に力を

入れるとともに，自治体と連携して殺処分をできる限り減らし最終的にはゼロにすること目指してきた。そうした取り組みを行う中で，問題の背景に飼い主の経済的困窮や社会的孤立等があり複雑に絡み合っているため，「人」の問題と「動物」の問題とに分けるのではなく一体的に取り組む必要性，すなわち社会福祉施策と連携した施策展開が必要であるとの認識に至った。

そこで，環境省は2018年に「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関する検討会」を設置し，2021年3月に『人，動物，地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン－社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～』（以下，ガイドライン）を公表した。

ガイドラインでは，多頭飼育問題を，多数の動物を飼育するなかで，適切な飼育管理ができないことにより，①飼い主の生活状況の悪化，②動物の状態の悪化，③周辺の生活環境の悪化，のいずれか，もしくは複数が生じている状態と定義している（ガイドライン p5）。そのため，多頭飼育問題の予防と解決のためには，①飼い主の生活支援，②動物の飼育状況の改善，③周辺の生活環境の改善が必要であるとし，官民を超えた多様な主体・関係者による連携，特に社会福祉関連との連携の重要性を述べている。

中土（2025）はガイドラインが言及する「社会福祉との連携」に対して，社会福祉の視点から社会福祉／専門職の役割を次の5点にまとめている（括弧内は筆者の要約）。

①多頭飼育問題が生じる背景と課題の理解
（飼育者個人が抱える問題だけでなく，地域社会における社会的孤立の問題として捉える視点の必要性）
②個別的な支援ニーズへの対応
（飼育者の個別ニーズに応じて適切な福祉サービスに繋ぐことにより，人の生活だけでなく動物の飼育環境の改善を期待）
③多機関連携による早期発見・早期対応の実施
（多頭飼育崩壊は表面化しにくい傾向があるため，深刻化する前の早期発見・対応が重要。そのため，地域で実践する社会福祉専門職が日頃から飼育動物の存在／状態に関心を持ち，動物愛護管理行政担当部署や動物愛護団体等と連携体制を構築する意識の必要性）
④継続的支援
（多頭飼育崩壊は，飼育者から動物を引き離して終わるものではなく，飼い主の生活再建や社会復帰に向けた継続的な支援を行うことの必要性）
⑤インターベンション（介入）技術の活用
（障害，疾病，社会的孤立などにより「関わりにくさ」を抱える飼育者に対して，社会福祉専門職の援助関係構築の技術と地域生活全体を視野に入れた介入に期待）
⑥地域支援と啓蒙・教育
（地域住民や地域団体の協力のもとに飼育者を排除せずに地域で支える体制を構築するために，飼育者や地域社会への啓発活動を行う必要性）

（2）自治体による制度・しくみの検討の必要性

このように環境省はガイドラインにおいて，「社会福祉との連携」の重要性を強調しているが，一方，社会福祉の側はどうだろうか。

まず，社会福祉の法律での位置付けについて見ておこう。2000年「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により，社会福祉法の第1条に「福祉サービスの利用者の利益の保護」及び「地域における社会福祉の推進（地域福祉）」を図ると明記された。中土（2025）は，にもかかわらず地域の課題に「動物」の存在が言及されていないと指摘している。

ただし，地域共生社会構築のための重層的支援体制の整備が進められており，今後ペット問題について分野横断的に検討されることが期待できる。重層的支援体制整備事業とは，「市町村において，地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するために，①相談支援（包括的相談支援事業，多機関協働事業，アウトリーチ等を通じた継続的支援事業），②参加支援事業，③地域づくり事業を一体的に実施する」ものであり，2021年の社会福祉法改正の改正に伴い創設された（社会福祉法第

106 条の 4）。

ペット問題は，子ども，高齢，障害，疾病，生活困窮など全ての分野に関係するものであり，かつ飼育者個人の問題だけでなく地域社会の課題であることから，社会福祉領域においても積極的に対応する仕組みづくりが求められる。

地方自治体の具体的な取り組みとしては，先に紹介した地域包括支援センター対象の調査で見られたように，現状ではペット問題の解決のための取り組みを行っているとことはほとんどない。しかし，先駆的な取り組みも出始めている。例えば，福岡県古賀市では「ペットと暮らすシニアの備えサポート制度」を 2021 年 4 月 12 日に創設した(15)。環境部門と福祉部門が連携して互いの業務を理解しながら制度設計した。目的は「高齢者がペットのことも含め，安心して，住み慣れた地域で最期まで生活できるよう，ペットに関する積極的な情報把握を行い，事前の備えに不安がある人には古賀市とボランティアが連携してサポートする」というものである。サポート内容は，ペットの一時預け先やシッター，不妊去勢手術，新たな飼い主探し，世話をできなくなった時の保護団体等のアドバイスを行う等である。ケアマネージャー等が訪問・状況把握（独自の「チェックリスト」使用）を行い，サポートが必要と感じた高齢者を環境課へ連絡，環境課とわんにゃんサポーター（犬猫ボランティア）とケアマネージャーが訪問し内容に応じてアドバイスを行うという流れとなっている。現段階では，要介護者と要支援者のみを対象としているが，ノウハウを蓄積することによって，今後，その範囲を広げること考えられている。

このほか，地方自治体において動物愛護管理部局と社会福祉部局をはじめとする多様な主体が連携して「ペット問題」に取り組んでいる例として，ガイドラインでは滋賀県甲賀市における「こうが人福祉・動物福祉協働会議」や長野県，川崎市などが紹介されている。

（3）介護保険制度との関係

最後に介護保険制度における「生活援助」とペットの世話との関係についても触れておきたい。

地域包括支援センターや介護支援専門員の調査からも「ペットの世話が行き届かないことによる住環境の衛生面悪化」の問題が多数あがっていた。ペットの世話は介護保険サービスの範囲にはなっていないため対応に苦慮しているという現場から切実な声は以前からあがっていた。

そこで，厚生労働省は 2018 年 9 月に介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する「混合介護」の取扱いに関する通知(16)を出した。訪問介護と組み合わせて提供できる保険外サービスの例として「草木の水やり」「ペットの世話」「院内介助」などが挙げられている。ただし，保険外サービスは全額利用者負担であり，かつ「ペットの世話」も行う事業者は第一種動物取扱業の資格を有していることとされており，ハードルは高い。

一般的にはペットシッターサービスがあるが，1 時間 3000～4000 円が目安となっており，ペットの世話を 1 日 1 回（1 時間）とすると，3 日に 1 回の利用としても月 3 万円以上必要となる。経済的に困窮している場合はもちろん，年金生活をしている高齢者にとっても厳しい出費である。

そもそも介護保険制度は，基本的に家族がいる前提で作られている（沢村 2024 など）。しかし，これだけ単独世帯が増加し，「ペットの家族化」が進む中，必要性が高い場合に「ペットの世話」を介護保険サービスの生活援助に含めるべきではないかという声は大きくなっている。打越（2022）は介護保険の財源とサービス量との悩ましい関係があり，財源不足の介護保険制度の現状からは認め難いのではないかと述べているが，今後，何らかの議論が必要ではないかと思われる。

お　わ　り　に

これまで社会福祉においてペットとの接点はほとんどなかったが，「ペットの家族化」が進むに伴い，実はペットが人の福祉の入り口にもなることがわかってきた。

人の福祉と動物の福祉を一体的に進めるためには，各自治体において社会福祉部局と動物愛護管理部局が連携することが不可欠になっている。さらに動物愛護ボランティアや関係団体等の多様な

主体との協働関係も重要である。

本稿では，こうしたボランティアや NPO の活動や課題については触れることができなかった。また，支援者から要望の多かった「低所得者向けの一時的な預かりの仕組み」についても検討する必要がある（先駆的な取り組みとしては，北海道苫小牧市社会福祉協議会の「犬・猫一時預かり事業」がある）。あわせて，今後の課題としたい。

※本稿は，2023 年度龍谷大学特別研究員の研究成果の一部である。

注

⑴　2010（平成 22）年 9 月 2 日～9 月 12 日に実施。全国 20 歳以上の者 3000 人対象（層化 2 段無作為抽出法による），調査員による個別面接聴取法
https://survey.gov-online.go.jp/h22/h22-doubutu/（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

⑵　2023 年 7 月 28 日～8 月 1 日に実施されたオンライン調査。全国の 20～69 歳の男女 0,163 サンプル（無作為抽出）。調査設計・実施はアマゾンジャパン合同会社と公益財団法人アニマル・ドネーション
https://www.animaldonation.org/anidone/wp-content/uploads/2023/11/f38e190d7a1b7188e436516d924c5138.pdf

⑶　2025 年 10 月 3 日～7 日に実施されたインターネット調査。対象は全国の 20～79 歳の男女個人 64,099 サンプル
https://petfood.or.jp/pdf/data/2025/1.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

⑷　1998 年 8 月　長野県 S 町で実施。160 サンプル（20 歳－60 歳未満），訪問回収

⑸　（株）サンセルモが 2023 年 1 月 5 日～6 日に実施したインターネットアンケート。対象は 20 歳～69 歳の男女 391 名（ペットを飼っている，もしくは飼っていた人）
https://suncelmo.co.jp/2023/01/31/2668/（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

⑹　（株）Wizleap が 2024 年 3 月 3 日～6 日に実施したインターネット調査。対象はペットを飼っている 535 人。
https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000153.000052686.html（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

⑺　名称は「人々のつながりに関する基礎調査」。全国の満 16 歳以上の個人 2 万人を対象に調査書類を郵送し，オンラインまたは調査票に回答。最新は 2024（令和 6）年 12 月実施。

⑻　地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター　プレスリリース「ペット飼育が介護費の抑制に影響」2023 年 2 月 3 日

⑼　地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター　プレスリリース「ペット飼育と認知症発症リスク」2023 年 10 月 24 日

⑽　2018 年 6 月に大津市内で発生した事例の解決に向けて，福祉関係機関と動物福祉関係者で協議を行なったことをきっかけに，月 1 回程度，関係者による協議を続けている，。

⑾　2021 年 9 月 7 日～30 日まで，大津市内の介護支援専門員 200 人を対象にグーグルフォームを使用してアンケート実施。「大津市内の介護支援専門員を対象としたペットに関するアンケート調査報告書 2021」より。

⑿　2025 年 1 月に実施，大津市内の障害福祉関係の事業所等 384 カ所へ依頼し，グーグルフォームを使用してアンケート実施。63 人から回答があった。

⒀　2022 年 11 月から 12 月にかけて，岐阜市内の地域包括支援センター（19 カ所）の職員に対し質問紙調査を実施。『2022 年度生活困窮者のペット飼育問題調査・活動報告書』のなかに掲載されている。調査報告以外に，法人が 2022 年から開設した「動物相談ホットライン」で受け付けて対応した 6 事例が掲載されており，そのうち 2 事例は生活保護受給世帯である。

⒁　メンバーは作家雨宮処凛氏，反貧困ネット事務局長瀬戸大作氏，一般社団法人つくろい東京ファンド代表理事の稲葉剛氏

⒂　古賀市オフィシャルページ「ペットと暮らすシニアの備えサポート－健康介護課」
https://www.city.koga.fukuoka.jp/cityhall/work/yobou/kaigo_003/017.php（最終閲覧日 2026 年 3 月 21 日）

⒃「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（各都道府県介護保険主管部（局）長あて　厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長・高齢者支援課長・振興課長・老人保健課長通知）（平成 30 年 9 月 28 日）

参考文献

雨宮処凛「“昨日から私も犬も食べてません”。ペットとともに住まいを失った女性。の巻」『マガジン 9』定期連載コラム「雨宮処凛がゆく！」第 523 回（2020 年 6 月 3 日）
https://maga9.jp/200603-1/（最終閲覧日 2026 年 3 月 19 日）

雨宮処凛「『反貧困犬猫部』を作ったチワワ，天に召される。の巻」『マガジン 9』定期連載コラム「雨宮処凛がゆく！」第 530 回（2020 年 8 月 19 日）
https://maga9.jp/200819-1/（最終閲覧日 2026 年 3 月 19 日）

アンソニー・ギデンズ（1992）（松尾・松川訳 1995）『親密性の変容』而立社

一般社団法人ペットフード協会（2025）「令和 7 年度全国犬猫飼育実態調査」
https://petfood.or.jp/pdf/data/2025/1.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

打越綾子（2022）『動物問題と社会福祉政策』ナカニシヤ出版

おおつ　人と動物の福祉を考える会議（2022）「大津市内の介護支援専門員を対象としたペットに関するアンケート調査報告書 2021」

おおつ　人と動物の福祉を考える会議（2025）「障害のある飼い主のペット問題についてのアンケート集計結果」

加藤健介（2022）日本における「人とペットの災害対策」をめぐる課題と展望−「包摂」「連携」「対話」「情報」の観点から−自然災害科学 J.JSNDS 41-3（245-300）

環境省（2021）「人，動物，地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン−社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて〜」

公益財団法人アニマル・ドネーション（2023）「犬や猫の飼養に関する全国調査集計まとめ」
https://www.animaldonation.org/anidone/wp-content/uploads/2023/11/f38e190d7a1b7188e436516d924c5138.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

厚生労働省（2025）「2024（令和 6）年国民生活基礎調査の概況」

佐伯潤 2022「社会福祉と連携した犬猫の多頭飼育問題へのアプローチ」帝京科学大学紀要 Vol.18（2022）147-150

櫻井雅仁（2024）「独居高齢者がペットと共に生活するということ〜求められる高齢者福祉と動物愛護管理の相互連携〜」LIFE DESIGN REPORT 2024.6 第一生命経済研究所
https://www.dlri.co.jp/files/ld/347646.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 10 日）

沢村佳苗（2024）『老後ひとり難民』幻冬舎

田辺大起（研究代表）「在宅療養者におけるペット飼育に関する諸問題と対応方法についての調査研究」2025（令和 7）年 3 月 28 日
https://www.kokushinkyo.or.jp/Portals/0/Report-houkokusyo/R6/WEB 用%20 報告書__在宅療養者におけるペットに関する__.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 18 日）

谷口優（2023）「ペットとの共生が人と社会にもたらす効果」地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター　研究トピックス
https://www.tmghig.jp/research/topics/202304-14828/（最終閲覧日 2026 年 3 月 15 日）

地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター　プレスリリース「ペット飼育が介護費の抑制に影響」2023 年 2 月 3 日
https://www.tmghig.jp/research/release/cms_upload/20230203_1.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 16 日）

地方独立行政法人　東京都健康長寿医療センター　プレスリリース「ペット飼育と認知症発症リスク」2023 年 10 月 24 日
https://www.tmghig.jp/research/release/cms_upload/プレス資料__19.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 16 日）

筒井のり子（2022）「人の福祉・動物の福祉〜丸ごと取り組む市民活動の現在地」『市民活動総合情報誌ウォロ』No.544 号（2022 年 8/9 月号）大阪ボランティア協会発行

内閣府孤独・孤立対策推進室「人々のつながりに関する基礎調査（令和 6 年）調査報告書」2025 年 4 月
https://www.cao.go.jp/kodoku_koritsu/torikumi/zenkokuchousa/r6/pdf/tyosakekka_gaiyo.pdf（最終閲覧日 2026 年 3 月 10 日）

中土純子（2025）「動物福祉と社会福祉の接点をめぐる考察−動物愛護法の成立過程と環境省によるガイドラインの内容を中心に−」立教大学コミュニティ福祉学部紀要第 27 号　107-121

認定 NPO 法人　人と動物の共生センター「2022 年度　生活困窮者のペット飼育問題調査・活動報告書」

野口裕二（2013）「親密性と共同性−「親密性の変容」再考」庄司洋子編『親密性の福祉社会学』東京大学出版会　187-203

林良博，奥野卓司，細井戸大成監修（2009）『現代社会と家庭動物－動物愛護社会化検定専門級試験公式テキストブック』株式会社ペピイ
人と動物の関係に関する国際組織（IAHAIO）（2018 改訂）『IAHAIO 白書 2014－IAHAIO 動物介在介入の定義と AAI に係る動物の福祉のガイドライン』
松田光恵（2016）ペットは家族とみなせるか（1）－家族概念と主観的家族についての検討－くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学『研究紀要』第 49 巻第 1 号　51-62
山田昌弘（1989）「家族の定義をめぐって～ネコは家族か？～」江原由美子他『ジェンダーの社会学』新曜社　96-138
山田昌弘（2022）「ペットの家族化の進展とその帰結－ネットモニター調査による考察－」中央大学社会科学研究所年報第 27 号　3-21
公益社団法人日本愛玩動物協会　機関誌『愛玩動物 with PETs』300 号（2024 年 11 月号）　特集　高齢者とペット
（株）ハルメクエイジマーケティング　生きかた上手研究所「ペットに関する意識と実態分析レポート」https://biz.halmek.co.jp/column/investigation/20251031-pet-report.html（最終閲覧日 2026 年 3 月 10 日）

Social Welfare Issues Associated with the Trend of Treating Pets as Family

Noriko Tsutsui

In recent years, the trend of treating pets as family has been rapidly gaining momentum in Japanese society. The number of dogs and cats kept as pets now exceeds the number of children under the age of 15, and more than 90% of pet owners regard their pets as members of their family. This rising trend is driven by an increase in the number of single-person households and changing attitudes toward intimacy, with pets becoming the focus of “pure relationships” that can offer solace from feelings of loneliness.

In tandem with these changes, new challenges are emerging in the field of social welfare practice. Issues such as the elderly refusing hospitalization or admission to care facilities, the disposition of pets after their owners’ deaths, neglect in cases of multiple pet ownership, and unsanitary pet breeding conditions are causing concern among care and support providers due to the difficulty of fully addressing them within the existing welfare framework. Meanwhile, research has shown that pet ownership also offers significant benefits, contributing to the prevention of frailty among the elderly, reduction of dementia risk, and lower long-term care costs.

Moving forward, it is essential for social welfare professionals to adopt an integrated perspective that considers both “human life” and “animal welfare” based on guidelines set out by the Ministry of the Environment. There is a need for local government mechanisms that facilitate collaboration between social welfare bureaus and animal welfare management bureaus, as well as for cross-sectoral discussions within a multi-layered support system. Furthermore, it is an urgent priority to develop social infrastructure that allows pet owners to live with their pets until the end of their lives with peace of mind, including the utilization of services not covered by long-term care insurance and the establishment of temporary pet fostering systems.

〈論　文〉

公共社会学のようなオートエスノグラフィ

――2025 年度「基礎ゼミナール B」実践報告――

古荘　匡義・湯田　直人

要旨：本稿では，龍谷大学社会学部 2025 年度後期の 1 回生ゼミ，「基礎ゼミナール B」におけるオートエスノグラフィを導入した教育実践について，担当教員とゼミサポーターによるオートエスノグラフィによって報告する。まず，社会学部の掲げる「現場主義」や「公共社会学」について確認した上で，それらへの入門としての 1 回生ゼミにオートエスノグラフィを導入することの意義を明らかにする。次に，生成 AI を活用したゼミの実践と，ゼミが頓挫する過程をオートエスノグラフィとして記述する。教員が生成 AI を活用しながらオートエスノグラフィを理解し実践していく姿を示すことで，1 回生にも生成 AI を有効に活用してオートエスノグラフィを実践してもらおうとしたこと，しかし，教員－学生という非対称的な権力関係によって形成されるゼミという場においてオートエスノグラフィを実施したことにより，担当教員もゼミサポーターも苦悩し，ゼミが次第に行き詰まっていったことが描かれる。結論として，新社会学部では倫理教育，他者とともに創造的に生きるための実践的技法としてのアート，社会福祉学の位置づけ，の 3 点が重要になるという見通しを示す。

1. 序

湯田さんの原稿がある。湯田さんは龍谷大学社会学部の 2025 年度後期の 1 回生ゼミ，「基礎ゼミナール B」のゼミサポーターである。湯田さんには 2025 年 11 月ごろ，「この授業に関するオートエスノグラフィを書いてください，一緒に紀要にゼミの報告を書きましょう」とお願いした。依頼通り，湯田さんは原稿を書いてくれたのだが，私はいま，途方に暮れている。「基礎ゼミナール B」では，何となく「オートエスノグラフィ」を取り上げることにし，ゼミ生には「最終レポートとしてオートエスノグラフィを書いてもらうし，私もこのゼミについてのオートエスノグラフィを紀要に書きます」と言って後期のゼミを始めた。だから書き始めなければならない。

龍谷大学社会学部は，2025 年度に滋賀県大津市の瀬田キャンパスから京都市の深草キャンパスに移転するとともに，3 学科制（社会学科・コミュニティマネジメント学科・現代福祉学科）から 1 学科制（総合社会学科）になり，カリキュラムを新たにした。そのため，2025 年度に著者（古荘）は，2024 年度以前入学者に対してはコミュニティマネジメント学科（以下，CM 学科）の授業やゼミを，2025 年度入学者に対しては総合社会学科の 1 回生ゼミを実施し，教育理念の異なる 2 つのカリキュラムの科目を同時に担当した。

湯田さんは，2024 年度に CM 学科の 2 回生ゼミ，「基礎ゼミナールⅠ・Ⅱ」で私の担当ゼミのゼミサポーターを務めてくださった。2025 年度には新カリキュラムの 1 回生ゼミ，「基礎ゼミナール A・B」のゼミサポーターをお願いした。

長年ゼミを担当していても，この「ゼミサポーター」の役割がうまくつかめない。他の教員は，グループワークの補助やレポート執筆の個別指導など，さまざまな役割を与えていたが，私はゼミサポーターを生かせていなかった。ゼミの後に，今日のゼミに対するコメントをもらったり，ゼミに対する教員の不安を聞いてもらう，といった役割は，重要だが本来の役割ではないだろう。今回，湯田さんにオートエスノグラフィを書いていただいたことで，はじめて「ゼミサポーター」に

重要な役割を与えられるかもしれない。私が湯田さんの原稿を生かせれば，の話であるが。

2. 1 回生ゼミにオートエスノグラフィを導入する意義

さて，何の断りもなく「オートエスノグラフィ」という語を用いてきたが，ひとまず，この概念の意味を簡単に説明した上で，1 回生ゼミにこのテーマを導入する意義を 2 点に分けて論じておきたい。

(1) オートエスノグラフィとは

オートエスノグラフィについて，著者（古荘）が知悉しているわけではない。そもそもオートエスノグラフィを書くのは初めてである（本稿がオートエスノグラフィと言えるならば）。ひとまず，いくつかの参考文献を読んで[1]（生成 AI の力も借りて）理解したところをまとめたい。

オートエスノグラフィはエスノグラフィへの反省から生じた方法である。エスノグラフィは，自分とは異なる文化や社会の共同体に長期間滞在して，人々（ethno）の生活習慣や文化や思考を記述する（graphy）という，人類学的な研究方法である。マリノフスキーによれば，参与観察において「「他者」である研究対象とは常に一定の距離を保ち，客観的に社会構造を捉えることが重要」（井本 2013:105）であり，「「私」の主観が入り込むことは非科学的であるとされ，調査者の存在がエスノグラフィーに含まれることはほとんどなかった」（同）。エスノグラフィにおいては，自己（auto）のアイデンティティや感情から考えたり，他なる文化や人々の観察から自己自身を反省する営みは不要であり，学術的な価値を損ねるものでさえあるだろう。

このようなエスノグラフィの方法論に対する批判の一つが，一種の自文化中心主義である。特定の共同体のなかに長期に滞在するとしても，観察者の属している文化に存する概念や価値観によって観察対象の文化を解釈し，観察した内容から恣意的に「真実」を構成しているに過ぎないのではないか。オートエスノグラフィは，中立的で透明な観察者として客観的，普遍的に社会構造を捉えられる，という先入観への批判から生まれた手法の 1 つである。すなわち，観察者としての立場（ポジショナリティ）や感情が知の形成に与える影響を自覚し，観察する自己（auto）の思考や感情も入れ込みながら人々の生活習慣や思考を記述することで，客観的，普遍的であるべきとされる知のあり方そのものを再考するのである。

そして，オートエスノグラフィには多様な表現方法が含まれる。客観的な知のあり方そのものの反省は，既存の学術的な議論の形式で表現されるだけでなく，物語や詩的表現を含み込んで記述されることがある[2]。オートエスノグラフィにおいては，あるコミュニティに内部者として帰属している立場から記述し，客観性ではなく「近接性が認識論的な出発点となり，帰着点となる」（アダムスほか 2022:24）。この「近接性」とは，内部者として観察対象者に近接しているから「正しく」観察できるということではない。むしろ，内部者としてコミュニティに帰属しているからこそさまざまな理解困難な状況に直面し，その際の感情や葛藤，自らの立場に対する反省も含めた物語として語りうるということなのである。客観的，実証的な議論から離れるようにもみえるが，研究者や観察者の体験や感情，身体性，ポジショナリティなどに絡み合っていることを認めて他者と研究することこそ，研究者としてより誠実だと考えられている（アダムスほか 2022:11-15）。

ここまでの記述をまとめるために，アダムスほか 2022 の冒頭で示されているオートエスノグラフィの研究方法についてのまとめを改めてみておきたい。

---

(1) 近年，アダムスほか 2022，土元ほか 2025 など，オートエスノグラフィに関する入門的な書籍が刊行されてきている。井本 2013 はオートエスノグラフィについて簡潔にまとめており，参考になる。本稿を書く上で，「オートエスノグラフィについてのオートエスノグラフィ」という形態を取るエリス，ボクナー 2006 は，その内容だけでなく表現方法についても参考になった。

(2) オートエスノグラフィの方法の多様性については土元ほか 2025 を参照のこと。

・文化的な信念，実践，経験を記述し，批判するのに，研究者自身の個人的な経験を用いる。
・研究者の他者との関係を認識し，尊重する。
・自己と社会，特殊と一般，個人的と政治的といったものの交差を名づけ，問い質すため，深く注意深い自己省察――一般的に「再帰性（reflexivity）」と言われる――を用いる。
・「何をすべきか，どう生きるべきか葛藤し，その意味を見出す過程にある人びと」を示す。
・知的で方法論的な厳密さ，感情，そして創造性を均衡させる。
・社会的な正義を追求し，より良い人生の実現のために努める。（アダムスほか 2022:1-2）

自分自身が内部者として属する文化について記述・批判するときに，研究者自身の個人的な経験や感情を基盤とし，自分自身が内部者としてどのように生き，研究対象との関係性をどのように尊重するか，といったことを深く反省しながら，その反省の過程も含めて提示する。そのとき，他者とのよい関係性の構築なども含めた広い意味での研究倫理が求められる。そして，オートエスノグラフィの営みには，自己や他者のよりよい人生や社会的な正義を実現しようとする実践の側面が伴う。物語や詩的表現によって，あるいは他者との協働による研究活動によって，従来の研究には見られないような「創造性」が重視されるが，この創造性は「知的で方法論的な厳密さ，感情」と均衡すべきものだとされてもいる。

このように，オートエスノグラフィは，一定程度確立されてきたエスノグラフィという人類学的な研究手法に対する批判から生まれてきたものであるため，既存の研究の流れを踏まえなければ理解し実践することが難しい。「知的で方法論的な厳密さ」を確立しているとは言い難い 1 回生に，さらに「感情，創造性」との均衡を求めるのは妥当でないようにもみえる。

しかし，新社会学部の 1 回生ゼミに導入する意義があることを 2 点に分けて述べる。

(2)「現場」としての自己自身

第一に，オートエスノグラフィは 1 回生に好適な，学術的に歯ごたえのある「現場」を提供できるのではないかと思われる。

2024 年度以前の社会学部でも，現在の社会学部でも標語として「現場主義」が掲げられている。筆者（古荘）の属していた（2024 年度以前カリキュラムの）CM 学科においては，教育方法として「現場を学ぶ，現場に学ぶ」ことを重視している。大学内での座学やゼミでコミュニティの抱える課題についての知識や課題克服のための方法論を，つまり「現場を」学び，次に「現場に」出て現場の生の課題を学び，さらにその課題を大学内での学びに持ち帰って学びを深める，といった「ジグザグの学習プロセス」によって教育の実質化を目指している。CM 学科では教育の要素を Knowledge（知 識），Attitude（態 度），Skill（技法・技術(3)）として捉え，これら 3 要素をひとかたまりにした「KAS 教育」を強く意識している。とりわけ，大学教育では見過ごされがちであった「態度」を実習科目で育成し，学生の学びを動機づけ，実践や生きる力を活性化させることを重視している（龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科編 2014:1-11）。

「現場主義」とは，自分の思考枠組みを破るような現場での体験と，その体験に基づいた学びを往還することで，自らの学びや生き方を構築することだと言えよう。そして，多くの学生が，現場での体験によって考え方を大きく揺さぶられて，学びを深めたのは確かである。しかし，自分の思考枠組みが破られないとき，現場での斬新な体験も自分の既知のものに矮小化されて終わるのでは，と疑いうる。せっかくの現場での貴重な経験が，学生自身の持ち合わせている言葉に押しこめられて言語化されることも多いのである。少なく

(3) Skill という語には，『コミュニティリーダーを育てる』の「はじめに」（舟橋和夫執筆，vii 頁）や「序章」（古賀和則執筆，8 頁）では「技法」という訳語があてられているのに対し，「終章」（井上辰樹・久保和之・築地達郎執筆，259 頁）では「技術」があてられている。本稿の末尾で考察するように，Skill の概念には解釈の幅があり，また可能性もあると思われる。

とも，現場での経験を受けて，自分自身の思考枠組みを再構築していく柔軟な知的「技法」の育成を「現場主義」に入れ込んでおく必要があるだろう。

また，「現場主義」の実習を構築することは難しい。「現場主義」において学生は，物事を理解する自分の枠組みでは捉えきれない「現場」の体験に出会って，枠組み自体を再構築することを求められるとするなら，学生は，たとえばシラバスや実習の内容紹介を読んでも，どの実習が自分にとっての「現場」となりうるのかを正確に予想することはできない。教員も，学生によって異なる各自の「現場」を予想できないし，ましてや各学生にフィットする「現場」を 1 つの実習で提示することは難しい。教員も学生も予測できないところにこそ「現場」が生成する以上，学生は「何となく」実習を選択し，教員はとりあえず自分のもつフィールドで実施可能なことを提供せざるを得ない。それで何の問題もないのだが，やはり教員は学生の現場との予測不可能な出会いをプロデュースするよう努めるべきであろうし，学生は教員のプロデュースを超えるような偶然の出会いを引き寄せることが求められている。

筆者（古荘）にとっての問題は，実習に提供できる自分の「現場」をもっていない，ということであった。私は哲学・宗教などのテキストを扱う研究者であり，研究上の活動を行う特定の現場をもってはいない。強いて言うなら，テキストこそ「現場」である。テキストを読み込むことは，自分の理解できる枠組みのなかにテキストを押しこめることではなく，むしろテキストのもつ論理に徹底的に従うことによって，自らの理解の枠組みそのものを再構築することだからである。とはいえ，このような理由づけで文献講読を実習として実施することも難しいだろう。

ただ，もしテキストを読む自分が現場だと言えるなら，他者とともに生きる自分自身の生活世界そのものが現場だと言ってもよいだろう。とはいえ，自分の生きている生活世界を研究の「現場」にするのは，とても難しい。エスノグラフィは自分とは異なる生活環境を「現場」にして，そこでの生活を記述することで，自分自身の文化や価値観とは異なるものを見出そうとするのであった。それに対し，自分の生活世界のなかの文化や価値観は，自分にとって当たり前のものとして受け容れられており，相対化して捉えることが難しい。自分の生活世界を「現場」にするためには，自分自身の思考枠組みやポジショナリティを反省しながら自分の生活世界に出会い直し，自分の思考の枠組みを組み替えるという困難な作業が必要になる。

とはいえ，この困難な作業は現代の多くの学術的研究において必須の作業でもある。そして，多くの 1 回生が研究のための現場をもっていないと思われるなかで，1 回生ゼミにおいて現場での研究活動を学んでもらおうとするとき，オートエスノグラフィのような，自分自身の生活世界を「現場」にして他者との協働や実践をも目指すような方法を学ぶことは有益であると考えられる。

(3) 公共社会学入門としてのオートエスノグラフィ

第二に，オートエスノグラフィは「公共社会学」の入門にもなるのではないか，と思われる。

2025 年度以降の新社会学部のカリキュラムの理論的な支柱が「公共社会学」であり，2 回生の必修科目として「公共社会学Ⅰ・Ⅱ」がある。そうであるなら，1 回生ゼミは「公共社会学」の入門として位置づけられてもよい。筆者（古荘）自身は公共社会学に関する議論を十分検討できていないため，清家竜介にしたがって，マイケル・ブラウォイが提唱するところの「公共社会学」について，まずはまとめておきたい(4)。

清家によればブラウォイの提唱する「公共社会学」は，家族や労働など，特定の領域に関する「○○社会学」の研究プログラムを学問的に探究する「専門的社会学」や，行政・企業等の設定した目標に取り組み，その評価や解決策を提供する

(4) 「公共社会学」と名付けられた著作や考察は複数あり，それぞれの「公共社会学」の意味内容の間には相違がある。本稿では，龍谷大学社会学部の新カリキュラムが形成される際の理論的な支柱の 1 つとされていたブラウォイの「公共社会学」概念に限定して紹介する。

「政策社会学」と相互依存的でありつつも，異なる志向を有する。社会学の研究者と一般市民である公衆（publics）が，互いの課題や提言を持ち寄り，対話・熟議し，よりよい市民社会を実現することを目指すのである（清家 2024:99-102）。

このように「公共社会学」をまとめることが許されるならば，オートエスノグラフィと公共社会学との間には共通点が多いように思われる。

第一に，ともに既存の社会学やエスノグラフィへの批判から生じてきたものである。別言すれば，批判の対象である既存の学術的立場を把握しなければ学問的に理解することは難しい方法論である。学部生にとっては，社会学や人類学の古典的な研究を把握することは大変であるのに，さらに公共社会学やオートエスノグラフィを学術的に理解して実践することはかなり難しいだろう。

とはいえ，第二に，ある程度理論的な要点を理解すれば，両者を基盤にして他者との協働や社会の変革を目指して，学生それぞれの現場で実践していくことも可能であるように思われる。オートエスノグラフィは自己の体験や感情を基盤にした物語を紡ぐことで，他者の共感を得て，共同体のある種の変革を追求する。公共社会学は成熟した市民社会の実現のために市民と対話・協働することを追求する。両者は一定程度共通する志向をもち，学生のもつ課題や関心に合っているようにも思われる。

そして，第三に，両者とも，現場に立つ自己自身の思考枠組みや立場を反省し，他者と熟議・対話したり，物語的，詩的に表現する技法を体得していることが求められる。そのような技法を一定程度体得することが新社会学部の 1 回生ゼミにおいて要求されるのだとすれば，自己の体験や感情に依拠しつつ学問的な議論を反省的，批判的に構築しようとするオートエスノグラフィは，ハイレベルでハイコンテキストな研究手法ではあるものの，だからこそ「公共社会学」の入門として妥当であるとも考えられる。

*

ここまで 1 回生ゼミでオートエスノグラフィを導入した意義をもっともらしく論じてきたが，これらの理由は全くの後付けであって，実際には「何となく」オートエスノグラフィを始めてみたのであった。だからこそ，さまざまな問題に直面し，さらに私の個人的な事情も重なってゼミは頓挫した。このゼミの実践をオートエスノグラフィとして報告する，と「基礎ゼミナール B」の開始時にゼミ生に伝えたわけだが，オートエスノグラフィとして報告する意義も，報告することが孕む問題性も，開始時には全く予期していなかった形で事後的に生じてきたのである。

3. 生成 AI とともに考える

2025 年現在の大学生は生成 AI の利用を前提に知的活動を営むと考えるべきであろう。そのため，近年の卒業論文の指導においては，自分の主張を説得的に展開するために生成 AI がどのように活用できるかを実践して見せて，学生に使い方を体得してもらおうとしてきた。多くの学生が生成 AI によって自らの知的能力を向上させる機会を奪われる可能性が高いが，生成 AI を活用して批判的，包括的に思考を形成し，自己の体験を基盤にして自らの知的能力を極限まで高めて，さらに具体的な活動や実践を展開する学生も出てくるだろう。そして，後者のような学生を増やすことが，生成 AI 以後の大学の役割になるのかもしれない。

オートエスノグラフィに取り組む 1 回生ゼミにおいても生成 AI を活用する方法を見せることを重視した，と言うと聞こえがよいが，私自身がオートエスノグラフィについて大して理解していないままにゼミを開始してしまい，生成 AI の助けなしにゼミを構築していくことは難しかっただけである。このことを逆手にとって，教員自体が「オートエスノグラフィなんてよくわからないから生成 AI に教えてもらう」という立場を前面に出して，どうやって教員が生成 AI を活用してオートエスノグラフィを理解し，生成 AI の提案に基づいてワークやレジュメを考え，教員自身のオートエスノグラフィを書いていくのかをできるだけ見せようとした。

(1)「引用集」を作って生成 AI と対峙する

たとえば，生成 AI 時代に文献をまとめてレポートを書く技術として，以下のような方法を提案した。

生成 AI の苦手なことは，実在する書籍に書かれている重要な箇所を正確に引用して論証することである。そこで，最初に書籍を読んで重要だと思ったところをテキスト化した「引用集」を，引用ページを付記した形で作成する。それを AI に読み込ませて，引用ページを付記して引用しながら内容をまとめるように AI に指示してみる。そうすると，「引用集」をまとめた段階ではまだ見えていなかった議論の筋も見えてくるし，AI のまとめからまとめ方を学べるところもある。自分の重要だと思う箇所も加えながら，自分なりのまとめを作成してほしい，と。

哲学のテキストなど，一読してもよくわからない文章を読み，レポートや論文を書く際に，このような「引用集」を作成した経験のある方はおられるかと思う。ときに自分の理解や解釈を添えて，自分が大事だと予感するテキストの引用を書き出し，それを何度も読み返したり入れ換えたりしながら引用同士のつながりや関係性を見出し，自分自身の理解を構築していく。「引用集」を作成する作業は，いわば文献を血肉化し，自分の身体のうちに文献のもつ脈絡を自生させるという重要な作業である。

しかし，（ゼミでは伝えなかったが）このような作業自体を自動化できるのが現代の生成 AI である。たとえば，NotebookLM[5]のようなアプリにオートエスノグラフィに関する書籍をスキャンした画像を PDF にしてアップロードし，たとえば「オートエスノグラフィの要点をまとめて」と入力すれば，書籍に正確に準拠した形で要点を瞬時に出力してくれる。さらに，学術的に適切な引用方法を指定し，適切な指示を与えれば，書籍本文からのほぼ正確な直接引用に基づく文章が出力される。内容面においても形式面においてもレポートとして通用し，AI の生成物であるか否かは判定しにくい。「引用集」などを自力でまとめなくても，単位を取れる程度の文章は生成できるのである。

さらに言えば，あるテーマを論じる上で重要な先行研究と分析対象の文献のテキストデータを収集し，アプリにアップロードして，適切な指示を与えれば，先行研究の検討やリサーチ・クエスチョンの形成，文献の分析，考察などもある程度生成することができる。要するに，社会学部において文献の分析に基づく卒業論文としてある程度通用する文章は，適切な指示を与えれば生成 AI によって生成可能である。そして，重要な先行研究や分析対象の文献の選択についても，適切な指示を与えれば，有用な情報を生成 AI に提示させることも可能である。となると，文献を分析するタイプの卒論を生成するために人間がする作業は，生成 AI が有用と判断した文献のうち，電子テキストになっていないものをスキャンし，生成 AI にアップロードすることになるのだろうか。

もちろん，あえてくり返した「適切な指示を与えれば」が重要である。適切な指示がなければ適切な文献も見つからず，論文の問いも定まらない。そして，「適切な指示」を与えることを可能にするのは，私見では，自分で文献を読んでまとめ，レポートや論文にまとめた経験である。この経験を，生成 AI のある世界で生成 AI をあえて使わずに学生が積むためには，学生の中に研究に対する強いモチベーションがなければならないだろう。ここに，現代の学生が置かれた困難な状況がある。

(2) オートエスノグラフィを生成 AI と創る

では，どのようにして生成 AI を活用しながら自分なりの思考をまとめていくのか。1 回生ゼミでは，たとえば，生成 AI とともに自分のオートエスノグラフィを創作する過程を実践して見せた。

オートエスノグラフィの概説書の「引用集」を学習させた生成 AI に，たとえば「女性が清掃をしている最中の男性トイレを男性が使用することの気まずさ」に関する経験について少し伝えた上で，オートエスノグラフィを作成してもらった。

---

(5) NotebookLM についての詳細は猪瀬優理氏（龍谷大学社会学部）にご教示いただいた。

ただ，その文章には体験した筆者の思考枠組みを反省的に捉え直す要素が少なかったので，その要素を補足して再度文章作成を依頼した。その出力は筆者の経験や思考とはかなり違うものの，筆者には書けないし書いたこともない，自分の体験に対する他者の共感を誘う表現方法で書かれていた。その文体を参考にして，自分の体験を加味して以下のような文章を作成した。

> 慧光館の講師控室で授業準備を済ませて，トイレに行くと，今週もトイレ清掃の時間にぶつかる。別の階に行くのも面倒なので，そのまま男性トイレに入ると，やはり，鏡を拭いている清掃員の方は女性だ。まず，挨拶してよいものかと戸惑う。大学内で清掃員の方に会った際はなるべく挨拶するようにしているのだが，男性トイレという場所で挨拶する――顔と顔を向き合わせて，少しだけ赤の他人ではない存在として認める――のが適切なふるまいなのかどうか……。とりあえず存在を黙殺して，便器を見つめる。別に掃除の様子を見るわけではないが，時折響く作業の音や足音が気になり，なかなか用が足せない。男性の清掃員の方であれ，他のトイレ利用者であれ，やはり近くに人がいると何となく気になってしまうものであるが，自分の性器を晒して排泄する背後に女性が歩いているという事態には独特の緊張感が伴う。おそらくそれは，自分が男性であることを否応なく意識せざるを得ない状況の中で，清掃員の女性としての存在を黙殺しなければならないこと――それは翻って自分自身の男性性を黙殺することでもある――のアンビヴァレントな感情なのだろう。清掃員の女性としての存在を黙殺することは，自分が男性であることを強く意識しながら黙殺することであり，逆に清掃員の女性性を強く意識することでもある。それはまた，自分自身が無意識のうちに他者や自己を性的な存在として捉えてしまっていることを強く意識させられる経験でもある。

ゼミとしては，自分の経験から社会の構造的な問題を考えることにつなげるようなオートエスノグラフィの創作を目標にしていたので，この文章をもとに，「この体験を社会の構造的な問題へと結びつける文章」を 400 字程度で ChatGPT に生成してもらう。すると，性別役割分業の非対称性に重点の置かれた文章が出力される。「性的な存在として自分や他者を見る問題をもう少し加味して」とお願いすると，それらしい文章が生成される。さらに「もう少し，社会学的な分析概念を前面に出して」と要求すると，男性的視線の一時的反転，ジェンダー化された労働空間における身体の統御と視線の非対称性，といった語が出力される。これらの語を，教科書的な文献や中項目主義の事典にあたって裏取りすれば，自分自身の体験を学術的な概念に接続できますよ，と ChatGPT とのやり取りのコピペを見せながら示す（『社会学事典』などの e-book は龍谷大学図書館の Web サイトからたどれば自宅でも読める，といった案内もしている）。

要するに，作業は以下のようなものである。オートエスノグラフィについて学習させている AI に自分の体験にある程度基づくオートエスノグラフィを書いてもらい，それを参考にしながら自分の体験や感情を捉え直して書いてみる，さらに自分の書いたものを AI に評価・分析させ，書き直し，さらに自分自身の体験を学術的な概念へと接続する。このような生成 AI との作業のログをゼミ生に共有して，学生がオートエスノグラフィや自己の体験の概念化を始めてみる仕方を伝えるのである。オートエスノグラフィなるものを書いたことのない者にとって，参考になるものは他者が他者の経験に基づいて書いたオートエスノグラフィしかないが(6)，生成 AI は自分の経験にある程度沿ったオートエスノグラフィっぽいものを出力してくれる。生成 AI は，はじめてオートエスノグラフィをやってみるハードルを大幅に下げるように思われる。

(6) ゼミでは，オートエスノグラフィの具体例に触れて，手法を学んでもらうことを目的として，西川 2024 を読んで，内容をまとめる課題も出した。

最終的にゼミ生に書いてもらうレポートは，自己の体験を捉え直し，自己の体験に学術的な言葉を与えるような「分析的」なオートエスノグラフィとした(7)。社会学部の 1 回生ゼミの課題としては，ある程度学術的な言葉で自分の思考を表現することも身につけてほしいと考えたからである。課題は以下の通りである。

＊課題

以下の内容を盛り込んだ，ご自身のアイデンティティに関する 1 つの物語的な文章（読者から一定の共感を得て，読者の思考や行動を変容することを念頭に置いた文章）を提示してください。

・自分自身が関わる「コミュニティ」における他者との対話・交流の中で感じた違和や困難，苦悩などを具体的に（とはいえ仮名や仮の設定など適宜用いて）提示してください。
・その違和などを生み出す背景にあるもの（自分と他者との立場や文化，価値観の違い，自分と他者との関係性など）を再帰的に考察してください。
・その上で，その背景にあるものを学術的な概念を用いて理論的に説明してください。

注意として，レポートはゼミ生のみに共有されること，レポートに登場する自分自身や他者に対する倫理的な配慮やケアを行うこと，他のゼミ生の心に届くような表現を考えること，体験とその体験の背景にある自分の立ち位置を具体的な物語として表現すること，などをお願いした。

1 回生ゼミの期末レポートはできれば冊子にまとめたい，と後期の授業の初めの方で伝えていた。他のゼミ生に共有される形で，自分の体験や感情を書かなければならないということは，受講生にとって抵抗があると考え，ゼミ生以外には内容を共有しないこと，ゼミ生にも共有できそうな違和感や困難を選んで書けばよいことを強調した。また，レポートに自分の友人や家族のことを書くことが想定されるため，仮の設定を用いるなど，書かれる人に対する倫理的な配慮を施すことに注意を促した。

このような課題が 1 回生にどのように届いたのか。提出されたレポートを見る限り，捉え方には個人差があった。具体的な物語として自分の体験を提示し，他のゼミ生に自らの思考過程が届くような工夫を凝らしたレポートも多く，物語のなかに登場する自分や他者への倫理的な配慮も見られた。そもそも，他のゼミ生にレポートを見せることが前提になっていたこともあり，他のゼミ生にも見せてよい体験が選択され，その結果，倫理的な配慮がそれほど必要でない題材が扱われる傾向が生じた。このレポートで何を表現すればよいのかがよくわからなかったと思われるレポートもあった。本レポートでは自分が他者との交流のなかで体験した違和感の背景にあるものを何らかの学術的な概念で表現することを求めたが，適切な学術的な概念を選択することは難しかったようである。適切な概念を探す際には積極的に生成 AI を用いてよいと案内すると同時に，生成 AI が紹介してくれた概念を教科書的な文献や中項目主義の事典などで調べて，その概念が自分の体験にうまく適合しているかを評価する必要があるとも伝えたが，やはり概念の評価は難しかったと思われる。どうも生成 AI はブルデューの「ハビトゥス」概念をよく紹介してくるようだが，「ハビトゥス」概念を用いるのが適切ではないと感じるレポートもあった。

オートエスノグラフィの課題について，またゼミの目標について 1 回生に十分に伝え切れておらず，1 回生との間にさまざまな距離があったことは確かである。このことはゼミサポーターの視点から見るとよくわかる。次章では，湯田さんがゼミサポーターとして体験した諸々の違和感を踏まえて書いたオートエスノグラフィを見ていきたい。

(7) 土元ほか 2025 はオートエスノグラフィを 8 つの類型でマッピングしており，分析的なオートエスノグラフィを「研究者は「完全な成員」（研究対象の文化やコミュニティの内部者の一員）として研究を行い，個人の経験を足掛かりに社会全体の現象や問題について深く理解し，理論的に解釈・分析しながら，研究者自身の内面的な洞察を社会的な文脈に結びつけて学術的な知見を広げる」（土元ほか 2025:86）ものと定義している。

4. 2025年度前期後期ゼミサポーターの経験を通して（湯田直人）

(1) 問題提起

本章では，3つの立場を持つ私の体験を手がかりに，大学における学びの捉え方をめぐる，私と1回生との間に生じたズレについて考察する。

私はゼミサポーターとして2025年度も雇用され，新社会学部の学修に参画することとなった。新社会学部では，どのような形態で教育が展開されるのか皆目見当もつかないなか，先輩という立場から1回生の学びを何らかの形でサポートできるのではないかと考えていた。

しかし，そんな甘い期待とは裏腹に，1回生と関わるなかで，学びに対する価値観の相違に直面し，戸惑いや苦しさを感じるようになった。

以下では，私が具体的にいかなる場面で戸惑いや苦しさを感じたのか記す。

私がゼミサポーター（ゼミサポ）として携わったゼミでは，大学における学びとは，用意された「答え」を暗記・再現することに価値があるのではなく，各々が導き出した「答え」に至るまでの思考力や問いを立てる力にこそ重きが置かれるものであると，年間を通して学んだはずだ。

つまり，外部から与えられた価値観に対して無条件に従うのではなく，それぞれが自らで試行錯誤し，今後のあり方を方向づける「地図」のようなものを育むことを目指すものであった。

このような内容を共に学んできたはずなのに，1回生から私に寄せられる質問の多くは，「この答えは正しいのか」といった，正解を確認するものであった。考えを組み立てる過程についての相談というよりも，あらかじめ想定された「答え」を求める姿勢が強く感じられた。

前期の段階で「答えを確認する」質問が寄せられた際には丁寧に応答し，説明に努めた。後期に入り，前期のレポート執筆や，オートエスノグラフィという自らの経験を起点に考察する学習が始まっても，同様の質問を繰り返され，私の中で違和感は次第に強まっていった。「これまでの講義内容はどのように受け止められてきたのか」「自分は何を果たし得るのか」といった疑問が生じ，やがてゼミサポとして出席することが億劫になった。

＊

以上のような違和感や戸惑いは，単に学生の態度や理解不足に起因するものではなく，私が置かれていた立場や学生との関係性，さらには私の内面的要因が複雑に絡み合う中で生じたものと考えられる。

以下では，この経験をより丁寧に捉え直すために，私がどのような立場に置かれていたのか，またそれらの立場が私の感じ方や振る舞いにいかなる影響を及ぼしていたのかを整理する。

私は「過去の学生としての私」「現在の学生としての私」「教員サイドに近い立場としての私」という3つの立場を同時に担っていたと捉える。加えて，これらの立場の重なり合いの中で，私の性格的特性や自己評価のあり方が，1回生との関わりの難しさに影響していた点についても考察する。

(2) 過去の学生としての私

まず，1回生と同じ立場で大学生活を送っていた，かつての学生としての私の視点から考察する。仮に，私が本講義を1回生として受講していたなら，不安や戸惑いを強く感じただろう。新生活が始まったばかりの時期に，必ずしも親しい友人がいるとは限らず，大学という環境にも十分に慣れていない。そのような状況で，「大学での学びは，正解を暗記することではない」と説明されても，従来の暗記を根底に置いた学習経験との乖離が大きく，容易に受け入れられるものではないだろう。

たとえるなら，長年「サンタクロースは実在する」と教えられてきたのにも関わらず，突拍子もなく「サンタクロースはいない」と告げられた，中学校1年生のようなものである。既存の経験に支えられた枠組みが直ちに変容されず，その結果として生じる混乱や衝撃を回避しようと試みる中で，学生はまず，学生に近い私のような立場に助けを求めるのではないだろうか。

「これであっているのか」といった，些細で安全な質問は，1 回生からの SOS だったのかもしれない。

加えて，ゼミサポに対して，教員と同等の指導や明確な返答を期待すること自体が難しかった可能性も考えられる。ゼミサポはあくまで先輩学生であり，専門的知識や評価権限を有する教員とは異なる存在である。そのため，「踏み込んだ質問をしても十分な回答が得られないのではないか」という疑問が先立ち，結果として無難で容易な質問に留めていた可能性も否定できない。実際，私もゼミサポとして教員のように包括的な指導が可能だとは考えていない。

この点を踏まえると，学生も同様にゼミサポの役割や限界を直感的に理解し，その枠内で質問内容を調整していた可能性がある。

振り返れば，当時の私は，自身の不快感を基準に 1 回生を評価していた側面があったといえる。前節で述べたような，ゼミでの学びを蔑ろにしたかのような繰り返しの質問に対して，私は強い憤りや苛立ちを抱いていた。だが，必要であったのは，1 回生がどのような学習経験や不安を抱えた状態で受講しているのかという背景を可能な限り想像し，それを汲み取ろうとする姿勢であったのではないかと感じている。

(3) 現在の学生としての私

次に，現在も大学に在籍する学生としての私の視点から考察する。大学生活において，友人と会話を楽しんでいる最中に先輩や教員が近づいてくれば，少なからず萎縮する。そのため，グループワークの場で，ゼミサポが過度に介入したり，学生の様子を必要以上に注視することは，かえって学生の自由な発言や試行錯誤を妨げる可能性がある。学生の立場からすれば，「見られている」「評価されている」という感覚が強まることで，場の雰囲気が硬直することもあり得る。

さらに，かつての私がそうだったように，「なんとなく大学へ進学した学生」も少なくないのではないだろうか。学習意欲が 1mm も湧かない学生が一定数存在することも考慮する必要があり，このような状況下では，外部からの介入が距離をとられる要因となる可能性もある。

以上を踏まえると，私が善意から行おうとしていた「様子を窺う」「声をかける」等の支援は，必ずしも望ましいものとして学生に受け取られていたとは限らない。

(4) 教員サイドに近い立場としての私

一方で，ゼミサポとして教員側に近い立場に立つと，責任意識が過剰に生じる。教員の視点からすれば，学生が的外れな議論を続けたり，課題の趣旨から逸脱した発言を繰り返していないかを確認する必要がある（もっとも，逸脱した発言が新たな視点をもたらす可能性があるので，一概に否定する必要もない）。また，漫然と時間を過ごすのではなく，何らかの学びを得てほしいという思いも強まる。

このような立場において，講義で繰り返し教えた内容が十分に理解されていないと感じたとき，これまで述べてきたような苛立ちや徒労感がいっそう強まっていく。自らが直接指導したわけでも，学習計画を立てたわけでもないのに，「なぜ伝わっていないのか」という思いにとらわれ，眩暈に近い感覚を抱いてしまったのも事実である。こうした感情の背景には，学びを支援する側としての責任意識と，学生への期待が強く作用していたと考えられる。

(5) 自己

もっとも，学生との学びに対する相違や関わり方の困難を，立場の違いのみによって説明することは適切ではない。そこには，ゼミサポとして関わる私の性格的特性も影響していたと考えるのが妥当だろう。

私はもともと物事を過剰かつ深刻に捉えてしまう傾向があり，その結果，慎重になりすぎて，違和感を覚えた場面においても即座に行動に移すことができなかった。学生との関係においても，「どのようにかかわるのが正解なのかわからない」という感覚にとらわれ，迷い続けることが多かった。

また，ゼミサポとして周囲からは前向きに役割を引き受けているように見えたかもしれないが，

実際には，自身の能力に懐疑的で，かつ，評価されることへの不安を強く抱えていた。ゼミサポの役割を打診された際にも，「なぜ自分なのか」「もっと適任者がいるのではないか」といった疑念が先立ち，期待に応えられないのではないかという思いも抱いていた。

このような自己評価の低さや他者からの評価への過敏さは，幼少期から形成されてきた対人関係のあり方と関係する。家庭内において「一人でやっていける存在」と位置づけられてきた経験は，他者に迷惑をかけないように振る舞う態度や自己主張を控える姿勢を身につける一方で，新たな場面においても一歩を踏み出すことへの躊躇いを生じさせていたと考えられる。

したがって，ゼミサポとして十分に役割を果たせていないのではないかという感覚（実際に役立っていたわけでもないだろう）は，単に経験不足や立場の曖昧さに限られるのではなく，私が長年抱えている自己不信とも結びついていたと捉えられる。

5. ゼミという権力をひらく

湯田さんの迷いは，ゼミに対する教員の迷いを反映したものでもある。筆者（古荘）には，学生としていわゆる「ゼミ」に属した経験がない。卒論などは基本的に個別指導であった。研究構想の発表や文献講読などを目的とする演習は経験したが，学びの技法を学び，多様な協働作業を行い，一種の居場所としても機能するような「ゼミ」には属したことがない。そのため，ゼミにどのような目的や方針を設定して教員が運営すべきか，あるいは学生に運営してもらうべきか，皆目見当がつかない。そして，見当がつかないまま，学生に運営を委ねることもできず，とりあえず何か目標を設定して課題を出すが，学生にとって負担の重い課題を出してしまうことが多い。ゼミが権力的にならないように，課題をやらなくても怒らないようにしていると，「課題はやってこなくてもよい」と受け取られがちであった。課題を出す以上，きちんと提出物の管理をして学生の成長を促さなければ教員の責任放棄であるのだが，学生に対して権威的になることも居心地が悪い。かくして教員と学生の間に学びに対する認識のズレが生じる。

学生のニーズと教員の思惑がズレることは本質的なことである。学生は将来の自分を明確に把握できない以上，将来の自分に至るためにいま自分が学ぶべきことを把握できない。もちろん，教員も把握できないので，「学生にはこれが必要なのではないか」というある種のパターナリズムで教育を提供せざるを得ない。とはいえ，教育において権力的になってよい明確な根拠を教員は有さない。

1回生ゼミは，高校での教え込まれる教育に慣れ親しんでいる学生と，そのような教育から自由になりたい学生が入り混じる空間である。その空間で，教員はできるだけ権力的にならないための自己弁護をくり返すわけだから，1回生は当惑する。さらに，後期の1回生ゼミが始まった直後，筆者（古荘）が他大学の教員公募の面接を受けることになり，授業準備や編著の編集などの合間に面接準備も進める，という状況になる。採用決定後には龍谷大学の通常業務に着任予定大学に関する業務も加わる。オートエスノグラフィを自分でも書こうとするなかで，さまざまな授業展開の可能性が思いつくが，準備ができず，あらゆることが中途半端になり，ゼミは頓挫していった。

(1) ノートを共有し，レポートとしてオートエスノグラフィを課す

前期の1回生ゼミではノートを用意してもらい[8]，ノートを取る機会を何度か作った。後期は特に，自分の生活世界をフィールドにした「フィールドノート」をこのノートに書いてもらおうと思っていた。

では，「フィールドノート」をどのように取るよう指導すべきか。教員自身もオートエスノグラフィを書いてみる，ということをゼミの最初に言った以上，私自身が自分の授業で得た経験を「ノート」にとり，その「ノート」を見せること

(8) 紙のノートブックを推奨したが，ルーズリーフを使う学生，タブレットのノートを使う学生もおられた。私も最近はノートをタブレットでとっている。

が必然的だと考えた。具体的には，授業中（グループワークなどをゼミ生にしてもらっている間）や授業準備中に考えたことをアウトライナー（Dynalist）に記し，その「ノート」の共有リンクをゼミ生に公開し，内容を閲覧できるようにした。本稿を書くときに，私の「ノート」を活用しようと考えていた。

とはいえ，この「ノート」は，行き当たりばったりに生成し，共有している。「ノート」は 10 月 2 日，後期第 2 回目の授業中に書き始められている。オートエスノグラフィについての本 2 冊の概説部分を読んでもらって，オートエスノグラフィとは何かをグループで考えてもらうワークをしてもらっている間に，何となくメモを書き始めた。その日のメモにはこう書かれている。

> この授業自体を 1 つのオートエスノグラフィとして書くことを教員自身も目指す。ゼミ生はレポートを書くので，教員も研究ノートとして社会学部紀要に授業実践報告を掲載することを目指す。／このメモも学生に見せながら進めていったらいいのでは？　ノートをどのように書いていったらいいのかを，模範的な例ではならないにしても 1 つの実践例として提示していくことは必要かもしれない。／ChatGPT の使い方を具体的に示す。／研究とは何かを伝えるためには，研究をしているところを見せてある意味で盗んでもらう必要がある。

「ノート」を執筆し，共有することも，本稿を紀要に投稿することも，授業中に何となく決まったようである。とはいえ，10 月 2 日の段階では，「ノート」の共有方法を把握しようとさえしていなかった。それを把握したのは 10 月 16 日である。この日は，「ノート」によれば，「ChatGPT などの生成 AI を使用して，オートエスノグラフィとエスノグラフィを比較しながらオートエスノグラフィの特色や方法論を文章化し，理解してもらう実習」をしていた。この授業では，AI に調べさせ，解答を出させるのではなく，「AI に考え方・〔説明の〕構成を提案させ」，「生成 AI の使い方も，生成 AI をさらに活用するための方法（ときには生成 AI にはできてないこと）も生成 AI に聞く」ことを求めていた。オートエスノグラフィに関する文献を読んで，オートエスノグラフィに関する「事実」をかき集めたゼミ生たちが，その「事実」にどのような道筋を与えればオートエスノグラフィに関するわかりやすい説明になるのかを，AI と相談しながら考えていけばよい，と考えての授業であった。

このとき，ChatGPT を使っている様子をモニターに映して，生成 AI を使うときのコツを説明していたが，この ChatGPT とのチャットをゼミ生に共有できないかと思い，ゼミ生がワークをしている間に共有方法を調べて，ゼミ生に共有した。そのあと，「そういえば「ノート」も共有するのだった」と思い出し，共有方法を調べて，ゼミ生に共有してみた。共有方法は簡単で，やろうとすればすぐにできることであった。

しかし，「ノート」をゼミ生に共有するのは許されることなのだろうか。エスノグラフィにおいて，研究者が研究対象者には見えない形でフィールドノートを書き，自らの属する学問分野や文化のもつ概念で記述対象者の経験を記述してしまうことの暴力性に対する反省から，オートエスノグラフィも生まれてきた。そのため，オートエスノグラフィにおいては，たとえば草稿を研究の参加者に読んでもらうことや，語り手の物語の意味を理解するために，語り手とともに物語を協働的に記述し議論する方法（「協働的な証言」）もありうる（アダムスほか 2022:59）。ただ，フィールドノートを共有するわけではない。とりわけゼミという空間で教員が学生に「ノート」を見せることにはある種の暴力性が伴う。「教員もオートエスノグラフィがよくわからない」，「お手本にはならない」と学生に伝え続けた理由は，教員の指示が規範となることを可能な限り避けるためであったが，いくら教員がそう言っても，評価者である教員と評価される学生という関係性のなかでは，必然的に「ノート」が単位を得るために従うべき規範となりうる。オートエスノグラフィが，教員の示す規範や方法，そして生成 AI の使用法に従って書く作業になってしまい，各自の体験や感情に

基づく創造的な表現でなくなる危険性が高まる。オートエスノグラフィが，成績評価やレポート課題の枠組みと根本的に対立することに，レポート課題を示してからようやく気づくことになった。

(2) レポート集や本稿を書くことの倫理

繰り返し述べているように，後期の 1 回生ゼミの最初の方で，期末レポートとしてオートエスノグラフィを書いてもらうこと，全員のオートエスノグラフィを冊子にまとめること，教員自身もオートエスノグラフィを書くことを宣言した。しかし，「この宣言には倫理的な問題があるのではないか」と，ゼミ生とともにオートエスノグラフィの文献を読んでいくなかで感じるようになった。

第一の問題は，全員に自分の体験や感情に基づくオートエスノグラフィの執筆と共有を課すことの暴力性である。この点については本稿でも触れてきたので，今は措く。第二の問題は，教員がゼミに関するオートエスノグラフィを書くことは，ゼミ生の体験や学修を教員の研究成果のために搾取することになっているのではないか，ということである。エスノグラフィが批判されたのは，特定の共同体で生活するなかで得た知見を，研究者自身の文化や概念枠組みに基づいて理解し，研究対象を研究成果として収奪するからであった。同じことが基礎ゼミナール B において生じているのではないか。研究者としての筆者は，週に 1 度，1 回生という異なる文化をもつ集団の中に入るが，この「現場」でもった違和感を教員の立場から解釈することは，ゼミ生を研究成果として収奪しているのではないか。

私が本稿を書いてよいのか，ということが大きな問題となり，この問題を 1 回生にぶつけるということを実際にやってしまった。11 月 20 日のゼミでは，以下のような内容をグループで検討するよう求めている（当日配布レジュメの一部をまとめた）。

- 評価者でもある教員（研究者）がこのゼミ（研究フィールド）において，学生（研究対象者）を教員の研究の素材や道具にしていないか。教員－学生の権力関係から生じるこのゼミの倫理的問題を，回避できているか。
- 研究対象者としての学生のプライバシーや尊厳は十分にケアされているか。
- 4 回生で卒業論文を書くことになる学生（研究者）として，このゼミのあり方から学べることはあるか。

1 回生にとって，この日のゼミにおいて何が問題になっているのかが，非常にわかりづらいようだった。研究について十分把握しているとは言えない 1 回生が，自分が研究対象者である立場と研究者である立場を同時に考えなければならないのだから，わかりづらいのも当然であり，授業として失敗している。

科目担当者としては，本稿が学生を研究対象として収奪していることは否定できないが，3 つ目の項目にあるように，本稿や基礎ゼミナール B の内容が 4 回生で研究者として卒業論文を書く際に研究倫理の問題を考えるきっかけになる可能性に賭けたいと考えていた。オートエスノグラフィは研究者が内部者として関わっているコミュニティの他者を研究対象とするため，さまざまなレベルでの研究倫理上の配慮を怠ることができない。また，新社会学部で実施していくであろう「公共社会学」的な実習でも，よりよい市民社会を醸成していくための対話や協働を実現していくためには対話者への倫理的な配慮は必須と言える。今後の研究や実践において倫理的な問題を考える必要があることを 1 回生の段階で知ることは重要だとは考えるが，だからといって本稿を書くことが倫理的に許容されるとは言い切れない。

(3) 基礎ゼミナールの共同体

このように，「何となく」始めたオートエスノグラフィのゼミの根本的な欠陥が次々に露わになり，教員自身の中でゼミが自壊していく状況は，実際のところ楽しかった。この楽しさを他の教員と共有したいという思いが徐々に出てきたのだが，私自身の状況が激変するなかで，ほとんど共有を進められなくなった。

ゼミ生に ChatGPT や「ノート」の共有ができ

た段階で，必然的に「この「ノート」を他の教員に共有してみてもよいのでは」という発想が生まれる。2025 年度より新しいカリキュラムの社会学部が始動し，初年度の 1 回生ゼミについては各教員がさまざまに模索している。教員同士で 1 回生ゼミの授業内容を共有する集まりが定期的に実施され，授業で実施した内容についてはある程度教員間で共有されており，他の教員の教育実践を参考にして自分のゼミで実施するような事例もみられる。とはいえ，当時は 1 回生ゼミから公共社会学への接続をどのようにするかといった事柄まで議論が進んでいるわけではなかった。ゼミ運営の細やかな事柄から，カリキュラム全体における 1 回生ゼミの位置づけまで，気軽に，少ない負担で共有できる仕組みがあってもよいように思われる。

ゼミの「ノート」のリンクを共有するのは，負担の少ない方法ではあったが，問題は私の状況が変化するなかで「ノート」の更新が難しくなっていったということであった。結局，「ノート」を共有したのは教員 2 人に留まり，2 人からは重要な示唆を頂いたものの，継続的な議論を行う共同体の形成までは至らなかった。

（4）私の研究の破綻

繰り返し述べているように，「私もオートエスノグラフィを書く」とゼミ生に伝えて授業を始めていたが，結局，私のオートエスノグラフィは授業期間中に完成することはなかった。オートエスノグラフィを 1 回生が書くための参考になるものを私が書く必要があると考えていたが，結果的に完成できなかったのはよかったのかもしれない。成績評価者でもある教員が書いた内容は，どうしても規範となり，1 回生の表現の制約となりかねない。「ノート」の最後の執筆は 12 月 3 日である。この日の「ノート」には次のようなオートエスノグラフィの草稿が残されている（本稿に掲載するため少し短縮した）。私自身の状況が激変するなかで，私のオートエスノグラフィや本稿を執筆・公開してよいかどうか悩んだ結果，これ以上「ノート」を書き継げなくなったのである。

特定の曲が無性に気になるということがたまにあって，最近気になったのは，宇多田ヒカルの「あなた」という曲。これまでに何度か聞いたことがあったとは思うのだけれど，先月くらいから急に気になりだした。

「気になりだした」というのは変な表現だけれど，その通りの意味で，私は耳が悪く，大きな音量で聴いても歌詞の一つ一つの音が聞き分けられない。音の感じはつかめるけれど，歌詞の内容まではつかめない。だから，メロディーと，聴き取れる断片的な言葉から何となく，しかし強く「気になりだし」て，何を言っているのかあまりわからないままに，何度も聞くようになる。

やがて，ためらいながら，歌詞を読んでみると，「ああ，これは子どもを喪った母親が自らも死を選ぼうとする曲なんだな」と思った。

実際のところ，そういう曲ではなくて，宇多田自身，「一つの普遍的な愛の形として，母親目線から音楽的表現をしたのはこの歌が初めてになります」，「死んでも手放せないほどこの世のなにかに執着することの人間らしさに共感して，自分の死後を想像して“あなた”を制作しました」と語っているようだ(9)。この曲は宇多田が明確に母親の立場で作った初めての曲で，自分が死んだ後でも残るような子どもへの思いを意識しながら作成された。母親の立場からの曲，というのは当たっているのだが，子どもが死んでいることはおそらく想定されていない。ネットでいろいろな人がこの曲を解釈しているのを見ても，子どもが死んでいるというのはなかなか

(9) この「あなた」という曲は，映画『DESTINY　鎌倉ものがたり』の主題歌として書き下ろされた曲で，映画の公式サイトに寄せられた宇多田の公式コメントに引用のような内容の発言があることは，下記の引用元をはじめ，複数の記事が報告しているが，公式サイトのコメントそれ自体を閲覧することはできなかった。cf. 杉浦美恵「「君」から「あなた」へ――宇多田ヒカルが新曲を“あなた”と題した理由を考える」，https://rockinon.com/news/detail/170640（2025/12/3 確認）

お目にかからない。

ただ，この歌は「あなたのいない世界じゃ／どんな願いも叶わないから／燃え盛る業火の谷間が待ってようと／守りたいのはあなた」（宇多田2017，以下歌詞の引用は同様(10)）という歌詞で始まる。あなたがいない世界ではどんな願いもかなわないからこそ，どんな困難があろうともあなたを守りたいわけだが，「あなたのいない世界」と始まると，断片的な語しか聴き取れない私には，「あなた」は喪われた存在として聴き取られてしまう。「燃え盛る業火の谷間」という語句は，あなたを追って，自ら業火に焼かれてでもあなたを守ろうという意志を感じる。そうすると，「代り映えしない明日をください」という神様への願いも，大切な「あなた」と今ともにいる日常を求めているのではなく，もはや喪われて永遠に得られない「あなた」との日常を絶望的に求めているように聞こえる。「一日の終わりに撫で下ろす／この胸を頼りにしてる人がいる／くよくよなんてしてる場合じゃない」。この胸を頼りにしているのは，普通に考えれば「あなた」であるのだが，「あなた」が喪われているとすれば，「あなた」以外の子どもなどかもしれない。他の守るべき存在がいながらも，「あなた」以外の「大概の問題は取るに足らない」のであって，「あなた以外思い残さない」。そのような心境の中で，「人寄せぬ荒野の真ん中／私の手を握り返したあなた／あなた以外なんにもいらない」という。もちろん普通に解釈すれば，困難な生活の中で，それでも私を信頼し私の手を握り返すあなたこそがかけがえのない存在だ，という歌詞なのだろうが，もし生死の境目としての「荒野」において，死の世界から手を伸ばす「あなた」に，私が手を握り返されて，「あなた以外なんにもいらない」とすれば……。

極端な解釈ではあるのだが，ChatGPTに「この解釈は変ですか？」と聞いてみると，私には考えもつかない詳細なテキスト分析に基づき「作者の意図とは異なるが，妥当性のある解釈」だと言われたりする。このような解釈を私がしてしまったのは，私が最近，かなり前に自死した友人とその母親――友人の死の5年ほど後に亡くなっている――のことを考えていたからで，彼女の母親が生前に見ていた世界が，まさに「あなた」という楽曲に表現されているように感じたのだろう。子の喪失を生きる母親という発想に囚われていた私は，この曲の全体が聴き取れない段階で無意識のうちにこの曲に惹かれ，歌詞を確認して，通例と異なる解釈をすることになった。

楽曲の作者の意図に沿った解釈が正解だとするなら，私の解釈は「不正解」だが，「作者の死」を当然のこととしてテキスト分析がなされる現在，作者の意図という正解に沿っているかどうかだけで解釈の是非が問われるということはない。「作者の意図」には収まらないものが，時間や立場を越えて，他者の多様な受容を引き起こす。

ヴァルター・ベンヤミンの議論では，……ということでベンヤミンの議論につなげてみたいと考えていますが，とりあえずここまで。

ということで，私は宇多田ヒカルの「あなた」を聞いたときのある種の違和感の体験をヴァルター・ベンヤミンの思想で論じようとしていたようである。今となってはどういう議論をしようとしていたのか，うまく思い出せないし，そもそもレポート課題は「自分自身が関わる「コミュニティ」における他者との対話・交流の中で感じた違和や困難，苦悩など」から，その違和の背景にあるものを考察し，学術的な概念で説明せよといっているのに，私の草稿は自分自身が関わる「コミュニティ」における他者との対話・交流の話になっていない。「あなた」という楽曲と私のコミュ

(10) 歌詞の全文を引用した方が分かりやすいのだが，全文引用は著作権法における「正当な範囲内」の引用から逸脱する恐れがあるため，該当箇所のみを引用する。歌詞の全文は，歌詞検索サイトなどを参照のこと。

ニティといえばそうなのだが，それは「テキスト読解が現場だ」と言っているのと同様の無理がある。

無理はあるのだが，自己の体験や感情を書くことの具体例となりつつも，従うべき規範とならないようにあえてズラした例を提示したつもりではあった。しかし，このズレが 1 回生に混乱をもたらした可能性も否定できない。

この 1 回生ゼミを実施している中で念頭にあったのは「教育と研究の接続」であった。10 月 2 日の，最初に授業中に書いたノートの最後には「研究とは何かを伝えるためには，研究をしているところを見せてある意味で盗んでもらう必要がある。大学教育における研究と教育を緊密に結びつけることの必要性と重要性。ミシェル・アンリの大学教育論との接続」と書かれている。かつて論じたミシェル・アンリの大学教育論（古荘 2015）の枠組みに従い，研究の成果が教育へと滑らかに還元されるようなあり方を考えたいと思っていた。

しかし，実際に基礎ゼミナール B を実施していくなかで，研究を教育へと接続することによって生じる倫理的問題に直面し，教育と研究を接続することを単純によしとすることもできないことがみえてきた。この点について，さらに考えていかなければならない。

本稿のタイトルは，フランスの哲学者，ポール・リクールの『他者のような／としての自己自身』（*Soi-même comme un autre*）という著作に由来しており，2025 年 11 月 1 日の「ノート」に本稿のタイトル案が現れている。リクールの物語論や自己論を基盤にして，オートエスノグラフィで研究を行う自己を分析し，そこから公共社会学を営む教員や学生の自己のありようについて考察を進めるつもりであった。11 月 4 日，私の記憶では採用面接の資料作りから逃避している際に，リクールなどの思想とオートエスノグラフィ・公共社会学との接続について ChatGPT と議論し，その中で「オートエスノグラフィの公共的転回」としての公共社会学，という興味深い概念が生成されたのだが，この概念を自分なりに深める機会も逸した。「今後の課題」として記憶しておくために，本稿の題目はそのままにした。

このように，研究としては全く中途半端ではあるものの，オートエスノグラフィからさまざまな研究のきっかけを得ることができた。もちろんこのきっかけも，研究対象者としての 1 回生から収奪したものではないのか，ということは考え続けていかなければならない。

6. まとめに代えて

1 回生ゼミの教育や教育経験に根ざした研究を，中途半端で研究倫理上の配慮に欠く状態にしたまま他大学に転出し，「今後の課題」とすることもできない状況に置かれている者には，実践の破綻を報告する以上に言うべきことは何もないのだが，失うものもないので，立つ鳥跡を濁し過ぎておくこともまた一興であろう。

（1）（研究）倫理教育の必要性

本稿では，研究倫理の重要性について論じてきたが，新社会学部のカリキュラムをあらためて見てみると「倫理」の問題を扱う講義が少ないように思われる。社会学部の旧カリキュラムでは田村公江先生が「多様性の倫理学」などの講義を担当されていたが，先生の退職後は講義がなくなっていくこととなった。公共哲学などの講義も新カリキュラムではなくなってしまい，倫理や公共性に関して思想的に検討する授業が少なくなっている。もちろん，「多様性の社会学」や「多文化共生論」などの関連科目もあり，「ジャーナリズム倫理」など，特定の領域に基盤を置いて倫理の問題を深く取り扱う講義もある。「社会学の歴史と理論」などの社会学関連科目で公共性概念の展開について扱われるであろうし，共生の倫理といった内容は多くの講義で扱われるだろう。教養教育科目にも多くの哲学・倫理学分野の科目がある。とはいえ，宗教学はともかく，（狭義の研究倫理だけでなく，AI 活用の問題や他者との対話・共生に必要な倫理まで含むような）広い意味での「倫理」について多くの学生に伝える講義は，社会学部としてもっていてもよいように思われる。

現状のカリキュラムでは，2回生の必修科目「公共社会学Ⅰ，Ⅱ」において，理論的な側面も含めて，「倫理」に関する一定の共通理解を形成する必要があるのかもしれない。

(2) Skill からアートへ

CM 学科の KAS 教育においても知識，態度，技法（技術）の3要素を総合的に育成することが重視されており，とりわけ Attitude を育成して学びの基盤とすべく，現場での実習や体験が重視されていた。この KAS 教育の重要性は変わらないと思われるが，公共社会学を基盤とし，市民社会の成熟を目標に据える新社会学部のカリキュラムにおいては，市民社会の中での対話・協働を実現していく Skill――単なる対話の技術ではなく，知識と態度を基盤にして市民との対話を具体的に実現していくような技法――が重要になってくるようにも思われる。そのような Skill は，実は新カリキュラムの中にも「アート」という語で既に位置づけられている。アートはいわゆる芸術に関係する事柄だけでなく，他者や社会とともに創造的な仕方で生き抜いていく技芸・技法として捉え直すこともできる。オートエスノグラフィも，自己自身の感情や体験に基づいて，ときに詩的な表現方法も用いたり他者と協働したりしながら，他者との対話的な関係を構築しうる言説を生成しようとする。公共社会学において必要なものの1つは，多様なバックグラウンドをもつ市民たちが理性的，合理的な合意だけでなく，共感や協働をも形成しうるような対話のアートであり，それは学生が生成 AI の時代を生き抜くために必要な技法でもあるだろう。個々の学生が「アート」というものを自分自身にとっても重要な課題だと認識できるような工夫がカリキュラムにおいて必要かもしれない。

(3) 社会福祉学の重要性

龍谷大学社会学部の新カリキュラムでは学科が1つ（総合社会学科）になっているが，1つの学科のなかに4つの領域（現代社会領域，文化・メディア領域，健康・スポーツ社会領域，現代福祉領域）がある。2025 年度の1回生ゼミで私が担当したゼミには，現代社会領域で入学した1回生が在籍していたが，ゼミ生に聞いてみると福祉に関心をもつ学生が多かった。社会福祉学は，理論と実践をつなぎながら，諸々の福祉の現場で他者や社会に関与する技法を構築してきた学問分野であると認識しているが，このような社会福祉学は公共社会学の理念にも合致しており，新社会学部を選択した学生にもフィットしているのかもしれない。「公共社会学」という枠組みや新カリキュラムのなかに，社会福祉学をより積極的に位置づけられれば，新社会学部の進むべき道はより明確になるように思われる。

参考文献

トニー・E・アダムス，ステイシー・ホルマン・ジョーンズ，キャロリン・エリス，2022，『オートエスノグラフィー――質的研究を再考し，表現するための実践ガイド』，松澤和正・佐藤美保訳，新曜社。

井本由紀，2013，「オートエスノグラフィ」，藤田結子・北村文編『ワードマップ　現代エスノグラフィー――新しいフィールドワークの理論と実践』新曜社，104-111。

宇多田ヒカル（作詞・作曲），2017，「あなた」，『初恋』，エピックレコードジャパン。

キャロリン・エリス，アーサー・ボクナー，2006，「第5章　自己エスノグラフィー・個人的語り・再帰性――研究対象としての研究者」，ノーマン・K・デンジン，イヴォンナ・S・リンカン編，『質的研究ハンドブック3巻　質的研究資料の収集と解釈』，平山満義監訳，北大路書房，129-164。

土元哲平・桂悠介・サトウタツヤ編，2025，『ワードマップ　オートエスノグラフィー・マッピング――「私」からはじめる研究手法を知るための地図』新曜社。

清家竜介，2024，「公共性の危機と公共社会学の課題――市民と諸科学との対話へ――」『龍谷大学社会学部紀要』65，86-113。

西川慧，2024，「第四章　イスラームと人類学をめぐるオートエスノグラフィ」，沼崎一郎監修『多軸的な自己を生きる――交錯するポジショナリティのオートエスノグラフィ』東北大学出版会，129-160。

古荘匡義，2015，「反復と同時代性――ミシェル・ア

ンリの大学教育論――」『哲學論集』61, 18-34。
龍谷大学社会学部コミュニティマネジメント学科編, 2014,『コミュニティリーダーを育てる』晃洋書房。

Autoethnography as Public Sociology:
A Report on Educational Practice in “Basic Seminar B” in AY 2025

Tadayoshi Furuso, Naoto Yuda

Through autoethnographic accounts by the course instructor and one student seminar assistant, this paper reports on an educational practice in which autoethnography was introduced in “Basic Seminar B,” a first-year seminar in the Faculty of Sociology at Ryukoku University during the second semester of the 2025 academic year. First, it reviews the principles of the “Hands-on Approach” and “public sociology” advocated by the Faculty of Sociology, and clarifies the significance of incorporating autoethnography into the first-year seminar as a way of introducing first-year students to these principles. Next, the paper presents, in autoethnographic form, the seminar practices utilizing generative AI and the process by which the seminar came to an impasse. This account describes the instructor’s attempt to encourage first-year students to engage in autoethnography while making effective use of generative AI by demonstrating to them the instructor’s own process of understanding and practicing autoethnography through the use of generative AI. It also shows how conducting autoethnography in a seminar shaped by the asymmetrical power relations between the instructor and students led both the instructor and the student seminar assistant to experience difficulties, and how the seminar gradually reached an impasse. Finally, the paper suggests that the positioning of ethics education, art understood as a practical technique of living creatively with others, and social welfare studies will be crucial to Ryukoku University’s new Faculty of Sociology.

〈研究資料〉

洞川財産区の歴史的変遷と資源管理

柴　田　和　子

1. はじめに

財産区は，旧村共有の入会地を公的に管理する仕組みであり，山林，原野，牧野，墓地，用水路，沼など多様な資源を共同所有する。全国的にはその数は減少傾向にある。財産区に関する既往研究は，主に法制度史や地方自治論，地域経済，コモンズ論の観点から進められてきた。例えば，明治期の町村合併に伴う旧村財産区の成立過程や地方自治法上の位置づけなどが論じられている。あるいは，コモンズ論の観点からは，共有資源としての山林がいかに持続可能な形で管理されているか，住民参加の重要性などが指摘されている。温泉地，牧草地，山林，都市における財産区など種別に応じた運営の実態についての事例研究もなされている。しかし，山岳宗教が関与する土地において所有関係がどのように再編され，財産区が維持されてきたのかに焦点を当てた事例研究はない。

本稿は，奈良県天川村洞川地区における洞川財産区を対象とし，その所有・利用・管理形態の変遷を地域史資料に基づき整理する。なお，洞川財産区に関して，『天川村史』を中心に，『天川村民俗資料緊急調査報告書』や国立国会図書館所蔵の二次資料を使用した。扱う時期は江戸期から現代までとし，共有地のあり方が江戸期，明治・大正期，昭和期を通じてどのように変化したかを時系列で整理する。山岳宗教の聖地という地域特性が近代以降の所有関係とコミュニティ維持に与えた影響を明らかにすることを目的とする。

2. 対象地域の概要

洞川地区のある天川村は，奈良県南部中央に位置し，全面積の 96.4% が山林である。1889（明治 22）年に天川郷（16 か村）と三名郷（7 か村）が統合して天川村が成立した。村域の背後には大峰山脈（天川村・大塔村・十津川村・上北山村・下北山村の一部）が連なる。大峯山脈は 1936（昭和 11）年に吉野熊野国立公園に指定され，1965（昭和 40）年には洞川地区が第 3 種特別地域に追加指定されている。さらに 2004（平成 16）年には大峰山にある「大峯奥駈道」と「大峯山寺」が世界遺産に登録されている。天川村の人口は 1920 年の 6,193 人から 2025 年の 1,171 人へと減少しており，典型的な山村の過疎地域である。

洞川地区は標高約 820m の小盆地に位置し，大峯修験道の根本道場・山上ヶ岳への登拝準備基地として発達した。江戸時代の天川郷に属し，修験道の開祖・役行者が創建したといわれる龍泉寺があり，入峯前の水行場となっている。洞川地区は天川村の面積のおよそ 3 分の 1 を占め，人口規模でも最大である。過疎化が進む村内にあって，他地区に比べると相対的に減少率が小さい。

住民は，役行者の弟子である後鬼の子孫と伝えられ，代々，山上参詣の山先達や宿泊所を家業としてきた。1974 年には 358 世帯・1,333 人，2020 年には 211 世帯・421 人が居住する。2020 年国勢調査によれば，洞川地区の就業者 259 人の内訳は，宿泊業・飲食サービス業 94 人，卸売・小売業 60 人，建設業 20 人，公務 16 人，林業 12 人，製造業 11 人であり，現在も大峯の登拝客や旅行者に対するサービス業の比重が大きい。

洞川地区は，「共有山は無慮 2 万町歩となす」（1892（明治 25）年記述）とあるように，広大な共有地を有している。その範囲は，「北に山上が岳，竜ヶ岳，西に稲村が岳，バリゴヤの頭，東に大普賢，国見，七曜，行者還等の諸岳に囲まれて南に流路を出す神童子の谷」（天川村史編集委員

会 1981: 749）であり，広大な神童子渓谷が洞川区有林である。江戸時代の惣持分とした山林を合併にあたって洞川共有の名義，地方自治法上の財産区有林とし，昭和 42 年に洞川財産区が設置された。所有山林面積は約 3000ha，2 箇所の鍾乳洞と鍾乳洞に至るためのモノレール，水採取場や茶屋，キャンプ場，スキー場，川魚センターなど複数の施設を所有している。

3. 近世：修験道の聖域管理と惣持分の形成

3.1 大峯修験道と洞川村

以下では，大峯修験道の組織化と登拝拠点としての洞川地区の関係性について見ていきたい。

修験道は飛鳥時代後期の役行者が開祖で，各地の山岳に入り心身を修行し道を開いたといわれている。大峰山は修験道の根本道場とされ，山上が岳の頂上には蔵王権現が奉納されている。蔵王権現の霊験と修験道場としての名声が高まると，平安中期の藤原道兼をはじめとした貴族の御嶽詣が盛んとなり，同じころ流行した熊野詣と並んで遠隔地社寺参詣の代表格となった。平安後期になると，天台宗三井寺に修験道が興起し，鎌倉時代には聖護院が宮門跡として本山方修験の統括寺院としての地位を築いた。同様に近畿地方に散在する多数の真言系山岳寺院の修験が座を構成し当山派を成した。二つの教団は大峰修行をもって教団の組織化がなされただけあって，その派の入峰期には行者が全国から陸続きと押しよせた。大峰修験の入峰修行は，大峯奥崖道である吉野山から玉置へ，さらに熊野三山まで至る七十五の行場を巡った。巡行には熊野から吉野へ向かう順峰と吉野から熊野へ向かう逆峰のルートがあった（同上：951-959）。

この入峯において，天川郷洞川村にある龍泉寺と坪ノ内村にある弁財天社は，本山・当山両派の共同管轄所であり，大峯山の内道場と考えられ重視された。1839（天保 10）年聖護院門跡である雄仁親王入峰の際には，聖護院から吉野山到着，山上の本堂に到着後に龍泉寺の迎えを受けて下山し，燈籠の岩屋修行後，龍泉寺に入り止宿，翌日天川弁財天参詣，神主の湯立，火渡り，門跡は神主宅に止宿した記録がある。当山派の入峰に関しても，正大先達は同行修験者を引率して坪ノ内に着き，定宿となる社家で宿泊，その際礼金を渡す。翌日早々に出立，その後洞川村役人や宿守が迎えに出て洞川宿へ着く。先達各々は宿守に定例の土産を渡し，龍泉寺での評議，風呂や食事の饗応を受けた後，装束を整えて出立し，洞辻を経由して山上へ登り，古くから定められた山上の坊に入った（同上：962-966）。

さらに入峰においては，洞川村や坪ノ内村は警護役として重要な役割を果たしている。大峰山上の秘所として重要な位置を占めた小篠宿の警護は洞川村，弥山宿の警護は坪ノ内の天川社家が担うと古くから定められ，洞川村民は小篠にある各宿坊の宿守を世襲的に務め，堂舎修復の用材提供も村の責任とされていた。特に「小篠宿当人」制度では，洞川村の上・下垣内から毎年 3 名ずつが選ばれ，別火を行いながら奉仕にあたった。役の引継ぎは龍泉寺で厳格に行われた。この制度は村内の誇りであり利益をもたらす一方，しばしば村内対立の要因ともなったようである（同上：977-979）。宿守役は村民の生活に直結する重要な役割であり，先達寺院との長期的な関係を築くことで経済的，社会的利益を得るものであった。

このような入峰修行は山伏になるものが行うもので，一般の参加は許されない。ただし，禅頂と呼ばれる顕教の登山は，一般の人の参加が許されていた。この山上が岳への参拝は「山上参り」と呼ばれ，大峰山への登拝は大峯講や山上講と呼ばれる宗教組織により支えられた。近世中期頃には近畿地方各地に山上講が結成され，多数の庶民が吉野からまた天川村の坪ノ内や洞川から山上に登るようになった（宮家 1974: 137）大峰山寺の扉が開く 5 月 3 日の戸開けから 9 月 22 日の戸閉めまでの開山期には，全国から参詣者が押し寄せた。山上本堂に至る参道には大阪を筆頭に近畿，静岡県以西九州に至る広い地域の石供養塔が林立しており，江戸末期から昭和に至るまでの熱心な登拝の歴史が刻まれている（天川村史編集委員会 1981: 716）。

3.2 共有林の多角的利用と生業

江戸時代の記述家源伴存による『和洲吉野郡名山図誌』「山上嶽記」には，江戸期の洞川住民の暮らしが記述されている。「洞川は村内 6 町あり，家が多く館宿が多く，田畑が少なく，参詣月は山上詣で賑わい，冬は吉野の弁当箱を作る下地を桧山で生産し，生業にする。黄皮を濃く煎じた薬である陀羅尼助を製造して他地方に売ること，山上参詣の達人である山先達は後鬼の子孫から輩出している」ことなどが記されている（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 717）(1)。

また，1860（安政 7）年の「洞川文書」（「公儀へ指上る明細帳　五条御代官松永善之助様へ献上控」）には，「家数 93 軒（寺 1 を含む），人数 618 人（男 341・女 277），田はなく，魚も取れず，蕎麦・稗は出荷に適さず，三年に一度実る柴栗を拾って困窮をしのぐ一方，諸国から参詣の山伏や信者を宿泊させ，金銭や米を受けて山上へ案内し，四月から九月までそれで稼ぎ，他の山稼ぎ等と合わせて年貢を納めていた」ことが記されている（同上：735）。

農作物がほとんど収穫できない洞川村では，住民の生活を支えていたのは山林であった。近世の山林・原野は，名目上藩や幕府の御林であったが，実際には村落による入会利用が広く行われ，個人の植林や社寺の管理区も併存した。このため土地台帳によって所有者が一義的に確定される構図ではなく，山林の所有概念は曖昧であった。森林は藩政期を通じて惣村持として総有に置かれ，入会慣行の下で共同利用が行われた。ただし江戸中期以降には，惣有地の一部について個人の持分が村外へ売買される例も生じた（天川村史編集委員会 1981:　730；天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 730）

洞川村でも，村有林は惣持分として村中入会の対象であったことが確認できる。天和年間（1670 年頃）には村が所有する「村持山」や「洞川村持分の山」とする記述も残る。上述した安政 7 年（1860）の村明細帳には，洞川の主な生業として，季節的に従事する「山稼ぎ」が挙げられる。洞川の人々は雪解け後に共有山の神童子へ入り，柄杓や桶の素材となるマゲ（曲物用材）を得るため桧を伐採し，多い時は 20 名ほどで山小屋を設けて泊まり込み，生産に従事した。村民は当地の桧を自由に伐る権利を持ち，桧は，70〜80 年生の目が詰んだ材が最適とされた。持ち帰ったマゲは冬季に柄杓へ加工された（同上：737-739）。

洞川村の柄杓づくりの起源は明確でないが，『多門院日記』永禄 11 年（1568）6 月の記録に，山上から下向した者が飯櫃を土産に持ち帰ったとの記述があり，洞川の職人による桧の曲物であった可能性が指摘される（同上：740）。これにより，少なくとも近世初頭，あるいはそれ以前から曲物生産が行われ，江戸期には柄杓づくりが確立していたと推察される。惣持分山は，入会地として生産活動の基盤をなし，洞川の生活を支えていた。

3.3 山林の利用

洞川村を含む吉野地方では，文亀年間（1501〜1504）に現在の川上村に位置する川上郷から林業が始まったとされる。この地域は，天然林からなる森林資源が豊富で，豊臣秀吉による伏見桃山城築城にあたって大径木が供給された。近世を通じ天然林の伐採が相次ぐことになり，奥山の村持山が次第に経済的価値を持ち，伐採跡地への造林を試みる動きも現れた。育林地を増加しつつ植栽後も継続的な収入が得られるよう，密植で多段階の間伐を行うことで毎年に近い収入を確保する経営方式が整えられた（藤田 1998: 296-297）。

この育林体系の確立には，外部資本の活用が伴った。資本蓄積のない地元民は，立木を一代限りまたは　80〜100 年といった長期年季で村外者に売却する年季山形式を基軸とし，自らは植付け・育林・伐採を一貫して担う造林地の管理人である山守として関与した。年季山形式による育林システムは，自らが植栽した造林地を年季で売却して資金回収を図り，15 年目以降の間伐収入によって連続的な収入を確保することができた。山守は，育林経営を実質的に掌握し，間伐収入に加えて皆伐収入の 5% 前後を手にすることができた。それゆえこの年季山形式による育林システムは幕末期には吉野川上流域のかなりの村落で成立していた（同上：384-385）このようなシステムは明

治期中期以降において借地林業と呼称された（同上：23）。

洞川村を含む天川郷は，早くから川上村と隣接する点から，借地林業制度と山守制度による林業経済の慣習を確立していた。しかし，自然条件に劣り，その経営は粗放的であった。江戸中期以降になると一部自分の持ち分を村外へ売買することもあった（天川村史編集委員会 1981: 1086）。

洞川村有林の借地林業（植林）の始まりは，古老の言い伝えでは 18 世紀中葉に中山半次郎が栗の木を植えたことに由来するという。コメ・ムギに乏しい土地柄のため，飢饉時には柴栗が重要な食料となった。村近くのムカイムネ，シシコウジ，大橋茶屋から山上ヶ岳に至る山域，さらに岩ヶ峯や五番関茶屋付近など，広範囲に栗林が存在したことが記され，入会地に意図的な栗の植栽が行われたことも示される。区有林内にある最古の杉が約 250 年であることから，同時期に杉の植樹も行われたとされる（天川村史編集委員会 1981: 739）。山は惣村有の形態であるため，分割所有は戒められていた。その代わり，村民には立木一代の間，土地を貸し付け植林することを認め，伐採収入の 2%（歩口金）を地代として納付させた。この権利は伐採前に村内で転売され，大和平野の地主商業資本へ移転し，川上村と同様に山守が置かれるに至った（岩水 1982: 20）。

この山守がいつから置かれるようになったか詳細な記述は確認できないが，明治 12 年「民業調べ」によれば，洞川村には「山守」が 80 戸存在している（天川村史編集委員会 1981: 265）。このこと鑑みれば，江戸時代にはすでに山守制度が機能していたことがうかがえる。

明治 25 年発行の「吉野郡洞川林況」によれば，共有林のうち杉檜林として養成したのはわずかで，他は数百年来の雑木林であったとされ（白河 1892: 53），江戸期には植林がまだ限定的で，洞川村での運用も限られたものであったといえる。

このように比較的早い時期から地元住民による借地植林は存在したが，大々的な展開は木材価格の上昇に刺激された植林の普及をみる明治初期から中期である（天川村史編集委員会 1981: 1096）。

以上のように，洞川村の惣持分山は，近世には資源供給地として，近世後期には借地林業制・山守制度を介して広域的な吉野林業の枠組みと接合していった。

3.4 大峰山敷地と聖域保護の法度

洞川を含む山麓村落の周辺山林は，社領・寺領を含む多様な権利形態が重なり合う領域であった。もっとも，近代的な所有の概念が薄いこともあったため，その範囲や所有者は必ずしも明確ではなかった。その一方で，これら大峰山を含む山林には，修験道の聖域である大峰奥駈道が通過し，宗教的な禁制が課された特別な空間でもあった。

大峰山の敷地は南北 70 里余，東西 50 里余に及び，修験道の霊場として伝統的にその範囲が認められてきた。ただし，これは修験道本山派・当山派や吉野金峯山寺が敷地全体を所有したという意味ではなく，敷地内には山麓村落の持山がいくつも含まれていた。村落はこれらの持山から杉・桧材を伐り出して建築材や護摩札，桶，柄杓，椀などの工芸品として利用し，生業を維持してきた（同上：995）。言い換えれば，大峰山敷地はこうした惣持山の中に帯状に存在し，その区域が聖域として保護されていたのである。

特に，村持分山内を通過する大峰奥駈の道筋には厳格な禁制が設けられていた。「峯中道筋」と称する左右各八丁の計 16 丁は，行場の尊厳性と拝所の環境を損なわないため，理由の如何を問わず伐木が禁じられた。大峰山の堂舎修復や宿泊施設の再建修復に充てる用材のための「造営山」や「修復山」と称する山が決めてあったが，そこにおいても峯中道筋左右各八丁の伐木禁止は適応された。この禁制は延宝年間（1673-1681）頃には存在が確認され，中世以来の道筋保護の思想を継承したものであり，左右八丁という明確な線引きが成立したのは近世になってからと推定されている（同上：996）。

ただし，村人が資源利用をする村持山内に聖域があるため，しばしば村人の侵入を招くことになった。例えば，「大峯造営山」は洞川村持分の山にあるが，村人が峯中道筋に侵入し，伐木・売買して，当山方に謝罪する事例も見られる。洞川村

は大峰山の警護役を与えられていたため，他村が法度の場所で伐木すれば，先達衆に早々に報告を求められ，現場検証を命じられたり，他村の詫びの証人となっている（同上：996-998）。さらに山上が岳は金峰山寺境内であり，山上山下の間では金峯山寺の境内山林支配と両山の峯中支配が重なり，警護村の利害も絡み金峯山寺と本山・当山派の対立を招く要因の一つともなっていた（森下 2020: 191）。

このように村持山の中に聖域が発生することにより，洞川村・吉野村・周辺各村の間で問題が発生し，近世を通じて奉行所への訴訟・届出が繰り返されている。

3.5　参詣経済と権益

さらに幕末期は，洞川の生業が修験道の聖地という立地条件と密接に結びついていた実態が浮き彫りになる。近世末期から近代にかけて，大峯山の参詣形態の変化に伴い，洞川は登拝拠点としての地位を急速に高めていった。近世には洞川には 17 軒の旅館があり，山上詣と高野山の間の通行数は 1 日 300〜400 人を超すことも珍しくなかったようである（西田 2009: 181-2）。「大和国吉野郡山方早損場洞川村絵図」の原図（1660（万治 3）年作成）には家数 94 軒（52 軒本百姓，17 軒水呑百姓，25 軒明家（空家）と記され（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 631），江戸時代にはかなりの規模の集落になっていることが分かる。洞川は大峯山の内道場として近世末から力を伸ばし，明治が近くなると下市からの交通路整備も手伝って，大峰山への最も近い登拝口である洞川から直接山上に登る者が増加した（宮家 1974: 148）。

山上が岳登拝への地理的優位性は，宿泊機能に留まらず，多様な特権を持ち，山上との関係は常に密接であった。吉野・洞川から山上が岳に至る道筋の茶屋は，大天井茶屋を除いてすべて当山派の管轄であり，その警護・管理は近い村々に委ねられていた。特に洞川村は，ヨメガ茶屋，中ノ茶屋，洞辻茶屋（右・左）など最多の茶屋警護役を担っており，大峯山守警護役としての面目を保っていた（天川村史編集委員会 1981: 981）。

また，山上における参詣関連商品の製造・販売に関する権利も他村よりは多く認められていた。大峰山において参詣者は祈祷，祈願された御札やお守りを大量に買い求め，郷里に帰って旦那衆に配布した。当方先達は，重要な秘所である小篠での柴燈護摩において，祈祷に必要な護摩札の販売権を洞川に認めていた。蔵王堂前に供える石楠花の販売権も古くから洞川村が独占し，本堂前に小屋を建てて商いを行っていた。大峯山中に自生する薬草を用いた陀羅尼助は，役行者伝承に基づく妙薬として，洞川村が古くから調合してきたと言われ，村内や参道，小篠などで広く販売された（同上：985）。このように洞川の住民は，修行に不可欠な宗教用具や関連する土産物の販売を当方先達衆から認められた権利として持ち続け，それは重要な家業となっていた。

ただし，これらの権利は当山方先達の力が極めて強く，不備があれば取り上げられることもあった。洞辻茶屋の権利売買を巡って先達に詫びを入れた事例など，宗教権威と村の経営権が複雑に絡み合っていた。

そして時代の経過とともに，こうした洞川の独占的権益は周辺地域からの侵略を受けることになる。元禄・享保期（1715 年頃）以降，他所でも木札が売られるようになり，洞川村は死活問題として停止を再三要求した。石楠花も元文期（1736-1741）以降，赤滝村や中戸村などが参道外で売り出すようになり，陀羅尼助についても，寛政期（1789-1801）に吉野山や下市村，中越村などが製造を開始し対立が生じた。陀羅尼助については，訴えの結果，洞川村の販売権は維持され，登山者への頒布という旧来の方法が継続されている（同上：981-986）。

以上のように，近世の大峯参詣は，祈祷札・陀羅尼助・石楠花などの物品販売，茶屋警護，山上行場案内といった特権的役務を通じて，洞川村に宗教的な威信と経済的基盤を与えた。惣村持の森林は，建築材の伐出や，護摩札などの宗教用具，柄杓などの生活工芸品の材料供給地として，村民の生活と産業を持続させるための基盤として機能していたといえよう。

4. 明治期：惣村持から洞川区有林へ

4.1 地租改正と私有化への圧力

藩政期，森林は惣村持として総有・共同利用の形態がとられたが，木材需要の増大，山林価格の上昇，育林技術の普及は，山林の私有化傾向をもたらした。天川村内でも，惣有の枠内に一部私有林が認められており，1500（明応 9）年，1597（慶長 2）年の売券が見つかっている。江戸中期になると持分の売買が進み，村外への売却も見られた（同上：1086）。

明治の土地制度改革は，このような総有的な共有地管理に決定的変容を迫った。1873（明治 6）年の地租改正では，所有者が明確化され課税が実施された。村有・大字所有などの共有地も課税対象となった。地券は共有地であっても代表者 1 名の名義で発行され，名目上の個人所有化が進んだ。1876（明治 8）年の「山林原野等官民有区分処理法」により，官民有区分が本格化し，伝統的用益権は否定され，「官」か「民」への二分化が進んだ。所有の確証がない土地や慣行的入会のみで権利が不明確な土地は官有地に編入された。

1876（明治 8）年～1882（明治 14）年にかけて，所有の確証がない，入会利用のみで所有権が明確でない，村持と主張しても文書が不十分，社寺領でも証拠が弱い場合は，官有地にされた。何よりも政府が国家の財政と軍事のために山林を国有化したい意図があった。村の入会地が大量に官有地化され，藩有林・社寺林も国有化した。

天川村でも 1873（明治 6）年地租改正事業による私有化の圧力，地租改正による個人当たりの山林に対する課税により，所有者は売却に傾き，村内の有力者や外部資産家に集約された（同上：1088）。

天川村の中でどのような状態になっていたかはさらなる調査が必要であるが，和田村では，江戸期には村の共有林や数人持ちの小規模共同山が多かったが，明治初年，村の共有林は賦合で字ごとに住民に分けてしまった。その後，金に困って山の賦合金（配分金）の権利を村内の有力資本家に質入れする人が多かった。しかし村内の有力資本家は，五條市の資本家に 100 万円を借り入れるため山を担保に入れ，そのまま流したという（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 665）

この時期の洞川村の土地状況と税負担を確認する。『天川村史』掲載の明治 14～15 年地目別統計によれば，洞川村は田 0，畑 168.118 反，宅地 26.602 反，山林 22,483.725 反（約 22.28km^2）（天川村史編集委員会 1979: 253）で，田畑が極端に少ない一方，山林が圧倒的に多い。地租は地目ごとに地価の 3% を金納する仕組みで，年貢による物納から資産価値への課税へ移行した。洞川村の明治 8～9 年の地租は 34.989 円（同上：178）と莫大で，土地評価は田→畑→山林の順であったものの，極めて偏った土地利用とそれに伴う財政負担の大きさがうかがえる。また，明治 14～15 年の天川村物産表からは，後に合併する天川村 23 村のうち，塩野村，滝屋村，広瀬村，和田村，九尾村，洞川村の 5 村のみが木材加工品を出荷し，中でも洞川村は杉檜苗 15 万本，杓子 1700 荷（同上：258）と他村と比較して多大な出荷物を山林に頼っている。

このように山林は現金捻出を要する重い課税対象である一方，米麦の収穫が皆無に近い洞川にとって唯一の資源であったともいえる。そのことが，共有林の私有化を阻止した要因の一つであったのではないか。

4.2 宗教政策への対応

新政府は地租改正など山林所有の制度変更に加え，宗教政策でも大きな転換を強いた。神仏分離令，修験道廃止令による大峰修験の存続にかかわる大変革が地域を襲い，長らく吉野・大峯を拠点としてきた大峯修験道は存続の危機に陥り，地域社会にも大きな衝撃をもたらした。同時期に起こった修験道廃止令前後の洞川村の動きを見ていきたい。

1869（明治 2）年の神仏分離により，山上が岳の蔵王権現を祀る金峯山寺は混乱に陥った。奈良府への数度に渡る嘆願書を提出するも聞き入れられず，政府の方針に抗えずに，やむなく蔵王権現を仏像から神号に改め，仏像，仏具を取り除き，衆徒は復飾した。一方，当山・本山両先達総代はこれに驚愕し，1871（明治 4）年，五条県に大峯

山の支配を願い出た。1872（明治 5）年には「修験道廃止令（太政官布達 273 号）」が出され，修験宗は廃止，本山・当山・羽黒派とも従来の元寺の管轄のまま天台・真言両本寺への帰入を命じられた。1873（明治 6）年には，神仏分離・修験廃止を受け，金峯山寺の地主神である金峰神社を本社，山下蔵王堂を口の宮，山上ヶ岳の山上蔵王堂を奥の宮とする神社化が進められた。そのため大峰山への参拝者は激減，大峯は荒廃し，宿泊業や木札・陀羅尼助の販売に依存していた周辺村落は深刻な打撃を受けた（同上：2021）。

この制度的空白と経済的危機は，吉野一山の支配下にあった大峯の管理体制を揺るがし，登山口という地の利をもつ洞川・龍泉寺が主体的に介入する契機となった。修験廃止に伴い，当山派や洞川側の関心は，小篠の堂舎・仏像・什物の処置に向かった。維持が困難となる中，1874（明治 7）年 10 月 7 日，松尾寺福寿院住職・松岡秀賛，霊山寺塔中観音院住職・大渓真定は，奈良県権令・藤井千尋に，洞川・龍泉寺住職・柏村勝龍の大峯山小笹加入を願い出た。小篠道場の維持は当山先達の務めであるが，近年人手が不足するため，洞川の因縁により龍泉寺住職が加入し共に維持したい，という趣旨である。同年 11 月頃，洞川村は県庁に小篠本堂の下付を出願した。神仏分離で山上の本堂にあった役行者像が外され神社化されたが，洞川の人々は像を雨ざらしにすることを悲しみ，小篠の宿にあった堂を山上の御花畑へ移して安置しようとしたという。これに対し醍醐寺は 1875（明治 8）年 3 月頃，従来どおり自ら護持したいと申し出たが受け入れられず，小篠本堂は洞川村に下付された。同年春頃，洞川村は小篠の堂を山上ヶ岳へ移築再建し役行者像を祀った。その後，同年 7 月，この状況を見た醍醐寺の四ヶ院住職が奈良県権令に小篠本尊の移遷を要望し，洞川・吉野両村の異議はなく，1876（明治 9）年，小篠に安置されていた役行者像・理源大師像は醍醐寺へ移された（同上：1022）。

神社化による参拝客の減少は死活問題で，吉野と洞川の対立は深刻化した。江戸以来，道刈銭（通行料）をめぐる小競り合いはあったが，明治に入り地界争いが激化，1885（明治 18）年，吉野郡長・玉置高良の仲裁により，仏像は本堂に戻し，山上の境内地は両村所属，本堂諸仏像は共有，山上本堂の収益配分は「吉野 6，洞川 4」と定め，山上での石楠花販売権，薪供給，行場の支配権は洞川が握ることで和解し，吉野と洞川の共同管理体制が確立した（同上：1021-1023；天川村民俗資料緊急調査報告書：636-638）。1886（明治 19）年には金峯山寺蔵王堂の復活と，山上蔵王堂内への行者像・仏像の安置が認められ，修験は復活した。復旧に際し山上蔵王堂は宗派不定とし，管理は吉野山の喜蔵院・竹林院・東南院・桜本坊，洞川の龍泉寺，及び吉野・洞川両村の関係者の手で管理されることになった。さらに，山上本堂の鍵をあずかり，戸開け・戸閉めをするという形で，大峯登拝を代表する八島役講（阪堺役講）も山上本堂に関係することになった（宮家 1974: 153）。

このような修験道の再興過程で登山口に位置する洞川や龍泉寺は，信仰拠点を物理的に守ることで実質的な管理権を獲得し，発言力を強めていった。明治期の混乱は修験道や地域経済存立の危機であると同時に，聖域を自ら管理し共有財産を守るという地域自治意識を強化するプロセスでもあった。この歴史的経緯は，土地や資源を共同で管理する共有資源管理システムへとつながる重要な伏線であったといえる。

4.3 吉野林業方式の受容と資源管理システム

さて，1886（明治 19）年の大峰修験復活の同時期，天川郷 16 か村と三名郷 7 か村では，合併の話が持ち上がっていた。合併は円滑ではなく，天川郷洞川村は最後まで独立村を主張し，県当局や郡役所の説得によりしぶしぶ同意した。1889（明治 22）年，町村制の施行に伴う合併により，天川郷（16 か村）と三名郷（7 か村）が統合して天川村が発足し，旧村は大字へ再編された。以後も天の川流域各村との対立がたびたび表面化し，村会運営は円滑を欠き，1897（明治 30）年には洞川分割の建議書が可決されるまでに至った（天川村史編集委員会 1981: 230）。その後もたびたび離村争議や人事停滞はあったが現在に至るまで離村には至っていない。

山林においては，1889（明治 22）年には，大日本帝国憲法第 27 条「財産権への不可侵」が明記されることで地上権売却制度が設置され，土地所有権から切り離された土地利用権（地上権）を独立した財産権として設定し，譲渡可能とした。地券制度が廃止され，土地台帳の法定地価に基づく地租納付に移行し，所有者・地番・地目・面積・法定地価を記録することにより，国家の一元的把握が可能となった。そして，1899（明治 32）年の「不動産登記法」，1900（明治 33）年の「地上権ニ関スル法律」により，従来慣習的だった借地を地上権として登記できるようになり，法制度の下で近代化が進んだ。さらに，1909（明治 42）年の「立木ニ関スル法律（立木法）」は，立木を土地と別の独立不動産として扱う枠組みを整備し，立木を担保とする資金調達や売買の自由化を可能にした。これにより，曖昧だった立木権・地上権は登記可能な物権として整理され，林業経営の近代化と資金調達の多様化が進展した。1910（明治 43）年の「部落有林野統一整備事業」により，入会地は国有・公有・私有へ区分整理された。

吉野林業地である吉野川上流域の森林では，明治民法の財産権が取引慣行に整合せず，村外資本に不安を与え，立木権認定運動となって政府に働きかける事態が生じた。その結果，立木権が公式に認定されたが，村外資本家は不安を抱き，年季山を順次解消し，山地自体を所有する方向へ転換した。山守層が手放し，村外資本家が取得した山地に対し，育林と経営が山守へ委託され，地元労働力を雇用しつつ，密植・多間伐による集約的林業が確立した（藤田 1998: 365, 384-385）。

村外資本の山地取得が進んだ背景として，年季山システムの構造的要請があるとみられる。吉野川流域の森林は植付けから皆伐までを 100 年単位で計画し，その間，山守が密植・多間伐を施して収益を上げる。継続収益には，吉野川流域から木材や樽丸消費地である大阪や堺・灘への輸送ルートの確保が不可欠であり，優良材を長期に安定供給するためには，土地を含めた山林を長期的に確保する必要がある。同一主体が継続的に山林へ関与できる体制を維持するため，土地所有が広がったと考えられる。

天川村各地での惣持分の解体は，1889（明治 22）年の町村制施行時，共有林を持分に応じ住民に分配することから始まった。さらに 1911（明治 43）年の部落有林野統一整備事業による公有化政策が追い打ちをかけ，村々は村有化より個人分割を選択し，一部共有林を残して多くが私有化へ転じた。合併で新たに天川村となった旧村のうち，24 字中，洞川を除く 23 地区はすべて山林の個人分割を採った。これに対し洞川地区は，惣持分の村有林を「洞川共有」の名義とし，林地の所有が区外へ流出することを防いだ（天川村史編集委員会 1981: 1088）。

ここでは，洞川地区における共有地の実態を見ていきたい。洞川地区では，1889（明治 22）年に地上権売却の制度を設け（紀伊半島内陸部総合開発調査自然環境整備調査報告書 1973: 23），翌 23 年には立木のみの売買・質入を登記しうる旨の訓令を受け入れた。1892（明治 25）年発行の「吉野郡洞川林況」報告では，「土地は村全体で代々共有し売買を禁じ，立木所有のみを認めること」「甲が一画を選び造成・植栽すれば立木は甲の所有となる」「制度は村内者に限らず他郷人にも適用されるが，他郷人が植栽する場合は必ず土地の者と山林売買の契約を結び，地主総代に届け出る」と記述される。そして他郷人が植栽する場合は「土地の者に相談し，形式上は土地の者から植付地を買い受けた植栽者として契約・地代総代に届け出を行う」「立木所有者は地代を納める必要はないが，土地の者から看守（歩口）を委託し，看守人はその収益の十分の一を報酬として受け取る」「立木の所有は一代限りで，伐採後は所有権が消滅する」（白河 1892: 53-55）などと記載されている。

さらにこうした売買の結果，所有者は数百筆に分かれ，大阪・堺・下市など村外の者も見られること，洞川には「他郷人に立木所有を認めるべきではない」という占有への懸念と，「土地の帰属は動かず，立木権のみに限るなら問題ない」という実利的立場が対立したこと，雑木林の改良や雇用創出，地域利益を重視する後者が採用され，他郷人の立木所有者が多数生まれたことも記されて

いる（白河 1892: 53-55）。

さらに，1899（明治 32）年の不動産登記制度施行に際し，洞川では統一的な借地に関する取り決めが行われた。『天川村史』によれば，①地上権の期間は立木一代限り，②区外在住の植主（地上権者）は区民の山守を指定し保護管理を委嘱，皆伐時に立木価格の 8% を山守料として支払う，③植主は皆伐時に立木価格の 2% を山役金（歩口金）として洞川区に納める，④伐期前に地上権を譲渡する場合も譲渡価格の 2% を区に納め，譲受者も皆伐時に 2% を納める，⑤皆伐後は跡地を必ず区（財産区）へ返還する，⑥区は新たに借地に出すが，その際は区の住民のみ対象の入札制による，というものである。その借地権（地上権）は本来区民に限るが，売買は自由とされたため，実際には区民が村外資本家の代理人として入札し，指値を相談のうえ落札後に転売する例が多かった（天川村史編集委員会 1981: 1090-1091）。1899（明治 32）年の不動産登記制度に基づき明文化された文章は，1892（明治 25）年「吉野郡洞川林況」の時期よりも，より管理主体の明確化が図られている。

このように法整備の下で，洞川は土地を総有として守りつつ，地上権を近代的ビジネスとして外部に開放する管理体制を確立した。明治の共有地の分割・私有化の流れにあっても，江戸以来の地上権設定による借地林業が機能していたため，分割所有に移行しなくても利益を得る体制がすでに整っていたといえる。全国的な部落有林野の町村吸収の潮流の中でも，洞川が「洞川共有」を固持したのは，こうした仕組みが基盤となっていたからである。

ただし，洞川区民の中で安定した林業家以外の中・小規模林業経営者の中には，この地上権を売買する投機的材料とするものも存在する（同上：1091）ように，地上権が資産的・金融的に扱われていた側面も否めない。

5. 大正・昭和初期：産業インフラの整備と観光資源の開拓

5.1 産業インフラの整備

明治中期に整った法制度を基盤に，大正期には外部資本を巻き込む植林や伐木が本格化した。1892（明治 25）年の「吉野郡洞川林況」報告に記載されていたように，明治中期にはすでに村外資本家を含めた立木所有者は数百件に及んでいたが，とくに 1915（大正 4）年には，洞川領「ホウレキ」約 42 町 5 反歩で南和の資本家らと結成した「御大記念植林会」による組織的植林が実施された（同上：1092）。

大正期に洞川地区の産業構造を変容させたのは，交通手段の近代化であった。1913（大正 2）年に下市－洞川間に洞川電気索道が開通した。洞川電気索道は，洞川入り口の広場を始発点として，虻峠を越えて川合から下市への至る輸送ラインであった。これは洞川区有林の地上権者である永田林業が川迫谷の原木を伐採し出在するのが目的でつけられたもので，洞川内にも製材所が設立された。小南峠の隧道工事と相まって，人の肩に頼っていた柄杓や樽丸，木材の搬出，および米などの生活必需品の搬入は一変した。索道は洞川を単なる生産地から木材の一次加工まで完結する産業拠点へと押し上げる契機となった。1919（大正 8）年～1930（昭和 5）年に人口が急増するが，原始林伐採の活発化と対応し，下市の業者により山元製材所が 15 か所設置され，林業事業のために四国や岐阜などから 1000 人規模の労務者流入が生じた。この時期は製紙業者や林業家による木材搬出がなされており（天川村史編集委員会 1981: 755-757，1065；報告書 741），神童子谷も 1920 年代にはほとんど伐採されている（紀伊半島内陸部総合開発調査　自然環境整備調査報告書 1973: 23）。

また，旅客輸送においても大きな進展が見られた。1917（大正 6）年には虻峠の険しさから車両を分解搬入して再組立する対応を要しながらも自動車が導入された。1925 年頃からは，虻峠を超える本格的な運航が開始され，吉野口から鉄道できた参詣者が洞川経由で山上が岳へ上るルートが一般化した（天川村史編集委員会 1981: 281）。索道による物の流通と自動車による人の流通が整うことで，洞川は林業拠点に加え，近代的な観光地としての性格を強めていった。

5.2 信仰と経済が一体化した職能集団の現存

洞川では，江戸期以来の信仰を拠り所とする職能集団が存続している。講を主要顧客とする「大峯館組合（第一組合・11 軒）」は，明治期の宗教政策による吉野側の勢力低下も背景に独自の発展を遂げた。大峯講や山上講は，宿泊場所の宿が毎年決まっており，定宿と呼ばれていた。大舘館に所属する桝源，奥村，角甚，西清などは旅館名と経営者の性が一致している。また，あたらしや，さら徳，西儀などの旅館は経営主が交代しているが，新しい経営者が旧経営者名をそのまま引き継いでいる。諸国からの顧客も引き継がれ，権利の譲渡が行われる。そのため江戸時代から加入旅館数に変化はない（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 633）。料飲組合（第二組合）は新しくできた民宿や旅館が加入している。

伝統的な妙薬である「陀羅尼助」を製造・販売する業者は，13 軒あるが，江戸時代の太田南畝『一話一言』にも名薬として記されるほど知名度が高かった。多数の上得意を持ち，契約している旅館へは商売のために出入りしていた。この陀羅尼助の販売権や，参道の茶屋の権利は，古くから流動的な資産として扱われてきた。陀羅尼助の販売権は，1858（安政 5）年の文書で既に質入れの対象となっており，古くから権利の譲渡が行われていた。洞辻茶屋の権利売買の証文には，村外である当麻町の住民に売却された記録も残っている。洞川の山林を購入している縁で，村外の者が利権を保持する場合もあったようである（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 634-635）。

登拝や行場の案内をする山先達は，洞川に親子三代居住を条件とし，適性により職を継承する。山先達は後鬼の子孫から輩出すると江戸時代の『和洲吉野郡名山図誌』に記述されていたように，古くから洞川に居住している者のみがその役目を担うことができる。山先達の団体「嶺霧露会」は会員 20〜30 人を擁し，山岳救助や道整備の実務も担っている。

洞川の経済を支える最も重要な習慣の一つが，閑散期に行われる顧客訪問「お得意廻り」である。旅館主や陀羅尼助業者は，2 月〜3 月の閑暇な時期に，近畿一円から中国，四国，さらには九州や秋田まで及ぶ広大なエリアの顧客を訪ねる。旧藩時代は，柳沢藩，井伊藩，紀伊藩なども得意先であったという。この訪問の際，手土産として箸や飯杓子，次シーズンの日程の調整や，混雑時の分散依頼，宿泊賃の契約を行う。陀羅尼助屋のお得意様回りでは箸や針と糸のセットを持参する。この慣習は数代にわたるものであり，先達の家に宿泊して歓迎を受けるなど，極めて親密な紐帯を形成している（同上：635）。このように一貫した大峰講の登拝拠点の地位を築き，土地に根差した職とその継承がなされていた。

5.3 新たな観光資源をめぐる紛争と合意

大正期から昭和初期にかけて，自動車交通の普及は洞川を信仰の地だけでなく一般観光・避暑地へと変貌させる大きな要因となった。1922（大正 11）年に下市口から川合までの路線バスが，その後 1936（昭和 11）年に虻峠を越えて洞川までの運行が開始されたことで，訪問客がますます増加した。昭和初期の近鉄電車のパンフレットでは大峰山周辺は「関西の軽井沢」と販促され，冷涼な気候，登山客や一般避暑客，行者が混在する場所として売り出されている。観光化の契機となるのが 1929（昭和 4）年に発見された五代松鍾乳洞，1933（昭和 8）年に発見，1941（昭和 16）年まで発掘された面不動鍾乳洞である。1936（昭和 11）年に大峰山脈が吉野熊野国立公園に指定されたが，その前段階で周辺各村に広まった観光開発への機運が，鍾乳洞発掘に関係している。鍾乳洞は洞川住民が私財を投じて掘り進めた事業であったが，洞川区有林内であったため，経営権を巡って議論が紛糾した。協議の結果，五代松鍾乳洞は，発見者本人の経営は容認されるが，本人の死後は経営権を財産区へ返還することで合意した。面不動鍾乳洞は，発見者本人が 30 年間経営し，その後は財産区へ返還すること，管理は財産区で，入会権者が入札を行い，落札者は 4 年の営業権を得るというシステムが決定された。鍾乳洞を発見した赤井氏は，女人禁制である大峰山に代わり女性が登拝できるよう稲村ヶ岳（標高 1725.9m）を 1929 年から 1936 年にかけて自力で登山路を整備している（同上：1128）。こうした登山道の整備

により，伝統的な講だけでなく女性や一般観光客という新たな層を呼び込むこととなった。

6. 昭和後期から現代：財産区の成立と持続可能性への挑戦

6.1 洞川財産区の成立

戦後直後の洞川を襲った最大の悲劇は，1946（昭和 21）年 3 月 31 日に発生した洞川の大火であった。同年 2 月にも 23 戸を焼く火災があったばかりの矢先，杓子工場から出火した炎は，全 160 戸のうち 140 戸を焼き尽くすという壊滅的な被害をもたらした（同上：347）。この未曾有の災厄は，地区の経済的基盤を一時的に消失させたが，多くの講社が焼失した定宿のために再建に尽力したことは語り継がれている(2)。

昭和 30 年代に入ると，全国的に地方自治制度の整備が進み，入会林野の近代化が求められるようになった。1953（昭和 28）年の地方自治法改正では，財産区の管理者として町村長が明確に規定され，1960（昭和 35）年の不動産登記法改正により，土地台帳と登記簿の一元化が進められた。さらに 1966（昭和 41）年の「入会林野近代化法」は，伝統的な入会権を近代的な所有権へ切り替える政策を推進した。

洞川でも区有林において約 3000 筆の地上権が旧来通りの記載方法であったため，区分けが不明確であると訴訟に発展するケースがあった。法制度変更の余波が生じる中，現行の法制度に則った登記作業の整備や，洞川総代会による慣習的な管理体制からの変更への要望があった。また，洞川区民の共有財産を確保し，天川村議会から完全に分離した形で財産を保全する必要性を強く認識し，合議制の下で財産を共有・管理する「議会制財産区」への移行が本格的に検討されることとなった(3)。

1964（昭和 39）年，奈良県知事の認可により「洞川財産区議会設置条例」が交付され，その 3 年後の 1967（昭和 42）年，特別地方公共団体としての洞川財産区が正式に発足した。財産区面積は約 2753ha（直営面積を含む　実質的な管理面積は約 4000ha）に及ぶ。洞川財産区議会は，村議会とは独立した財産区議会（定数 8 名現在 6 名）が独自の予算と決定権を持つことで，旧村以来の「総有」の論理を近代法制度の中で防衛可能にしている。財産区の成員資格は，洞川地区（9 町）に 30 年以上居住するものに限定されており，現在約 200 軒がこの権利を有している(4)。

管理運営の基軸は，明治期以前からの「借地林業制度」と「山守制度」の踏襲である。人工林約 1800ha のすべては，立木一代限りの地上権を設定し，皆伐時に地権者から収入額の 2% を山役金（歩口金）として徴収する仕組みを堅持した。この 2% の収益は財産区の運営資金として地域に還元され，林業の景気が良い時期には，地上権が転売されるたびに仲介金が発生し，地域経済を潤す循環システムとして機能した。

6.2 講社の盛況と林間学校の誘致，観光開発の本格化

昭和中期，山上講・大峯講はますます盛んになっていった。電車や大型バスの乗り入れによる大峰参りが盛況となり，吉野山から迂回して洞川経由で登るようになった。しかし，講員の高齢化と減少を危惧した洞川財産区および旅館街は，新たな需要の創出を模索した。1960（昭和 35）年から始まった近畿日本鉄道との連携による林間学校の誘致である。奈良県や大阪府の教育委員会に働きかけ林間学校の指定地となり，5 月から 9 月の開山期間に合わせた新たな宿泊客層を獲得した。

また，観光開発も積極的に進めた。高度経済成長期の土地開発ブームにより，伐採による歩口金が安定的に入った時期でもある。1966（昭和 41）年地上権設定地であった県有林が返還されるに伴い，払い下げ地に冬期の仕事場の意味合いも兼ねて洞川スキー場を建設した。また，1970（昭和 45）年には，女人結界地の縮小に応じて生じた大峰山入口清浄大橋のたもとに大型バスを駐車できる駐車場や参拝者の休憩所を建設した。1982（昭和 57）年には，村営キャンプ場を譲り受け，洞川キャンプ場を設置した。このような施設はすべて洞川財産区の敷地内であることから，施設建設・補修などの財産管理は財産区，施設運営は入会権者による競争入札が行われた。落札者は施設により 3〜5 年と期間は異なるが，一定期間経営

を行い，収益は入札者のものとなった。期間終了後に洞川財産区に返還され，次の競争入札が行われた[5]。

このような入札システムは，何も昭和期に始まったことではない。近世から山上が岳の参詣道に位置する一本松茶屋，洞辻茶屋，役行者が行をした燈籠の巌も入札により運営が行われていた。茶屋の入札は 9 月の戸閉め後に行われ，札が落ちると来年の戸開けまでの間に茶屋の家屋を修理したり燃料を集積したりしたようである（天川村民俗資料緊急調査報告書 1975: 635）。

ところでこの時期の洞川地区への来訪者はどれくらいだったのだろうか。「全国農業構造改善協会調査報告書」のデータによると，1950（昭和 35）年度の林間学校生は 10,122 人，1977（昭和 52 年）には 26,766 人と増加している。同時期講社集団及び一般客数も 1955（昭和 30）年 38,824 人から 1977（昭和 52）年 82,803 人と倍増した。「利用期間が短期間に集中するため，収容力が問題となり年間約 1 万人の利用者を断る」「大型バスのべ 450～500 台，乗用車 1 万台の駐車」の記述も見られる（全国農業構造改善協会調査報告書 1980: 51-6）。1968 年発行の「山の民俗」には，「年 8～10 万人の行者をこの昔から変わらない行者宿 11 軒で受け入れている。最盛期には 1 夜で 1500～2000 人を迎えた」（岩科 1968: 16）とある。また，大峰館組合に所属する旅館では，1980 年代は 1 軒の旅館に 2～300 人が宿泊，大広間に巻き布団を流し宿泊をセットし，親戚に応援を頼んだ。旅館宿泊者の 90% 以上が行者だったなどの語りも見られる[6]。

6.3 林業低迷と観光施設の直営化

1970 年代後半以降，外国産材の流入による木材価格の暴落は，洞川の林業経営に深刻な打撃を与えた。木材価格の低迷により伐採が進まず，山守が減少するなど，それまでの地上権設定による収益モデルが限界を迎え始めた。また，木材加工製品である杓子作りもこの時期わずか一名を残すのみとなる。

この危機に対し，財産区は新たな共有資源の活用へと舵を切る。転機となったのは 1985（昭和 60）年，洞川湧水群が環境庁による名水百選に選定されたことである。選定されると瞬く間に名水を求める車が列をなすようになった。やがて迷惑行為や交通渋滞が問題となった。財産区は，この事態を緩和しようと財産区内の土地に駐車場や管理棟を建設し，さらに 2000 年代には「ごろごろ水」の取水場整備を完了させた。駐車場代を徴収する代わりに水は無料とするこの事業は，宗教的な文脈以外の訪問客を呼び込む強力なコンテンツとなった。また，1994 年からは飲料水事業を営む 3 事業者に「ごろごろ水」の利用権を認めた。事業者の使用料は財産区の収益となっている。

さらなる変化は，施設運営の直営化である。かつて鍾乳洞や茶屋などの施設は，4～5 年ごとの入札によって財産区民が経営権を得るシステムであったが，高額な入札金を支払える区民の減少や高齢化のため，財産区による直接経営へと順次移行した。特に「ごろごろ茶屋」の直営化を皮切りに，スキー場が，2003 年・2012 年に設置された五代松・面不動の両モノレールの運行や両鍾乳洞も直営事業となった。これは，個人の経済力に依存した運営から，地域共同体全体で収益を把握し，持続的な雇用を確保することへの転換であったと言える。

6.4 現代の課題：人口減少と制度の硬直化

21 世紀に入り，洞川財産区は人口減少と高齢化という構造的な課題に直面している。財産区の成員資格である洞川に 30 年以上居住する本家という厳しい条件は，伝統の維持には寄与してきたが，一方で担い手不足を招く要因にもなっている。現在，直営事業の従業員を区民以外からも募集せざるを得ない状況が生じており，実務面での外部開放が進んでいる。

宿泊客も変化している。定宿に宿泊する講員数は 1980 年代をピークに徐々に減少していたが，2020 年のコロナ禍以降，毎年定例時期に登拝する習慣が乱れると，講員の高齢化や新規講員の減少と相まって講の縮小が進み，宿泊する講員数が減少している。その代わりに増加したのが一般客である。1993 年の村営洞川温泉の営業開始や昭和レトロな街並みが脚光を浴びることで，グルー

プや家族連れでの宿泊が増加している。日帰り観光も人気で通年を通して観光客が訪れるスポットとなっている。そのため，観光分野における財産区直営施設の売り上げは好調である。地域福祉分野では，コロナ禍の影響が残る 2020 年から 3 年間，財産区の成員に 5 万円の地域振興券を支給することで地域への還元が行われた。山林分野では，近年は木材価格の低迷とともに皆伐することがなかったが，2017 年に県有林 10ha の地上権契約が満了となり，返還されることになった。皆伐しても歩口料がほとんど見込めない上に，伐採跡地には森林法上植林義務が生じて財産区に損失が生じる事態となった。そのような状態に対して財産区では，天川村全体で天川村フォレストパワー協議会を結成し，農林水産業みらい基金から助成を受けながら森林保全団体や企業と連携して植林事業を実施した。杉林の伐採跡地に，陀羅尼助の原料となるキハダやホオノキ・クロモジといった広葉樹を植林し，地元特産物や観光資源として持続的に活用する取組みを実施している(7)。

7. おわりに

本稿は，洞川財産区の歴史的展開を，宗教・制度・経済の連関として再構成した。

江戸期の惣持分山は，入会慣行と聖域の禁制が重なった多層的な領域となり，参詣経済と地場産業の基盤となった。近代に入り，地租改正・官民有区分・修験道廃止と復活といった急激な制度変化は共有の解体圧力となったが，洞川地区では，むしろ信仰の土地解体の危機感が地区の一体感を醸成し，共有地存続の強固な基盤形成に寄与したといえる。さらに，洞川地区は土地と立木の分離設計を精緻化することで，共同所有の形を保ちながら利用を開くという転換を果たした。この仕組みは共有地を保有しつつ区民である入札者と山守が村外資本家の媒介者となることで運用され，資本・技術・労働を循環させている点に独自性がある。

大正期以降，索道整備や自動車普及は，人と物の移動を同時に拡張し，洞川を生産と一次加工を内包する産業拠点にした。かつ，さらなる講社集団の来訪をもたらした。昭和期に始まった鍾乳洞の収益化と経営権について，個人功績を承認しつつも共有財産へ回収するというルールにより調整することで，近世から一貫して続く入札システムに落とし込むことが可能となった。これにより，林業の地上権設定に続き，観光資源にも入札システムが拡張し，利権の域外流出を抑えつつ，地域内循環が担保された。

戦後は，法制度再編と大火を経て，1960 年代に特別地方公共団体としての財産区が確立し，制度化された議会制のもとで共有地を運営できる体制が整った。以後，林業の景気変動や外材流入による収益低下，講の縮小・高齢化といった構造変化の中でも，財産区は入札と直営を状況に応じて選択し，管理と運営の一体化を通じて，地域経済の安定化を図ってきた。

以上のように洞川財産区は，外部環境の変化（法的規制，林業低迷，信仰の希薄化）に対し，総有の精神を財産区制度や直営事業へと時代に合わせながら保守する絶え間ない適応の歴史であったと言える。それには，洞川持山に大峯奥駆道が存在していたことの意味は大きい。現代の洞川区民も口にする「山上さんのおかげ」という精神に根差しながら伝統的な慣習を守りつつ，名水活用や観光の多角化を通じて自律的な経営体を模索する姿は，現代におけるコモンズ管理の重要なモデルを提示している。

なお本稿では『天川村史』を多く引用しながら概要を示した。今後，江戸時，明治期に記述された関連文書にあたり，詳細な分析をしていくつもりである。

注

(1) 上野益三の『博物学史論集』によれば，「山上嶽記」は，弘化 3 年（1846 年）以降の編纂とされる。『和洲吉野郡名山図誌』「山上嶽記」の全文は，『天川村民俗資料緊急調査報告書』1975: 717 より

(2) 2024. 9. 21 洞川地区旅館業者からの聞き取り

(3) 2008. 9. 12 洞川財産区議長からの聞き取り

(4) 2024. 3. 13 洞川財産区議長及び施設長からの聞き取りと配布資料による

(5) 2024. 3. 13 洞川財産区議長からの聞き取り

(6) 2022. 9. 15 洞川地区旅館業者から聞き取り

(7) 2022. 9. 15 洞川財産区議長及び施設長からの聞

き取り

参考文献

岩科小一郎，1968,『山の民俗』民芸双書 34　岩崎美術社

岩水豊，1982『吉野林業と優良材』商品生産林業研究所.

1973.3,『紀伊半島内陸部総合開発調査　自然環境整備調査報告書』 国立国会図書館デジタルコレクション

白河太郎，1892「吉野郡洞川林況」『大日本山林会報告』第 119 号，大日本山林会，pp.53-58 国立国会図書館デジタルコレクション.

全国農業構造改善協会，1980,『全国農業構造改善協会調査報告』B No.70

天川村史編集委員会，1981,『天川村史』.

藤田佳久，1998,『吉野林業地帯』古今書院.

奈良県教育委員会 1975,『天川村民俗資料緊急調査報告書』.

西田彦一 2009,「交通路と取拝集落に関する若干の考察－大峰山麓奥吉野の場合」『入会林野と周辺社会－その史的展開』ナカニシヤ出版　pp.173-192.

宮家準，1974,「神仏分離と吉野一山組織」『日本宗教史研究 5　共同体と宗教』法蔵館　pp.131-157.

森下恵介，2020『吉野と大峯－山岳修験の考古学』東方出版.

〈翻　訳〉

エミール・レーデラー，エミー・レーデラー・ザイトラー『日本－ヨーロッパ』第7章（その1）

舟木　徹男・貫井　　隆

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー（1882-1939）は，東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き，彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ――変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten（1929）[1]を用いる。なお，ナチを逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 Japan in Transition（1938）[2]も適宜参照する。〔　〕内の語句は，訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは，第7章「極東の国家――日本」前半部である。そのうち最初の1/3は貫井が，残りの2/3は舟木が下訳を担当した。下訳の作成に際しては生成AI（ChatGPT）による訳文をドイツ語原文と逐一照らし合わせて修正する形で各人が作成し，その後，全体にわたる訳文検討作業を共同でおこなった。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第7章　極東の国家――日本（その1）

中国と日本はまったく異なる。だが，それでも，いくつもの基本的な輪郭ではよく似ている。旅の途中で立ち寄っただけの旅行者なら，表面的な印象はあれこれ似通って見えるだろう。日本は文化の重要な要素を中国から受け取ってきた。儒教的な倫理観も，仏教も，文字も，中国から来たのである。日本は――おそらくは土着的なものとして，少なくとも，自国の気質にできるだけ調和するかたちで――家族の結びつきと祖先崇拝のうちに，自らの社会的な在り方を据えた。さらに，住居や衣服など日常生活の大切な形式的要素も数多く中国（とくに地理的に近縁な，中国南部）から渡ってきた（中国では，満洲族による異民族支配の圧力のもとで，そうした旧来の型がしばしば完全に押しのけられ，中国的タタール風の生活様式に置き換えられてしまったのだが）。しかし，こうした要素をすべて合わせても，日本ではそれらがまるで別物になっている。もっとも，中国人はそのことを認めたがらない。というのも，中国人は同一性のほうばかりを見て，そこに働いている創造的な洗練――つまり，日本に固有の「かたちを作り直そうとする意志」が，受け取ったものを決定的に，根本から作り直してきたこと――を理解しようとしないからである。なかには「日本にいると博物館にいるような気分になる」とまで言う中国人もいる。古い中国の姿がそのまま鏡に映したごとくそこにある，と。だがヨーロッパ人の目からすれば，滑稽な見方でしかない。ヨーロッパ人にとっては，中国のほうがはるかに古く見えるのだから。

だが，日本において〔中国とは〕まったく異なるのは，その社会構造である。たとえそれが中国と近縁な諸要素から組み立てられているとしても，完全に別物である。

有史以来，日本はつねに封建的国家であった。中国のようにこの形態を脱ぎ捨てたことはない。日本人の好戦的な精神性を，この民族の生来の気質から説明しようとするにせよ，所与の条件（地形や，国土が「自然によって」区切られて比較的閉じた諸地域をなしていること，島国であるため独立心と防衛心が強まること，など）から導こう

とするにせよ，ともかく，中国との差異は一見して明らかである。しかも，日本の生活の国家性 Staatlichkeit とでもいうべきものは，ヨーロッパの制度の影響で初めて生まれたのではない。より大きな全体への編入，秩序の中への組み込みは，日本人にとって，もともと馴染みのないものではなかった。日本人は中国人と同様，つねに組織的であった。ただし中国では，その組織化の傾向は国家機構にまで及ばず，私的領域にとどまった。とりわけ近代においては，市民的な諸関係の組織的な枠組みとしての国家は，むしろ解体されていった。これに対し日本では，複雑な封建制度が国民を身分的に区分し，彼らの運命を決定づけるほどに支配的であったため，日本人は端的に「国家的民族 Staatsvolk」と呼ぶことができる。こうした日本国家の構造の中に，中国の根本的な神話的観念である道（タオ）のための場所はなかった。そもそも，古来より精力的，組織的で，管理的で，指導的であった日本国家の統治が，いかにして「道」の教えを国家の指導理念としえただろうか。すでに先の叙述（とりわけ第３章）では，徳川期に形づくられ，さまざまな変転を経ながらも今日に至るまで多分に存続してきた，この日本的国家体制の基本的輪郭を描いておいた。本章では，今日の日本国家を理解するために，さらにいくつかの特徴を付け加えておこう。遠い過去の要素と，欧米から輸入した要素が，この国の内部では奇妙に入り混じっている。

日本の封建制度は，すでに述べたように，ヨーロッパのそれとはまったく別の生活基盤の上に成り立っていた。ヨーロッパでは封建制とは権力の分割であり，軍事指導者や下級指揮官への権限委任を指す。すなわち主権の分割であり，権力の実際的な担い手である大土地所有者へと，支配権の一部を移譲することを意味する。国家が，支配される人々をいわば手の届く範囲に置いておかないと実効性を持たないような段階にある場合，つまり，まだ中央集権的装置のための一般的条件が整っていない場合には，権力の〔地方の有力者への〕移譲は不可避となる。ところが日本は，強権が及びうる領域において，中央集権的に組み上げられた封建制度を発達させた。それは地方の政治中枢が強まり，たびたび脅かされることがありながらも，何世紀にもわたって維持されてきた。

日本の中央権力は，理念としては本来，宗教的権威と世俗的権力の結合である。宗教的要素が強ければ強いほど，その宗教支配を代理者に委ねる可能性は小さくなる。いっぽう世俗的権力は，早くから将軍による政治へと移っていった。それでも，変転に富む日本の歴史のなかで，いくつもの将軍家が（しばしば混乱期によって中断されながら）交替したにもかかわらず，さらには足利将軍政権下で，（日本史において前代未聞の事態として）一度だけ「対立する天皇」の擁立にまで至ったにもかかわらず――もっとも，この「対立する天皇」とても，神的正統性の担い手として立てられたのだが――皇室は，自らの尊厳を認めるようなおも要求し続けた。この要求は，痛烈な屈辱の時代の後ですら，つねに再び息を吹き返した。

この点で，日本の封建制度はヨーロッパのそれよりもはるかに安定している。まず，〔日本の封建制度には〕地政学的要素としての「空間の広さ」がなく，ヨーロッパ大陸のように，覇権が急速に拡大する可能性が乏しい。この島国にあっては，精神的・宗教的な〔権威である〕天皇制のもとでの統一それ自体は，疑問の余地がない。宗教権力と世俗権力の分裂は，ヨーロッパほど深刻化したことがなく，両者の関係も，ヨーロッパほどの緊張に至ったことがない。なぜなら日本は，神話的起源にまで遡って，断絶なく連綿と「神々の国」であり続け，王朝は神的な出自をもち，民と王朝は分かちがたく結びついているからである。これが政治体制の堅固さ（ヨーロッパと比較して）の由来である。大規模な危機や内乱，経済的な諸勢力の急速な成長，新たな権力中枢の形成，氏族から氏族へ，将軍家から将軍家へという権力の移行があるなかで，精神的・国家的な最高位〔である天皇〕は，つねに争いなく承認され続ける。ここに，ヨーロッパの封建制との最大の違いがある。ヨーロッパでは内側から体制を腐食させる力が，常に圧倒的に働いてきた〔日本ではその可能性は前もって封じられている〕。こうして日本では，近代的な強権国家への可能性があらかじめ準備されている。多層的な階級分化，武人への

高い評価，よく訓練された行政機構を統御する広範な官僚制の萌芽（これらは中国には欠けている）。どんな私的な関係も透けて見えるほどの可視性と，生活のあらゆる領域への徹底した統制が，近代日本成立の前提条件を作り出す。徳川の警察国家は，今日なお日本の身体に残存しており，それは，近代のあらゆる「成果」によって補強されている。しかし他方で，この近代日本の内部には，いかにも日本的な封建社会の古い発酵物が，いまなお生きている。すなわち忠誠心である(1)。

*

そもそも，国民全体――社会的に数に入っている限りの――は，まずもって，相互の忠誠関係によって結び合わされてきた。忠誠は当然の義務であり，むしろ最も深い欲求ですらある。親に対して忠実であり，世俗の主君と天皇に忠実であり，かつての師に対しても忠実である。個人は，それ自体としては権利を持たず，これらの結びつきから決して離脱してはならない。不忠や裏切りが，日本にもないわけではない。だがそれを，自分自身の利害や人格という「より高い権利」を理由として正当化することは，決してできない。

これに対応するのが，日本の古い武士的理想である。すなわち，主君への無条件の献身と，親に対する子としての敬虔〔「孝」〕である。だが第一に置かれたのは，主君への忠誠〔「忠」〕であった。親も妻も子も，主君には忠誠を尽くすべしという命令と衝突するなら，退けられなければならない（これは儒教的な考え方とは正反対である(2)）。ここに，多くの悲劇の根がある。家族への情愛そのものが，英雄のように勇ましく，暴力的に，放棄される。それは時に，主君のために自分の息子を犠牲にするにまで至る。中国では，これもまた想像しがたいことである。ある有名な話が，次のように伝えている（新渡戸稲造による(3)）。

〔平安時代の〕貴族であった菅原道真は，讒言者の告げ口によって都から追放される。敵はその一族をも滅ぼそうとして，道真の子を探し回り，ついにある村の寺子屋で見つけ出す。その寺子屋を開いていたのは，かつての道真の家臣，〔武部〕源蔵であった。道真の子を引き渡せ，という命令が下る。源蔵が最初に思いつくのは，別の子どもを身代わりとして差し出すことである。だが誰を？登校してくる生徒たちを次々に見ていくが，誰ひとり適当な者はいない。そのとき新しい生徒が入ってくる。母に伴われて現れたその子は，若君〔道真の子〕の生き写しであった。源蔵は母親に事情を打ち明ける。もっとも，彼がそうする必要はなかった。母親はすでに，若君に迫る危険を知っており，幼い息子にも了承を得て，この子を犠牲にする決心を固めていたからである。領主の使者が，若君を捕らえに来る。果たして欺けるだろうか。すべては「うまく gut」いく。なぜなら，その使者は誰だったのかと言えば，ほかでもない，身代わりにされる子の父親だったのである。その使者の父，すなわち子にとっての祖父は，道真の家臣であったが，道真の流罪後，その息子（つまり，使者本人）は事情に迫られ，敵方に仕えるほかなかった（これは珍しいことだが，次に続く展開によって正当化される）。この使者は何という苛烈な葛藤を抱えていることか！　彼自身は新しい主君に不忠であることが許されない。しかも彼は，流罪者〔道真〕の家族をよく知る者だからということで，使者として選ばれていたのである。だが，この使者の息子は，その祖父〔使者の父〕の恩人であり主君であった人物〔道真〕に仕えることができる。使者は犠牲を受け入れる。より正確に言えば，父としてその犠牲を引き受け，夕刻，歓喜して妻のもとへ帰って言う――「喜べ，われらが愛児は主君への忠義を守ったのだ！」

この物語の決定的な点は，〔使者である〕父がここで主君〔道真の敵方〕を欺くことを許されるのは，自身の命を同時に賭けているからだ，というところにある。〔実際に命を捧げるのはこの使者の息子であるが，〕日本的な感覚では，息子の命は無条件に自らの命より尊い。したがって息子を犠牲にすることは，〔主観的に〕最も痛ましいだけでなく，客観的にも〔自分自身が死ぬこと以上の〕最大の犠牲なのである。ここでは家族を代価として，相矛盾する忠誠義務が調停される。父は，最も愛するもの――息子――を犠牲にするこ

とによって，新しい主君〔道真の敵方〕に忠実であり続ける。同時に，自身の父親の主君〔道真〕にも忠実であり続ける。この残酷な解決策は，最後には子自身の意志によっても成し遂げられる。子は祖父の主君に内面的なつながりを感じ，それゆえに自分の命を捧げてもよい，と意志するのである。

こうした家族の放棄は，既に述べたとおり，まったく中国的なものではない。中国では国家概念が相対的に曖昧であるため，こうした葛藤がここまで鋭く先鋭化することはない。この領域において中国はつねに，より「人間的」であり，この種の英雄主義を今日に至るまで要求することはなかった。

*

日本国家の基盤は，今でもこの武士道精神にあると言えるだろう。そのイメージは依然として日本の国民的想像力を支配している。それは，ヨーロッパの騎士に似た特徴をいくつも持っている。武士は自分の言葉を必ず守り，降伏よりも死を選ぶ。そして，一族の名こそは，あらゆる翳りに対し，完全に純潔が保たれなくてはならない。武士はどんな犠牲を払っても計画を実行し，貧困や辛苦を内面において超越し，主君や一族に加えられる一切の悪事に対しては，必ず報復する。

その他のいくつもの特徴も，いかにも日本的なものだ。日本の封建家臣は主君にしか仕えない。教会への奉仕を知らず，貴婦人への騎士的奉仕の義務や喜びも，彼らには禁じられている。その心と剣は主君だけのものだ。彼らの奉仕においては自制が保たれ，剣を抜くのはやむを得ない場合だけである。揉め事を望まず，何よりも（これも貞節と忠誠から）自分を卑しめないことを大切にする。彼らは自身を，些細な諍いには関わり合うことのない，優れた存在であると自認している。また，自分は出世のために野心的に努力したり，富を求めたりすることもないと考えている。このように世俗的な財を軽視する態度は，もちろん，ヨーロッパの騎士道の基本的態度の一部でもある。しかし，それは〔騎士道の〕最盛期に限られたことである。日本では，資本主義の衝撃を強く受けたにもかかわらず，ヨーロッパ的生活様式とは全く無縁のまま，現在もなお，こうした態度が保存されている。維新の初期に，中堅の役人や将校，さらには警察官として奉仕した武士の子孫たちは，彼らの理想とする生き方が，彼らにとって単なる美辞麗句ではないことを，自らの存在によって証明した。新興大都市の，複雑でしばしば好ましくない状況の中で，多くの武士たち――そして今日でも彼らの子孫の一部は――自らの運命に対する最大限の内面的独立を証しするような，そうした生の条件を引き受けてきた。

*

この武士道の特質は，その基本的な原則よりもむしろ，実際の生活の中でそれがどのように現れるかという点に，より顕著に見られる。この日本人の態度，すなわち自分自身およびその利害や情熱を排除する能力，そしてこの人為的に獲得された平静さ impassibilité の最大の敵たる精神的・肉体的な苦痛さえも完全に排除する能力は，他の文化圏に見られる類似のタイプに比べて，内面的達成として高く評価されるべきものである。スパルタ人の倫理もまたこのような態度を発達させたが，もとよりそれは，はるかに単純な文化段階においてであった。これに対して武士は，洗練された美的な生活様式の繊細さを余すところなく理解する能力を備えながら，同時に，自らに対する恐るべき統御能力をも兼ね備えている。ヨーロッパの騎士においても，「自制」を示すことは求められていた。しかし，彼らには状況次第ではこれに反する衝動に従う自由も許されていた。崇高な目的のために，崇高な怒りの中で冷静さと自己制御を失うことこそ，むしろ男らしく，騎士にふさわしいとみなされる場合もあったからだ。

自制は，極東の人間にとっては，ヨーロッパ人以上の意味を持っている（「形式」の意味について述べた章〔本書第五章〕を参照のこと）。それはより多くの，そして異なる意味を持っている。自制を失えば，人は野蛮人となる。自分を解放してしまうと，人は自らの分限を越えて溢れ出す。型を失い，「自分」を失ってしまうのだ。

自制のためのこのような道徳規律は，確かに日本人の本質に深く根ざしているが，それは儒教倫理とともに中国から伝来したものである。もっと

も，ここにも日本的性格の不壊の統一性が見られる。すなわち，中国的形式が受け入れられたにもかかわらず，日本の上層階級のなかに明確な区分――すなわち宮廷貴族と武家貴族，文人と武士の区分――が形成されたことである。〔とはいえ，〕このような区分にもかかわらず，民衆全体を，有意味に区分けされた階級秩序へと包摂し，彼らを内面的に感受される統一性へとまとめ上げたものは，やはり社会的な諸々の形式に他ならなかった。何世紀にもわたって，民衆全体が国家に属してきたが，その国家とは祭祀的共同体として，また，高度に文化的な共同体として理解されていた。これを，ヨーロッパやその農民の平均的な立場と比較してみるがいい！

このような基本構造を持っていたとはいえ，この国家は封建時代において，自発的に受け入れられた秩序に基づくという意味で調和的な社会である，というには程遠かった。この社会システムもまた一種の強制システムであり，とくに徳川時代の絶頂期にはそうであった。そしてサムライは――自らも忠誠と服従を義務づけられながら――支配階級として，他の身分の人間と衝突した際には，これを殺害する権利を有していた。それでも，私たちの眼前にあるのは，諸階層が一つの文化システムのなかで相互に関係しているような，自己完結した社会である。

＊

この封建的秩序は，その精神だけでなく経済的構造においても，極めて保守的である。ヨーロッパとは対照的に，武士が基本的に年貢の受給者にすぎないという点が，この秩序の〔日本的な〕特徴である。その年貢を負担する農民は，隷属民でも農奴でもない。彼らを〔土地に〕「縛りつけて」おくこともできない。なぜならサムライは土地に居着いておらず，農業経営をしているわけでもないからだ。したがって，封建的関係とは，実際には大名と武士，すなわち家と家との関係である。ヨーロッパではこの関係はすぐに土地に結びついていった。そのため，最下層の権力者ですら，統治者として振舞おうとする傾向をもった。だが日本では，封建的な結びつきを離れた貴族などまったく考えられない。なぜなら，彼は何も所有していないからだ。〔いったん封建的結びつきを離れると，〕彼は浪人，すなわち，広い世界を彷徨う者となり，もはや誰のもとにも属さない。なにしろ，〔土地を持たないため〕彼は社会的に没落する，つまり農民になることもできないからである。このように，日本の封建制度は，諸集団が互いに結びつき，国家という有機的な一体性を形成する傾向を明瞭に示している。というのも，個人は家族に従い，家族は家族集団に従い，家族集団は共同体に従い，共同体はその領主に従うからである。武士も同様であり，〔武士は大名に従い，〕大名は将軍に従う。

このように見事に実現された階層秩序が，かりにヨーロッパに存在していたならば，より抽象的な中央集権主義を生んでいたことであろう。しかし日本では，強大な中央権力が存在したにもかかわらず，諸集団の自律性が保たれた。封建制も，日本では，比較的自律した諸集団という形で存在する社会がとる軍事的な形態にすぎない。このことは，ヨーロッパの封建制度とは顕著に異なり，集団同士の関係に〔ヨーロッパとは〕まったく別の交流形態が存在したことを示している。下層の民衆や職業身分であっても，社会的機能の担い手として，上層と対峙しており，その自ら選んだ代表者たちとは，通常，相応の敬意をもって交渉が行われた。このような相互に敬意を払う関係には，私たち〔西洋人〕のいう「民主主義の本質」という観念に近いものがある。こうした関係のうちに，強く感受される国民共同体としての意識が，常にありありと表現されている。

この社会システムが 19 世紀半ばに崩壊したのは，すでに言及したサムライ階層の社会経済的危機が一因となっていた。彼らの経済的没落こそ，この重大な変動の裏面史であり，それは現在でもほんの一部しか明らかになっていない。徳川幕府の末期には，大名たちは繰り返し武士への俸禄米を削減した（名目上は〔武士から大名への〕「貸し付け」であったが，実際には返済されることのない強制的な貸し付けであった）ため，武士は深刻な困窮と負債に陥った。その条件が苛酷であったのは，〔大名を含む〕武士〔階級〕に対する〔債務不履行を告発する〕訴訟は，いかなる裁判

官〔奉行，代官など〕も受理できなかったからである（本庄〔栄治郎〕による(4)）。裕福な家から男子を養子に迎えることによって，階級の閉鎖性は破られた。武士および彼らの経済的存立の危機は，最終的に封建制度全体を動揺させた。この状況が耐え難いまでに先鋭化したことと，外交上の失敗の時期が一致したのも偶然ではない。システム全体が，まさに文字通りの意味で「時代遅れ」となっていたのである。だが，忠誠の理念はこれによって死んだわけではなかった。「死者が生者を支配する〔オーギュスト・コント〕」(5)と言われるが，東アジアではとくにそうである。したがって，封建制度が1868年に法的には消滅し，日本人全員が同等の権利を持つ「国家の臣民 Staatsbürgern」となったにもかかわらず，日本的気質の比類なき内的連関において，武士の大名への忠誠心および大名の将軍への忠誠心は，天皇への忠誠心として引き継がれた。かくして，この封建制度の命脈は，現在に至るまで途絶えることなく保たれている。なぜなら，今日もなお，少なくとも旧封建階級の意識において，皇室は最高の意味での領主 Seigneur であり続けているからである。皇室は単に「神の恩寵による(6)」存在ではなく，それ自体が「神的」なのだ。現在もなお何万人もの日本人，すなわち武士や公家の子孫が，自らを皇室の封臣であると意識し，自分たちは古き忠義の臣の子孫ではあるが，ただ時代の状況ゆえに，武器を取ることで忠誠を証明できないにすぎない，と思っているかもしれない。

かつての封建領主は確かに倒されたが，維新は歴史的権威の回復――すなわち古代の天皇制の回復――という象徴のもとに進められた。この争いは多くの血を流し，何年にもわたって継続したが，それでも恨みは残らなかった。なぜなら，かつての将軍に最も忠実であった武士ですら，天皇家が取り戻した権力は至聖の法によって本来皇室に属するものあり，ただ強大な家系〔すなわち将軍家〕へと暫定的に委託されていたにすぎないことを，認めざるを得なかったからである。

この「国民革命」が実行された際の，より具体的な状況もまた，新しい時代が過去との断絶なしに始まることを可能にした。最後の将軍〔徳川慶喜〕による1867年の政権放棄〔大政奉還〕は，政治的対立によって強いられたものではなかった。そうではなく，南方の有力家系の諸藩が徳川家から離反し，かくして徳川家はすべての支えを失ったのである。そして，すでに述べた武士階級の社会経済的危機により，幕藩体制と不可分の関係にあった封建制度の解体は，どうしても避け難いものとなった。

このような近代日本国家の成立過程によって，それが未だ抽象的な権力装置にはならなかったことが説明される。軍事国家であり，最高度に組織され，社会のすべての力を最大限に動員し利用し尽くしているとはいえ，国家権力は具体的なままである。個々の人間は抽象的な市民とはならない。幕藩体制の時代以来，すべての服従はいまなお具体的であり，すべての秩序の編成は持続的かつ具体的である。プロテスタンティズムによってとくに形成され，ヨーロッパの国家観念にとってきわめて重要な意味を持つことになった「抽象的な義務感」は，日本人にとってはいまだ縁遠いものである。現代の日本国家ですら，依然として家族，祖先崇拝，神聖不可侵の慣習といった古い要素の上に成り立っている。そして，古代の神的な皇室が，近代の統一国家の中心ともなったのである。しかし，忠誠心はもはや天皇のみに向けられる義務となっている。この義務は他のすべてを凌駕し，それゆえ，倫理的な至上命令ともなっている。ヨーロッパでは国家市民（公民）としての資質が〔近代国家において〕普遍化したが，日本における新しい国家観念は，普遍化された封臣関係として形成された。このことを印象的かつ恐るべきかたちで示しているのが，有名な著作『肉弾　旅順実戦記』〔櫻井忠温著〕である。日露戦争における殺人的な突撃での日本兵の大量死は，この普遍的な封臣的忠誠の自明の帰結として描かれている。それは，〔第一次〕世界大戦下のヨーロッパで，類似の条件のもとに生まれたイデオロギーとはまったく異なる。

したがって，皇室の地位は明治維新によって改めて確固とした基礎を与えられた。そのため，今日の日本人の意識においても，天皇家は，数百年前と少なくとも同等の高みにある。大浦〔兼武〕

子爵[7]が農商務相として述べた言葉はこうである。「わが皇室の威光が世界のすべての上にそびえ立ち，天地と同じく無窮であることは，あまりに周知の事実であり，議論するまでもない。我が国が宗教的信仰を必要とすると考えられるならば（！），愛国と忠誠の宗教，天皇主義の宗教，言い換えれば天皇崇拝へと進まねばならぬ，と私は考える。」これらの表現は，合理主義的な高揚感が強度に生じた維新直後の時代を思わせる部分も確かにあるとはいえ，今日も通用しうるものである。すでに述べたように，この見解はまったく一般的なものであり，日本のキリスト教徒もこれを共有している。なぜなら，キリスト教は個々の日本人を国民共同体から切り離すものではなく，この国民共同体は宗教的であり，同時に極めて政治的でもあるからだ。この日本的「信仰」の最も鋭い定式化，かつ中国的な考え方との対抗として，英語訳もある日比野寛の著書『真の忠義)』[8]には，次のように記されている――忠は国家におけるすべての徳の源泉である。それは義務というよりむしろ，神聖な皇室に対する日本人の特権である。他国民，たとえば中国人は，家族をよく導く〔斉家〕ために，まずは自己の人格を完成させること〔修身〕を優先する。これに対し，日本ではあらゆる能力は国家の必要に応じる形で発揮されなくてはならず，自らの自己修養を目的とすることは許されない。諸外国とのこうした差はまったく自然なものである。なぜなら，中国では悪しき君主や暴君が何度も登場したが，日本ではそれは起こりえないことであるからだ。中国では君臣間に一定の相互性を想定することが可能であり，したがって親に対する孝があらゆる徳の基礎となる。日本はこれと異なる。諺に「忠臣は孝子の門より出づ〔忠義の臣下は，孝行な家庭に育った人物から生まれる〕」と言われる[9]。しかし，これは〔孝子と忠臣の順序を〕逆にしなければならない。最高の義務のためには，親は犠牲にされねばならないことは疑問の余地がない！――この論はさらに調子を最高度に強め，ついに次のように結論する。皇室の平和と幸福と繁栄は，国家と不可分に結びついており，「もし国家の平和と繁栄がそれ自体で存在すると考える者があるならば，そのような考えとは戦わねばならない。それはある種のボリシェヴィズムだからである。」（1924 年刊行！）

こうした感情の過度の高揚が，王朝と国民の関係を定義する適切な概念を見つけることを難しくしている。ロシアにみられる専制政治さえ，そうした概念を提供しない。確かに，ロシアではツァーリは絶対君主であり，批判はおろか賞賛をも超越する存在とされた。ツァーリは「神の恩寵による」存在であった。しかし，それ自体は神的存在ではなく，神的な起源を持つわけでもなかった。ロマノフ家という具体的な王朝に属し，他のキリスト教君主たちと同等の君主であり，彼らと同盟を結び，戦争し，和平を結んだ。神に祝福されることもあれば見捨てられることもあった。どれほど崇高なものとされても，彼は人間であった。なぜなら，キリスト教信仰の圏内に属する人間であったからだ。これに対し，日本の王朝は，日本民族と同じく島国にあって孤立している。天から降臨し，神々との結びつきがあるため，この王家は，他国の王家とは異なる。それゆえ，この王朝には，中国その他を含め国外には対等な王朝が存在しない。そもそも，この王家が他の家系と共通の地平に立つことはありえない。（〔ただし，〕皇族の妃を選ぶことができる日本の五つの家系〔五摂家〕は互いに対等であり，これらの家は，〔天皇家とその他の家系との〕中間的な位置を占める。）現代の政治生活のあらゆる虚飾にもかかわらず，この地上のすべてのものを超えた事実上の超絶は，いまなお公理として受け入れられている。そして，世俗の日常からのこの神聖なる浮遊，現実の生活条件に依存しながらそこから遊離したこの在り方を実現するべく，それに相応しい形式を見いだすことだけが課題となっている。

この王朝の聖なる地位が今なおいかに強く記憶されているかは，この国の各地を訪れた者なら誰でも感じ取ることができる。皇室の婚礼，訃報，出産は，決定的に重要な出来事として国民全体が共に体験する。大新聞の熱狂的な賛嘆の声は，一見するとビザンツ的な追従の表出のように思われるが，実は広範な層に現実に存在し，いまだ自覚されぬままであった感情の発露であることが明ら

かになる。それは，「人気」という言葉ぐらいでは到底言い尽くせないものである。そこでは，議論の余地なき畏敬の念に包まれて，この王朝がさまざまな形象のうちに姿を顕わす。それらは，民族と国土の神聖な起源，そして国民と国土および神々との確固たる永遠の結びつきを一体として融合させている。もっとも，こうした伝統的な結びつきを破砕し，民族的伝説を破壊して近代ヨーロッパ的な物の見方へと直接に移行しようとする革命的態度が広がっている徴候もある。

1923 年の大震災直後に発生した摂政宮暗殺未遂事件[10]は，この〔皇室に対する畏敬の〕感情の性質と強度を如実に示した。それは，警察の責任者であった内務大臣の辞任，事件現場の地区に公式に責任を負う警察官全員の免職――彼らは実際のところ，いかに善意を尽くしても，孤立した若い狂信者による凶行を防ぐことは不可能な位置にいた――にとどまらなかった。犯人の父が衆議院議員の職を辞したのみならず，犯人の故郷の村は贖罪の意を込めて喪に服し，〔日本人にとって〕最も重要で歓喜に満ちた年末年始の民俗祭礼を中止した（これは経済的にも大きな損失であった！）。これにとどまらず，犯人がかつて通った小学校の担任教師や校長までが辞職するといった有様であった。数十年前なら，これらの人物はおそらくハラキリをしていたことであろう。現在ではその代わりに，市民としての死，あるいは少なくともきわめて重大な辱めを甘受することとなろう。この出来事にきわめて明確に示されているのは，国民全体が償いようのないほどの罪を負ったということ，また，少なくとも，個人的な罪はないにせよ，国民のうち〔事件と犯人に〕直接関わりのある，最も身近な代表者は，悔い改めなければならないということである。これは，〔日本という〕近代的に建設された大国における集団的責任意識の典型例である。もし暗殺が成功していたら，その結果たるや計り知れない。神格化された存在が最も深く傷つけられたことになり，供犠によって鎮められなければならなくなる。これが，無数の行動のすべてにおいて表現されている基本思想である。

あるいはまた，摂政宮の結婚は，幸福をもたらし，国家全体に希望を与え，人生を左右するほどの出来事として祝われた。地震が全土にもたらした不幸，悲惨と困窮，あらゆる困難な試練，何万もの死でさえ，この婚姻の慶事の前では軽く感じられ，これらは全国民に生気を吹き込む感情によって覆われ，輝いた。これらはすべて偽善や追従であり，この目的のために呼び出された新聞記者による誇張表現にすぎないのだろうか？決してそうではない。西洋では教科書的な定型句としてところどころ残っているにすぎないようなものが，日本では実際に生きた現実なのである。それは奴隷民族の心情ではなく，古代の神々との深い結びつきであり，いまだ自覚されぬままに国民の幅広い層において，当たり前のものとして存続している。もう一つ例を挙げよう。火災の際，多くの学校の校長は，当然の義務として校内の御真影を炎の中から何とか救い出そうとし，そのために命を落とした。進歩的な諸団体からは，この「危険な」御真影を学校から遠ざけた方がよいという提案がなされたが，「校長を焼死させるくらいなら写真を焼いた方がましだ」という考えは問題にすらならなかった。

したがって，すでに述べた通り，日本の天皇は，中国の皇帝よりもはるかに高い地位にある。というのも，中国の皇帝は国民の幸福によって自らを正当化しなくてはならず，自分が正しい支配者であることを証明し続けねばならないからである。そればかりか，あらゆる種類の敗北や不運に際して，退位する義務，さらには自害する道義的義務がある。王朝は交替し，原則として永続的なものではない。中国の王朝は自らを国民の奉仕者と見なしていた。そして，通説によれば，その道徳的権威は，ハプスブルク家やホーエンツォレルン家よりも低かった。これに対し，日本の天皇は単に比喩的ではなく文字通り「神の子〔天子〕」であり，それゆえ，原則としてあらゆる批判を超越している。

したがって，この宗教的な国家意識は，もし逆説〔的な言い方〕が許されるならば，真正の日本人にとっては〔西洋的な意味での〕神とは何の関係もなく，むしろ天皇制に体現された国家の理念を，超越的なものにまで高めたものである。明治

維新は国民の大多数を，以前にも増してこの国家信仰へと意識的に引き込んだ。神道を公式に優遇していることも，それに寄与している。私的な生，宗教性，国家，政治は互いに溶け合っている。これらすべてが意識に対して静態化の作用を及ぼしている。家族生活は重視されているが，何よりも大事なのはその「国家的」機能である。何という中国との差異であろうか！

天皇制のこの性格，すなわち超越性と全能性は，近代国家体制の枠内において，天皇があらゆる直接的な行為と責任を免れていることによって，制度的に可能となっている。そしてそのために役立ったのが，まったく日本的な精神から生まれた特殊な制度，すなわち元老である。

元老とは何であろうか。彼ら〔の存在〕は憲法上の制度ではない。しかし彼らは存在している。彼らは全般的な国民的合意のようなものによって選定された長老政治家である。すべての元総理大臣がそこに含まれる(11)。しかし，一定の年齢を越えた政治家すべてがそうなるわけではなく，また一定の年数大臣であった政治家すべてがそうなるわけでもない。ただその人物の格だけが決め手となる。その人物はすでにある種の歴史的存在となっていなければならず，その〔政治的〕志向に賛同するかどうかにかかわらず，その人物の重みは，疑い得ないものでなくてはならない。これらの元老は「天皇の相談役」である。誰かが彼らを正式に〔元老に〕任命するわけでもないが，彼らは元老として選ばれている。誰が元老となるかは，多かれ少なかれ感覚の問題である。ただしそれは政治的感覚であり，世論と合致していなければならない。単に高齢で尊敬に値する老人であるというだけでは，元老へと押し上げることはできない。元老たちはいわば天皇の伝声器である。しかしそれは，彼らが単なる伝令にすぎないという意味で理解してはならない。陛下の意志に従って単純に大臣を任免しなければならないとか，重要な決断や政治の転換点に際して，使者として役割を果たすにすぎない，という意味ではない。それは日本的な「受任者 Mandatar」の概念に反している。なぜなら，日本においては，受任者が常に一定の影響力を行使するからである。そこで大臣たちは元老のもとに助言を求めに行き，元老は決して単なる天皇の代理人としてではなく，自らの感覚に基づいて助言を与える。それでもやはり，天皇の相談役として，推定される天皇の意図に沿って助言を行うのである。では，決定するのは誰なのか？　それがまったく言い難い――そこにこそ，いかにも日本的なものがある。そこには一種の浮遊するシステムが築かれている。そこでは行為者が単に代理人として現れ，また逆に，決定者は自らを〔他者に〕代理させているため，決定者を直接的に把握することができない。元老は天皇を補佐する。彼らの助言は極めて重要だからである。だがその一方で，彼らは決定者でもない。なぜなら，彼らはただ助言するだけであり，その助言の中で，推定される天皇の意志の方向性を先取りしているにすぎないからである。かくして，憲法上の慣習によってではなく，いかにも日本的なやり方で，天皇は局外に置かれる。しかしその結果，責任者はまったく特定できず，また対立も生じ得ない。結局のところ誰も責任を負わず，政治家たちの高度な繊細さと，可能性を慎重に探る姿勢によって，かなり円滑に機能するシステムが生まれる。ただし，その決定には非常に長い時間を要する。

しかし，元老がいなくなったらどうするのか，という難しい問いがすでに浮上している。これは当然の問いである。というのも，元老たちは，いわば，古い封建時代から残存する国家的英知の具現だからである。彼らはまだ，日本の西洋文明への移行期を経験していた。それが彼らに内なる重みを与えていることは明らかだ。しかし今や，元老はただ一人〔西園寺公望〕が残るのみであり，人間的な位格や権威をもって新たに元老と定められる者は現れそうにないと思われる。しかし，もしそうであるならば，天皇は直接に内閣と対峙することになり，見せかけの立憲主義システムがなお維持され得るかどうかは疑わしい。旧家の運勢は多くが下り坂にあり，新しい経済勢力は同時に社会的中心ともなってはいるが，国家政策を担うに足る威厳をもってはいない。それゆえ，ここにもまた，危機が迫っている。

（次号に続く）

訳注

⑴　日本の武士階級の倫理として主君への忠誠という理念が重視されたのは，実際には江戸期以降だと考えられているが，以下に引用される新渡戸の認識に影響されて，これを平安時代にまで遡るものとレーデラーが見なして可能性がある。

⑵　儒教では本来，親への「孝」が倫理の根本とされたが，日本では江戸期に武士社会の主従倫理と結びつくことによって，主君への「忠」が強く強調される傾向が生じた。さらに明治国家は，この忠の観念は天皇への忠誠として再編成され，教育勅語に象徴されるように国民道徳の中心に据えられた。

⑶　以下の道真に関する逸話は，新渡戸稲造 Bushido: The Soul of Japan（邦訳『武士道』，岩波文庫）[3]における「忠誠の義務」（The Duty of Loyality）の内容に由来するものと思われる。ただし，（新渡戸は同書のなかでそう断ってはいないが）このエピソードは史実ではなく，道真の左遷を題材とした浄瑠璃作品「菅原伝授手習鑑」（1746年初演）の「寺子屋の段」の筋であり，近世の創作である。しかし，レーデラーはこれを史実として解釈した可能性がある。

⑷　本庄栄治郎（1888-1973）京都市生れの経済学者。1913年京都帝国大学法学部卒業，1923年経済学部教授。1942年大阪商科大学（現大阪公立大学）学長。日本で初の経済史研究月刊誌『経済史研究』を主宰，日本経済史研究所を創設するなど，日本経済史研究の先駆者的存在であった。また本多利明研究の第一人者であった。著書は『西陣研究』（1914），『近世農村問題史論』（1925），『近世封建社会の研究』（1928），『日本経済思想史研究』（1966）など。

レーデラーの参照個所の出典は，原文では ökon. Zeitschrift der kais. Kyoto とある。NDL で「本庄栄治郎」で検索すると京都帝国大学経済学会より刊行された『経済論叢』という雑誌に，本庄は多数の論文を書いている。したがって，上記の出典はその中のいずれかの論文であろうと思われる。

⑸　オーギュスト・コントの『実証主義教理問答』（1852）の中の言葉。これについては，伊達聖伸の論文「死者をいかに生かし続けるか――オーギュスト・コントにおける死者崇拝の構造」[4]を参照されたい。

⑹　キリスト教的な王権神授説の文脈のなかで，国王や皇帝は自らを「「神の恩寵によって」統治する者」と称した。

⑺　大浦兼武（おおうらかねたけ）（1850-1918）明治・大正期の官僚・政治家。薩摩出身。明治41年第2次桂内閣と大正3年大隈内閣で農商務相をつとめた。

⑻　日比野寛（ひびのゆたか，1866-1950）

明治－昭和時代前期の教育家，政治家。愛知県生まれ。1895（明治28）年，帝国大学法科大学英法科卒業，農商務省に勤務。1899（明治32）年母校愛知第一中学の校長となる。体育を奨励し，マラソンに力をいれ日比野式走法の普及につとめる。のちマラソン王といわれた。「健康なるものは走れ強壮なるものは競走せよ」の格言を残す。大正6年衆議院議員（憲政会）。昭和25年4月2日死去。旧姓は織田。名は「ひろし」ともよむ。著書に『日本臣道論』（1904）『体験より得た体育』（1923）『忠に関する日本国民の絶対観念』（1924）『体育精義』（1925）など多数。

なお，本文で引用されている著作『真の忠義』は，おそらく K. Paul, Trench, Trubner 社より刊行された日比野の英文著作 Pure loyalty: the ideal of the Japanese subject であると思われるが，レーデラーは，これを翻訳だと誤解している可能性がある。

⑼　「後漢書」韋彪伝が出典。親に孝行する者は主君にも忠義を尽くすから，忠臣を求めようと思えば孝子の家から求めなさい，の意。

⑽　大正12年（1923）12月27日，摂政宮裕仁親王（後の昭和天皇）が第48帝国議会開院式に向かう途中，虎ノ門付近で，無政府主義者難波大助に狙撃された事件。弾丸ははずれ，難波はその場で逮捕。山本権兵衛内閣は責任をとって総辞職した。翌年11月13日大審院で刑法第73条の大逆罪により死刑判決が下され，15日に刑が執行された。

⑾　元老とは，明治中期から昭和初期にかけて，天皇の相談役として政界の最上層にあり，重要事件に際して政局のまとめ役をつとめた長老政治家の一団を指す。伊藤博文，黒田清隆，山県有朋，松方正義，井上馨，西郷従道，大山巌，桂太郎，西園寺公望の九人。公卿出身の西園寺以外はいずれも薩長の出身であり，内閣総理大臣などの要職を歴任した。したがって，「元総理大臣はすべて元老に含まれる」というレーデラーの記述は誤解に基づく。

文献

1）E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1929“Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten”Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.

2）E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1938“Japan in Transition”Yale University Press.

3）新渡戸稲造（著）矢内原忠雄（訳）1938（1899）『武士道』，岩波文庫

4）伊達聖伸 2008「死者をいかに生かし続けるか――オーギュスト・コントにおける死者崇拝の構造」『死生学研究 10 号』p.119-142

龍谷大学社会学部学会会則

平成元年 4 月 1 日

（名称，事務所）

第 1 条　本会は，龍谷大学社会学部学会と称し，事務所を龍谷大学深草学舎社会学部内に置く。

（目的）

第 2 条　本会は，社会学，社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

（事業）

第 3 条　本会は，前条の目的を達成するために，次の事業を行う。

⑴　機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
⑵　学術講演会，シンポジウム，研究会等の開催
⑶　学生会員の研究支援
⑷　その他本会が必要と認める事業

（構成）

第 4 条　本会は，次の会員をもって組織する。

⑴　普通会員　龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
⑵　学生会員　龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
⑶　賛助会員　前 2 号以外の者で，本会の趣旨に賛同する個人又は団体
⑷　名誉会員　本会の会員であった者で，龍谷大学の名誉教授である者，又は 10 年以上本会の普通会員であり龍谷大学を退職した者で，常任委員会が認めた者

（会長及び諸委員）

第 5 条　本会に以下のように会長及び委員を置く。

⑴　会長	1 名
⑵　庶務委員	1 名
⑶　会計委員	1 名
⑷『龍谷大学社会学部紀要』委員	4 名
⑸『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員	2 名
⑹　事業委員	2 名
⑺　学科委員	3 名
⑻　会計監査委員	2 名

2　前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

（会長及び諸委員の選任と任期）

第 6 条　会長は，龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は，庶務委員がその職務を代理する。

2　各委員は，会長が普通会員の中から委嘱し，評議員会に報告する。
3　各委員の任期は，2 年とする。ただし，再任を妨げない。途中退任の場合，後任者の任期は，前任者の残任期間とする。
4　前条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員は，それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き，各委員長は，各委員会において互選する。

（会長，各委員会及び委員の職務）
第 7 条　会長及び各委員会並びに委員は，次の職務を行う。
⑴　会長は，本会の業務を統括し，本会を代表する。
⑵　庶務委員は，本会の庶務を処理するとともに，会長を補佐する。
⑶　会計委員は，本会の会計を処理する。
⑷『龍谷大学社会学部紀要』委員会は，同誌の編集発行に関する事務を処理する。
⑸『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は，同誌の編集発行に関する事務を処理する。
⑹　事業委員会は，前 2 号を除く本会の事業を企画，立案，運営する。
⑺　学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
⑻　会計監査委員は，本会の会計監査を行う。
2　本条第 1 項第 4 号から第 6 号の委員会は，その事業の企画，立案，運営にあたり，委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお，参画に当たり経費を伴う場合は，あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

（常任委員会）
第 8 条　本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。
2　常任委員会は，会長，庶務委員，会計委員並びに第 6 条第 4 項の各委員長及び学科委員をもって構成する。
3　常任委員会は，会長が招集し，議長となって次の事項を処理する。
⑴　予算案・決算案の作成
⑵　事業実施の承認
⑶　会員の入会・退会の承認
⑷　その他必要な事項の審議
4　常任委員会の議決は，出席者の過半数以上の同意による。

（評議員会）
第 9 条　本会に評議員会を置く。
2　評議員会は，普通会員全員で構成する。
3　評議員会は，会長が招集し，議長となり，本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
4　評議員会の議決は，出席者の過半数以上の同意による。

（会計）
第10条　本会の経費は，入会金，年会費，龍谷大学からの助成金，事業収入及び寄付金をもって充てる。

（会計年度）
第11条　本会の会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。

（入会金）
第12条　本会への入会に際しては，入会金 2,000 円を納入する。ただし，学生会員，賛助会員及び名誉会員は，入会金の納入を免除される。
2　入会金の納入時期は，入会時とする。

（年会費）
第13条　普通会員は，年会費 4,000 円を納入する。
2　学生会員は，年会費 4,000 円を半期ごとに 2,000 円ずつ納入する。ただし，休学中は当該期間の会費納入を免除される。
3　賛助会員は，年会費 4,000 円以上を納入する。
4　名誉会員は，年会費の納入を免除される。
5　年会費の納入時期は，普通会員は原則として毎年 6 月とし，学生会員は毎年 4 月，9 月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は，入会時とする。

（改廃）
第14条　この会則の更改は，第 9 条第 4 項の規定にかかわらず，評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を要する。

付　則
この会則は，平成元年 4 月 1 日から施行する。
付　則（平成 10 年 6 月 24 日）
平成 10 年 6 月 24 日一部改正。同日より施行する。
付　則（平成 13 年 3 月 21 日）
平成 13 年 3 月 21 日一部改正。同日より施行する。
付　則（平成 15 年 3 月 12 日）
平成 15 年 3 月 12 日一部改正。平成 15 年 4 月 1 日より施行する。
付　則（平成 18 年 9 月 27 日）
平成 18 年 9 月 27 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
付　則（平成 19 年 3 月 13 日）
平成 19 年 3 月 13 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
付　則（平成 22 年 12 月 15 日第 5 条，第 6 条，第 8 条改正）
この会則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
付　則（平成 24 年 7 月 18 日第 12 条，第 13 条改正）
この会則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし，平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については，なお従前の会則による。
付　則（平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正）
この会則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
付　則（令和 3 年 11 月 17 日第 6 条～第 8 条，第 12 条，第 13 条改正）
この会則は，令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし，第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。
付　則（令和 3 年 11 月 17 日第 4 条改正）
この会則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
付　則（令和 7 年 2 月 10 日第 1 条，第 5 条，第 6 条，第 8 条改正）
この会則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月14日　制定

第 1 条　この規則は，龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下，『紀要』という。）の発行について定めるものである。

第 2 条　『紀要』は，原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条　原稿の募集，原稿掲載の決定，『紀要』の編集及び発行は，『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下，委員会という。）が行う。

2　原稿の掲載は，委員会が決定する。

第 4 条　原稿を筆頭執筆者として投稿できる者は，普通会員，賛助会員，博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお，博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合，あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2　非会員の投稿は，普通会員，賛助会員，博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者とする原稿の共同執筆者としてのみ認める。ただし，原稿を掲載するにあたって掲載料（2,000 円）をあらかじめ納入するものとする。なお，委員会から非会員に執筆を依頼した場合は，筆頭執筆者としての投稿を認め，掲載料を免除することがある。

3　学部学生の学生会員は，普通会員を筆頭執筆者とする場合に限り，共同執筆者として原稿を投稿できる。

第 5 条　原稿の種別は，論文（査読付）・論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳・小特集等（以下，論文等とする。）とする。

2　小特集は，普通会員を代表者とし，社会学部の教育・研究に資する内容の企画とする。

第 6 条　論文（査読付）の種別で投稿された原稿については，2 名の匿名の査読者による査読を行い，査読結果を受けて委員会において掲載の可否を決定する。なお，論文（査読付）以外の原稿については委員会において確認し，掲載を決定する。委員会は，必要に応じて，投稿者への質問，修正依頼を行うことがある。

2　査読結果又は委員会の確認事項については，委員会から執筆者に通知する。なお，博士課程・修士課程在学中の学生会員の原稿に関する通知は，指導教員及び執筆者の双方に行う。

3　査読の詳細については，『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則に定める。

第 7 条　論文等の執筆は，次の要項によるものとする。

⑴　論文等は，未発表のものに限る。

⑵　論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア　論文（査読付），論文，小特集の各論文は，30,000 字以内

イ　調査報告，研究資料，翻訳は，50,000 字以内

なお，翻訳は，著作権者からの許諾を必要とする。ただし，著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ　研究ノート，書評論文，書評は，12,000 字以内

⑶　論文等には，必ず英文タイトルを添付するものとする。

⑷　論文（査読付），論文，研究ノート，小特集の各論文には，必ず和文要旨（400 字程度）を添付するものとする。

⑸　論文等は，原則として横書きとする。

⑹　論文等の注，文献一覧は所属学会で認められている形式で統一して記載する。注

を付ける際は Word 等の脚注機能を使用する。脚注・文末脚注どちらも可とし，提出された原稿で使用している形式の注で『紀要』の編集を行う。

⑺ 論文等で図表を用いた場合は，図表は原稿文中に含めず，別ファイルで提出するものとする。文中に図表を挿入すべき箇所を指示する。図表は Word・Excel のいずれかで作成することを推奨する。これ以外のソフトで作表した場合は，JPEG 又は PDF 形式に変換するものとする。

⑻ 論文等で写真を用いた場合は，原稿提出の際に写真データの原本を提出の上，撮影・掲載の許可を得ていることを委員会に伝える。図表及び写真を他の文献から引用する場合は，引用元を明記する。

⑼ 原稿に利用したデータや事例等について研究倫理上必要な手続を経ていることを本文又は注に明記する。また，記述においてプライバシー侵害がなされないよう細心の注意を払う。

第 8 条　掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は，複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 9 条　本規則の改正は，常任委員会の議によるものとする。

第10条　本規則は，平成元年 6 月 14 日より実施する。

付　則

1　平成13年 4 月27日改正
2　平成15年 4 月24日改正
3　平成17年 5 月11日改正
4　平成17年 7 月13日改正
5　平成18年 9 月27日改正
6　平成20年11月25日改正
7　平成24年 1 月17日改正
8　平成24年10月16日改正
9　平成28年 5 月11日改正
10　平成28年11月 9 日改正
11　平成29年10月10日改正
12　令和 2 年 5 月27日改正
13　令和 3 年 5 月19日改正
14　令和 3 年11月10日改正
（ただし，第 3 条第 3 項の名誉会員に係る改正規定は，令和 4 年 4 月 1 日から適用する。）
15　令和 6 年 7 月 2 日改正

『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則

制定　令和 6 年 7 月 2 日

（趣旨）

第 1 条　この細則は，『龍谷大学社会学部紀要』規則の第 6 条に基づく論文（査読付）の査読に関し必要な事項を定めるものとする。

（査読方式）

第 2 条　論文（査読付）として投稿された原稿については，ダブルブラインド方式による査読を行う。

2　査読及び雑誌編集の過程で，投稿者及び査読者の氏名は相互に匿名とし，『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下「委員会」という。）は，投稿者及び査読者のプライバシーを保護する。

（査読対象者）

第 3 条　博士課程又は修士課程在学中の学生会員は，筆頭執筆者として論文を投稿する際に必ず査読を受けなければならない。

2　普通会員及び名誉会員は，論文を投稿する際に希望すれば査読を受けることができる。

（査読プロセス）

第 4 条　委員会は，別表のフローチャートに従って査読プロセスを運営し，査読の結果を受けて掲載の可否を決定する。

2　委員会は，各投稿原稿について 2 名の査読者を選び，所定の書式により審査を依頼する。必要に応じ，第 3 の査読者を依頼することができる。

3　委員会からの所定回数の督促にもかかわらず，査読者が審査結果を提出しない場合には，委員会は査読者を変更することができる。

4　2 名の査読者の査読結果が相違した場合は，別表のフローチャートの通りに対応する。また，その措置にあたって，委員会は各査読者から意見を求めることができる。

5　委員会は，査読完了後に査読結果を集約・検討し，おおむね 1 ヵ月程度で掲載の可否，査読者のコメント及び原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。原稿修正期間は 2 週間を標準として指示する。査読結果は次の評価区分で表記する。

A――無修正で掲載可―
B――修正後に掲載可―
C――修正後に再査読―
D――論文（査読付）としては掲載不可―

6　再査読においても評価が C，D の場合，委員会は論文（査読付）以外の原稿種別における掲載又は掲載見送りを決定することができる。

（査読者の留意事項）

第 5 条　査読者は，所定の査読報告書にしたがって査読を行う。おおむね 2 週間程度の期間で査読結果を報告する。

2　査読者は，執筆者の論述の意図を汲みつつ，論文の価値が高まるようなコメントを行うよう努める。

3　報告書において「C――修正後に再査読」とした査読者には，執筆者が原稿を修正した後，おおむね 1 週間程度の期間で再査読を依頼する。査読者は査読時にコメントした点のみを再査読し，再査読結果を委員会に報告する。

4　執筆者が査読を受けて原稿を修正した後，委員会が必要と認めた場合には，査読時

に「A――無修正で掲載可」「B――修正後に掲載可」と評価していた査読者に対しても再査読を依頼することがある。

5　非会員の査読者に査読を依頼した場合，謝礼として図書カードを進呈する。

（論文投稿者の留意事項）

第 6 条　投稿者は，匿名による査読を行うため，提出原稿においては著者を特定できるような表現は避ける。

2　提出原稿本文のファイルはファイル名を「（論文題目）.docx」等とする。論文の冒頭には論文題目のみを記入し，投稿者の氏名は記載しない。

3　投稿者自身が過去に執筆した論文等については「拙著」「拙論」などと表現せずに，筆者名によって表記する。謝辞や研究助成に関する記述は省略する。これらの記述を加筆修正する期間を掲載決定後に設ける。

（改廃）

第 7 条　本細則の改廃は，龍谷大学社会学部学会常任委員会の議によるものとする。

付　則

この細則は，制定日（令和 6 年 7 月 2 日）から施行する。

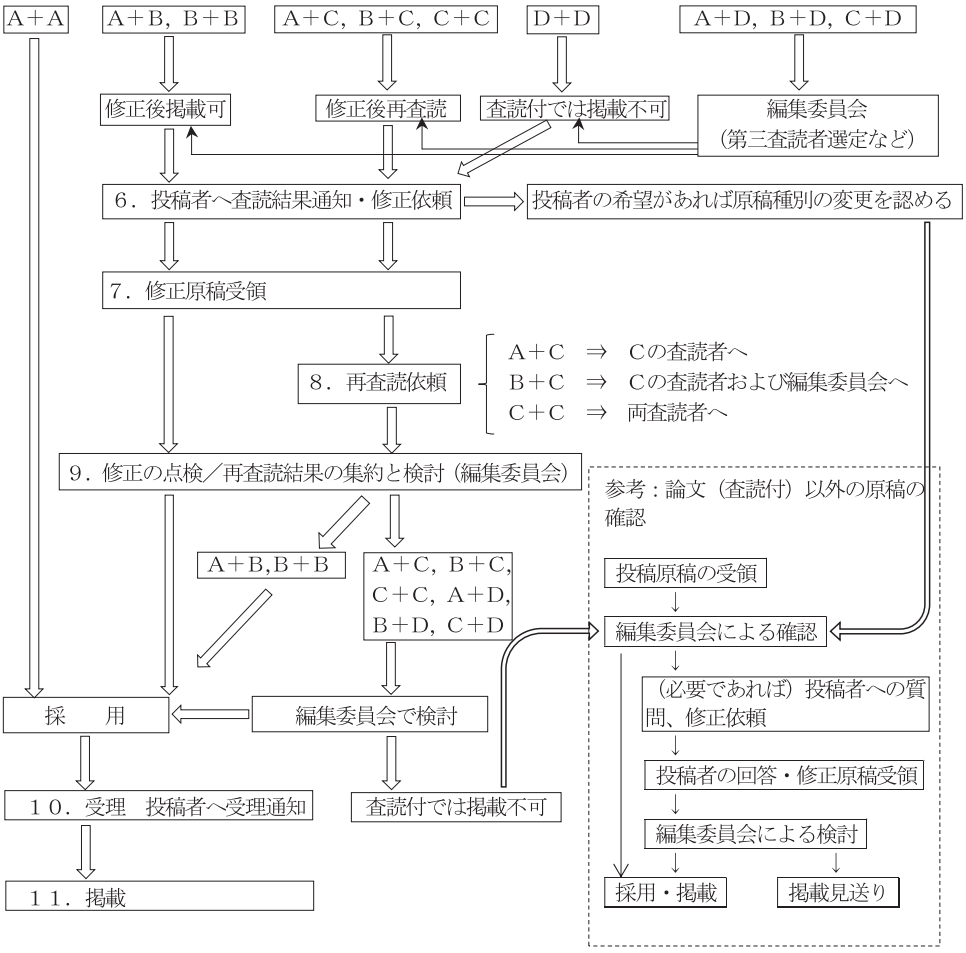
別表（第 4 条関係）

『龍谷大学社会学部紀要』「論文（査読付）」の投稿受領から掲載までのフローチャート

1. 投稿原稿を受領
2. 査読者（1 原稿あたり 2 名）を選定
3. 査読を依頼
4. 査読結果受領

査読結果	A：無修正で掲載可
	B：修正後に掲載可
	C：修正後に再査読
	D：論文（査読付）としては掲載不可

5. 編集委員会で集約及び検討
（査読者の審査結果をもとに、編集委員会で検討する。その際の原則は以下の通り）



社会学部学会会員

（50 音順）

会長	吉田竜司			
社会学部紀要委員	梅田拓也	井上見淳		
	清家竜介*	山田容	（*は委員長）	
庶務委員	久保和之			
会計委員	津島昌寛			
社会学部ジャーナル委員	松浦哲郎*	脇田健一	（*は委員長）	
事業委員	井上辰樹*	数実浩佑	（*は委員長）	
学科委員	大西孝之	栗田修司		
	松岡亮二			
会計監査委員	李相哲	渡辺めぐみ		
普通会員	五十嵐海理	井田千明	伊藤優子	
	猪瀬優理	岩倉洸	工藤保則	
	黒川雅代子	今野勝幸	阪口春彦	
	坂本清彦	砂脇恵	高岡智子	
	竹内友章	立田瑞穂	田中明彦	
	樽井康彦	土田美世子	筒井のり子	
	椿原敦子	時本義昭	中谷昇	
	中村美智代	畑仲哲雄	春名苗	
	藤田悟	舟橋健太	前川貴史	
	松島恵介	村澤真保呂	闔美芳	
	李復屏	渡邉悟史		

執筆者紹介（掲載順）

岩　倉　　洸（社会学部実習助手）　　田　中　明　彦（社会学部教授）
張　　白　璐（社会学研究科博士課程）　筒　井　のり子（社会学部教授）
古　荘　匡　義（社会学部非常勤講師）　湯　田　直　人（社会学部 2025 年度卒業）
柴　田　和　子（社会学部非常勤講師）*　舟　木　徹　男（社会学部非常勤講師）*
貫　井　　隆（社会学部非常勤講師）*

＊2026 年度賛助会員

編　集　後　記

◇今号も多くの先生方からご投稿をいただき，深く感謝申し上げます。21 世紀も四半世紀が過ぎ，モールス電信に始まる電子メディアの革新は，デジタル技術と融合することで従来の活字文化や出版のあり方を根底から変えようとしています。本誌が電子媒体へと移行したのも，こうした歴史的な潮流を見据えた判断です。さらに，昨今の生成 AI の急速な台頭は，学術のあり方そのものにも大きな影響を与え始めています。教育現場において AI 利用の規範づくりが急務とされる中，学術誌もまた例外ではありません。この不可逆的な技術の進展を踏まえ，本編集委員会としても，新たなパラダイムシフトに明確な方針をもって向き合うべき時期を迎えていると感じております。

（R. S.）

龍谷大学社会学部紀要　　第 69 号

令和 8 年 9 月30日　発行

編　集　『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協和印刷株式会社

発行者　龍谷大学社会学部学会
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
電話（075）642-1111（代）

Bulletin of the Faculty of Sociology

Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

In Commemoration of Prof. Koichiro Kuroda's Retirement

No. 69 2026

CONTENTS

Articles

Concerns and Reaction to Muslim Cemeteries and Burials in Local Communities:
Based on Reports in Local Newspapers ····· Ko Iwakura (3)

Problems with the 2012 Pension Amendment Bill from the Perspective
of the State of Pension Finances at the Time the Bill was Drafted:
The Absence of a Basis for Eliminating the "Special Measures Portion" ····· TANAKA Akihiko (25)

Determinants of the Quality of Social Work Practice:
Insights from an Interview-Based Study in an Elderly Welfare Facility in China····· Bailu Zhang (52)

Social Welfare Issues Associated with the Trend of Treating Pets as Family ····· Noriko Tsutsui (79)

Autoethnography as Public Sociology:
A Report on Educational Practice in "Basic Seminar B" in AY 2025
····· Tadayoshi Furuso, Naoto Yuda (91)

Material

Historical Evolution and Resource Governance in the Dorogawa Zaisanku····· Kazuko Shibata (110)

Translation

Emil Lederer, Emy Lederer Seitler, "Japan-Europa" (der siebte Kapitel(1)) ····· Tetsuo Funaki
Takashi Nukui (124)

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
OHTSU, SHIGA, JAPAN